

第 6 編

資料編

1 災害危険箇所等一覧

1-1 危険箇所等総括表

区分		箇所数
地すべり危険箇所（県建設部所管）		10
山地災害危険地	地すべり危険地区（県林務部所管）	1
	山腹崩壊危険地区	80
	崩壊土砂流出危険地区	81
土砂崩壊危険箇所		49
急傾斜地崩壊危険箇所		289
土石流危険渓流		327
砂防指定地		49
重要水防区域		87

1-2の1 地すべり危険箇所（土木課調）

番号	台帳番号	箇所名	地区名	所在地	面積(ha)	備考
1	1	広川原	臼田	田口	7.3	佐建
2	2	馬坂	臼田	田口	8.8	佐建
3	3	勝間	臼田	勝間	6.4	佐建
4	27	田口峠	臼田	田口	13.21	佐建／地すべり防止区域 H4.5.28 法指定、人家4、その他 公共施設・県道
5	28	榊山	臼田	田口	4.1	佐建
6	29	宮代	臼田	田口	5.7	佐建
7	30	下町	臼田	田口	4.2	佐建
8	49	御馬寄	浅科	御馬寄	31.7	佐建
9	50	下原	浅科	甲	16.3	佐建
10	51	水地	浅科	水地	68.3	佐建／地すべり防止区域 H14.1.25 法指定、人家46、その他 公共施設・県道・市道

1-2の2 地すべり危険地区（佐久地域振興局林務課調）

番号	台帳番号	箇所名	地区名	所在地	面積(ha)
1	1	水地	浅科	蓬田字水地	10.0

1-3 山腹崩壊危険地区

(佐久地域振興局林務課調)

番号	地区名	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置	
		調査地区	危険地区		大字	字
1	東	30	10		志賀	柳沢
2	東	40	2	一部概成	志賀	九竜平
3	浅間	4	4	一部概成	猿久保	野馬窪
4	浅間	6	1	概成	横和	寄塚
5	浅間	21	1		今井	清水
6	浅間	7	1		鳴瀬	冷間
7	野沢	8	4	概成	伴野	唐松坂
8	野沢	11	1		大沢	新田居村
9	東	22	2		香坂	高棚
10	中込	3	1		常和	平畑
11	野沢	2	1		大沢	山田
12	浅間	2	2	一部概成	岩村田	向田堰土
13	浅間	2	1	一部概成	上平尾	屋知
14	浅間	2	1	一部概成	鳴瀬	城跡
15	野沢	4	3	概成	小宮山	伴野城根
16	東	1	1	一部概成	志賀	下八重久保
17	中込	2	2	一部概成	内山	一本木
18	東	3	1	一部概成	志賀	根古沢
19	野沢	3	2	一部概成	前山	川越石
20	中込	6	1	一部概成	内山	神房
21	東	15	3		志賀	大沢
22	東	28	3		志賀	寄石
23	東	27	1		志賀	富山
24	東	29	1		志賀	九竜
25	野沢	5	1	一部概成	大沢	山田
26	野沢	6	1	概成	前山	洞源
27	浅間	4	1	概成	三河田	下原
28	中込	6	2		中込	愛宕林
29	浅間	1	1	一部概成	塚原	宮の沢
30	中込	4	1	一部概成		本郷中北側
31	中込	3	2	一部概成	内山	神房
32	中込	1	1	一部概成	内山	初谷①
33	中込	1	1		内山	初谷
34	野沢	1	1	概成	根岸	日向
35	臼田	5	3		入沢	児落場
36	臼田	1	1	概成		馬坂
37	臼田	1	1		臼田	勝間
38	臼田	1	1	一部概成	田口	かいる淵
39	臼田	1	1		田口	しらじ久保
40	臼田	23	10	一部概成	田口	五庵
41	臼田	1	1	概成		日向
42	臼田	2	2	概成		城山

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	地区名	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置	
		調査地区	危険地区		大字	字
43	臼田	2	2	概成	上小田切	日向
44	臼田	1	1	概成		広川原
45	望月	7	7	概成	望月	胡桃沢
46	望月	18	2		協和	大里池
47	望月	10	1	概成	協和	細山
48	望月	24	3		協和	細山
49	望月	18	16		春日	春日岳
50	望月	22	9		春日	春日岳
51	望月	8	7	一部概成	春日	春日岳
52	望月	7	7	概成	協和	細山
53	望月	6	5	概成	協和	赤谷
54	望月	8	4	一部概成	春日	春日岳
55	望月	3	1		春日	春日岳
56	望月	1	1		春日	春日岳
57	望月	2	1	概成	春日	春日岳
58	望月	3	2		春日	春日岳
59	望月	20	15	概成	春日	春日岳
60	望月	12	4	一部概成	春日	西久保
61	望月	7	5	一部概成	春日	春日岳
62	望月	18	14	概成	協和	赤谷
63	望月	3	3	一部概成	協和	細山
64	望月	4	3		協和	唐沢
65	望月	4	4		望月	古宮
66	望月	2	2		望月	古宮
67	望月	4	3	一部概成	協和	藤ノ木
68	望月	10	6		春日	大河原峠
69	望月	3	2	一部概成		牧寄浦
70	望月	4	3	一部概成		畳石
71	望月	1	1	概成		本沢口
72	望月	2	2	概成		細山
73	望月	6	6		望月	春日
74	浅科	3	2		甲	山ノ畑
75	浅科	8	1		桑山	下導寺
76	浅科	9	6	概成	桑山	舟久保
77	浅科	5	1		塩名田	岩下
78	浅科	5	3		桑山	伊比平
79	浅科	4	1	一部概成	八幡	鳥久保
80	浅科	1	1	一部概成	御馬寄	駒寄山

1-4 崩壊土砂流出危険地区

(佐久地域振興局林務課調)

番号	地区名	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置	
				大字	字
1	中込	1.6	概成	内山	東八重蒔沢
2	中込	2.2		内山	月通
3	中込	6.0	概成	内山	柳沢
4	東	4.1		志賀	中沢
5	野沢	1.1		根岸	東笹倉
6	野沢	6.6	一部概成	前山	尾垂
7	東	2.7	一部概成	志賀	榛原
8	東	1.9		香坂	神男沢
9	浅間	0.2		今井	宮ノ前
10	野沢	0.5	一部概成	小宮山	シモジウス
11	野沢	0.2		根岸	御岳
12	東	3.8		志賀	大沢
13	東	3.6		志賀	富山
14	東	1.8		志賀	寄石
15	野沢	6.0	一部概成	小宮山	伴野城根
16	東	1.7	一部概成	志賀	九竜
17	野沢	1.5		前山	サギ山
18	野沢	0.6		大沢	山田
19	東	0.9		志賀	九竜
20	東	1.2	未成	志賀	柳沢
21	野沢	0.3	概成	伴野	原崎
22	中込	1.2	一部概成	内山	坂の入
23	東	0.3	概成	志賀	池尻
24	中込	0.1	概成	内山	神房(2)
25	臼田	1.1	一部概成	田口	猪久保
26	臼田	1.3	一部概成	田口	しらじ久保
27	臼田	2.6	未成	田口	高畑
28	臼田	0.6	一部概成	田口	沖の沢
29	臼田	2.5	未成	田口	葭の入
30	臼田	3.2	未成	田口	大滝
31	臼田	3.6		清川	鳳雁
32	臼田	1.1		切原	常平
33	臼田	1.3		切原	常平
34	臼田	0.9	一部概成	田口	葎草
35	臼田	0.5		田口	猿岩
36	臼田	1.2		田口	葭の入
37	臼田	0.7		田口	広川原
38	臼田	1.2	一部概成	田口	志らじ久保
39	臼田	0.5	一部概成	田口	駒倉
40	臼田	0.3	一部概成	田口	にら草
41	臼田	0.3	一部概成	田口	笹倉
42	臼田	0.7	一部概成	田口	馬坂
43	臼田	0.7	概成	田口	本際
44	望月	1.0	概成	協和	岩下

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	地区名	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置	
				大字	字
45	望月	0.6		協和	柏原
46	望月	0.9	概成	協和	藤の木
47	望月	1.2	一部概成	協和	甘酒
48	望月	1.8		協和	甘酒
49	望月	3.0		協和	唐沢
50	望月	4.5	概成	春日	春日岳
51	望月	4.5	一部概成	春日	春日岳
52	望月	4.5	一部概成	春日	春日岳
53	望月	2.3		協和	赤谷
54	望月	3.6	一部概成	協和	細山
55	望月	4.5	概成	春日	春日岳
56	望月	4.5	一部概成	協和	唐沢
57	望月	4.2	概成	協和	唐沢
58	望月	2.4	一部概成	協和	甘酒
59	望月	1.1		協和	八丁地峯
60	望月	0.9		印内	日沢
61	望月	0.9		協和	山ノ神
62	望月	0.9		協和	合ノ沢
63	望月	0.9	一部概成	布施	雁村
64	望月	1.7		布施	転石
65	望月	1.1	一部概成	布施	脇ノ沢
66	望月	3.0		布施	藤巻
67	望月	0.5	概成	印内	印内
68	望月	0.8	一部概成	協和	延沢
69	望月	3.0	概成	春日	春日岳
70	望月	6.0		春日	春日岳
71	望月	0.8	概成	春日	春日岳
72	望月	3.9	概成	春日	春日岳
73	望月	3.0	一部概成	春日	春日岳
74	望月	1.8	一部概成	春日	西久保
75	望月	1.1	一部概成	協和	唐沢
76	望月	0.3	一部概成	協和	小瀬口
77	望月	3.6	一部概成		八ツ石久保
78	望月	1.0	一部概成	春日	春日岳
79	望月	3.60	概成	春日	春日嶽A
80	浅科	0.3	概成		土合
81	浅科	1.05	概成		入の沢

1-5 土砂崩壊危険箇所

(耕地林務課調)

番号	施設番号	地区 番号	地区名	所在地	管理団体名	備考
1	217001	01	荒谷 1	岩村田字石並	佐久市土地改良区	佐久
2	217001	02	荒谷 2	岩村田字精進場	佐久市土地改良区	佐久
3	217001	03	荒谷 3	岩村田字精進場	佐久市土地改良区	佐久
4	217002	01	常木用水	岩村田字上の城	佐久市土地改良区	佐久
5	217002	02	常木用水	塩名田字上唐沢	佐久市土地改良区	浅科
6	217002	03	常木用水	塩名田字下唐沢	佐久市土地改良区	浅科
7	217003		神房	内山字神房	佐久市	佐久
8	217004		東立科	東立科	佐久市	佐久
9	217005	01	田口用水	平林	田口用水組合	臼田
10	217005	02	田口用水	入沢・三分	田口用水組合	臼田
11	217006		三ヶ用水	平林・入沢	三ヶ用水組合	臼田
12	217007	01	枯木平用水	湯原	佐久市	臼田
13	217007	02	道平用水	湯原	佐久市	臼田
14	217008		日影用水	上小田切	佐久市	臼田
15	217009		栗の木用水	中小田切	佐久市	臼田
16	217010		霞ノ入用水	田口	佐久市	臼田
17	217011	01	谷田用水	春日字蔵平～諏訪入	谷田水利組合	望月
18	217011	02	谷田用水	春日字下沖	谷田水利組合	望月
19	217012	01	茂沢	春日字蔵石	佐久市	望月
20	217012	02	茂沢	春日字字樽	佐久市	望月
21	217013	01	片倉用水	協和字下陀～片倉沖	佐久市	望月
22	217013	02	片倉用水	協和字下陀～片倉沖	佐久市	望月
23	217014	01	作畑用水	印内字作畑	佐久市	望月
24	217014	02	作畑用水	印内字作畑	佐久市	望月
25	217015		高呂上	協和字平石～堰上	佐久市	望月
26	217016	01	天神用水	協和字中島～堂上日影	佐久市	望月
27	217016	02	天神用水	協和	佐久市	望月
28	217017	01	印内用水	望月字長坂	佐久市	望月
29	217017	02	印内用水	望月	佐久市	望月
30	217018	01	瓜生	望月字御桐谷～寺前	川西土地改良区連合	望月
31	217018	02	瓜生	望月字御桐谷～寺前	川西土地改良区連合	望月
32	217019		中居東	布施字坂峰	佐久市	望月
33	217020		入布施東	布施字スボ入	佐久市	望月
34	217021		岩下	春日字岩下	佐久市	望月
35	217022		新田	春日字権現平	佐久市	望月
36	217023		茂田井用水	協和	立科土地改良区	望月
37	217024	01	安原用水	横根字芋の原	佐久市土地改良区	佐久
38	217024	02	安原用水	上平尾字大輪子	佐久市土地改良区	佐久
39	217025		新田	内山字新田	佐久市	佐久
40	217026		白岩用水	横根字赤岩	佐久市土地改良区	佐久
41	217027		三角田用水	清川字五反田	佐久市	臼田

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	施設番号	地区 番号	地区名	所 在 地	管理団体名	備考
42	217028		平尾用水	横根字上長坂	佐久市	佐久
43	217029		佐久平用水	勝間字田子屋	佐久平土地改良区	臼田
44	217030	01	野沢用水	勝間字城山	佐久平土地改良区	臼田
45	217030	02	野沢用水	臼田字上川原	佐久平土地改良区	臼田
46	217031	01	平賀用水	勝間字田古屋	佐久平土地改良区	臼田
47	217031	02	山田用水	田口字郷土ヶ井	佐久平土地改良区	臼田
48	217032	01	五郎兵衛用水	協和字松ノ木窪	五郎兵衛用水 土地改良区	望月
49	217032	02	五郎兵衛用水	協和字松ノ木窪	五郎兵衛用水 土地改良区	望月

1-6 急傾斜地崩壊危険箇所

(土木課調)

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備考
					延長	斜 度	高 さ			
1	21711001	西地	香坂	西地	330	32	90	10		佐久
2	21711002	志賀中宿	志賀	中宿	280	38	80	8		佐久
3	21711003	志賀上宿	志賀	上宿	190	32	70	9		佐久
4	21711004	八重久保	志賀	駒込	220	30	35	12	H4. 9. 17	佐久
5	21711005	駒込	志賀	西駒込	230	38	25	30	S 56. 3. 30 H2. 4. 26	佐久
6	21711006	初谷温泉	内山	初谷	120	40	80	1		佐久
7	21711007	大月	内山	大月	100	30	30	7		佐久
8	21711008	相立	内山	相立	270	40	40	6		佐久
9	21711009	中村	内山	中村	180	38	90	11		佐久
10	21711010	朮水 2 号	内山	朮水	190	45	70	7		佐久
11	21711011	朮水 3 号	内山	朮水	70	35	30	5		佐久
12	21711012	朮水	内山	朮水	100	35	25	8		佐久
13	21711013	町上	内山	町上	120	37	30	8		佐久
14	21711014	町下	内山	法観寺	100	35	55	10	S 57. 4. 5	佐久
15	21711015	町下 2 号	内山	町下	170	35	20	8		佐久
16	21711016	松井	内山	松井東	80	34	30	6		佐久
17	21711017	採石場下	平賀	東姥石	70	30	50	5		佐久
18	21711018	大林寺	平賀	平賀上宿	70	43	70	5		佐久
19	21711019	平賀上宿	平賀	上宿	120	33	20	17		佐久
20	21711020	竹原団地	平賀	竹原	200	30	50	22		佐久
21	21711021	北沢	常和	北沢	120	38	50	7		佐久
22	21711022	阿ら井	常和	阿ら井	300	35	45	11		佐久
23	21711023	上平尾	上平尾	古城跡	170	45	30	0		佐久
24	21711024	横根	横根	十二平	90	35	15	6		佐久
25	21711025	横根北	横根	横根	200	60	15	7		佐久
26	21711026	平根橋	横根	苧	85	80	10	7		佐久
27	21711027	安原北	岩村田	荒宿	105	38	8	11		佐久
28	21711028	安原南	岩村田	荒宿	110	50	8	2		佐久
29	21711029	伊勢林	岩村田	向田	410	80	12	19		佐久
30	21711030	大和町	岩村田	大和町	150	50	12	10		佐久
31	21711031	上の城	岩村田	上の城	500	35	12	48		佐久
32	21711032	一本柳	岩村田	下福王寺	510	45	10	8		佐久
33	21711033	根々井	根々井	日向	180	40	10	6		佐久
34	21711034	中央区南	中込	梨ノ木	740	45	20	41		佐久
35	21711035	横和	横和	横和	400	52	20	25		佐久
36	21711036	白山団地	三河田	九反田	500	40	22	30		佐久
37	21711037	鳴瀬	鳴瀬	原口	240	70	15	0		佐久
38	21711038	落合	鳴瀬	落合	150	34	12	15		佐久
39	21711039	南岩尾	鳴瀬	宮の前	100	45	10	5		佐久

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備考
					延長	斜 度	高 さ			
40	21711040	弥生ヶ丘	小宮山	弥生ヶ丘	200	34	8	13		佐久
41	21711041	小宮山北	小宮山	伴野	290	45	40	14		佐久
42	21711042	小宮山	前山	居屋敷	510	35	50	19	H3. 4. 1	佐久
43	21711043	前山南	前山	前山南	180	33	35	5		佐久
44	21711044	地家	大沢	地家	75	40	20	1		佐久
45	21711045	上町	大沢	居屋敷	180	35	40	6	H2. 4. 26	佐久
46	21711046	日向	根岸	上長坂	300	40	65	21	S 51. 5. 20 S 55. 2. 21	佐久
47	21711047	東立科	東立科	長窪	180	31	30	11		佐久
48	21711048	新田居村下	大沢	新田居村	100	30	50	2	S 62. 3. 23	佐久
49	21711049	新田居村	大沢	新田居村	670	35	55	35	S 58. 4. 18	佐久
50	21712001	西地東	香坂	西地	110	40	50	2		佐久
51	21712005	黒田	内山	黒田	100	35	30	1		佐久
52	21712006	苦水	内山	苦水	120	35	90	1		佐久
53	21712007	相立 2 号	内山	苦水	110	35	60	2		佐久
54	21712008	相立 3 号	内山	苦水	70	41	60	2		佐久
55	21712009	中村 2 号	内山	中村	90	42	40	3		佐久
56	21712010	町中	内山	町中	200	36	140	1		佐久
57	21712015	正安寺	内山	松井東	160	36	40	1		佐久
58	21712016	上宿 2 号	平賀	上宿	140	35	25	2		佐久
59	21712013	常和北 1 号	常和	常和北	90	30	20	1		佐久
60	21712014	常和北 2 号	常和	常和北	80	35	50	1		佐久
61	21712011	常和南 1 号	常和	常和南	170	45	40	4		佐久
62	21712012	常和南 2 号	常和	常和南	130	31	70	4		佐久
63	21712002	上平尾 2 号	上平尾	東大久保	105	48	10	2		佐久
64	21712003	湯川温泉	岩村田	栗毛坂	110	35	10	4		佐久
65	21712004	長土呂	長土呂	本宮	140	35	15	4		佐久
66		伊勢林	新子田	伊勢林	75	44	14	4		佐久
67	21712017	瀬戸中	瀬戸	瀬戸中	45	60	8	2		佐久
68		落合	鳴瀬	落合	170	70	12	4		佐久
69	21712018	竹田	根岸	竹田	60	31	20	2		佐久
70	21712019	沓沢	根岸	沓沢	130	33	40	2		佐久
71	21712020	大沢	大沢	大沢新田	90	38	40	2		佐久
72	21713001	香坂 1	香坂		223	37	62			佐久
73	21713002	香坂 2	香坂		190	41	54			佐久
74	21713003	西地	香坂	西地	215	50	44			佐久
75	21713004	志賀 2	志賀		240	39	46			佐久
76	21713005	志賀 1	志賀		303	45	26			佐久
77	21713006	内山牧場 1	内山	内山牧場	160	47	40			佐久
78	21713007	内山牧場 2	内山	内山牧場	170	46	30			佐久
79	21713008	黒田	内山	黒田	220	55	50			佐久

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備 考
					延長	斜 度	高 さ			
80	21713009	大月	内山	大月	140	50	30			佐久
81	21713010	苦水 1	内山	苦水	200	30	70			佐久
82	21713011	苦水 2	内山	苦水	130	42	70			佐久
83	21713012	苦水 3	内山	苦水	180	50	50			佐久
84	21713013	朮水	内山	朮水	158	50	84			佐久
85	21713014	町上	内山	町上	165	34	60			佐久
86	21713015	常和南 2	常和	常和南	288	30	72			佐久
87	21713016	常和南	常和	常和南	260	32	50			佐久
88	21713017	常和南 1	常和	常和南	110	38	26			佐久
89	21713018	上平尾	上平尾		190	44	26			佐久
90	21713019	花園町	岩村田	花園町	268	39	28			佐久
91	21713020	伊勢林 1	新子田	伊勢林	175	43	20			佐久
92	21713021	伊勢林 2	新子田	伊勢林	223	37	12			佐久
93	21713022	鳴瀬	鳴瀬		213	41	16			佐久
94	21713023	落合	鳴瀬	落合	575	37	14			佐久
95	21713024	北岩尾	鳴瀬	北岩尾	328	32	20			佐久
96	21713025	地家	大沢	地家	200	36	20			佐久
97		地家 (1)	前山		103	35	20			佐久
98	21713026	前山南	前山	前山南	305	32	40			佐久
99	21713027	小宮山	小宮山		588	41	40			佐久
100	21713028	平井 1	根岸	平井	160	36	10			佐久
101	21713029	平井 2	根岸	平井	130	37	14			佐久
102	21713030	笠倉 1	根岸	笠倉	265	34	32			佐久
103	21713031	笠倉 2	根岸	笠倉	185	31	22			佐久
104	21713032	笠倉 3	根岸	笠倉	313	45	22			佐久
105	21713033	笠倉 4	根岸	笠倉	268	45	18			佐久
106	21713034	笠倉 5	根岸	笠倉	180	38	28			佐久
107	21713035	笠倉 6	根岸	笠倉	175	32	16			佐久
108	21713036	笠倉 7	根岸	笠倉	153	36	18			佐久
109	21713037	杳沢	根岸	杳沢	168	41	22			佐久
110	21713038	東立科	東立科		140	34	20			佐久
111	21713039	美笹 1	前山	美笹	263	37	14			佐久
112	21713040	大沢新田 1	前山	大沢新田	390	33	30			佐久
113	21713041	大沢新田 2	前山	大沢新田	60	43	30			佐久
114	21713042	美笹 2	前山	美笹	200	30	20			佐久
115	21713043	美笹 3	前山	美笹	200	30	20			佐久
116	30111001	馬坂 2 号	田口	馬坂	140	40	50	5	S 54. 2. 13	臼田
117	30111002	馬坂 1 号	田口	馬坂	250	55	50	8	S 54. 2. 13	臼田
118	30111003	広川原 1 号	田口	広川原	200	50	50	5		臼田
119	30111004	不老温泉	田口		120	50	50	1		臼田
120	30111005	丸山	田口	丸山	120	50	25	5		臼田

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備考
					延長	斜 度	高 さ			
121	30111006	丸山下	田口	丸山	150	40	40	5		臼田
122	30111007	玉尾	田口		250	45	40	11		臼田
123	30111008	下町	田口	下町	275	60	100	8		臼田
124	30111009	常和	常和	はかせ 久保	110	35	6	10	S 49. 1. 28	臼田
125	30111010	清川	常和	清川	140	33	26	5	S 48. 11. 15	臼田
126	30111011	清川 2 号	常和	清川	135	50	20	8		臼田
127	30111012	赤谷	入沢	赤谷	200	30	9	5		臼田
128	30111013	入沢	入沢	入沢	170	35	40	25		臼田
129	30111014	入沢口	入沢	入沢	230	45	26	10	S 59. 4. 19	臼田
130	30111015	稲荷山	城山		250	40	20	30		臼田
131	30111016	勝間下	勝間		300	45	15	24		臼田
132	30111017	勝間	上	勝間	540	70	15	9	H9. 11. 20	臼田
133	30111018	旭ヶ丘北	臼田	旭が丘	200	45	50	17		臼田
134	30111019	旭ヶ丘南	臼田	旭が丘	220	45	12	13	S 60. 4. 4	臼田
135	30111020	旭ヶ丘	臼田	旭が丘	55	45	23	7	S 48. 11. 15	臼田
136	30111021	下滝	湯原	下滝	210	45	40	12	S 55. 2. 21	臼田
137	30111022	北側	湯原	北側	170	42	25	9	S 57. 4. 5	臼田
138	30111023	北側 2 号	湯原	北側	300	35	12	10	S 58. 4. 1	臼田
139	30111024	南側	湯原	南側	80	30	9	7		臼田
140	30111025	湯原 3	湯原		60	10	3	6		臼田
141	30111026	湯原新田	湯原	新田	140	32	20	10		臼田
142	30111027	北川	北川	北川	150	30	20	10		臼田
143	30111028	居村	中小田切	居村	100	50	10	6		臼田
144	30111029	中小田切	中小田切		175	42	20	7		臼田
145	30111030	上小田切	上小田切		175	40	25	6		臼田
146	30111031	日向	上小田切	日向	140	40	23	8	S 60. 4. 4	臼田
147	30111032	十二新田	上小田切	十二新田	220	50	40	10		臼田
148	30111033	新田下	上小田切	十二新田	150	35	20	15		臼田
149	30111034	新田上	上小田切	十二新田	300	33	16	12	S 59. 4. 19	臼田
150	30111035	観音平	上小田切	大久保	340	35	25	5		臼田
151	30111036	岩水	平林	岩水	410	40	35	38		臼田
152	30112001	広川原	田口	狭岩	53	56	154	1	S 46. 3. 25	臼田
153	30112002	丸山	下小田切	丸山	80	40	30	1		臼田
154	30112003	旭ヶ丘	臼田	旭ヶ丘	95	40	50	1		臼田
155	30112004	北側	湯原	北側	60	40	10	1		臼田
156	30112005	湯原 2	湯原		63	50	18	2		臼田
157	30112006	十二新田 1	上小田切	十二新田	80	33	30	1		臼田
158	30112007	十二新田 2	上小田切	十二新田	50	32	30	1		臼田

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備考
					延長	斜 度	高 さ			
159	30113001	山ノ神	田口	山ノ神	260	37	30			臼田
160	30113002	丸山 1	田口	丸山	210	41	76			臼田
161	30113003	丸山 2	田口	丸山	195	33	64			臼田
162	30113004	丸山 3	田口	丸山	133	39	34			臼田
163	30113005	清和寮下	勝間	城山	90	31	8	3	S 48. 3. 26	臼田
		清和寮上							S 48. 11. 15	臼田
164	30113006	旭ヶ丘 1	臼田	旭ヶ丘	310	35	50			臼田
165	30113007	旭ヶ丘 2	臼田	旭ヶ丘	205	32	34			臼田
166	30113008	大平	湯原	大平	408	34	36			臼田
167	30113009	十二新田 1	上小田切	十二新田	118	30	22			臼田
168	30113010	十二新田 2	上小田切	十二新田	185	31	46			臼田
169	30113011	十二新田 3	上小田切	十二新田	100	37	30			臼田
170	30113012	十二新田 4	上小田切	十二新田	100	36	31			臼田
171	30113013	十二新田 5	上小田切	十二新田	220	34	20			臼田
172	32511001	屋敷裏	塩名田	屋敷裏	170	35	10	28		浅科
173	32511002	塩名田	塩名田	原	220	34	15	3		浅科
174	32511003	庄ノ上団地	御馬寄	庄の上	250	30	20	16		浅科
175	32511004	御馬寄	御馬寄	御馬寄	440	35	25	31	S 45. 3. 5 S 48. 3. 26	浅科
176	32511005	駒寄	御馬寄	駒寄	160	40	30	6		浅科
177	32511006	駒寄山	駒寄	駒寄山	100	40	20	10		浅科
178	32521001	水地	蓬田	水地	80	70	7	16		浅科
179	32512001	入の沢	桑山	入の沢	70	30	40	2		浅科
180	32512002	御牧原	桑山	御牧原	80	30	30	2		浅科
181	32512003	御馬寄 3	御馬寄	御馬寄	85	42	15			浅科
182	32513001	入の沢 1	桑山	入の沢	160	30	32			浅科
183	32513002	入の沢 2	桑山	入の沢	210	39	15			浅科
184	32513003	御馬寄 4 号	御馬寄	御馬寄	218	30	25			浅科
185	32513004	駒寄	御馬寄	御馬寄	248	31	32			浅科
186	32513005	御馬寄 2	御馬寄	御馬寄	100	34	15			浅科
187	32211001	印内 3 号	印内	印内	200	30	40	7		望月
188	32211002	印内 1 号	印内	印内	150	35	45	19	S 55. 2. 21	望月
189	32211003	印内 2 号	印内	印内	160	30	35	15	S 55. 2. 21	望月
190	32211004	古宮	望月	古宮	270	30	50	10		望月
191	32211005	瓜生西	望月	瓜生	200	35	70	14		望月
192	32211006	吹上	望月	吹上	100	60	6	6	S 48. 11. 15	望月
193	32211007	瓜生	望月	瓜生	140	35	40	14	S 59. 4. 19	望月
194	32211008	東町	望月	東町	100	40	5			望月
195	32211009	栄町	望月	栄町	90	35	35	5		望月
196	32211010	茂田井	茂田井	茂田井	60	35	15	6		望月
197	32211011	入布施	布施	入布施	180	30	60	15		望月

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備考
					延長	斜 度	高 さ			
198	32211012	入船	布施	入船	170	30	70	6		望月
199	32211013	式部	布施	式部	130	35	70	6		望月
200	32211014	抜井	布施	抜井	270	30	80	15	S 56. 3. 30	望月
201	32211015	中居東	布施	中居	350	30	80	15	S 62. 3. 23	望月
202	32211016	中居	布施	中居	350	30	80	17	S 55. 2. 21	望月
203	32211017	雁村	布施	雁村	180	30	70	11	H4. 9. 17	望月
204	32211018	雁村 1 号	布施	雁村	120	35	60	6		望月
205	32211019	大木	布施	大木	140	35	50	5	H9. 3. 17	望月
206	32211020	大木 1 号	布施	大木	150	35	35	5		望月
207	32211021	天神	協和	天神	560	40	30	35	S 54. 2. 13	望月
208	32211022	片倉	協和	片倉	300	30	40	15	H7. 2. 16	望月
209	32211023	高呂	協和	高呂	310	35	35	13		望月
210	32211024	小平	協和	小平	140	30	25	9		望月
211	32211025	高呂上	協和	上吹上	400	30	15	23	S 50. 2. 17	望月
212	32211026	大谷地	協和	大谷地	200	30	90	6		望月
213	32211027	鳶岩	協和	鳶岩	200	40	60	10		望月
214	32211028	畳石	協和	畳石	120	35	60	7		望月
215	32211029	牧場	協和	牧場	180	32	25	10		望月
216	32211030	入片倉	春日	入片倉	110	30	30	10		望月
217	32211031	宮の入	春日	宮の入	230	30	30	21	S 55. 2. 21 H1. 4. 10	望月
218	32211032	岩下	春日	岩下	70	30	30	10		望月
219	32211033	本郷	春日	本郷	450	75	60	13		望月
220	32211034	竹之城	春日	竹之城	75	38	30	1	H23. 3. 31	望月
221	32211035	新田	春日	新田	160	30	20	12		望月
222	32211036	春日湯沢	春日	湯沢	150	45	25			望月
223	32211037	虹の平	春日	虹の平	330	31	25	13		望月
224	32211038	富貴の平	春日	富貴の 平	500	30	70	11		望月
225	32221001	御桐谷	望月	御桐谷	350	40	11	51	S 47. 2. 10 H7. 3. 30	望月
226	32212001	本牧	望月	本牧	60	60	20	3		望月
227	32212002	長坂	望月	長坂	70	40	40	1		望月
228	32212003	茂田井 2 号	茂田井	茂田井	50	40	15	3		望月
229	32212004	式部 2 号	布施	式部	90	60	35	2		望月
230	32212005	式部 3 号	布施	式部	75	35	30	1		望月
231	32212006	雁村 2 号	布施	雁村	90	32	60	1		望月
232	32212007	大木 2 号	布施	大木	100	35	60	3		望月
233	32212008	大木 3 号	布施	大木	90	35	50	1		望月
234	32212009	大木 5 号	布施	大木	45	45	30	1		望月
235	32212010	大木 4 号	布施	大木	80	30	60	4		望月

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備考
					延長	斜 度	高 さ			
236	32212011	一ノ原 2 号	布施	一ノ原	90	40	10	1		望月
237	32212012	一ノ原 1 号	布施	一ノ原	55	75	15	1		望月
238	32212013	下谷田	協和	下谷田	50	34	25	1		望月
239	32212014	片倉	協和	片倉	100	30	20	3		望月
240	32212015	大谷地	協和	大谷地	100	54	25	3		望月
241	32212016	吹上大谷地	協和	吹上 大谷地	120	50	45	3		望月
242	32212017	大谷地 2 号	協和	大谷地	90	32	20	2		望月
243	32212018	八丁地	協和	八丁地	70	75	40	1		望月
244	32212019	畳石 2 号	協和	畳石	130	50	100	4		望月
245	32212020	延沢	協和	延沢	150	30	30	2		望月
246	32212021	畳石	協和	畳石	100	48	50	2		望月
247	32212022	菅原 2	協和	菅原	100	34	50	2		望月
248	32212023	菅原	協和	菅原	110	30	50	4		望月
249	32212024	寺久保 1 号	協和	寺久保	40	30	20	1		望月
250	32212025	寺久保 2 号	協和	寺久保	70	35	70	1		望月
251	32212026	高橋	春日	高橋	150	40	10	2		望月
252	32212027	入片倉 1 号	春日	入片倉	100	40	30	3		望月
253	32212028	入片倉 2 号	春日	入片倉	50	32	25	2		望月
254	32212029	茂沢	春日	茂沢	120	30	50	4		望月
255	32212030	入新町	春日	入新町	40	30	20	1		望月
256	32212031	岩下 2 号	春日	岩下	130	35	35	3		望月
257	32212032	湯沢	春日	湯沢	110	45	40	4		望月
258	32213001	印内 1	本牧	印内	305	30	32			望月
259	32213002	印内 2	本牧	印内	105	34	10			望月
260	32213003	古宮 1	本牧	古宮	190	32	43			望月
261	32213004	古宮 2	本牧	古宮	495	35	52			望月
262	32213005	百沢 1	布施	百沢	290	30	37			望月
263	32213006	百沢 2	布施	百沢	420	31	45			望月
264	32213007	中居	布施	中居	340	32	25			望月
265	32213008	抜井	布施	抜井	495	38	35			望月
266	32213009	雁村	布施	雁村	160	33	55			望月
267	32213010	天神	協和	天神	200	41	30			望月
268	32213011	高呂	協和	高呂	135	36	25			望月
269	32213012	吹上	協和	吹上	195	31	15			望月
270	32213013	士林	協和	士林	270	36	22			望月
271	32213014	大谷地	協和	大谷地	115	30	23			望月
272	32213015	八丁地堰 1	協和	八丁地堰	175	31	33			望月
273	32213016	八丁地堰 2	協和	八丁地堰	280	36	50			望月
274	32213017	鳶岩 1	協和	鳶岩	330	45	65			望月
275	32213018	鳶岩 2	協和	鳶岩	410	45	55			望月

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	箇所番号	箇所名	大字	字	概 況 等			保 全 人 家 戸 数	危険区域 法指定日	備考
					延長	斜 度	高 さ			
276	32213019	鳶岩 3	協和	鳶岩	230	37	60			望月
277	32213020	八丁地 1	協和	八丁地	210	40	50			望月
278	32213021	八丁地 2	協和	八丁地	165	42	72			望月
279	32213022	菅原 1	協和	菅原	115	48	50			望月
280	32213023	菅原 2	協和	菅原	100	35	110			望月
281	32213024	菅原 3	協和	菅原	275	42	45			望月
282	32213025	浅田切	協和	浅田切	290	32	40			望月
283	32213026	本郷	春日	本郷	425	39	40			望月
284	32213027	竹之城 1	春日	竹之城	240	31	30			望月
285	32213028	竹之城 2	春日	竹之城	170	34	33			望月
286	32213029	湯沢	春日	湯沢	185	45	45			望月
287	32213030	頭無平	春日	頭無平	140	30	55			望月
288	32213031	富貴の平 1	春日	富貴の平	215	42	80			望月
289	32213032	富貴の平 2	春日	富貴の平	330	32	50			望月

1-7 土石流危険溪流

(土木課調)

番号	溪流番号(県)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	備考
1	21711001	信濃川	香坂川	東地川	東地	佐久
2	21711002	信濃川	香坂川	赤岩の沢	東地	佐久
3	21711003	信濃川	香坂川	裏林の沢	東地	佐久
4	21711004	信濃川	香坂川	東ねぶたの沢	東地	佐久
5	21711005	信濃川	香坂川	日向の沢	西地	佐久
6	21711006	信濃川	香坂川	不動沢	西地	佐久
7	21711007	信濃川	香坂川	霞川	下平尾	佐久
8	21711008	信濃川	霞川	大薄の沢	下平尾	佐久
9	21711009	信濃川	霞川	市民の森の沢	下平尾	佐久
10	21711010	信濃川	香坂川	守芳院の沢	上平尾	佐久
11	21711011	信濃川	志賀川	下小倉沢	下宿	佐久
12	21711012	信濃川	志賀川	扇平の沢	下宿	佐久
13	21711013	信濃川	志賀川	瀬早川	上宿	佐久
14	21711014	信濃川	八重久保川	上八重久保の沢	駒込	佐久
15	21711015	信濃川	八重久保川	下八重久保の沢	駒込	佐久
16	21711016	信濃川	志賀川	桃の木沢	駒込	佐久
17	21711017	信濃川	志賀川	余地ヶ入の沢	駒込	佐久
18	21711018	信濃川	滑津川	初谷沢川	内山	佐久
19	21711019	信濃川	滑津川	牛馬ヶ沢	黒田	佐久
20	21711020	信濃川	滑津川	初谷沢	黒田	佐久
21	21711021	信濃川	滑津川	日向の沢	苦水	佐久
22	21711022	信濃川	滑津川	中村ノ沢	中村	佐久
23	21711023	信濃川	滑津川	釜塚ノ沢	中村	佐久
24	21711024	信濃川	滑津川	吹上ノ沢	朧水	佐久
25	21711025	信濃川	滑津川	中ノ入沢	朧水	佐久
26	21711026	信濃川	滑津川	円藤窪	町上	佐久
27	21711027	信濃川	滑津川	寺沢	町上	佐久
28	21711028	信濃川	滑津川	香坂入の沢	町下	佐久
29	21711029	信濃川	滑津川	鍋割沢	黒田	佐久
30	21711030	信濃川	滑津川	出入沢	黒田	佐久
31	21711031	信濃川	滑津川	大沼沢	黒田	佐久
32	21711032	信濃川	滑津川	柳沢	大月	佐久
33	21711033	信濃川	滑津川	釜の沢	苦水	佐久
34	21711034	信濃川	滑津川	程久保	苦水	佐久
35	21711035	信濃川	滑津川	花岡沢	苦水	佐久
36	21711036	信濃川	滑津川	所沢	苦水	佐久
37	21711037	信濃川	滑津川	苦水沢	苦水	佐久
38	21711038	信濃川	滑津川	宮沢	相立	佐久
39	21711039	信濃川	滑津川	八重蒔沢	相立	佐久
40	21711040	信濃川	滑津川	高谷ノ沢	相立	佐久
41	21711041	信濃川	滑津川	本祭ノ沢	朧水	佐久
42	21711042	信濃川	滑津川	松井日影ノ沢	松井	佐久
43	21711043	信濃川	田子川	城平	竹原	佐久
44	21711044	信濃川	田子川	田子川	常和北	佐久
45	21711045	信濃川	田子川	田子川	常和北	佐久

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	溪流番号(県)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	備考
46	21711046	信濃川	田子川	南沢川	常和南	佐久
47	21711047	信濃川	田子川	山田川	常和南	佐久
48	21711048	信濃川	千曲川	堂の入川	平井	佐久
49	21711049	信濃川	宮川	脇坂南沢	沓沢	佐久
50	21711050	信濃川	宮川	宮川	大鹿	佐久
51	21711051	信濃川	宮川	宮川	南大久保	佐久
52	21711052	信濃川	宮川	山ノ神ノ沢	山ノ神	佐久
53	21711053	信濃川	宮川	宮川	沓沢	佐久
54	21711054	信濃川	中沢川	中大地沢	糠尾	佐久
55	21711055	信濃川	中沢川	宮川	日向	佐久
56	21711056	信濃川	中沢川	中沢川	日向	佐久
57	21711057	信濃川	中沢川	中沢川	笠倉	佐久
58	21711058	信濃川	片貝川	熊久保川	熊久保	佐久
59	21711059	信濃川	小宮山川	小宮山川	小宮山	佐久
60	21711060	信濃川	片貝川	小宮山川	北中	佐久
61	21711061	信濃川	倉沢川	倉沢川	前山南	佐久
62	21711062	信濃川	片貝川	尾垂	前山南	佐久
63	21711063	信濃川	片貝川	倉沢	前山南	佐久
64	21711064	信濃川	大沢川	大阪の沢	大地堂	佐久
65	21711065	信濃川	大沢川	居久保の沢	大地堂	佐久
66	21711066	信濃川	大沢川	大石平の沢	新田	佐久
67	21712001	信濃川	香坂川	雨原の沢	東地	佐久
68	21712002	信濃川	香坂川	発地小路の沢	東地	佐久
69	21712003	信濃川	香坂川	左鞍の沢	東地	佐久
70	21712004	信濃川	香坂川	西ねぶたの沢	東地	佐久
71	21712005	信濃川	香坂川	口明の沢	東地	佐久
72	21712006	信濃川	霞川	霞川	安原	佐久
73	21712007	信濃川	霞川	霞川	下平尾	佐久
74	21712008	信濃川	霞川	大薄の沢	下平尾	佐久
75	21712009	信濃川	香坂川	滑谷	香坂	佐久
76	21712010	信濃川	志賀川	中間木沢	駒込	佐久
77	21712011	信濃川	滑津川	根津古沢	苦水	佐久
78	21712012	信濃川	滑津川	西平入の沢	相立	佐久
79	21712013	信濃川	滑津川	館ヶ沢	館ヶ沢	佐久
80	21712014	信濃川	滑津川	館ヶ沢	館ヶ沢	佐久
81	21712015	信濃川	滑津川	館ヶ沢	館ヶ沢	佐久
82	21712016	信濃川	滑津川	小沼沢	黒田	佐久
83	21712017	信濃川	滑津川	上大月の沢	黒田	佐久
84	21712018	信濃川	滑津川	細窪	相立	佐久
85	21712019	信濃川	滑津川	松井日影の沢	内山	佐久
86	21712020	信濃川	中沢川	中沢川	前山	佐久
87	21712021	信濃川	中沢川	中沢川	美笹	佐久
88	21712022	信濃川	大沢川	呑の入沢	大沢	佐久
89	21712023	信濃川	大沢川	立科沢4	立科	佐久
90	21712024	信濃川	大沢川	竹久保	新田居村	佐久
91	21712025	信濃川	大沢川	竹原	新田居村	佐久

番号	溪流番号 (県)	水系名	河 川 名	溪 流 名	溪流所在地	備考
92	21713001	信濃川	香坂川	香坂沢	香坂	佐久
93	21713002	信濃川	香坂川	香坂沢 2	香坂	佐久
94	21713003	信濃川	香坂川	香坂沢 3	香坂	佐久
95	21713004	信濃川	香坂川	霞ヶ沢	香坂	佐久
96	21713005	信濃川	香坂川	高棚沢	高棚	佐久
97	21713006	信濃川	香坂川	日陰下道陸沢	日陰下道陸沢	佐久
98	21713007	信濃川	香坂川	牛追沢	牛追	佐久
99	21713008	信濃川	香坂川	萩の澤沢	萩の澤	佐久
100	21713009	信濃川	香坂川	萩の澤沢 2	萩の澤	佐久
101	21713010	信濃川	湯川	横根沢	横根	佐久
102	21713011	信濃川	湯川	棚畑沢	棚畑	佐久
103	21713012	信濃川	香坂川	麦沢沢	上平尾	佐久
104	21713013	信濃川	八重久保川	八重久保川	八重久保	佐久
105	21713014	信濃川	志賀川	東駒入沢	東駒入	佐久
106	21713015	信濃川	志賀川	東駒入沢 2	東駒入	佐久
107	21713016	信濃川	志賀川	多々良波沢	多々良波	佐久
108	21713017	信濃川	滑津川	黒田沢 3	黒田	佐久
109	21713018	信濃川	滑津川	黒田沢	黒田	佐久
110	21713019	信濃川	滑津川	黒田沢 2	黒田	佐久
111	21713020	信濃川	滑津川	黒田沢 3	黒田	佐久
112	21713021	信濃川	滑津川	堀窪口沢	堀窪口	佐久
113	21713022	信濃川	滑津川	堀窪口沢 2	堀窪口	佐久
114	21713023	信濃川	滑津川	東平沢	東平	佐久
115	21713024	信濃川	滑津川	苦水沢 2	苦水	佐久
116	21713025	信濃川	滑津川	一本木沢	一本木	佐久
117	21713026	信濃川	滑津川	一本木沢 2	一本木	佐久
118	21713027	信濃川	滑津川	月通沢	月通	佐久
119	21713028	信濃川	滑津川	黒田沢 4	黒田	佐久
120	21713029	信濃川	滑津川	武道沢	東平日影	佐久
121	21713030	信濃川	中沢川	中尾口沢	中尾口	佐久
122	21713031	信濃川	中沢川	中尾口沢 2	中尾口	佐久
123	21713032	信濃川	大沢川	日向崩岩沢	大沢	佐久
124	21713033	信濃川	大沢川	立科沢	立科	佐久
125	21713034	信濃川	大沢川	立科沢 2	立科	佐久
126	21713035	信濃川	大沢川	立科沢 3	立科	佐久
127	21713036	信濃川	布施川	大沢	大沢	佐久
128	21713037	信濃川	布施川	大沢 2	大沢	佐久
129	21713038	信濃川	布施川	大沢 3	大沢	佐久
130	21713039	信濃川	布施川	大沢 4	大沢	佐久
131	21713040	信濃川	布施川	大沢 5	大沢	佐久
132	21713041	信濃川	布施川	大沢 6	大沢	佐久
133	30111001	信濃川	田子川	常和 1	常和	臼田
134	30111002	信濃川	田子川	清川入川	常和	臼田
135	30111003	信濃川	田子川	吉沢川	常和	臼田
136	30111004	利根川	馬坂川	抜ノ井沢 1	広川原	臼田
137	30111005	信濃川	雨川	地獄沢	田口	臼田

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	溪流番号（県）	水系名	河 川 名	溪 流 名	溪流所在地	備考
138	30111006	信濃川	雨川	水落沢	丸山	臼田
139	30111007	信濃川	雨川	西之久保	丸山	臼田
140	30111008	信濃川	雨川	三之久保 1	丸山	臼田
141	30111009	信濃川	雨川	三之久保 2	丸山	臼田
142	30111010	信濃川	雨川	丸山 1	丸山	臼田
143	30111011	信濃川	雨川	西山沢	田口	臼田
144	30111012	信濃川	谷川	赤谷 1	赤谷	臼田
145	30111013	信濃川	谷川	初手窪	入沢	臼田
146	30111014	信濃川	谷川	上海戸沢 3	入沢	臼田
147	30111015	信濃川	谷川	上海戸沢 2	入沢	臼田
148	30111016	信濃川	谷川	上海戸沢 1	入沢	臼田
149	30111017	信濃川	千曲川	三分 1	三分	臼田
150	30111018	信濃川	片貝川	居久保沢	湯原新田	臼田
151	30111019	信濃川	片貝川	はじかみ久保	十二新田	臼田
152	30111020	信濃川	片貝川	なりつ久保	十二新田	臼田
153	30111021	信濃川	片貝川	馬騎沢	十二新田	臼田
154	30111022	信濃川	片貝川	功久保	十二新田	臼田
155	30111023	信濃川	片貝川	観音平沢 1	十二新田	臼田
156	30111024	信濃川	片貝川	観音平沢 2	十二新田	臼田
157	30112001	信濃川	田子川	はかせ久保	はかせ久保	臼田
158	30112002	信濃川	田子川	常和 2	常和	臼田
159	30112003	利根川	馬坂川	馬坂 1	馬坂	臼田
160	30112004	利根川	馬坂川	馬坂 2	馬坂	臼田
161	30112005	利根川	馬坂川	抜ノ井沢 2	広川原	臼田
162	30112006	信濃川	雨川	オガラ沢	田口	臼田
163	30112007	信濃川	雨川	田口 1	田口	臼田
164	30112008	信濃川	雨川	田口 2	田口	臼田
165	30112009	信濃川	雨川	田口 3	田口	臼田
166	30112010	信濃川	谷川	入沢 1	入沢	臼田
167	30112011	信濃川	谷川	入沢 2	入沢	臼田
168	30112012	信濃川	片貝川	十二新田 1	十二新田	臼田
169	30112013	信濃川	片貝川	十二新田 2	十二新田	臼田
170	30113001	信濃川	雨川	馬坂 3	馬坂	臼田
171	30113002	信濃川	雨川	田口 4	田口	臼田
172	30113003	信濃川	雨川	田口 5	田口	臼田
173	30113004	信濃川	雨川	田口 6	田口	臼田
174	30113005	信濃川	雨川	田口 7	田口	臼田
175	30113006	信濃川	雨川	田口 8	田口	臼田
176	30113007	信濃川	雨川	田口 9	田口	臼田
177	30113008	信濃川	雨川	田口 1 1	田口	臼田
178	30113009	信濃川	雨川	田口 1 2	田口	臼田
179	30113010	信濃川	雨川	田口 1 3	田口	臼田
180	30113011	信濃川	雨川	つめた沢	田口	臼田
181	30113012	信濃川	雨川	西武道沢	田口	臼田
182	30113013	信濃川	雨川	田口 1 3	田口	臼田
183	30113014	信濃川	雨川	田口 1 4	田口	臼田

番号	溪流番号(県)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	備考
184	30113015	信濃川	雨川	田口15	田口	白田
185	30113016	信濃川	雨川	田口16	田口	白田
186	30113017	信濃川	雨川	田口17	田口	白田
187	30113018	信濃川	雨川	田口18	田口	白田
188	30113019	信濃川	雨川	田口19	田口	白田
189	30113020	信濃川	雨川	田口20	田口	白田
190	30113021	信濃川	雨川	田口21	田口	白田
191	30113022	信濃川	雨川	田口22	田口	白田
192	30113023	信濃川	雨川	田口23	田口	白田
193	30113024	信濃川	雨川	田口24	田口	白田
194	30113025	信濃川	雨川	田口25	田口	白田
195	30113026	信濃川	雨川	田口26	田口	白田
196	30113027	信濃川	雨川	田口27	田口	白田
197	30113028	信濃川	雨川	田口28	田口	白田
198	30113029	信濃川	雨川	田口29	田口	白田
199	30113030	信濃川	千曲川	田口30	田口	白田
200	30113031	信濃川	千曲川	田口31	田口	白田
201	30113032	信濃川	谷川	赤谷2	赤谷	白田
202	30113033	信濃川	谷川	赤谷3	赤谷	白田
203	30113034	信濃川	谷川	入沢3	入沢	白田
204	30113035	信濃川	谷川	入沢4	入沢	白田
205	30113036	信濃川	片貝川	湯原新田1	湯原新田	白田
206	30113037	信濃川	片貝川	湯原新田2	湯原新田	白田
207	30113038	信濃川	片貝川	十二新田3	十二新田	白田
208	30113039	信濃川	片貝川	十二新田4	十二新田	白田
209	30113040	信濃川	片貝川	十二新田5	十二新田	白田
210	30113041	信濃川	片貝川	十二新田6	十二新田	白田
211	30113042	信濃川	片貝川	十二新田7	十二新田	白田
212	30113043	信濃川	片貝川	十二新田8	十二新田	白田
213	32511001	信濃川	女石川	白山の沢	入ノ沢	浅科
214	32511002	信濃川	女石川	入の沢沢	入ノ沢	浅科
215	32511003	信濃川	布施川	天神平の沢	桑山	浅科
216	32511004	信濃川	布施川	蛇久保の沢	桑山	浅科
217	32511005	信濃川	布施川	南部沢	南部	浅科
218	32511006	信濃川	布施川	御牧ヶ原沢	御牧ヶ原	浅科
219	32512001	信濃川	布施川	八幡沢	八幡	浅科
220	32211001	信濃川	布施川	須釜川	百沢	望月
221	32211002	信濃川	布施川	歩久保沢	百沢	望月
222	32211003	信濃川	布施川	宮久保沢	牧布施	望月
223	32211004	信濃川	布施川	山寺沢	牧布施	望月
224	32211005	信濃川	布施川	岩井沢	牧布施	望月
225	32211006	信濃川	布施川	薬師平沢	入布施	望月
226	32211007	信濃川	鹿曲川	印内下沢	印内	望月
227	32211008	信濃川	鹿曲川	日沢川	印内	望月
228	32211009	信濃川	鹿曲川	小手沢川	古宮	望月
229	32211010	信濃川	鹿曲川	城原沢	望月	望月

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	溪流番号(県)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	備考
230	32211011	信濃川	鹿曲川	瓜生の沢	望月	望月
231	32211012	信濃川	布施川	金山沢	金山	望月
232	32211013	信濃川	鹿曲川	橋場沢	片倉	望月
233	32211014	信濃川	布施川	栗の木沢	入布施	望月
234	32211015	信濃川	布施川	西の沢	入布施	望月
235	32211016	信濃川	布施川	水無沢	入布施	望月
236	32211017	信濃川	布施川	坂峰沢	中居	望月
237	32211018	信濃川	布施川	宮前沢	雁村	望月
238	32211019	信濃川	布施川	小諸沢川	式部	望月
239	32211020	信濃川	布施川	大俣沢	式部	望月
240	32211021	信濃川	布施川	馬場沢	抜井	望月
241	32211022	信濃川	布施川	西抜井沢	抜井	望月
242	32211023	信濃川	布施川	抜井沢1	抜井	望月
243	32211024	信濃川	布施川	鷹の巣川	抜井	望月
244	32211025	信濃川	布施川	抜井沢2	抜井	望月
245	32211026	信濃川	布施川	清水平沢	大木	望月
246	32211027	信濃川	細小路川	入片倉沢	入片倉	望月
247	32211028	信濃川	細小路川	上沖沢	入片倉	望月
248	32211029	信濃川	細小路川	家浦沢	岩下	望月
249	32211030	信濃川	細小路川	岩下沢	岩下	望月
250	32211031	信濃川	細小路川	家中沢	岩下	望月
251	32211032	信濃川	細小路川	前沖沢	岩下	望月
252	32211033	信濃川	細小路川	法幢寺沢	金井	望月
253	32211034	信濃川	細小路川	宮ノ入沢	宮ノ入	望月
254	32211035	信濃川	細小路川	茂沢	茂沢	望月
255	32211036	信濃川	細小路川	入新町の沢	入新町	望月
256	32211037	信濃川	細小路川	牧寄の沢	入新町	望月
257	32211038	信濃川	鹿曲川	境沢	境沢	望月
258	32211039	信濃川	鹿曲川	別府沢	別府	望月
259	32211040	信濃川	鹿曲川	八ツ石の沢	八ツ石	望月
260	32211041	信濃川	鹿曲川	竹之城久保沢	竹之城	望月
261	32211042	信濃川	鹿曲川	炭山沢	新田	望月
262	32211043	信濃川	鹿曲川	久保沢	湯沢	望月
263	32211044	信濃川	鹿曲川	湯沢口沢	湯沢	望月
264	32211045	信濃川	鹿曲川	西久保上沢	湯沢	望月
265	32211046	信濃川	八丁地川	士林沢2	士林	望月
266	32211047	信濃川	八丁地川	士林沢	大谷地	望月
267	32211048	信濃川	八丁地川	鳶岩沢	鳶岩	望月
268	32211049	信濃川	八丁地川	畳石沢	畳石	望月
269	32212001	信濃川	鹿曲川	古宮沢	古宮	望月
270	32212002	信濃川	鹿曲川	三井川	小平	望月
271	32212003	信濃川	布施川	熊野堂沢	式部	望月
272	32212004	信濃川	布施川	円仏沢	式部	望月
273	32212005	信濃川	布施川	才の神の沢	抜井	望月
274	32212006	信濃川	布施川	東抜井沢	抜井	望月
275	32212007	信濃川	布施川	笠森沢	大木	望月

番号	溪流番号(県)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	備考
276	32212008	信濃川	布施川	大岩沢	大木	望月
277	32212009	信濃川	布施川	小坂沢	大木	望月
278	32212010	信濃川	布施川	下坂沢	大木	望月
279	32212011	信濃川	布施川	中坂沢	大木	望月
280	32212012	信濃川	布施川	平明神沢	大木	望月
281	32212013	信濃川	布施川	大野沢	大木	望月
282	32212014	信濃川	細小路川	宇樽沢	入新町	望月
283	32212015	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	岩下	望月
284	32212016	信濃川	鹿曲川	山の神久保沢	新田	望月
285	32212017	信濃川	鹿曲川	句領沢	新田	望月
286	32212018	信濃川	鹿曲川	頭無平沢	湯沢	望月
287	32212019	信濃川	鹿曲川	西久保上沢	湯沢	望月
288	32212020	信濃川	鹿曲川	新開下沢	湯沢	望月
289	32212021	信濃川	鹿曲川	新開上沢	湯沢	望月
290	32212022	信濃川	八丁地川	大平川	大谷地	望月
291	32212023	信濃川	八丁地川	スタノ沢	大谷地	望月
292	32212024	信濃川	八丁地川	野竹沢	大谷地	望月
293	32212025	信濃川	八丁地川	菅原沢	菅原	望月
294	32212026	信濃川	八丁地川	浅田切川	寺久保	望月
295	32212027	信濃川	八丁地川	寺久保下の沢	寺久保	望月
296	32212028	信濃川	八丁地川	寺久保中の沢	寺久保	望月
297	32212029	信濃川	八丁地川	寺久保沢	寺久保	望月
298	32213001	信濃川	芦田川	岩下沢	岩下	望月
299	32213002	信濃川	鹿曲川	印内沢	印内	望月
300	32213003	信濃川	布施川	式部沢	式部	望月
301	32213004	信濃川	布施川	大木沢	大木	望月
302	32213005	信濃川	布施川	大木沢	大木	望月
303	32213006	信濃川	布施川	東町沢	東町	望月
304	32213007	信濃川	細小路川	岩下沢	四ツ屋	望月
305	32213008	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	四ツ屋	望月
306	32213009	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	四ツ屋	望月
307	32213010	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	四ツ屋	望月
308	32213011	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	四ツ屋	望月
309	32213012	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	四ツ屋	望月
310	32213013	信濃川	細小路川	金井沢	金井	望月
311	32213014	信濃川	細小路川	寺久保沢	四ツ屋	望月
312	32213015	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	四ツ屋	望月
313	32213016	信濃川	鹿曲川	新田沢	新田	望月
314	32213017	信濃川	鹿曲川	新田沢	新田	望月
315	32213018	信濃川	八丁地川	鳶岩沢	鳶岩	望月
316	32213019	信濃川	八丁地川	鳶岩沢	鳶岩	望月
317	32213020	信濃川	八丁地川	鳶岩沢	鳶岩	望月
318	32213021	信濃川	八丁地川	八丁地沢	八丁地	望月
319	32213022	信濃川	八丁地川	八丁地沢	八丁地	望月
320	32213023	信濃川	八丁地川	菅原沢	菅原	望月
321	32213024	信濃川	八丁地川	菅原沢	菅原	望月

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	溪流番号（県）	水系名	河 川 名	溪 流 名	溪流所在地	備考
322	32213025	信濃川	八丁地川	押出沢	押出	望月
323	32213026	信濃川	八丁地川	押出沢	押出	望月
324	32213027	信濃川	八丁地川	押出沢	押出	望月
325	32213028	信濃川	八丁地川	浅田切沢	浅田切	望月
326	32213029	信濃川	細小路川	四ツ屋沢	四ツ屋	望月
327	32213030	信濃川	鹿曲川	望月高原牧場沢	望月高原牧場	望月

1-8 砂防指定地

(土木課調)

番号	台帳 番号	地域名	名称	指定 年月日	指定 番号	面積 (ha)	指定区域 (要設備他、2段の下段は要行為禁止制限地)	備考
1	1	岩村田	湯川	S 10. 3. 16	内告 131	1. 60	字下平 4214 から 4222 まで、字鼻顔 4262 以上各筆のほかその地先湯川国有河川敷	佐久
2	6-1	常和	田子川	S 22. 11. 21	内告 350	10. 42	上流、字山の神 2553 と 1064 を結ぶ線より、下流、字砂田 1030 と字さくら田 2524-1 を結んだ線に至る区間 2160m にして左右各 10m の区域。ただし、河川敷全部を含む。	佐久
3	7-1	内山	初谷沢	S 25. 6. 9	建告 498	2. 67	字初谷 352 内標柱 A、B を結んだ線より内山川合流点に至る区間の国有河川敷及び官民地境界線より左右各岸 8m の区域全部	佐久
	7-2					2. 25	字初谷 352 内標柱 A、B を結んだ線より内山川合流点に至る区間の官民地境界線より左右各岸 18m の区域	
4	8-1	内山	花岡沢	S 26. 10. 17	建告 936	0. 44	字花岡 1789、1787、1668、1669-イ、1754-ロ、1752、1672、字御所平 1686-イ-2 以上全筆、字花岡 1791 の内官民地境界線より 18m の区域及び 1671-ロー-2、字苦水 1685-イの内官民地境界線より 4m 区域、字苦水 1687 上流筆境を対岸に延長した線より、内山川合流点に至る区間の国有河川敷全部	佐久
	8-2					1. 73	字苦水 1687、字御所平 1686 上流筆境より内山川合流点に至る区間、官民地境界線より左右各岸 15m の区域、ただし、道路敷、宅地及び要設備地を除く。	
5	9-1	内山	武道沢	S 26. 10. 17	建告 936	0. 78	字武道原 1113-イ上流筆境と字千ヶ淵 1139-ロ地内標柱 C を結んだ線より、内山川合流点に至る区間の官民地境界線より左右各岸 6m の区域及び国有河川敷全部。ただし、区域内の道路敷は除く。	佐久
	9-2					0. 93	字千ヶ淵 1139-ロ地内起点標柱 A と字武道原 1113-ロ地内起床標柱 B を結んだ線より、内山川合流点に至る区間、官民地境界線より左右各岸 15m の区域。ただし、道路敷及び要設備地は除く。	
6	10-1	内山	柳沢沢	S 26. 10. 17	建告 936	1. 38	字柳沢 677-2 全筆、字下大月 684-8、字千ヶ淵 684-イ、字柳沢 679、677-1、677-3、675-1、677-8、字柳沢 680 地内標柱 A、B を結んだ線より、字下大月 686、字千ヶ淵 1099-1 下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部	佐久
	10-2					3. 7	字柳沢 680 内起点標柱 A、B を結んだ線より、字下大月 686、字千ヶ淵 1099-1 下流筆境を結んだ線に至る区間、官民地境界線より 15m の区域。ただし、道路敷及び要設備地を除く。	
7	11-1	内山	大沼沢	S 26. 10. 17	建告 936	0. 70	字大沼 137-1 全筆、140-イ-2-1 地内標柱 A、B、B'、A' を結んだ区域。147-3-1 地内標柱 C'、D'、D、C を結んだ区域。135-3 地内標柱 G、F、F'、G' を結んだ区域及び 147-3-1 地内標柱 H、I、J、K、L、M を結んだ区域。143-ロの内官民地境界線より 6m の区域。字大沼 147-2 上流筆境を対岸に延長した線より内山川合流点に至る区間の国有河川敷全部	佐久
	11-2					3. 86	字大沼 147-2、140-ロー-1、1-2 上流筆境より内山川合流点に至る区間、官民地境界線より左右各岸 15m の区域。ただし、道路敷及び要設備地を除く。	
8	12-1	内山	根津古沢	S 26. 10. 17	建告 936	0. 34	字根津古 955-1-イ、977-1、976、961、962、903、987 の内、官民地境界線より 5m の区域。字根津古 932-1 地内標柱 A と 977-1 地内標柱 B を結んだ線より内山川合流点に至る区間の国有河川敷全部	佐久
	12-2					3. 19	字根津古 932-1 地内起点標柱 A と 977-1 地内起点標柱 B とを結んだ線より内山川合流点に至る区間、官民地境界線より左右各岸 15m の区域。ただし、道路敷及び要設備地を除く。	

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	台帳 番号	地域名	名称	指定 年月日	指定 番号	面積 (ha)	指定区域 (要設備他、2 段の下段は要行為禁止制限地)	備考
9	13 - 1	内山	内山 川	S 26. 10. 17	建告 936	12. 17	字苦水 187、字黒田 83 以上全筆、字新田 3032、3033、3037、字相生西 2894－イ、2894－ロ、2893、字一本木 2299、2295、2294、字東平 1294－2、1293－2、字東平日影 1241－イ、字出入口 803、801、字下大月 776、720、字根津古 900、901、字黒田 21603、85、73 の 2、25 の内官民地境界線より 6m の地域、字舟ケ久保 11、字ホウコバ 10－8－1 上流筆境を結んだ線より字中村 3350、字原 3336 下流筆境を結んだ線より字中村 3350、字原 3336 下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部	佐久
	13 - 2					24. 43	字舟ケ久保 11、字ホウコバ 108－1 上流筆境を結んだ線より字中村 3350、字原 3336 下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸 16m の区域。ただし、区域内の道路敷、墓地、宅地及び要設備地を除く。	
10	14 - 1	岸野	宮川	S 26. 10. 17	建告 936	2. 18	字肘石 2491－3、字大鹿 2704－1、2725、字尾寄 3189－1、3189－3、萩の前 1904、字宮川 2136－1 の内官民地境界線より 6m の区域、字鈴ケ久保 2609 上流筆境を対岸に延長した線より千曲川合流点に至る区間の国有河川敷全部	佐久
	14 - 2					5. 20	字鈴ケ久保 2609、2590－2 上流筆境より字倉瀬 2896、2898 下流筆境に至る区間、官民地境界線より左右各岸 10m の区域。ただし、道路敷、宅地及び要設備地を除く。	
11	15 - 1		細小路川	S 26. 10. 17	建告 936	4. 94	春日字細小路～春日字三明	望月
	15 - 2					5. 44	春日字細小路～春日字三明	
12	16 - 1		霞ヶ久保沢	S 26. 10. 17	建告 936	0. 55	春日字霞久保 4084－1 他	望月
	16 - 2					1. 29		
13	17 - 1		寺久保沢	S 26. 10. 17	建告 936	0. 08	春日字寺久保 4086－2 他	望月
	17 - 2					0. 18		
14	4 - 2		濁川	S 27. 10. 9	建告 1283	0. 96	塩名田 1, 100m 護岸欠壊	浅科
	4 - 3					0. 79		
15	20 - 1	三井	香坂川	S 27. 10. 9	建告 1283	0. 45	字山の神 2007、2006－2、2006－1、字栃久保 2085－1 の内官民地境界線より 4. 5m の区域、字西の原坂 1998－2、1991－1 上流筆境を結んだ線より、字山の神 2013、字栃久保 2084 下流筆境を結んだ線に至る国有河川敷全部	佐久
	20 - 2					0. 50	字西の原坂 1990－1、1988－2 上流筆境より、字栃久保 2084、字山の神 2013 下流筆境に至る区間の官民地境界線より左右各岸 9m の区域。ただし、道路敷及び要設備地を除く。	
16	21 - 1	志賀	志賀川	S 27. 10. 9	建告 1283	1. 47	字駒形 1098－イ、自 1060 至 1063、1065、字クネノ内 1144、字東駒込 1184、自 1242 至 1244、字西駒込 1381 各番地内官民地境界線より 6m の区域、字駒込 1387－1、字花芝 1656、下流筆境を結んだ線に至る区間国有河川敷全部	佐久
	21 - 2					1. 20	字駒形 1085、1066 上流筆境より字西駒込 1387－1、字花芝 1656、下流筆境に至る区間の官民地境界線より左右各岸 6m の区域。ただし、道路敷、宅地及び要設備地を除く。	
17	20 - 3	三井	香坂川	S 28. 6. 5	建告 986	0. 29	字兵士山 13、字鑄物師釜 14 内標柱 3、4 を結んだ線より字兵士山 13 下流筆境を対岸に延長した線に至る区間官民地境界線より左右各岸 10m の区域。字兵士山 13、字鑄物師釜 14 内標柱 5、6 を結んだ線より字下鑄物師釜 35、字下茂内 34 内標柱 1、2 を結んだ線に至る区間国有河川敷全部	佐久
	20 - 4					0. 48	字兵士山 13、字鑄物師釜 14 内標柱 5、6 を結んだ線より字下鑄物師釜 35、字下茂内 34 内標柱 1、2 を結んだ線に至る区間官民地境界線より左右各岸 10m の区域。ただし、要設備地を除く。	
18	26		鹿曲川	S 35. 10. 7	建告 2204	20. 14	春日字春日嶽～春日字中久保	望月
19	27 - 1		八丁地川	S 36. 2. 7	建告 142	43. 27	協和字西久保入～協和字浅田切 協和字五味ノ木 協和字細山～八丁地川合流地点	望月
20	29	平根	万助川	S 39. 2. 28	建告 325	0. 67	字万助 2361 の上流筆境を対岸に延長した線から霞川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸 5m までの区域及び同区間の河川敷	佐久

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	台帳 番号	地域名	名称	指定 年月日	指定 番号	面積 (ha)	指定区域 (要設備他、2 段の下段は要行為禁止制限地)	備考
21	31		三井 川	S 39.12.28	建告 3622	4.59		望 月
22	32		小諸 沢	S 39.12.28	建告 3660	0.37		望 月
23	35		中沢 川	S40.6.9	建告 1473	3.02	矢島、八幡 1, 400m 山林崩壊、耕地流失	浅 科
24	36	大木沢	清水 平沢 川	S40.11.8	建告 3098	0.69	布施字塚内～布施川合流点	望 月
25	15-3		細小 路川	S40.11.8	建告 3098	12.22		望 月
26	37		谷田 沢	S41.5.13	建告 1468	3.59	布施字下谷田 2354-1～布施川合流点	望 月
27	43	内山	鍋割 沢川	S47.3.1	建告 295	3.72	字鍋割 13 の土地に存する標柱 1、2 を結んだ線から滑津川合流点に達するまでの区間の鍋割沢川の官民地境界線から左右各岸 30m までの区域及び同区間の河川敷。ただし、昭和 26 年 10 月 17 日、建設省告示第 936 号を指定した土地を除く。	佐 久
28	21-3	志賀	志賀 川	S50.5.2	建告 819	3.67	次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 から 4 までを順次結んだ線及び標柱 1、4 を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱 1、4 を結んだ線から昭和 27 年 10 月 9 日、建設省告示第 1283 号で指定した土地に達するまでの区間の志賀川の官民地境界線から左右各岸 6m までの区域及び同区間の河川敷 字柳原 960、1009-2、1004、字長沢 1018	佐 久
29	45	前山	倉沢 川	S53.4.17	建告 853	3.40	字高尾 1016 の土地の上流筆境から市道 2997 号線道路敷までの区間の倉沢川の中心線から左右各岸 20m までの土地の区域	佐 久
30	46	平根	霞川	S54.2.1	建告 111	6.10	次に掲げる土地に存する標柱 1 と 2 を結んだ線から標柱 3、4 を結んだ線までの区間の霞川の中心線から左右各岸 20m までの土地の区域及び標柱 3 から 8 までを順次結んだ線及び標柱 3 と 8 を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱 6 と 7 を結んだ線から標柱 9 と 10 を結んだ線までの区間の霞川の中心線から左右各岸 20m までの土地の区域 字大薄 3051-1、字サイクワチ久保 1780、昌平平 2883、2885-2、2885-1、2896-2、2893、2887-1、字大星尻 2753、字道仙 2918	佐 久
31	48	印内	日沢 川	S56.6.20	建告 1183	5.85	印内字南沢・入南沢・中日影林～鹿曲川合流点	望 月
32	51		女石 川	S 60.10.21	建告 1403	0.32	下導寺 932-2 1 号 下導寺 936-1 2 号 下導寺 936-7 3 号 下導寺 936-3 4 号 女石 1202-1 5 号 女石 1202-2 6 号 女石 1198 7～8 号 赤坂 1140-1 9～11 号 赤坂 1140-3 12 号道路決壊	浅 科
33	6-2	常和	田子 川	S 63.11.15	建告 2215	2.37	字池久保 2318、2317-1 先、2312-1、字四ツ岩 2387-1、2286-1、2280-31、2280-29、2284-1、字志やうぬ沢 2253 に存する標柱 1 から 13	佐 久
34	27-2		八丁 地川	H1.11.1	建告 1842	4.54		望 月
35	12-3	内山	根津 古沢	H6.11.21	建告 2226	0.80	次に掲げる土地に存する標柱 1 から 7 までを順次結んだ線及び標柱 1 と 7 を昭和 26 年建設省告示第 936 号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域 長野県佐久市内山字根津古 956 番 1 号 972 番 1 2 号 1019 番 3 号及び 4 号 977 番イ 2-2 5 号 948 番 1 6 号及び 7 号	佐 久

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	台帳 番号	地域名	名称	指定 年月日	指定 番号	面積 (ha)	指定区域 (要設備他、2 段の下段は要行為禁止制限地)	備考
							次に掲げる土地に存する標柱 1 から 6 までを順次結んだ線及び標柱 1 と 6 を昭和 26 年建設省告示第 936 号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域 長野県佐久市内山字根津古 977 番イ 2-1 1 号から 4 号まで 977 番イ 15 号 977 番ロ 6 号	
36	52	式部	小 諸 沢川	H8. 3. 15	建告 646	0. 56	布施字大庭 2647-1～布施川合流点 布施字小諸沢 2571-1 他	望 月
37	15 - 4		細 小 路川	H11. 3. 17	建告 665	1. 24		望 月
38	6 - 3	常和	田 子 川	H12. 5. 10	建告 1285	1. 19	次に掲げる土地（昭和 22 年内務省告示第 350 号で指定した土地の区域を除く。） 長野県佐久市常和字上大久保 2227 番 1 から 2227 番 6 まで 2228 番 2230 番 1 及び 2230 番 2 次に掲げる土地に存する標柱 1 と 2 を結んだ線から標柱 3 と 4 を結んだ線までの区間の田子川の中心線から左右各岸 10 メートルまでの土地の区域（昭和 22 年内務省告示第 350 号で指定した土地の区域を除く。） 長野県佐久市常和 字池久保 2318 番 1 1 号 字志やうぬ沢 2253 番 2 号 字上大久保 2226 番 1 3 号 2231 番 4 号	佐 久
	6 - 4	常和	田 子 川	H12. 5. 10	建告 1285			
39	54 - 1	常和	南 沢 川	H12. 5. 10	建告 1285	6. 42	次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷 長野県佐久市常和 字道平 1843 番 1 及び 1843 番 2 1844 番 1 及び 1844 番 2 1845 番 1 及び 1845 番 2 1846 番 1 及び 1846 番 2 1846 番 5 及び 1846 番 6 1847 番 3 字割石 2008 番 2 2010 番 1 2011 番 3 及び 2011 番 4 2012 番 1 2013 番 1 2014 番 1 2017 番 2023 番 7 次に掲げる土地に存する標柱 1 から 4 までを順次結んだ線及び標柱 1 と 4 を結んだ線に囲まれた土地の区域 長野県佐久市常和 字割石 2011 番 3 1 号 2008 番 2 2 号 字道平 1846 番 5 3 号 1845 番 2 4 号 次に掲げる土地に存する標柱 1 と 2 を結んだ線から標柱 3 と 4 を結んだ線までの区間の南沢川の中心線から左右各岸 15 メートルまでの土地の区域（昭和 22 年内務省告示第 350 号で指定した土地の区域を除く。） 長野県佐久市常和 字割石 2017 番 1 号 字道平 1844 番 2 2 号 字下黒坪 2172 番 1 3 号 字下向在家 1767 番 1 4 号	佐 久

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

番号	台帳 番号	地域名	名称	指定 年月日	指定 番号	面積 (ha)	指定区域 (要設備他、2 段の下段は要行為禁止制限地)	備考
	54 - 2	常和	南 沢 川	H12. 5. 10	建告 1285			
40							次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷 長野県 佐久市常和 字道平 1850 番 3 字長岩 1985 番 3 1986 番 2 1992 番 1 1993 番 1 1993 番 3 佐久市清川 字日影蟹沢 1872 番口の 1 1873 番 22 及び 1873 番 23 字沖ヶ櫻 1874 番イの 1 及び 1874 番イの 2 1874 番ロ 1877 番 1 及び 1877 番 2 1878 番イ 1878 番口の 1 から 1878 番口の 3 まで 1879 番 1880 番 1 及び 1880 番 2 1881 番 次に掲げる土地に存する標柱 1 から 4 までを順次結んだ線及び標柱 1 と 4 を結んだ線に囲まれた土地の区域 長野県 佐久市常和字長岩 1991 番 1 1 号 1989 番 3 2 号 1985 番 3 3 号 佐久市清川字日影蟹沢 1872 番 3 4 号 次に掲げる土地に存する標柱 1 と 2 を結んだ線から標柱 3 と 4 を結んだ線までの区間の南沢川の中心線から左右各岸 15 メートルまでの土地の区域（平成 12 年建設省告示第 1285 号で指定した第 4 号に掲げる土地の区域を除く。） 長野県佐久市常和 字長岩 1993 番 3 1 号 字道平 1850 番 1 2 号 1847 番 3 4 号 字割石 2010 番 1 3 号	佐 久
	54 - 3	常和	南 沢 川	H13. 3. 16	国告 235	3. 46		
	54 - 4	常和	南 沢 川	H13. 3. 16	国告 235			
41	56		瀬 早 川	H17. 8. 16	国告 881	0. 57		佐 久
42		志賀	瀬 早 川	H18. 8. 11	国告 954	3. 11		佐 久
43	14	田口	雨川	S 22. 11. 21	内告 350	11. 91		臼 田
44	16	入沢 赤谷	谷川	S 26. 10. 17	建告 936	2. 48	字水石	臼 田
						2. 02	字荒神出口	臼 田
45	38	田口	雨川	S 47. 7. 27	建告 1297	36. 13	ナロウ	臼 田
46	38	田口	雨川	S 46. 7. 27	建告 1297	36. 13	ナロウ	臼 田
47		布施	本沢 川	H18. 2. 9	国告 227	2. 38		望 月
48		桑山	女石 川	H19. 1. 11	国告 21	1. 71		浅 科
49		内山	武道 沢	H24. 3. 28	国告 335	4. 5		佐 久

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

1-9 重要水防区域

(危機管理課調) (令和8年3月現在)

No	河川	左警 右戒 岸の 度 別合	延長 (m)	箇所 数	場所 (目標)	予想 水位 (m)	区分	予想 される 危険	水防工法
1	千曲川	右 B	100	1	三条(三条大橋下)	3	護岸等弱体	決壊	木流し 積土のう
2	千曲川	左 B	180	1	勝間 (中電放水路下)	3	護岸等弱体	決壊	木流し
3	千曲川	右 B	200	1	臼田橋下流 (中学校裏)	3	護岸等弱体	決壊	木流し
4	千曲川	左 B	300	1	高柳 (県水産試験場前)	2.5	堤地	越水	積土のう
5	千曲川	左 B	1,000	1	佐久平衛生 センター下流	2.5	無堤地	越水	積土のう 蛇籠布せ
6	千曲川	左 B	700	1	佐久平衛生 センター上流	2.5	堤防高不足	越水	積土のう
7	千曲川	右 B	500	1	中込頭首工上流	2.5	堤防高不足	越水	積土のう
8	千曲川	右 B	200	1	中込第一保育園 上流	2.5	堤地	越水	積土のう
9	千曲川	左 A	1,400	1	桜井 (御影橋下流)	2	堤防高不足	越水	木流し 積土のう
10	千曲川	左 B	80	1	駒寄下	3	護岸洗掘	洗掘	ブロック 投入
11	千曲川	左 B	400	1	中津橋上	3	護岸洗掘 堤防高不足	洗掘	ブロック 投入
12	千曲川	右 A	100	1	濁川合流の下流	3	護岸洗掘	決壊	積土のう
13	滑津川	右 B	50	1	内山町下	1.3	堤防高不足	越水	積土のう
14	滑津川	左 B	200	1	権現堂	1.3	堤地	決壊	蛇籠布せ
15	大沢川	右 B	30	1	大沢上町	1.5	護岸高不足	決壊	積土のう
16	八重久 保川	左 B	50	1	上八重久保	1	無堤地	越水	積土のう
17	湯川	左 B	250	1	猿久保鉄橋下	2.5	無堤地	越水	積土のう
18		右 B	250	1					
19	湯川	右 B	100	1	南上ノ城団地	2.5	無堤地	越水	積土のう
20	湯川	左 B	200	1	白山団地	3	天然護岸	洗掘	ブロック 投入
21	志賀川	左 B	200	1	畳石	1.3	堤防高不足	越水	積土のう
22		右 B	200	1					
23	志賀川	右 A	350	1	案坂橋上下流	1.5	堤防高不足	越水	積土のう
24	片貝川	左 A	2,000	1	善阿弥 (片貝橋下流)	1.5	堤防高不足	越水	積土のう
25		右 A	2,000	1					
26	片貝川	左 A	1,600	1	大沢川合流点～ 百沢臼田線	1.5	堤防高不足	越水	積土のう
27		右 A	1,600	1					
28	片貝川	右 A	20	1	高橋橋上下流	1.5	堤防弱体	決壊	積土のう
29	片貝川	左 A	50	1	伊勢宮 (医師住宅裏)	1.5	堤防高不足	越水	積土のう
30		右 A	50	1					
31	片貝川	左 B	100	1	見次橋上流	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
32		右 B	100	1					

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

No	河川	左 右 警 戒 岸 の 度 別 合	延長 (m)	箇所 数	場所 (目標)	予想 水位 (m)	区分	予想 される 危険	水防工法
33 34	片貝川	左 B 右 B	30 50	1 1	中小田切 (陽雲寺前)	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
35	片貝川	右 B	30	1	居村	1.5	堤防弱体	決壊	木流し
36 37	片貝川	左 B 右 B	100 100	1 1	中島橋上下流	1.5	堤防高不足	越水	積土のう
38	片貝川	左 B	100	1	岩下 (立道橋下)	1.5	天然護岸	洗掘	木流し
39	片貝川	左 B	20	1	樋口 (地藏池橋下)	1.5	護岸等弱体	洗掘	木流し
40	片貝川	左 B	50	1	梨の木 (佐久水道水源上)	1.5	護岸等弱体	洗掘	木流し
41 42	片貝川	左 B 右 B	200 200	1 1	地藏池下流	1.5	護岸等洗掘	決壊	木流し
43 44	片貝川	左 B 右 B	300 300	1 1	ケカチ久保 (佐久水道水源下)	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
45 46	片貝川	左 B 右 B	240 250	1 1	下桜井 (市道 22-2 号)	1.2	護岸高不足 無堤地	越水	積土のう
47 48	田子川	左 B 右 B	100 100	1 1	中込新町 (平賀橋上下)	1.3	堤防高不足	越水	積土のう
49 50	田子川	左 A 右 A	1,180 1,180	1 1	常和 (常和橋上下)	1.2	断面不足	越水	積土のう
51 52	濁川	左 B 右 B	550 550	2 2	長土呂 (上信越自動 車道上下、聖橋)	2.1	断面不足	洗掘	木流し
53 54	香坂川	左 B 右 B	250 190	3 2	香坂東地	1.8	天然河岸	越水	積土のう
55 56	堂の入 川	左 A 右 A	250 250	1 1	平井	1.2	断面不足	越水 洗掘	積土のう
57	鹿曲川	右 B	150	1	湯沢下 (湯沢太郎別 当橋上)	2	河積不足	越水	積土のう
58	鹿曲川	右 B	200	1	吹上橋下	3	河積不足	越水	積土のう
59 60	鹿曲川	左 A 右 A	80 100	1 1	春日橋下	2.8	河積不足	越水	積土のう
61	鹿曲川	右 B	50	1	長坂橋上	3	護岸弱体	決壊 洗掘	木流し
62 63	須釜川	左 B 右 B	30 200	1 1	百沢上	1.5	護岸弱体	決壊	木流し
64	八丁地 川	右 B	20	1	高呂	2	護岸弱体	洗掘	シート張り 木流し
65 66	細小路 川	左 B 右 B	145 200	1 1	入新町	1.5	天然護岸	越水	積土のう 木流し
67	細小路 川	左 B	300	1	協和 (落合上)	2	河積不足	越水	積土のう 木流し
68 69	布施川	左 B 右 B	3,370 2,600	2 4	東抜井橋～ 谷田沢橋上	2.5	河積不足	越水	積土のう
70 71	布施川	左 B 右 B	200 200	1 1	市道向田橋下	2	天然護岸 堤防高不足	決壊	積土のう 木流し
72 73	中沢川	左 A 右 A	1,000 1,000	1 1	矢嶋	1	断面不足	越水	積土のう

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

No	河川	左 右 警戒 岸の 度 別 合	延長 (m)	箇所 数	場所（目標）	予想 水位 (m)	区分	予想 される 危険	水防工法
74 75	雨川	左 B 右 B	150 150	1 1	下川原 (竜岡橋上下流)	1.5	護岸等老朽	決壊	木流し
76 77	雨川	左 B 右 B	500 300	1 1	宮代～日向大工原	1.5	天然護岸	洗掘	木流し
78	雨川	右 B	110	1	下宮代（上宮寺前）	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
79	雨川	右 B	200	1	丸山	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
80	吉沢川	左 B	50	1	堤下	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
81 82	谷川	左 B 右 B	2,280 2,280	1 1	入澤	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
83 84	曾原川	左 B 右 B	120 200	1 1	岩水	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
85	馬坂川	左 B	30	1	馬坂	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
86 87	馬坂川	左 B 右 B	100 80	1 1	広川原	1.5	護岸等弱体	決壊	木流し
計			38,695	96					

※警戒の度合いの等級及び左右岸の別は、次のとおりとする。

・警戒度合 A 増水等の場合、最も決壊危険のおそれが高いもの

B 増水等の場合、決壊のおそれが高いもの

・左右岸の別：河川を上流から下流に向かって眺めたとき、左側を左岸、右側を右岸と呼ぶ。

1－10 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）内にある要配慮者利用施設
（144 施設）

（健康づくり推進課、高齢者福祉課、福祉課、子育て支援課、教育施設課調べ）
（令和 7 年 10 月現在）

No.	施設名	種別	住所	計画 作成	備考
1	くろさわ病院	病院	中込 1-17-8	義務	千曲川
2	佐久総合病院	病院	臼田 197	義務	千曲川
3	雨宮病院	病院	下小田切 73	義務	千曲川
4	田嶋クリニック	診療所	臼田 1652-1	義務	千曲川
5	たむらペインクリニック	診療所	臼田 2292-1	義務	千曲川
6	つつみハートクリニック	診療所	臼田 476-1	義務	千曲川
7	みさと皮フ科クリニック	診療所	臼田 1114-6	義務	千曲川
8	安紀内科クリニック	診療所	野沢 236-1	義務	千曲川
9	小山医院	診療所	野沢 194-1	義務	千曲川
10	相馬医院	診療所	野沢 194-7	義務	千曲川
11	相馬北医院	診療所	野沢 258-2	義務	千曲川
12	都甲クリニック	診療所	三塚 191-36	義務	千曲川
13	博愛こばやし眼科	診療所	取出町 127-3	義務	千曲川
14	水嶋クリニック	診療所	原 567-8	義務	千曲川
15	こすも内科クリニック	診療所	平賀 1927-1	義務	千曲川
16	斎藤産婦人科医院	診療所	中込 1985-1	義務	千曲川
17	関口小児科医院	診療所	中込 1-25-2	義務	千曲川
18	関口内科クリニック	診療所	中込 405	義務	千曲川
19	国保 浅科診療所	診療所	塩名田 570	義務	千曲川
20	つかばらクリニック	診療所	塚原 1894-1	義務	千曲川
21	まつぎきクリニック	診療所	猿久保 335-13	義務	湯川
22	小林内科クリニック	診療所	佐久平駅北 19-1	義務	湯川
23	ねむの木公園クリニック	診療所	佐久平駅北 12-3	義務	湯川
24	さくらこどもクリニック	診療所	佐久平駅北 18-1	義務	湯川
25	佐久平よつばクリニック	診療所	佐久平駅北 27-1	義務	湯川
26	ウェルガーデン佐久	軽費老人ホーム	野沢 333-1	義務	千曲川

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

No.	施設名	種別	住所	計画 作成	備考
27	宅幼老所のざわ	通所介護	野沢 219-17	義務	千曲川
28	宅老所およりなんし	通所介護	野沢 323-31	義務	千曲川
29	デイサービスセンター ひだまり	通所介護	桜井 671-1	義務	千曲川
30	結いの里千曲デイサービス	通所介護	伴野 2024-2	義務	千曲川
31	宅老所若草	通所介護	中込 1133-1	義務	千曲川
32	宅老所野菊	通所介護	中込 1133-14	義務	千曲川
33	中込デイサービスセンター サテライト介護老人保健施設 なかごみ	通所介護	中込 3-15-6	義務	千曲川
34	ケイジン健康運動センター	通所介護	中込 3-19-8	義務	千曲川
35	佐久市あいとびあ臼田 デイサービスセンター	通所介護	下越 16-5	義務	千曲川
36	サテライトあおぬまの家	通所介護	入沢 265-2	義務	千曲川
37	結いの里千曲	有料老人ホーム	伴野 2898-1	義務	千曲川
38	ほのかの家	有料老人ホーム	入沢 594	義務	千曲川
39	ケイジンケアホーム中込	有料老人ホーム	中込 3-12-1	義務	千曲川
40	グループホームのざわ愛の郷	認知症対応型共同生活介護	野沢 322-1	義務	千曲川
41	特別養護老人ホーム 佐久平愛の郷	介護老人保健施設	平賀 741	義務	千曲川
42	ショートステイ佐久平愛の郷	短期入所生活介護	平賀 741	義務	千曲川
43	デイサービスセンター 佐久平愛の郷	通所介護	平賀 741	義務	千曲川
44	グループホームひらか愛の郷	認知症対応型共同生活介護	平賀 737-3	義務	千曲川
45	特別養護老人ホーム うすだコスモ苑	介護老人福祉施設・短期入所・ 生活介護・養護老人ホーム	臼田 86	義務	千曲川
46	佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田宛	介護老人福祉施設	塩名田 542-1	義務	千曲川
47	らいおんはーとリハビリ温泉 デイサービス佐久	通所介護	前山 321-3	義務	千曲川
48	かがやき広場	通所介護	下越 612-2	義務	千曲川
49	デイサービスセンター星の里	通所介護	臼田 785-6	義務	千曲川
50	宅幼老所ひまわり	通所介護	臼田 1223-1	義務	千曲川
51	宅幼老所いちわ	通所介護	臼田 2177-1	義務	千曲川
52	四季のベンチ	小規模多機能型居宅介護	下越 612-1	義務	千曲川
53	ホシノマチ団地	サービス付き高齢者住宅	下越 216-1	義務	千曲川
54	介護老人保健施設安寿苑	介護老人保健施設・ 短期入所療養介護	中込 1-17-8	義務	千曲川

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

No.	施設名	種別	住所	計画 作成	備考
55	デイケアさくら	通所リハビリ	下小田切 73	義務	千曲川
56	佐久総合病院 介護老人保健施設	介護老人保健施設・短期入所・ 療養介護・通所リハビリ	臼田 779-4	義務	千曲川
57	ケアハウスさくだいら南	地域密着型特定施設入居者 生活介護（軽費老人ホーム）	根々井 816-1	義務	湯川
58	老人保健施設 シルバーポートつかばら	介護老人保健施設、 短期入所療養介護	塚原 1894-1	義務	湯川
59	シルバーハウス塚原	認知症対応型共同生活介護	塚原 2228-3	義務	湯川
60	すぎな作業所	障害者就労継続支援	鳴瀬 602-17	義務	千曲川
61	佐久の泉共同作業センター	障害者就労継続支援	前山 38-1	義務	千曲川
62	臼田共同作業センター	障害者就労継続支援	下越 16-5	義務	千曲川
63	浅科ふれあいホーム	障害者就労継続支援	塩名田 548-5	義務	千曲川
64	野沢共同作業センター	障害者就労継続支援・生活介護	取出町 485-3	義務	千曲川
65	中込デイサービスセンター	障害者生活介護・ 放課後等デイサービス	中込 3-15-6	義務	千曲川
66	ケイジン ピアスペースなかごみ	障害者生活介護・ 放課後等デイサービス	中込 3-2-8	義務	千曲川
67	らいおんハート からだの児童デイサービス センター佐久南	障害者生活介護・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	前山 321-3	義務	千曲川
68	らいおんハート 遊びリレーション児童デイ 佐久南	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	前山 321-3	義務	千曲川
69	らいおんハート 放課後デイサービス佐久南	放課後等デイサービス	前山 321-3	義務	千曲川
70	いっば。	放課後等デイサービス	野沢 394-5	義務	千曲川
71	いつも。	放課後等デイサービス	原 454	義務	千曲川
72	中込共同作業センター	地域活動支援センター	中込 1-19-2	義務	千曲川
73	ワークサポートこすもす	障害者就労移行支援・ 就労継続支援	中込 1273-2	義務	千曲川
74	グループホームなるせ庵	障害者グループホーム	鳴瀬 680	義務	千曲川
75	グループホームたかせ庵	障害者グループホーム	鳴瀬 680-3	義務	千曲川
76	白ゆり荘	障害者グループホーム	臼田 172-2	義務	千曲川
77	エトワール	障害者グループホーム	臼田 2278-1	義務	千曲川
78	エトワール（たんぼぼ）	障害者グループホーム	臼田 2278-1	義務	千曲川
79	野沢の家	障害者グループホーム	原 498-1	義務	千曲川
80	野沢の家 2 号棟	障害者グループホーム	原 498-1	義務	千曲川
81	ケイジンピアホーム中込	障害者グループホーム・ 短期入所	中込 3-2-13	義務	千曲川

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

No.	施設名	種別	住所	計画 作成	備考
82	グループホームしおなだ	障害者グループホーム・ 短期入所	塩名田 456	義務	千曲川
83	グループホーム虹 Y 棟	共同生活援助 (グループホーム)	原 218-17	義務	千曲川
84	佐久市療育支援センター	児童発達支援	御馬寄 1359-4	義務	千曲川
85	にこりん。	放課後等デイサービス	野沢 394-7	義務	千曲川
86	らんぷ。	放課後等デイサービス	中込 1-7-9	義務	千曲川
87	ケイジンピアハウスなかごみ	生活介護	中込 3-5-5	義務	千曲川
88	わくわくキッズルーム佐久南	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	前山 135-2	義務	千曲川
89	岩村田保育園	保育園	岩村田 5088	義務	湯川
90	どんぐり	障害児放課後等デイサービス・ 居宅介護・短期入所・ 障害児(者)相談支援・行動援護	猿久保 331	義務	湯川
91	サングリモ中込 つどいの広場交流センター	つどいの広場	中込 1-19-2	義務	千曲川
92	ちびっこ元気クラブ	放課後児童クラブ	中込 542-1	義務	千曲川
93	中込第一保育園	保育園	中込 3-24-5	義務	千曲川
94	中込第二保育園	保育園	中込 1790	義務	千曲川
95	泉保育園	保育園	三塚 300-2	義務	千曲川
96	青沼保育園	保育園	入澤 232-2	義務	千曲川
97	岸野保育園	保育園	伴野 1792-1	義務	千曲川
98	野沢保育園	保育園	取出町 491-2	義務	千曲川
99	聖愛保育園	保育園	原 267-1	義務	千曲川
100	臼田保育園	保育園	臼田 2126-8	義務	千曲川
101	里曲保育園	保育園	三分 237-1	義務	千曲川
102	カトリック幼稚園	幼稚園	取出町 185-1	義務	千曲川
103	野沢児童館	児童館	原 270-24	義務	千曲川
104	中込児童館	児童館	中込 484-1	義務	千曲川
105	岸野児童館	児童館	伴野 1474-2	義務	千曲川
106	泉児童館	児童館	三塚 282-3	義務	千曲川
107	下越児童館	児童館	下越 248-12	義務	千曲川
108	臼田児童館	児童館	臼田 559-1	義務	千曲川
109	青沼児童館	児童館	入澤 233-2	義務	千曲川

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

No.	施設名	種別	住所	計画 作成	備考
110	野沢小学校	小学校	取出町 472-3	義務	千曲川
111	泉小学校	小学校	三塚 273-1	義務	千曲川
112	岸野小学校	小学校	伴野 1725	義務	千曲川
113	中込小学校	小学校	中込 491	義務	千曲川
114	野沢中学校	中学校	野沢 335-1	義務	千曲川
115	中込中学校	中学校	平賀 2313	義務	千曲川
116	臼田中学校	中学校	下越 286-1	義務	千曲川
117	野沢北高等学校	高等学校	野沢 449-2	義務	千曲川
118	野沢南高等学校	高等学校	原 86-1	義務	千曲川
119	佐久平総合技術高等学校 (臼田キャンパス)	高等学校	臼田 751	義務	千曲川
120	佐久市特別養護老人ホーム シルバーランドきしの	介護老人福祉施設・短期入所生 活介護	根岸 113-1	義務	中沢川
121	特別養護老人ホームさくら苑	介護老人福祉施設	下小田切 50-1	義務	片貝川
122	宅老所和楽	通所介護	春日 2700-1	義務	鹿曲川
123	さくだいら敬老園 デイサービスセンター	通所介護	佐久平駅北 16-7	義務	濁川
124	さくだいら敬老園	有料老人ホーム	佐久平駅北 28-1	義務	濁川
125	パストラルさくだいら	有料老人ホーム	佐久平駅北 17-4	義務	濁川
126	有料老人ホームさくら	有料老人ホーム	長土呂 735-1	義務	濁川
127	フェリーチェさくだいら	サービス付き高齢者住宅	佐久平駅北 21-4	義務	濁川
128	志賀の家	障害者グループホーム	志賀 5859-3	義務	志賀川
129	ホームクラリスさくだいら	共同生活援助 (グループホーム)	平塚 10-2	義務	濁川
130	佐久市社協多機能型事業所 くれよん	生活介護・放課後等デイサービ ス	下小田切 11-3	義務	片貝川
131	ワークハウスかすが	就労継続支援	春日 2934-1	義務	鹿曲川
132	中佐都保育園	保育園	塚原 787-1	義務	濁川
133	田口保育園	保育園	田口 3117	義務	雨川
134	もちづき保育園	保育園	協和 7430-1	義務	鹿曲川
135	佳里保育園	保育園	下小田切 51-1	義務	片貝川
136	佐久南幼稚園	幼稚園	湯原 11-1	義務	片貝川
137	中佐都児童館	児童館	塚原 815-1	義務	濁川
138	切原児童館	児童館	湯原 30-4	義務	片貝川

⑥ 1 災害危険箇所等一覧

No.	施設名	種別	住所	計画 作成	備考
139	佐久平浅間児童館	児童館	長土呂 1288-1	義務	濁川
140	佐久平浅間小学校	小学校	長土呂 1717	義務	濁川
141	中佐都小学校	小学校	塚原 808	義務	濁川
142	臼田小学校	小学校	下小田切 165-1	義務	片貝川
143	東小学校	小学校	志賀 6128-1	義務	滑津川
144	望月中学校	中学校	協和 6925	義務	鹿曲川

1-11 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（19 施設）

（高齢者福祉課、福祉課、子育て支援課、学校教育課調べ）（令和3年3月現在）

No.	施設名	種 別	住 所	備考
1	特別養護老人ホーム 佐久福寿園 佐久市岩村田デイサービス センター 佐久福寿園げんきあっぷクラブ	介護老人福祉施設 通所介護	岩村田 4213	土砂災害警戒区域
2	アンの家 有料老人ホーム	有料老人ホーム	岩村田 2213-7 1F	土砂災害警戒区域
3	サガラシルバーハウス	グループホーム	岩村田 2213-7 2F	土砂災害警戒区域
4	デイサービスフェリーチェ	老人デイサービスセン ター	三河田 482-1	土砂災害警戒区域
5	ウェルハウスのぞみサンピア さんびあの家 デイサービスセンター のぞみサンピア	有料老人ホーム	根岸 3203-2	土砂災害警戒区域
6	らいおんハート リハビリ温泉デイサービス佐久	通所介護	前山 321-3	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
7	有料老人ホーム 秋桜	有料老人ホーム	内山 5931-3	土砂災害警戒区域
8	住まい処 みまきの宿	有料老人ホーム	蓬田 681-1	土砂災害警戒区域
9	マリーゴールド宅幼老所	通所介護	印内 133-1	土砂災害警戒区域
10	寄合所文ちゃん家	通所介護	布施 489	土砂災害警戒区域
11	三河田の家Ⅰ 三河田の家Ⅱ	グループホーム	三河田 482-4	土砂災害警戒区域
12	佐久こまば学園	障害者支援施設	瀬戸 70-2	土砂災害警戒区域
13	アレーズこまば	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	瀬戸 70-3	土砂災害警戒区域
14	緑の牧場学園	障害者支援施設	八幡 1115-67	土砂災害警戒区域
15	こまくさ寮	グループホーム	八幡 1115-84	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
16	大沢保育園	保育所	大沢 789-1	土砂災害警戒区域
17	高瀬保育園	保育所	鳴瀬 1371	土砂災害警戒区域
18	平根小学校	学校施設	上平尾 936	土砂災害警戒区域
19	高瀬小学校	学校施設	鳴瀬 1350-1	土砂災害警戒区域

2 水害予防関係

2-1 河川の状況

(土木課調)

等級	河川名	市域内延長 (m)	備考 (県番号)
1 級	千曲川	17,050	臼田・佐久・浅科 (1)
	滑津川	24,089	佐久 (113)
	湯川	20,915	佐久 (109)
	田子川	4,000	佐久 (113 - 6)
	志賀川	12,862	佐久 (113 - 1)
	香坂川	8,611	佐久 (113 - 2)
	霞川	3,200	佐久 (113 - 3)
	宮川	3,000	佐久 (110)
	八重久保川	1,820	佐久 (113 - 5)
	中沢川	4,550	佐久 (111)
	片貝川	16,797	臼田・佐久 (112)
	濁川	7,255	佐久 (109 - 1)
	大沢川	6,050	佐久 (112 - 4)
	小宮山川	800	佐久 (112 - 2)
	百々川	1,740	佐久 (112 - 1)
	堂の入川	1,283	佐久 (110 - 1)
	石突川	2,675	佐久 (108)
	瀬早川	1,980	佐久 (113 - 4)
	倉沢川	750	佐久 (112 - 3)
	雨川	12,216	臼田
	吉沢川	2,000	臼田
	谷川	4,800	臼田
	曾原川	610	臼田
	馬坂川	3,900	臼田
	中沢川	3,300	浅科 (106 - 1)
	布施川	16,132	望月・浅科 (106)
	鹿曲川	26,809	望月 (97)
	細小路川	5,200	望月 (97 - 5)
	須釜川	1,600	望月 (106 - 2)
	八丁地川	18,250	望月 (97 - 4)
準用	倉沢川	1,900	佐久 (112 - 3 J)
	石突川	3,700	佐久
	堂の入川	500	佐久
	宮川	3,800	佐久 (110 - J)
	中沢川	4,100	佐久
	百々川	760	佐久
	小宮山川	3,100	佐久
	田子川	1,100	佐久 (113 - 6 J)
	瀬早川	920	佐久
	八重久保川	980	佐久
	志賀川	2,200	佐久 (113 - 1 J)

等級	河川名	市域内延長 (m)	備考 (県番号)
	霞川	3,200	佐久 (113 - 3 J)
	香坂川	5,000	佐久 (113 - 2- J 2)
	万助川	800	佐久 (113 - 3 J)
	東地川	800	佐久
	屋敷平川	1,800	佐久
	山田川	720	佐久
	北沢川	1,000	佐久
	月明川	1,000	佐久
	貞祥寺川	1,900	佐久
	熊久保川	800	佐久
	伴野川	1,400	佐久
	うとう川	3,170	佐久
	滝川	4,040	臼田
	西山沢川	660	臼田
	相沢川	2,450	臼田
	藤ノ入川	320	臼田
	大町川	1,000	臼田
	大曲川	2,770	臼田
	水落川	770	臼田
	中沢川	3,020	臼田
	姥ヶ沢川	965	浅科
	樋沢川	601	浅科
	女石川	800	浅科 (106 - J 1)
	中沢川	1,200	望月
	茂沢川	1,000	望月
	長林川	2,500	望月
	土林川	1,600	望月
	吉原川	2,500	望月
	谷田沢川	2,600	望月 (106 - J 2)
	本沢川	2,400	望月
	坂頭川	200	望月
	日沢川	1,600	望月 (97 - J 1)
	大仁田川	1,000	望月
	浅田切川	1,000	望月
	大抜井川	1,200	望月
	一の原川	1,800	望月
	大平川	2,200	望月
	小諸沢川	400	望月 (106 - J 3)
	鷹の巣川	1,000	望月
	三井川	2,200	望月 (97 - J 2)
	小手沢川	1,000	望月
普通	花岡川	2,100	佐久
	武道川	2,400	佐久
	柳沢川	2,800	佐久
	大沼川	2,900	佐久
	根津古川	2,600	佐久

⑥ 2 水害予防関係

等級	河川名	市域内延長 (m)	備考 (県番号)
	初谷川	4,200	佐久
	宮川	900	浅科
	蛇久保川	520	浅科
	柳沢川	2,200	浅科
	西久保川	1,300	浅科
	上ノ山川	208	浅科

2-2 防災ダムの現況

(耕地林務課調)

ダム名	保全面積	総貯水量	備考
香坂ダム	250ha	1,050 千 m ³	信濃川水系

香坂ダムは農地防災ダムとして建設され、昭和 49 年度に完成した。

堤高 38.5m、堤頂長 184.0m の中心コア式ロックフィルダムで、計画洪水流量 90m³/s のうち 61m³/s の洪水調整を行う。

2-3 ため池の現況

(耕地林務課調)

所在地	名称	管理者
大沢新田区	足の入	大沢財産区
	権現	大沢財産区
	中の入	大沢財産区
大地堂	明神	大沢財産区
大沢下町	三枚平	大沢財産区
前山	貞祥寺	佐久市
	洞源	佐久市
美笹	美笹湖	佐久市
東立科	立科の池	佐久市
	赤穂木	佐久市
常和南	山田	佐久市
常和北	常和上池	佐久市
	常和下池	佐久市
	大昌寺池	佐久市
瀬戸	瀬戸大池	佐久市
内山	あらふね池	佐久市
岩村田	仙祿湖	佐久市
小宮山	十駄窪の池	自然人
	長ヶ窪	佐久市
糠尾	社口大池	自然人
	社口新池	自然人
日向	笹倉	佐久市
平井	五本木上池	平井区
	五本木小池	平井区
	五本木大池	平井区
	白地	平井区
駒込	奥野	佐久市
志賀下宿	小倉	佐久市
常田	常田大池	常田区
新子田	三ヶ月池	自然人
長土呂	菱池	佐久市
湯原新田	沼	佐久市
	枯木平	佐久市
	居久保	佐久市
入沢	赤谷	佐久市
平	菖蒲平	佐久市
清川	清川	清川区水利組合
滝	滝	佐久市
八幡（桑山）	寺尾1号	自然人
	寺尾2号	自然人
	寺尾3号	自然人
	寺尾6号	自然人
	寺尾7号	自然人
	寺尾8号	自然人

⑥ 2 水害予防関係

所在地	名称	管理者
八幡（桑山）	山梨1号	自然人
	山梨2号	自然人
	山梨3号	自然人
	山梨4号	自然人
	山梨5号	自然人
	山梨7号	山梨水利組合
	山梨8号	自然人
	山梨大池	山梨水利組合
	明神平2号	自然人
	明神平池2号	自然人
	明神平池3号	自然人
	明神平池4号	自然人
	明神平5号	自然人
	上野山池2号	自然人
	赤坂1号	自然人
	赤坂2号	自然人
	赤坂3号	自然人
	入りの沢応急池	佐久市
	姥ヶ沢2号	佐久市
御牧原（桑山）	太田池	自然人
	内の清水池	佐久市
	新池	自然人
	農園1号	自然人
	農園2号	自然人
	農園5号	自然人
	明神池	自然人
	蓮池	自然人
御牧原（八幡）	視上3号	自然人
	日向池	自然人
御牧原（蓬田）	大池1号	自然人
矢島（泉）	千駄ヶ池	佐久市
矢島（山の神）	山の神池	自然人
矢島（大池上）	大池	大池管理組合
甲（大原）	源吾衛門池	自然人
八幡（今池）	今池	今池利用耕作者
甲（上原）	平兵衛池	佐久市
甲（下原）	植木辺池	自然人
上原（前田）	菖蒲池（2）	佐久市
上原（大向）	平地池	自然人
八幡（桑山）	天神平1号	自然人
	天神平2号	自然人
	天神平3号	自然人
	梅天池	自然人
八幡（桑山）	女石池	女石水利組合
御牧原（蓬田）	須釜池	自然人

所在地	名称	管理者
	尾尻池	自然人
布施	好道 1 号池	自然人
	好道 2 号池	自然人
	伊セ講	自然人
	基雄池	自然人
	竜ヶ池	自然人
	芳次池	自然人
	新開池	自然人
	藤巻（1）	自然人
	藤巻（2）	中居区
印内	静人 1 号池	自然人
	静人 2 号池	自然人
	静人 3 号池	自然人
	淳人池	自然人
	清水貞池（清水健一池）	自然人
	清水房子池	自然人
	金井池	自然人
	島田池	自然人
	清男池	自然人
	笹々岩池	自然人
	牧男池	自然人
	丸山池	自然人
	良男池	自然人
	親之助池	自然人
	真田池	自然人
	菖蒲池（1）	自然人
	印内耕地整理池	自然人
	清水端	自然人
	山吹久保	自然人
	久根本平池	自然人
	高尾池	自然人
	雷太池	自然人
	清水貞新池（達男池）	自然人
印内	清水正一	自然人
	小池高池	自然人
	望月新池	自然人
	二子池	自然人
	小出池	自然人
協和	大池	佐久市
	谷田下池	谷田水利組合
	谷田上池	谷田水利組合
	寺池	佐久市
	飯久保	佐久市
	下王城	佐久市
	谷地 1 号	佐久市
	谷地 2 号	佐久市

⑥ 2 水害予防関係

所在地	名称	管理者
春日	桂の久保上池	佐久市
	桂の久保	佐久市
	別府	佐久市
	湯沢池	佐久市
	境の沢池	佐久市
茂田井	和田入池	立科土地改良区
	池ノ久保池	立科土地改良区
	茂田井大池	立科土地改良区
	下原池	立科土地改良区
	太田道下	自然人

2-4 水防倉庫の状況

水防庫 河川名 品名	原	跡部	高柳	平賀 堰口	今井	根々井	伴野	石神	白田	下越	青沼	中小田切	住吉	矢島	春日	布施	望月	協和	佐久消防	望月支所	浅科支所
	千曲川	千曲川	千曲川	千曲川	千曲川	湯川	千曲川	千曲川	片貝川	千曲川	谷川	片貝川	千曲川	中沢川	鹿曲川	布施川	鹿曲川	鹿曲川	市内全域	支署管内	支署管内
土のう袋									○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○
なわ・ロープ						○			○	○	○			○					○		
ビニールシート						○				○	○		○	○					○	○	
鉄線	○	○				○			○	○	○			○					○		
木材 2m もの									○												
木材 4m もの	○																				
木杭	○							○	○	○	○				○						
鉄杭						○		○											○		
じゃかご	○	○																			
P P ロープ											○								○		
救命網																					
片手ハンマー									○	○	○								○		
かま						○													○		
掛矢・鉄ハンマー						○								○					○		
照明具						○								○							○
のこぎり									○		○								○		
オノ・ナタ											○								○		
スコップ						○		○	○	○	○			○					○		
つるはし								○	○	○	○			○					○		
給水タンク 500ℓ																					○
給水袋 10ℓ																					○
カッター																					
しの																			○		
鋤簾																			○		

⑥ 2 水害予防関係

2-5 水防上重要な水門の操作

(危機管理課調)

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作の基準
雨川	一級	北用水	佐久市田口 字日影	佐久市	操作担当者の状況 判断により開閉
鹿曲川	〃	下之城用水路 取入口	佐久市印内	下之城水利組合 (東御市)	操作担当者の指示 又は水利組合の役 員の指示
片貝川	〃	大堀用水	佐久市前山	佐久市	操作担当者の状況 判断により開閉
〃	〃	小宮山用水	佐久市 小宮山	〃	〃
〃	〃	城下用水 水門	佐久市 臼田字城下	〃	〃
〃	〃	丸山用水	佐久市 下小田切 字小山	〃	〃
香坂川	〃	香坂ダム	佐久市香坂	〃	香坂ダム操作規定 による
佐久平 用水	用悪 水路	城山用水	佐久市臼田 字城山	〃	操作担当者の状況 判断により開閉
〃	〃	堂屋敷用水	佐久市臼田 字堂屋敷	〃	〃
〃	〃	臼田用水	佐久市臼田 字上落し	〃	〃
〃	一級	西耕地用水 (八反田用水)	佐久市瀬戸 字八反田	〃	〃
〃	〃	北堰用水	佐久市瀬戸	〃	〃
〃	〃	奥野溜池 (吉巾池)	佐久市志賀	〃	〃
千曲川	〃	中込用水	佐久市太田部 字石田	中込用水管理委員会	〃
〃	〃	新町用水	〃	〃	〃
〃	〃	田口用水 水門	佐久穂町海瀬	田口用水組合	〃
〃	〃	三ヶ用水水門	佐久穂町平林	三ヶ用水管理組合	〃
〃	〃	佐久平用水	佐久市勝間 字田古屋	佐久市土地改良区	〃
〃	〃	平賀用水	〃	〃	〃
〃	〃	田口用水 第1頭首工	佐久穂町畑	田口用水組合	〃
千曲川	一級	三ヶ用水	佐久穂町 高野町	三ヶ用水管理組合	操作担当者の状況 判断により開閉
中沢川	〃	美笹湖	佐久市前山	佐久市	〃
滑津川	〃	牧場溜池	佐久市内山 (牧場)	〃	〃

河川名	河川の 種別	名称	位置	管理者	操作の基準
〃	〃	大星用水	佐久市中込 字大星	〃	〃
〃	〃	深堀用水	佐久市中込 字馬場口	〃	〃
〃	〃	土呂下用水	佐久市中込 字土呂下	〃	〃
〃	〃	樋村用水	佐久市平賀 字桶村	〃	〃
〃	〃	後家前用水	佐久市平賀 字後家	〃	〃
〃	〃	中村用水	佐久市内山 字中村	〃	〃
〃	〃	本郷用水	佐久市内山 字本郷	〃	〃
〃	〃	松井用水	佐久市内山 字松井	〃	〃
抜井川	〃	田口用水 水門	佐久穂町海瀬	田口用水組合	〃
〃	〃	田口用水 第2頭首工	佐久穂町海瀬	〃	〃
湯川	〃	四ヶ用水	佐久市岩村田 字東岩子	佐久市土地改良区	操作担当者の状況 判断により開閉
〃	〃	常木用水	佐久市岩村田 字飯網下	〃	〃
〃	〃	平尾用水	御代田町豊昇 字後川原	佐久市	平根発電所へ連絡 し、適切に開閉す る。
〃	〃	湯川ダム	御代田町広戸	長野県	湯川ダム操作規則 による
〃	〃	荒谷用水	佐久市横根 (万年橋)	荒谷用水組合	操作担当者の状況 判断により開閉

3 危険物等関係

3-1 危険物施設

(消防署調) (令和7年10月現在)

1 屋内貯蔵所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	エムケーカシヤマ(株) 長土呂ステージ1	長土呂 1091	67-1161	MEK 他
2	エムケーカシヤマ(株) 長土呂ステージ2	長土呂 801	68-5555	アルコール 他
3	エムケーカシヤマ(株) 小田井ステージ3	小田井 1119	66-1970	MEK 他
4	TDK(株) 千曲川テクノ工場	小田井 462-1	66-1111	フッ素アルコール 他
5	TDK(株) 浅間テクノ工場	小田井 543	68-5111	ソルミックス A7 他
6	双信電機(株) 浅間工場	長土呂 800-38	67-4131	シンナー 他
7	双信電機(株) 千曲技術センター	猿久保 664-1	67-4511	トルエン 他
8	相馬商事(株) 佐久油槽所	岩村田北 1-10-5	67-3380	オイル
9	相馬商事(株) 建材営業部	野沢 323-8	62-1887	薬品
10	(株)AOB慧央グループ アルソア佐久ファクトリィ	瀬戸 553-7	63-8000	エタノール 他
11	(株)高見澤	根々井 207-1	68-3022	オイル
12	(株)大進	原 611	62-0001	灯油
13	東日本旅客鉄道(株) 長野新幹線保守技術センター	長土呂 1483-4	026- 224-5487	軽油
14	(株)信陽堂薬局	小田井 815-1	68-1175	農薬
15	シチズン時計 マニユファクチャリング(株) ミヨタ佐久工場	根々井 113	88-8686	エタノール 他
16	(株)コシミ商会	岩村田 3373-1	67-2424	シンナー 他
17	Pha S e O n e J a p a n (株)	原 582-2	62-2222	アルコール 他
18	(株)シナノ	岩村田 1104-1	67-3321	シンナー 他
19	(株)東京マイクロ	原 281	62-1423	アルコール 他
20	サンテックパワージャパン	安原 825-1	67-1691	トルエン 他

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
21	シチズンマシナリー(株)	中込 825-1	32-5900	エタノール 他
22	長野吉田工業(株)	中込 3421	62-7771	シンナー 他
23	カインズ 佐久平店	岩村田 5501-21	66-3111	シンナー 他
24	WHDCマイニングファーム	北川 525-20	82-2578	メタノール 他
25	(株)ダイキアクシス 信州工場	田口 5574	82-7711	アセトン 他
26	中屋商店	中小田切 173-1	82-2122	アルコール
27	J R 臼田駅	下越 157-2	82-2108	軽油 他
28	太洋化学工場(株)	田口 5615-14	77-7895	亜硝酸ソーダ 他
29	ヴェ・マン・フィス香料(株) 佐久工場	湯原 1-1、5-5	77-7152	アルコール 他

2 屋外タンク貯蔵所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	(株)大進	原 611	63-2995	軽油・灯油・重油
2	相馬商事(株) 佐久油槽所	岩村田北 1-10-5	67-3380	灯油・重油
3	J A 佐久浅間(株) アメック	新子田 1393-1	68-1112	灯油
4	佐久浅間農業協同組合	塚原 785-1	67-2303	灯油
5	(株)高見澤	根々井 207-1・207-5	68-3022	軽油・灯油
6	千曲錦酒造(株)	長土呂 1110	67-3731	重油
7	木内醸造(株)	大沢 985	62-0005	重油
8	伴野酒造(株)	野沢 123	62-0021	重油
9	佐久平総合技術高等学校 浅間キャンパス	岩村田 991	67-4010	灯油
10	イー・ステージ(株)	小田井 500	23-8885	灯油
11	TDK(株) 千曲川テクノ工場	小田井 462-1	66-1111	MEK
12	TDK(株) 浅間テクノ工場	小田井 543	68-5111	アルコール類 他
13	新興製作所	田口 5131	82-2511	重油
14	サンリン(株) 佐久支店	北川 640-9	82-2562	灯油

⑥ 3 危険物等関係

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
15	佐久醤油(有)	下越 460-1	82-2054	重油
16	太洋化学工業(株)	田口 5615-14	77-7895	A重油
17	武重本家酒造(株)	茂田井 2179	53-3025	重油
18	(株)竹花組 望月アスコン工場	望月 1119-1	53-2345	軽油・灯油・重油
19	川西保健衛生施設組合	望月 2114-4	67-2128	重油
21	真鍋清園芸ハウス	布施 5315-60	52-0605	灯油
22	(株)シリコンテクノロジー	協和 2062-1	53-6440	灯油
23	(株)タテキタ	蓬田 405	58-2236	灯油

3 屋内タンク貯蔵所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	北陸新幹線佐久平駅	佐久平駅東 1-1	050- 2016- 1600	灯油
2	医療法人三世会 金澤病院	岩村田 804	67-2048	重油
3	佐久消防署	中込 2947	62-0119	軽油
4	(株)AOB慧央グループ アルソア佐久ファクトリィ	瀬戸 553-7	63-8000	灯油・重油

4 地下タンク貯蔵所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	佐久技術専門学校	高柳 346-4	62-0549	灯油
2	岩村田小学校	岩村田 2641-2	67-3309	重油
3	中佐都小学校	塚原 808	67-3418	重油
4	岸野小学校	伴野 1725	62-0384	重油
5	中込小学校	中込 491	62-0065	重油
6	平根小学校	上平尾 936	67-3539	重油
7	野沢小学校	取出町 472-3	62-0109	重油
8	高瀬小学校	鳴瀬 1350	67-2459	重油
9	佐久城山小学校	平賀 5325-1	62-0356	重油

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
10	東小学校	志賀 6128-1	68-6829	重油
11	佐久長聖中学校	岩村田 3638	68-6688	灯油
12	佐久平総合技術高等学校 浅間キャンパス	岩村田 991	67-4010	灯油
13	野沢北高等学校	野沢 449-2	62-0020	灯油
14	野沢南高等学校	原 86-1	62-0064	灯油
15	岩村田高等学校	岩村田 1248-1	67-2439	灯油
16	佐久長聖高等学校 聖修館	岩村田 1122-1	68-5588	重油
17	佐久長聖高等学校 聖心館	岩村田 1200	68-5588	重油
18	佐久長聖高等学校 聖響館	岩村田 951	68-5588	灯油
19	佐久長聖中学校 聖朋館	岩村田 3638	68-6688	重油
20	グリーンアカデミー	中込 2084	68-5588	重油
21	(株)佐久グランドホテル	中込 3-19-6	62-0031	重油
22	佐久一萬里温泉 ホテルゴールドンセンチュリー	中込 3150-1	63-3355	灯油
23	ホテルホワイト	岩村田北 1-32-4	68-8296	灯油
24	理境防	平賀 2389-16	63-1388	灯油
25	(福)佐久学舎 佐久こまば学園	瀬戸 70-2	63-0505	灯油
26	ケアハウス佐久だいら	常田 77-1	67-4461	灯油
27	のぞみサンピア佐久	根岸 3203-2	63-3900	重油
28	佐久福寿園	岩村田 4213	68-3055	灯油
29	シルバーランドみつい	新子田 866	66-6800	灯油
30	シルバーランドきしの	根岸 113-1	64-6635	灯油
31	ハートケアライフ佐久(株) ナチュラルバーデンリゾート ばんり	長土呂 793-12	65-8080	灯油
32	介護老人保健施設愛の郷	長土呂 860-2	67-8870	灯油
33	佐久総合病院 佐久医療センター	中込 3400-28	62-8181	灯油・J E T A-1
34	浅間総合病院	岩村田 1862-1	67-2295	重油・灯油

⑥ 3 危険物等関係

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
35	社会福祉法人 恵仁会 中込施設	中込 1-17-8	64-1700	軽油
36	佐久下水道管理センター 野沢中継ポンプ場	跡部 528-35	63-0101	灯油
37	佐久市下水道管理センター	中込 1335	63-0101	重油
38	佐久環境衛生組合	鍛冶屋 477	77-7477	メタノール・重油
39	学校給食北部センター	長土呂 64-22	67-5694	灯油
40	(株)フレッシュミート佐久平	長土呂 4	67-8729	灯油
41	長野県佐久創造館	猿久保 55	67-3513	重油
42	駒場公園管理事務所	猿久保 55	68-1399	重油
43	佐久市立近代美術館	猿久保 35-5	67-1055	灯油
44	佐久市子ども未来館	岩村田 1931-1	67-2001	灯油
45	佐久合同庁舎	跡部 65-1	63-3111	軽油
46	みはらしの湯	下平尾 2668-1	68-0261	灯油
47	長野県立武道館	猿久保 165-1	78-5370	軽油
48	佐久浅間農業協同組合 ラポール・さく	新子田 1387-4	68-1112	灯油
49	佐久警察署	岩村田 1156-2	68-0110	軽油
50	ホクト(株) 佐久きのこセンター	志賀 5006-5	026- 243-3111	重油
51	(株)星野リゾート ヤッホーブルーイング	小田井 1119-1	66-1211	灯油
52	(株)共栄製作所	中込 3671	63-0003	灯油
53	平林産業(株) 佐久工場	鳴瀬 2543	68-6205	灯油
54	(株)細萱食品	平賀 4801-2	62-4620	重油
55	(株)丸水長野県水	長土呂 93-13	026- 285-3111	灯油
56	佐久平クリーンセンター	上平尾 2033	77-7940	灯油
57	(株)平尾山観光	上平尾 2037-14	68-7700	灯油
58	(株)柴田合成 佐久金型工場	中込 3368	67-1821	灯油
59	(株)ワイエス	長土呂 848-1	67-3285	重油
60	(株)オートアールズ	岩村田北 1-9-4	68-1123	廃油

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
61	レストハウス美笹	前山 1905	63-0333	重油
62	イワタニ長野(株) 佐久営業所	横和 243-2	68-2825	灯油
63	(株)木内石油	中込 2474-1	62-1495	灯油・重油
64	(株)叶屋	安原 251-1	67-2576	灯油
65	伊藤忠エネクス(株)	猿久保 603-1	68-8108	灯油・重油
66	(株)SHIOSAWA 安原工場	安原 1788	63-6155	重油
67	東京電力パワーグリッド(株) 物見山無線中継所	志賀 13-17	22-2250	軽油
68	東日本高速道路(株)関東支社 長野管理事務所	岩村田 116	68-8861	重油
69	東日本高速道路(株) 関ヶ原山トンネル東坑口	香坂 1827	68-8861	灯油
70	東日本高速道路(株) 八風山トンネル西坑口	香坂 34	68-8861	灯油
71	東日本高速道路(株) 八風山トンネル西坑口 電気室	香坂 34	68-8861	重油
72	長野吉田工業ワークス 小田井クリーン工場	小田井 1077-5	68-9111	灯油
73	(株)モンドウル田村屋	中込 2438	62-0463	重油
74	(株)中込駅前ビル ビップ	中込 1-21-2	62-0151	灯油
75	ブルーマリンスポーツクラブ(株)	鍛冶屋 465	63-2424	灯油
76	浜口樹脂工業(株)	長土呂 934	66-1000	灯油
77	(有)佐久茂	岩村田 2083	67-4591	灯油
78	東日本電信電話(株) 長野支店 佐久営業所	野沢 260-7	64-1313	軽油
79	佐久総合病院	臼田 197	82-3131	灯油
80	佐久総合病院 あゆみ寮 3号棟	臼田 2238	82-2474	灯油
81	旧臼田小学校	臼田 264-3	82-2024	灯油
82	臼田学園	北川 557-102	82-2473	灯油
83	コスモホール	下小田切 124-1	82-3963	灯油
84	臼田総合運動公園管理センター	臼田 3110-1	82-7231	灯油
85	旧田口小学校	田口 3000	63-5321	灯油
86	佐久平総合技術高等学校 臼田キャンパス	臼田 751	82-2035	灯油

⑥ 3 危険物等関係

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
87	佐久広域救護施設 清和寮	北川 557	82-2441	重油
88	臼田宇宙空間観測所	上小田切 1831-6	82-1230	灯油
89	橘倉酒造(株)	臼田 653-2	82-2006	重油
90	六甲バター(株) 長野工場	田口 5717	82-7447	重油
91	(株)ダイキアクシス 信州工場	田口 5574	82-7711	灯油
92	佐久総合病院 老人保険施設	臼田 779-4	81-4500	灯油
93	J A 佐久浅間(株) アメック 臼田バイパス給油所	臼田 1557-2	82-6585	軽油・重油
94	J A 佐久浅間(株) アメック 佐久うすだ支所切原店	中小田切 162-1	82-2003	灯油
95	佐久市望月支所	望月 263	53-3111	灯油
96	望月カントリークラブ(ロッジ)	協和 4194-8	53-3329	重油
97	みどりの村 望月温泉	印内 561-1	53-3231	灯油・重油
98	駒の里ふれあいセンター	望月 303	53-2548	灯油
99	(株)K Y B - Y S 望月工場	協和 2000	53-3200	灯油
100	佐久市望月老人福祉センター	望月 1626-2	53-4033	灯油
101	佐久市望月総合支援センター	望月 317-2	51-1515	灯油
102	大峰高原開発株式会社	望月 3491-280	54-2121	灯油
103	長野県望月少年自然の家	協和 3489-67	54-2405	重油
104	望月カントリークラブ	協和 4194-6	53-2468	重油
105	春日温泉共同加熱センター	春日 2941	52-2515	重油
106	佐久広域連合消防本部 川西消防署	協和 132-2	53-0119	灯油
107	長野西高等学校 望月サテライト校	望月 276-1	53-2100	灯油
108	望月交流促進センターゆざわ荘	春日 5924-4	53-0022	灯油
109	富士コンサル(株) (アイラベイホテル・バーデンホテル)	春日 8533-11	52-2311	灯油
110	信州佐久春日温泉 自然体感リゾート	春日 2258-1	52-2111	灯油
111	(株)カーリット	協和 897-20	53-6440	灯油

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
112	軽費老人ホーム 望月悠玄荘	望月 1730-1	53-6055	灯油
113	望月東急ゴルフクラブ	協和 3597-27	53-6109	重油
114	布施温泉	布施 1228	53-0181	灯油
115	結いの家	望月 326-4	53-8108	灯油
116	佐久良荘	望月 285-2	53-2473	灯油
117	J A佐久浅間セレモニーセンター カームしらかば (シエナ)	協和 2361-1	54-2585	灯油
118	N T T ドコモ 北蓼科無線中継所	協和 3485	026- 291-7100	軽油
119	アケハイ工業(株)	御馬寄 1451	58-2126	灯油
120	あさしな温泉穂の香乃湯	甲 1071-1	58-0033	灯油
121	軽井沢西ドライビングスクール	甲 1951-2	58-2550	灯油
122	(株)竹花組 佐久砕石工場	塩名田 1180	58-3183	重油
123	浅科浄化センター	御馬寄 1147-5	58-0550	灯油
124	交流文化館浅科	八幡 229	58-3304	灯油
125	(株)竹花組 給油所裏	望月 37-19	53-2351	灯油
126	特養老人ホーム 塩名田苑	塩名田 543-1	58-0223	灯油
127	浅間ピストン(株)	八幡 238	58-2011	灯油
128	(福)からし種の会 緑の牧場学園	八幡 1115-67	58-2244	灯油

⑥ 3 危険物等関係

5 移動タンク貯蔵所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	J A 佐久浅間(株) アメック	猿久保 882	66-7007	ガソリン・軽油・灯油・重油
2	J A 佐久浅間(株) アメック 佐久灯油配送センター	新子田 1403	0120-970-523	軽油・灯油
3	J A 佐久浅間(株) アメック スマイルポート野沢給油所	三塚 100	62-7988	灯油
4	(株)大進	原 611・611-5	63-2995	ガソリン・軽油・灯油・重油
5	相馬商事(株)	岩村田北 1-10-5	67-3380	ガソリン・軽油・灯油・重油
6	(株)SHIOSAWA	跡部 58-5	63-6115	軽油・灯油・重油
7	(株)木内石油	中込 2474-1 内山 6363-1	62-1495	灯油
8	(株)高見澤 佐久営業所	横和 240-1	68-3022	軽油・灯油・重油
9	(株)武重商会	岩村田 2125	67-3588	軽油・灯油・重油
10	イワタニ長野(株)	横和 243-2	68-2825	軽油・灯油
11	宮島燃料店	伴野 1942	62-6414	灯油
12	柳沢商事(有)	内山 7130-1	62-6503	灯油
13	(有)こまや掛川石油	取出町 661-1	62-2600	ガソリン・軽油・灯油
14	富士クラスタ(株) 長野支店 佐久平営業所	中込 1-18-19	62-0071	軽油・灯油
15	(株)エネブリッジ 佐久営業所	瀬戸 2898-1	62-8200	灯油
16	(株)上田技研	長土呂 17	68-5592	軽油
17	朝日オーム(株)	岩村田 737	67-4106	灯油
18	(株)堀籠重機	三塚 210-18	62-5463	軽油・灯油
19	(有)マルマス米穀	岩村田 935	67-2137	灯油
20	TK コーポレーション(株)	瀬戸 545-1	77-7892	灯油
21	(株)東日本宇佐美上信越支店 141 号 佐久インター給油所	佐久平駅東 6-2	65-7250	灯油
22	(株)小金澤商店 千曲給油所	臼田 1106-2	82-2360	軽油・灯油
23	(有)佐久プロパン	入沢 385	82-2448	灯油
24	(株)田島商会	臼田 1710	82-2028	灯油
25	J A 佐久浅間(株) アメック 臼田バイパス給油所	臼田 1558	82-6585	軽油・灯油

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
26	(株)竹花組	望月 37-19	53-2351	軽油・灯油・重油
27	児玉石油	春日 614-1	53-2620	灯油
28	合資会社 山田屋給油所	望月 101	53-2417	灯油
28	協和石油株式会社	協和 2388	53-5384	重油
29	(株)武重商会 望月給油所	協和 144-1	53-3636	灯油
30	J A 佐久浅間(株) アメック 望月サービスステーション	協和 6826-3	53-6490	灯油・軽油
31	(株)千歳商会	桑山 1206-7	58-1502	灯油
32	株式会社タカサワマテリアル	協和 3491-224	54-2101	灯油・重油

6 屋外貯蔵所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	相馬商事(株)	岩村田北 1-10-5	67-3380	オイル
2	小須田商店	岩村田 248-2	67-2261	灯油
3	(株)トーエネック 佐久営業所	猿久保 187-6	66-7730	オイル
4	(株)大進	原 611	62-0001	オイル
5	東日本旅客鉄道(株) 長野支社 小海線営業所	中込 2034	62-3024	重油・オイル
6	(株)木内石油	内山 6363-1	62-4523	灯油・オイル
7	(株)ダイキアクシス信州工場	田口 5574	82-7711	不飽和ポリエステル

7 給油取扱所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	(株)SHIOSAWA 佐久店	跡部 58-1	77-7860	ガソリン・軽油・灯油
2	相馬商事(株) Dr.Driveセルフ 佐久インター給油所	岩村田北 1-9-7	67-7911	ガソリン・軽油・灯油
3	(株)ペトロソーマ ペトロ佐久平店	岩村田 1735-1	66-0250	ガソリン・軽油・灯油
4	(株)ENEOSウイング セルフ佐久平SS	岩村田 1797-1	66-0524	ガソリン・軽油・灯油・廃油・オイル
5	コスモ石油販売(株) 北関東カンパニーセルフ若宮SS	岩村田 1969-1	67-4324	ガソリン・軽油・灯油

⑥ 3 危険物等関係

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
6	(株)武重商会 D r . D r i v e 佐 久 S S	岩村田 2135-3	67-3588	ガソリン・軽油・灯油
7	(株)アサヒ商会 岩村田給油所	岩村田 634	66-3888	ガソリン・軽油・灯油・廃油
8	柳沢商事(株) 内山峡給油所	内山 7130-1	62-6503	ガソリン・軽油・灯油
9	(株)木内石油 小田井給油所	小田井 755-1	67-0550	ガソリン・軽油・灯油
10	J A 佐久浅間(株) アメック 平根給油所	上平尾 907-4	67-2157	ガソリン・軽油・灯油
11	(株)東日本宇佐美上信越支店 141 号 佐久インター給油所	佐久平駅東 6-2	65-7250	ガソリン・軽油・灯油・廃油
12	(株)高見澤 カーライフステーション佐久平	佐久平駅東 7-4	66-3912	ガソリン・軽油・灯油
13	J - Q u e S t 佐久平店	佐久平駅南 18-1	66-3551	灯油
14	J A 佐久浅間(株) アメック 駒場給油所	猿久保 889-1	67-6155	ガソリン・軽油・重油
15	相馬商事(株) 佐久中央給油所	猿久保 894-2	68-5073	灯油
16	J A 佐久浅間(株) アメック 野沢給油所	三塚 100	62-7988	ガソリン・軽油
17	(株)高見澤 セルフ佐久塚原 S S	塚原 487-7	54-8102	ガソリン・軽油
18	宮島燃料店 佐久伴野 S S	伴野 1964-1	62-3414	灯油
19	(有)こまや掛川石油	取出町 655-2	62-2600	ガソリン・軽油・灯油・重油
20	(株)木内石油 佐久第一給油所	中込 1-28-16	62-6319	ガソリン・軽油・灯油
21	(株)木内石油 佐久第二給油所	中込 2474-1	62-1495	ガソリン・軽油・灯油
22	(株)SHIOSAWA オートライフ塩沢 中込店	中込 2965-1	63-0150	灯油
23	(株)SHIOSAWA オートライフ塩沢 長土呂店	長土呂 1160-29	77-7710	灯油
24	J A 佐久浅間(株) アメック スマイルポート佐久インター給油所	長土呂 131-8	67-7272	軽油・灯油
25	(株)アサヒ商会 長土呂給油所	長土呂 166-1	66-3850	ガソリン・軽油・灯油・重油
26	(有)カントリーガーデン スタンド・ワン	根岸 3848-1	63-1951	軽油・灯油・重油
27	相馬商事(株) 野沢給油所	野沢 1	62-6218	軽油・灯油・重油
28	相馬商事(株) 野沢北給油所	野沢 260-1	62-6450	軽油・灯油・重油

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
29	(株)大進 アクアポリス野沢給油所	原 122-17	62-0001	軽油・灯油・重油
30	(株)木次商事	岩村田 5520-4	78-5907	灯油
31	(株)小金澤商店 千曲給油所	臼田 1106-2	82-2360	ガソリン・軽油・灯油
32	(株)小金澤商店 竜岡給油所	田口 3156-1	82-5065	ガソリン・軽油
33	(株)小金澤商店 星の町給油所	臼田 1934-1	82-7752	ガソリン・軽油・灯油
34	(有)佐久プロパン	入沢 385	82-2448	ガソリン・軽油・灯油
35	J A 佐久浅間(株) アメック 臼田バイパス給油所	臼田 1558	82-6585	ガソリン・軽油・灯油・ 廃油・オイル
36	池田屋 望月給油所	望月 1516-7	53-2530	ガソリン・軽油・灯油
37	春原商会	布施 1706-4	53-2352	ガソリン・軽油・灯油
38	(株)竹花組給油所	望月 37-19	53-2351	ガソリン・軽油・灯油
39	J A 佐久浅間(株) アメック 望月サービスステーション	協和 6826-3	53-6490	ガソリン・軽油・灯油
40	児玉石油	春日 614-1	53-2620	ガソリン・軽油・灯油
41	協和石油(株) 協和給油所	協和 2388-2	53-5384	ガソリン・軽油・灯油
42	(株)武重商会 望月給油所	協和 144-1	53-3636	ガソリン・軽油・灯油
43	J A 佐久浅間(株) アメック 浅科八幡給油所	八幡 469-2	58-2203	ガソリン・軽油・灯油
44	協和石油(株) J OMO 浅科サービスステーション	八幡 1000-1	58-2884	ガソリン・軽油・灯油

⑥ 3 危険物等関係

8 給油取扱所（自家用）

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	小林建設工業(株)	岩村田 1296-5	67-4063	ガソリン・軽油
2	浅間佐久自動車学校(株)	猿久保 35-7	67-3371	ガソリン・軽油
3	東城運輸(株)	取出町 447-2	62-0405	軽油
4	信州名鉄運送(株) 佐久営業所	長土呂 800-11	67-2161	軽油
5	(株)佐久平ソーラーファーム	内山 7555	62-2881	ガソリン
6	(株)平元商店	中込 294-1	82-2262	軽油
7	(株)上田技研	小田井 624	68-5592	ガソリン・軽油
8	(有)佐藤運送	塚原 1517-2	68-8498	軽油
9	(独)家畜改良センター 茨城牧場 長野支場	新子田 1889	67-2501	ガソリン・軽油
10	信濃石産興業(株)	志賀 2202-1	67-1595	軽油
11	(株)SHIOSAWA 生コン事業部 佐久工場	岩村田 4494-1	68-1143	軽油・灯油
12	東日本高速道路(株) 関東支社 長野管理事務所	岩村田 116	68-8861	軽油
13	(株)木下組	中込 155-1	62-0343	ガソリン・軽油・灯油
14	一宮運輸(株) 物流センター長野	田口 5580-2	82-7880	軽油
15	(有)カクナン	臼田 46	92-2016	灯油・軽油
16	湊総業(株) 勝間工場	北川 504-22	82-2328	ガソリン・軽油・灯油
17	(株)千曲物流	田口 4749-1	82-7077	軽油
18	富士コンサル(株)	春日 8533-11	52-2311	ガソリン・軽油
19	(株)タカサワマテリアル蓼科 砕石工場	協和 3491-224	54-2101	軽油
20	望月カントリークラブ クラブハウス	協和 4194-6	53-2468	ガソリン
21	望月サニーカントリー(株)	協和 3491-280	54-2121	ガソリン・軽油
22	(有)望月産業	協和 3268	53-2028	軽油
23	(有)田村砕石商会	協和 3491-1	54-2344	軽油
24	(株)軽井沢西ドライビングスクール	甲 1951-2	58-2550	ガソリン・軽油
25	(株)竹花組 佐久チチブ生コン	塩名田 1168-2	58-2663	軽油

9 販売取扱所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	(株) コシミ商会	岩村田 3373-1	67-2424	塗料

10 一般取扱所

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
1	(株) コシミ商会	岩村田 3373-1	67-2424	塗料 他
2	東中学校	新子田 1396-1	67-2392	灯油
3	中込中学校	平賀 2313	62-0725	灯油
4	野沢中学校	野沢 335-1	62-0360	灯油
5	(医) 恵仁会 中込施設	中込 1-17-8	62-1700	軽油
6	佐久市立国保浅間総合病院	岩村田 1862-1	67-2295	重油
7	佐久総合病院 佐久医療センター	中込 3400-28	82-3131	灯油
8	佐久警察署	岩村田 1156-2	68-0110	軽油
9	特養シルバーランドみつい	新子田 866	66-6800	灯油
10	イー・ステージ(株)	小田井 500	68-2881	灯油
11	らいおんハートリハビリ温泉 デイサービス佐久	前山 321-3	63-3333	重油
12	TDK(株) 浅間テクノ工場	小田井 543	68-5111	第1石油類 他
13	J A佐久浅間(株) アメック	新子田 1393-1、1393-2	66-7007	灯油・軽油
14	(株) 丸信製作所	根岸 3561	62-5111	冷却油・メタノール
15	(株) 大進	原 611-5	62-0001	軽油・灯油・重油
16	相馬商事(株)	岩村田北 1-10-5	67-3380	灯油・重油
17	(株) 高見澤 佐久営業所	根々井 207-1	68-3022	灯油・重油
18	(株) 木内石油	中込 2474-1	62-4523	灯油
19	イワタニ長野(株) 佐久営業所	横和 243-2	68-2825	灯油
20	(有) カクナン	取出町 411-1	62-7216	灯油
21	富士クラスタ(株) 長野支店 佐久平営業所	中込 1-18-19	62-0071	灯油
22	(株) 小金澤商店	猿久保 603-1	82-2360	灯油・重油

⑥ 3 危険物等関係

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
23	(株)高見澤 佐久塚原油槽所	塚原 487-7	54-8102	重油
24	(株)叶屋	安原 140	67-2576	灯油
25	(株)SHIOSAWA 安原工場	安原 1788	68-0081	軽油
26	(株)オートアールズ	岩村田北 1-9-4	68-1123	灯油
27	ビバホーム 佐久インター店	小田井 613-1	65-7131	灯油
28	佐久合同庁舎	跡部 65-1	63-3111	軽油
29	佐久平クリーンセンター	上平尾 2033	88-6461	灯油
30	TKコーポレーション(株)	鳴瀬 1380-1	77-7892	灯油
31	カインズ 佐久平店	岩村田 5501-21	66-3111	灯油
32	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	前山 1905-43		硫黄 他
33	東日本電信電話(株) 長野支店佐久営業所	野沢 260-7	64-1313	軽油
34	東日本高速道路(株)関東支社 長野管理事務所	岩村田 116	68-8861	重油
35	(株)DCM臼田店	臼田 1976-2	82-8003	灯油
36	JA佐久浅間(株) アメック 臼田バイパス給油所	臼田 1557-2	82-6585	軽油・重油
37	(株)本久 佐久営業所	入沢 837	82-7155	重油
38	サンリン(株) 佐久支店	北川 640-9	82-2562	灯油
39	(株)田島商会	臼田 1710	82-2028	灯油
40	JA佐久浅間(株) アメック 切原支所	中小田切 162-1	82-2003	灯油
41	佐久総合病院	臼田 197	82-3131	灯油
42	浅科小学校	甲 2003-1	58-2102	灯油
43	富士コンサル(株) (アイラベイホテル・バーデンホテル)	春日 8533-11	52-2311	灯油
44	結いの家	望月 326-4	53-3111	灯油
45	望月小学校	協和 5229	53-2208	灯油
46	(株)竹花組 給油所	望月 37-19	53-2351	灯油・軽油
47	(株)竹花組 (望月アスコン)	望月 1119-1	53-2351	軽油・灯油・重油

番号	事業所名	所在地	電話番号	取扱品目
48	(有)田村砕石商会	協和 3491-1	54-2344	軽油
49	浅科中学校	八幡 150	58-2101	灯油
50	東信農業共済組合	塩名田 390	58-2580	灯油

3-2 高压ガス製造事業所等 (危機管理課調) (令和2年1月現在)

(1) 高压ガス製造事業所(第一種) 一般高压ガス・液化石油ガス関係 ※移動式を除く

事業所名	電話番号	住所	ガスの種類
軽井沢ブルワリー(株)軽井沢工場	88-7773	長土呂 64-3	CO ₂
藤田デバイス(株) 佐久工場	68-4666	長土呂 970-1	N ₂
浅間総合病院	67-2295	岩村田 1862-1	N ₂
佐久プロパンガス協同組合	67-3812	猿久保 235-2	LPG
TDK(株) 千曲川テクノ工場	66-1111	小田井 462-1	N ₂
TDK(株) 浅間テクノ工場	68-5111	小田井 543	空気、N ₂ 、CO ₂
(株)ヤッホーブルーイング佐久醸造所	66-1211	小田井 1119-1	CO ₂
(株)ボンマーク 長野工場	62-4693	跡部 10-10	O ₂
(株)明治 軽井沢工場	63-5255	平賀 2082	N ₂ 、CO ₂
岡谷酸素(株)佐久営業所	58-2686	塩名田 700	LPG、O ₂ 、N ₂ 、CO ₂

(2) 高压ガス製造事業所(第一・第二種) 冷凍

事業所名	電話番号	住所	ガスの種類
長野県連合青果(株) 佐久支社	66-1300	長土呂 93-8	(R22)
(株)アメニティーズAMAMビレッジ	66-1650	長土呂 113-12	(R22)
双信電機(株) 浅間工場	67-4131	長土呂 800-38	(R22)
(株)カウベルエンジニアリング近津工場	67-8011	長土呂 1183-7	(R407C)
(株)カウベルエンジニアリング第二工場	67-1511	長土呂 1739-1	(R22)
(株)ベイシア ベイシア佐久平モール店	65-9111	岩村田 1399	(R22)
浅間総合病院	67-2295	岩村田 1862-2	(R22)
TDK(株) 千曲川テクノ工場	66-1111	小田井 462-1	(R22) (R134a)
TDK(株) 浅間テクノ工場	68-5111	小田井 543	(R22) (R134a)
佐久平尾山開発(株) 佐久スキージャーデン パラダ	67-8100	下平尾 2681	(R22)
J A佐久浅間 さく北部営農センター	68-4899	塚原 922-3	(R407C)
(株)ボンマーク長野工場	62-4693	跡部 10-10	(R22)
佐久総合病院 佐久医療センター	62-8181	中込 3400-28	(R134a)
(株)明治 軽井沢工場	63-5266	平賀 2082	(R22)、 アンモニア
シルバーランドみつゐ	66-6800	新子田 866	CO ₂ 、(R410a)
ホクト(株)佐久第二きのこセンター	64-8833	志賀 5006-5	(R407C)
J A佐久浅間南佐久総合集荷場	82-9032	三分 387	(R22)
J A佐久浅間長者原野菜予冷库	52-2121	布施 5313-5	(R22)

⑥ 3 危険物等関係

(3) 高压ガス貯蔵所 (第一種・第二種)

事業所名	電話番号	住所	ガスの種類
(株)吉田製作所	68-4860	長土呂 168-1	N2
シチズン時計 マニファクチャリング(株) ミヨタ佐久工場	88-8686	根々井 113-1	N2
浅間総合病院	67-2295	岩村田 1862-1	O2
T D K (株) 浅間テクノ工場	68-5111	小田井 543	O2、N2 他
平林産業(株) 佐久工場	68-6205	鳴瀬 2543	N2
イワタニ長野(株) 佐久営業所	68-2825	横和 243-2	LPG
野沢会館	62-0665	取出町 183	N2
宮原酸素(株) 佐久営業所	62-8315	三塚 66-2	O2、CO2、H2、アセチレン、アルゴン、N2
(株)佐々木工業	67-1851	中込 3305	N2
佐久総合病院 佐久医療センター	62-8181	中込 3400-28	CO2、O2、N2、亜酸化窒素
サクマ製菓(株) 浅間工場	62-5151	瀬戸 553-8	LPG
佐久総合病院	82-3131	臼田 197	O2
岡谷酸素(株) 佐久営業所	58-2686	塩名田 700	H2、アセチレン、エチレン、CH4、N2、アルゴン、He、CO2、空気、O2、亜酸化窒素、Cl、三塩化ホウ素、CO、NH3、酸化エチレン、その他
日精エー・エス・ビー機械(株) 千曲川工場	0267-23-1560	御馬寄 1098-2	LPG
浅間ピストン(株)	58-2011	八幡 238	LPG
蓼北金属(株) ヤシマ工場	58-2800	矢島 736	LPG
(株)シリコンテクノロジー 第一工場	53-6440	協和 897-20	N2、アルゴン

(4) 液化石油ガス販売店

事業所名	電話番号	住所	ガスの種類
関東ガス(株)	67-4344	長土呂 182-1	LPG
(株)武重商会 佐久営業所	68-8066	長土呂 546-1	LPG
朝日オーム(株)	67-4106	岩村田 737	LPG
佐久プロパンガス協同組合	67-3812	猿久保 235-2	LPG
信越ガス(株)	78-5933	猿久保 849-4	LPG
(株)エナキス 佐久営業所	66-7020	塚原 237-13	LPG
イワタニ長野(株) 佐久営業所	68-2825	横和 243-2	LPG
(株)大進	62-0001	原 491	LPG
田中 力 (田中プロパン)	62-2671	原 523	LPG
山屋物産(株) 佐久営業所	62-0923	取出町 694-1	LPG
宮島 浩美 (宮島燃料店)	62-3414	伴野 1964	LPG

事業所名	電話番号	住所	ガスの種類
富士クラスタ(株) 長野支店佐久平営業所	62-0071	中込 1-18-19	LPG
J A佐久浅間 ホームエネルギーセンター	68-0608	中込 1899-1	LPG
千曲通商(株)	62-5130	中込 3795-2	LPG
長野日石ガス(株)佐久営業所	62-8200	瀬戸 2898-1	LPG
(株)叶屋	67-2576	安原 251-1	LPG
(有)古間ラジオテレビ商会	82-2335	下越 156-11	LPG
(有)佐久プロパン	82-2448	入沢 385	LPG
(株)田島商会	82-2028	臼田 1710	LPG
(株)サイサン 佐久営業所	82-1111	臼田 1318	LPG
岡谷酸素(株) 佐久営業所	58-2685	塩名田 700	LPG
(株)つかさ商会	58-1313	塩名田 1318	LPG
鷹野 秀雄 (大島屋商店)	58-2412	蓬田 182-3	LPG
伊丹産業(株) 望月営業所	53-3057	望月 356-3	LPG
望月ガス(株)	53-6111	望月 773-1	LPG
協和石油(株)	53-5384	望月 2388-2	LPG

3-3 放射性同位元素等規制法の対象事業所

(原子力規制委員会ホームページ内資料参照) (令和7年3月現在)

事業所名	所在地	許可・届出区分
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	〔本院〕 臼田 197 番地 〔佐久医療センター〕 中込 3400-28	許可使用者
長野県パトロール株式会社	〔佐久営業所〕 三河田 493-1	表示付認証機器届出使用者

3-4 毒物劇物事故処理剤備蓄状況

(1) 備蓄場所

(県地域防災計画参照)

名称	所在地	TEL・FAX番号	最低備蓄量
鍋林(株) 松代センター	長野市 松代町豊栄宮崎 6331	TEL 026-278-7543 夜・休 080-1311-3618 FAX 026-278-7544	基準量
(株)ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮 2473	TEL 026-274-7667 夜・休 080-5147-9101 FAX 026-274-7665	基準量の 1/2
(株)アセラ 長野支店	千曲市雨宮 540	TEL 026-272-1521 夜・休 080-3911-9205 FAX 026-272-1501	基準量の 3/4
鍋林(株) あづみ野配送センター	北安曇郡 松川村南神戸 4363-32	TEL 0261-62-9950 夜・休 080-1311-3619 FAX 0261-62-4143	基準量

⑥ 3 危険物等関係

名称	所在地	T E L ・ F A X 番号	最低備蓄量
(株)アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村 1808	T E L 0263-52-4141 夜・休 080-3911-9192 F A X 0263-52-6177	基準量の 1/4
(株)土田商店 諏訪化成品センター	茅野市宮川 7275-1	T E L 0266-73-2500 夜・休 0266-28-3232 F A X 0266-73-2600	基準量
(株)ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡 南箕輪村 9003-1	T E L 0265-76-7557 夜・休 0265-78-1164 F A X 0265-76-7558	基準量の 1/2

(2) 備蓄量

事故処理剤名	対象毒劇物	基準量 (kg)
消石灰	酸、塩酸、クロルピクリン	4,000
ソーダ灰	硫酸銅、塩化亜鉛	3,500
苛性ソーダ	酸、シアン	4,000
(無水)重亜硫酸ソーダ	クロム酸、フッ素	2,000
次亜塩素酸ソーダ (水溶液)	シアン、セレン化水素	4,000
硫酸	アルカリ	800

4 建築物・文化財関係

4-1 防火・準防火地域の状況

1 指定の状況 (危機管理課調) (令和7年1月21日現在)

(単位: ha)

都市計画区域	用途地域	防火地域	準防火地域	備考
18,950	1,409	4.9	718.5	

2 防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

(県地域防災計画参照) (令和3年4月1日)

		対 象	構 造
防 火 地 域	①	階数が 3 以上又は延べ面積が 100m ² を超える建築物	ただし③を除く 耐火建築物延焼防止建築物※ 1
	②	その他の建築物	準耐火建築物準延焼防止建築物※ 2
	③	1. 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積 5 0 m ² 以内の平屋建の附属建築物 2. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ 2 m を超える門又は塀 4. 高さが 2 m 以下の門又は塀	制限なし
防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3 メートルを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。 防火・準防火地域にある高さ 2 メートルを超える門・塀であっても、一定の延焼防止上支障のない構造で造ることができる。			
準 防 火 地 域	①	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1, 500m ² を超える建築物	ただし主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械の製作工場の類は除く 耐火建築物延焼防止建築物
	②	地階を除く階数 3 又は階数 2 以下で延べ面積が 500 平方メートルを超える建築物	準耐火建築物準延焼防止建築物
	③	地階を除く階数が 2 以下又は 500 平方メートル以下の建築物の木造建築物以外	防火構造等※ 3
	④	①～③以外の木造建築物等	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ 2m を超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分 防火構造等 不燃材料で造る又は覆う等

⑥ 4 建築物・文化財関係

防火、準防火地域内にあるその他の制限

1. 屋根 耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り又はふく。
2. 外壁のドアなど 延焼のおそれのある部分は防火戸その他の防火設備をする。
3. 隣地境界線に面する外壁 外壁耐火構造の場合は境界線に接することができる。

※1 延焼防止建築物とは、耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保された建築物をいう。

(令和元年国交省告示第194号第2)

※2 準延焼防止建築物とは、準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保された建築物をいう。(令和元年国交省告示第194号第4)

※3 防火構造等とは、外壁の開口部の構造、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な技術基準に適合する建築物をいう。(令和元年告示第194号第5、6)

4-2 市街地再開発事業の実施状況(防災建築街区造成事業) (都市計画課調)

事業名	都市計画決定等年月日	街区面積 (ha)	事業費 (千円)	備考
岩村田本町	S 41. 2. 15	1. 680	49, 495	
相生町	S 43. 5. 11	0. 602	3, 501	
野沢十二町	S 43. 5. 11	1. 050	40, 023	

4-3 国・県指定等の文化財

(文化振興課調)

区分			名称	所在地	
国 指 定	有 形	重要文化財	駒形神社本殿（附棟札4枚）	塚原	
			旧中込学校校舎（附建築文書3点）	中込	
			紙本着色一遍上人絵伝 巻第二	野沢（金台寺）	
			鉄鐘	跡部	
			紙本墨書他阿上人自筆仮名消息	野沢（金台寺）	
			新海三社神社三重塔	田口	
			新海三社神社東本社	田口	
			六地藏幢	入沢	
			高良社（旧八幡社本殿）	蓬田（八幡神社）	
			福王寺の木造阿弥陀如来坐像	協和	
			真山家住宅	望月	
	記念物	史 跡	旧中込学校	中込	
			岡城跡	田口龍	
			香坂山遺跡	香坂	
		天然記念物	岩村田ヒカリゴケ産地	岩村田	
	民俗	重要無形民俗文化財	跡部の踊り念仏	跡部	
国登録有形文化財			武重本家酒造及び武重家住宅	茂田井	
			市川家住宅主屋と土蔵	中込	
			佐藤家住宅主屋外3棟	協和	
県 指 定	有 形	県宝	木造阿弥陀如来坐像	岩村田（西念寺）	
			木造地藏菩薩半跏倚像	根々井（正法寺）	
			木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	安原（安養寺）	
			版本大般若經	安原（安養寺）	
			貞祥寺三重塔	前山	
			貞祥寺惣門及び山門	前山	
			井出家座敷	臼田	
			上宮寺梵鐘	田口（上宮寺）	
			鋳銅箔鍍金花瓶	臼田（弥勒寺）	
			金剛力士像	田口（上宮寺）	
			木造伝法燈国師坐像	安原（安養寺）	
			絹本着色愛染明王像	協和（福王寺）	
			東一本柳古墳出土品	中込	
	記念物	県史 跡	三河田大塚古墳	三河田	
			伴野城跡	野沢	
			根井氏館跡	根々井	
			北高禪師墓碑	岩村田（龍雲寺）	
			大井城跡（王城・黒岩城）	岩村田	
			平賀氏城跡	常和・平賀	
			岩尾城跡	鳴瀬	
			五郎兵衛用水	望月・浅科	
			県天然記念物	王城のケヤキ	岩村田
				広川原の洞穴群	田口
	臼田トンネル産の古型マンモス化石	中込			
	民俗	無形民俗文化財	湯原神社式三番	湯原	

5 災害応援協定関係

5－1 長野県南佐久郡臼田町・群馬県甘楽郡南牧村消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、災害・火災等発生の際、長野県南佐久郡臼田町（以下「甲」という。）と群馬県甘楽郡南牧村（以下「乙」という。）との相互の消防力を活用して、災害・火災等による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（協定）

第2条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく甲と乙との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

（応援活動の範囲）

第3条 甲又は乙に接する地域及び当該地域周辺部で災害・火災等が発生した場合、受援側の長の要請又は応援側の状況判断により、要請を待たずに応援するものとする。

（指揮）

第4条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援側の消防長又は消防団長が応援隊の長に対してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（応援内容の通報）

第5条 甲又は乙は、応援隊を派遣したときは出動人員、機械器具等員数を受援側に通報するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定を実施するため必要な経費は、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は平成7年7月1日から平成8年3月31日までとし、期間満了の場合において甲・乙異議のない時は、自動的に延長するものとする。

（疑義）

第8条 この協定の実施について疑義を生じた時は、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成7年7月1日

長野県南佐久郡臼田町大字臼田 89－4

甲 長野県南佐久郡臼田町長 井 出 毅 雄

群馬県甘楽郡南牧村大字大日向 1098 番地

乙 南牧村長 工 藤 増猪一

5－2 災害時における相互応援に関する協定書〔埼玉県和光市〕

1 趣 旨

この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき甲又は乙が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

2 応援の内容

規定する応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

3 応援要請の窓口

甲及び乙はあらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

4 応援要請の手続

応援を受けようとする甲又は乙は次の事項を明らかにして、とりあえず電話等により要請し、後日相手方に別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) その他応援を必要とする事項等

5 経費の負担

- (1) 応援に要した費用は原則として、応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、2 応援の内容第 3 号に規定する職員の派遣に要した費用については、別途協議するものとする。
- (2) 応援を受けた甲又は乙が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた甲又は乙から要請があった場合には、応援した甲又は乙は当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

6 情報の交換

甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

7 協 議

この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

8 施 行

この協定は、平成 7 年 9 月 24 日から施行する。

この協定の締結を証するため、甲、乙署名押印の上、各々一通を保有する。

⑥ 5 災害応援協定関係

平成 7 年 9 月 24 日

甲	長野県佐久市	
	佐久市長	三 浦 大 助
乙	埼玉県和光市	
	和光市長	田 中 茂

5-3 友好都市災害時相互応援に関する協定書〔静岡県清水市〕

友好都市協定を結ぶ佐久市及び清水市（以下「友好都市」という。）は、いずれかの市の区域内において大規模な災害が発生した場合等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 救援活動に必要な車輛の提供
- （3） 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （4） 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- （5） 被災児童及び被災生徒の受入れ
- （6） 被災者に対する住宅の提供
- （7） 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第2条 災害を受けた市（以下「被災市」という。）が応援の要請をしようとするときは、次の事項を明らかにして、応援の要請を受ける市に対して電話又は電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車輛及び資機材の種類、品名、数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4） 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
- （5） 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （6） 応援場所及び応援場所への経路
- （7） 応援期間
- （8） 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援の自主出動）

第3条 報道機関等の情報により友好都市のいずれかの市に災害が発生したことを知った相手市は、前条の規定による要請がない場合で応援を行う必要があると認めるときは、職員で構成する情報収集班を被災市に派遣し、災害の情報収集を行うとともに、必要な応援を行うことができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- （1） 第1条第1号から第3号までに掲げる応援の経費については、原則として被災市の負担とする。
- （2） 第1条第4号に掲げる応援の経費については、応援を行った市の負担とする。
- （3） 第1条第5号及び第6号に掲げる応援の経費については、原則として被災市の負担とする。
- （4） 第3条の情報収集に要した経費については、応援を行った市の負担とする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(連絡担当部局)

第6条 友好都市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定めるものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他市町村の災害に対する応援の協力)

第7条 友好都市のいずれかの市が、友好都市の相手市以外の市町村（以下「他市町村」という。）と災害時の相互応援に関する協定を締結している場合において、他市町村の区域内において大規模な災害が発生し、他市町村から応援の要請を受けた友好都市のいずれかの市は、その災害の応援に関する協力を求めることができる。

(細目協定)

第8条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成10年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに友好都市のいずれからもそれぞれ相手市に申出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度友好都市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、友好都市署名の上、それぞれ1通を所持する。

平成7年11月17日

長野県佐久市長

三 浦 大 助

静岡県清水市長

宮城島 弘 正

5－3の2 友好都市災害時相互応援に関する協定実施要領

佐久市と清水市との間で平成7年11月17日締結した友好都市災害時相互応援に関する協定書については、協定書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（応援職員の公務災害等）

第1条 協定書第1条第4号に掲げる職員の派遣の応援を行った場合において、派遣した職員（以下「派遣職員」という。）が応援業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に要する経費は、応援を行った市（以下「応援市」という。）の負担とする。ただし、派遣場所において、応急治療した場合の治療に要する経費は、被災市の負担とする。

（損害賠償責任）

第2条 派遣職員が応援業務の従事中に第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を被災市が負うものとする。ただし、派遣職員の重大な過失により生じた損害の賠償については、応援市が負うものとする。

（経費の負担等）

第3条 協定書第5条第1号及び第3号に掲げる経費のうち、次に掲げる経費以外の経費は、応援市が負担することができる。

（1）貸与した以外の物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

（2）携行又は貸与した車輛及び資機材の借上料、燃料費（派遣場所で調達したものを除く。）及び輸送費並びに破損又は故障が生じた場合の修理費（派遣場所で修理したものを除く。）

2 被災市が負担する経費を支弁する暇がない場合においては、応援市が一時繰替支弁することができる。

3 応援市は、前項の規定により一時繰替支弁した経費を被災市に請求しようとする場合は、請求書に関係書類を添付して被災市に請求しなければならない。

（派遣職員の身分表示等）

第4条 派遣職員は、応援市の名称を表示した腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 派遣職員は、災害の状況に応じて必要な被服、装備、食料等を携行するものとする。

（便宜供与）

第5条 被災市は、派遣職員の宿舍のあつ旋その他の便宜を供与するものとする。

（連絡担当部局の報告）

第6条 協定書第6条第1項の連絡担当部局における担当者の職及び氏名並びにその部局の電話番号等をそれぞれの相手市に連絡するものとする。連絡した事項を変更したときも同様とする。

5－4 災害時における相互応援に関する協定〔群馬県高崎市〕

長野県佐久市（以下「甲」という。）と群馬県高崎市（以下「乙」という。）とは、災害時における甲及び乙の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では被災者救援等の応急措置が実施できない場合における甲及び乙の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5） その他被災者救援等の応急措置に必要なもの

（応援要請の手続）

第4条 甲及び乙は、応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- （3） 前条第4号の職員の職種別人員
- （4） 応援場所及び応援場所までの経路
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） その他応援に関し、必要な事項

（物資の輸送等）

第5条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として応援を行う市が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1） 職員の派遣に要する経費 応援を行う市が負担
- （2） 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担

2 応援を受けた市が前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合、応援を行った市は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

（情報の交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成7年12月7日から平成17年12月6日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定意思表示がないときは、更に5年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成7年12月7日

長野県佐久市大字中込 3056 番地
甲 佐久市
佐久市長 三 浦 大 助

群馬県高崎市高松町 1 番地
乙 高崎市
高崎市長 松 浦 幸 雄

5－5 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している市町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるものの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

⑥ 5 災害応援協定関係

別表（第3条関係）

地域区分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

5－6 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

（代表市町村の設置等）

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

（応援の内容）

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

（1） 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

（2） 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

（3） その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

（4） 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1） 被害の状況

（2） 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

⑥ 5 災害応援協定関係

（緊急時における自主的活動）

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（防災体制の強化等）

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第 10 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

⑥ 5 災害応援協定関係

(別 記 1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・佐久穂町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・長和町・東御市・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ケ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・筑北村・麻績村・生坂村・山形村・朝日村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別 記 2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曽
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曽
木 曽	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

5－6の2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け(コーディネート)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。
ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロック市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を公布するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。
- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

5－7 災害時における郵便局と佐久市の協力に関する協定書

佐久市内の郵便局（以下、「甲」という。）と佐久市（以下、「乙」という。）とは、佐久市内に発生した地震その他の災害において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力事項）

第2条 甲の行う協力事項は、次のとおりとする。

- （1） 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した場合の情報提供
- （2） 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- （3） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （4） 甲が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供
- （5） 佐久市災害対策本部への職員の派遣
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に乙から要請のあった事項

2 乙の行う協力事項は、次のとおりとする。

- （1） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （2） 乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供
- （3） 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、佐久市内に災害が発生し、相互に協力が必要と認めたときに、前条の協力事項について要請できるものとする。ただし、前条第1項第1号を除く。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、その重要性に鑑み、それぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するように努めなければならない。

（平常時の取組等）

第4条 甲及び乙は、それぞれの防災計画の状況、連絡体制の整備及びこの協定の円滑な実施等のため、情報提供や協議を行うものとする。

2 甲は、乙が直接あるいは協力して行う佐久市内の防災訓練に参加するよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩村田郵便局総務課長、乙においては佐久市総務部庶務課長とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙両者が記名調印のうえ、各自その1通を保有する。

⑥ 5 災害応援協定関係

平成9年2月21日

佐久市内郵便局代表
岩村田郵便局長

田 原 幸 雄

佐 久 市 長

三 浦 大 助

5－8 災害時の医療救護についての協定書

佐久市（以下「甲」という。）と社団法人佐久医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は佐久市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 医療救護班の編成
- （2） 医療救護班の活動計画
- （3） 関係機関との通信連絡計画
- （4） 指揮系統
- （5） 医薬品、医療機材等の備蓄
- （6） 訓練計画
- （7） その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の義務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の義務は、次のとおりとする。

- （1） 負傷の程度の判定
- （2） 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- （3） 救急処置の実施
- （4） 救急活動の記録
- （5） 死体の検案
- （6） その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1） 医療救護班の派遣に要する経費

（2） 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

（3） 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（第三者に対する損害補償）

第12条 医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その補償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（医事紛争の措置）

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（細目）

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第15条 前各号に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第16条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 12 年 4 月 1 日

甲 佐久市大字中込 3056 番地
佐久市長 三 浦 大 助

乙 佐久市大字原 569 の 7 番地
社団法人佐久医師会
会 長 管 原 達 雄

5－8の2 医療救護活動実施細目

平成12年4月1日付を持って締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護師2名を標準とし、必要がある場合は、保健師助産師を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

（1） 医療救護班派遣に要する経費

- ・実費弁償請求書（別記第2号様式）
- ・医療救護班員名簿（別記第3号様式）

（2） 医療救護班が携行し使用した医薬品等

- ・請求書（別記第4号様式）
- ・救助の種目別物資受払状況（別記第5号様式）
- ・救護班活動状況（別記第6号様式）
- ・病院診療所医療実施状況（別記第7号様式）
- ・助産台帳（別記第8号様式）

（3） 医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

- ・扶助金支給申請書（別記第9号様式）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、佐久市特別職の職員で非常勤の医師の報酬、及び臨時職員の賃金の例による。ただし、扶助費については、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の規定による。

(救護所となった医療機関における費用弁償の請求)

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

(費用等の支払)

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年4月1日

甲 佐久市大字中込 3056 番地
佐久市長 三 浦 大 助

乙 佐久市大字原 569 の 7 番地
社団法人佐久医師会
会 長 管 原 達 雄

5－9 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会佐久支部（以下「乙」という。）は、佐久市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、佐久市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等（以下「判定等」という。）について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、災害時において、判定等を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する事由
- （2） 応急危険度判定の実施内容
- （3） その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（判定等の実施）

第3条 乙は、甲からの判定等の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、判定等を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後速やかに判定等を実施するものとする。

（事前計画）

第4条 乙は、応急対策等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。

2 乙は、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、判定等に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、甲に報告するものとする。

2 乙は、判定等に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- （1） 応急危険度判定結果
- （2） 従事した人員及び名簿
- （3） その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、応急危険度判定制度に基づく、必要最小限の経費とする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の積算単価は、災害時における実勢単価とする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づき、判定等に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、佐久市消防団員等公務災害補償条例（平成17年4月1日条例第188号）の規定に基づき、甲が補償を行うものとする。

（経費等の請求）

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する災害補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（経費等の支払）

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成20年4月8日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第12条 この協定に定めてない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成20年4月8日

佐久市中込3056番地
甲 佐久市
佐久市長 三浦大助

佐久市跡部65番地1
佐久合同庁舎佐久地方事務所内
乙 社団法人長野県建築士会佐久支部
支部長 赤尾靖雄

5-10 災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と社団法人長野県測量設計業協会東信支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、佐久市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急対策等を実施する必要がある場合は、乙に対し次の事項の協力を要請できるものとする。

- （1） 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務
- （2） 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務

（応急対策業務の実施）

第3条 乙は甲から応急対策等の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急対策業務に従事するものとする。

（応急対策業務の実施体制）

第4条 乙は、第2条の応急対策業務を早期に実施できるよう、事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策業務に要した経費は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

（損害補償）

第6条 第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、乙の責任において対応するものとする。

（報 告）

第7条 乙は、第3条の規定により応急対策業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1） 応急対策業務の実施期間及び場所
- （2） 応急対策業務の内容
- （3） 応急対策業務に従事した所属会員名
- （4） その他必要な事項

（費用の請求）

第8条 乙は、第5条に規定する費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支 払)

第9条 甲は、前条の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年4月8日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年4月8日

佐久市中込3, 056番地
甲 佐久市
佐久市長 三 浦 大 助

東御市滋野乙1, 302番地
乙 社団法人長野県測量設計業協会東信支部
支部長 佐 藤 芳 明

5-11 災害時における応急措置に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と佐久市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、佐久市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置（啓開作業のために必要な災害の状況確認などの情報収集を含む。以下同じ。）を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする場所、内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（応急措置の実施）

第3条 乙は甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑に実施するため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、佐久市消防団員等公務災害補償条例（平成17年4月1日条例第188号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報 告）

第8条 乙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
- (3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第 9 条 乙は、第 5 条に規定する費用及び第 6 条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支 払)

第 10 条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、令和 8 年 3 月 2 7 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、この協定の期間満了 1 月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に 1 年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 2 7 日

甲 佐久市中込 3 0 5 6 番地
佐久市
佐 久 市 長 柳 田 清 二

乙 佐久市野沢 3 2 5 番地 2
佐久市建設業協会
会 長 矢 野 健太郎

⑥ 5 災害応援協定関係

5-12 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン佐久平店（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- （1） 乙の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2） 乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3） 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況を可能な範囲で提供すること。
- （4） 乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話によることができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲： 佐久市 総務部 庶務課長

乙： イオン 佐久平店長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。ただし、物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成23年9月11日から平成26年9月10日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月11日

甲 佐久市
市長 柳田 清二

乙 イオンリテール株式会社
執行役員
北陸信越カンパニー支社長 濱田 和成

5-13 埼玉県朝霞市災害時における相互応援に関する協定

長野県佐久市と埼玉県朝霞市とは、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、佐久市と朝霞市いずれかの地域において災害が発生し、被災市が独自では被災者救援等の応急措置が実施できない場合における両市の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 佐久市及び朝霞市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として応援を行う市が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市が負担
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担

2 応援を受けた市が前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合、応援を行った市は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第7条 佐久市及び朝霞市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、佐久市及び朝霞市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年10月21日

佐久市長 柳 田 清 二

朝霞市長 富 岡 勝 則

5-14 佐久市・由利本荘市災害時における相互応援に関する協定

長野県佐久市と秋田県由利本荘市（以下「協定市」という。）とは、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、協定市のいずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式1により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は別記様式2により応援を要請し、応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1） 職員の派遣に要する経費 応援市が負担
- （2） 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成 24 年 2 月 8 日

佐久市長

柳 田 清 二

由利本荘市長

谷 部 誠

5-15 国土交通省協定書 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、佐久市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、佐久市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 佐久市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 佐久市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は領地法整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成 24 年 6 月 1 日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心 2－1
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙 新潟県新潟市中央区美咲町 1－1－1
国土交通省
北陸地方整備局長 前 川 秀 和

丙 長野県佐久市中込 3 0 5 6
佐久市
佐久市長 柳 田 清 二

⑥ 5 災害応援協定関係

5－16 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿部 守一

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県市長会長 母袋 創一

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県町村会長 藤原 忠彦

5-16 の 2 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総 則

1 目 的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

（1） 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

（2） ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

（3） 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

（4） 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

（5） 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

（6） 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

（1） 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）

（2） 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）

（3） 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）

（4） 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）

（5） 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

（1） 被災県等への職員派遣及び物資の提供

（2） 被災者の受入及び施設の提供

① 県内医療機関での傷病者の受入

② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

（3） その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

（1） 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。

（2） 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
 - ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務
- (4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握

- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項
- 3 代表市町村以外の市町村が実施する事項
- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

5-17 佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定

長野県佐久市と神奈川県茅ヶ崎市（以下「協定市」という。）とは、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、協定市のいずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式1により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は別記様式2により応援を要請し、応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1） 職員の派遣に要する経費 応援市が負担
- （2） 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 1 月 31 日

佐久市長 柳 田 清 二

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

5-18 災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書

佐久市(以下「甲」という。)と佐久市測量設計業連絡協議会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策業務の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、佐久市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務等を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は防災計画に基づき、応急対策等を実施する必要がある場合は、乙に対し次の事項の協力を要請できるものとする。

(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務

(2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務

(応急対策業務の実施)

第3条 乙は甲から応急対策等の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急対策業務に従事するものとする。

(応急対策業務の実施体制)

第4条 乙は、第2条の応急対策業務を早期に実施できるよう、事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定めるものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく応急対策業務に要した経費は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

(損害補償)

第6条 第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、乙の責任において対応するものとする。

(報 告)

第7条 乙は、第3条の規定により応急対策業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 応急対策業務の実施期間及び場所

(2) 応急対策業務の内容

(3) 応急対策業務に従事した所属会員名

(4) その他必要な事項

(費用の請求)

第8条 乙は、第5条に規定する費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支 払)

第9条 甲は、前条の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 25 年 6 月 21 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この協定の期間満了 1 月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に 1 年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 6 月 21 日

佐久市中込 3, 056 番地
甲佐久市
佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市中込 3, 421 番地 50
乙佐久市測量設計業連絡協議会
会 長 小 池 文 人

5－19 災害時相互応援に関する協定

長野県佐久市、愛知県岡崎市、神奈川県茅ヶ崎市及び岐阜県不破郡関ヶ原町（以下「協定市町」という。）は、災害時における相互応援体制について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、協定市町のいずれかの市町域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式1により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は別記様式2により応援を要請し、応援を要請された協定市町（以下「応援市町」という。）は応援に努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれないとき、応援市町は、自主応援活動を行うことができる。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、原則として応援市町が負担する。
- （2）前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受ける市町が負担する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに、協定市町から特段の意思表示がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 7 月 1 日

佐久市
代表者 佐久市長柳 田 清 二

岡崎市
代表者 岡崎市長内 田 康 宏

茅ヶ崎市
代表者 茅ヶ崎市長服 部 信 明

関ヶ原町
代表者 関ヶ原町長西 脇 康 世

⑥ 5 災害応援協定関係

5-20 災害時におけるL Pガスに係る協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と長野L P協会佐久支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県L Pガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるL Pガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるL Pガスに係る保安の確保並びに公共施設等（応急仮設住宅、避難場所その他甲が設置、管理し、若しくは所有権その他の権原を有する施設又は場所をいう。）に対するL Pガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

（1）被災地域のL Pガスの一般消費者等に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

（2）供給設備設置場所以外で発見されたL Pガス容器について、容器所有者等が行うべき回収及び保管

（3）応急仮設住宅又は避難場所等公共施設へのL Pガスが供給されることとなった場合のL Pガス供給設備工事及びL Pガス供給

（4）販売業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

（5）前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びL Pガス供給のために特に必要な業務

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた業務の一部について、丙に対し協力を要請することができる。

3 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで可能な範囲内において支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第3号の協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに文書による報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第3号の規定により、乙及び丙等が行った業務並びに乙が供給したL Pガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、佐久市財務規則（平成25年佐久市規則第26号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る請負契約を締結するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第7条 甲は、災害時における円滑なL P ガスの供給のため、公共施設等にL P ガス供給設備を設置し、又は防災に必要な資機材の整備を行うよう努めるものとする。

2 甲又は丙は、災害対策上必要と認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

(事故等)

第8条 乙及び丙等は、L P ガスの供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第9条 第3条の規定により業務に従事した者が、業務に従事したところにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲、乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡体制)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、経済部商工振興課、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

2 乙は、支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にL P ガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第11条 乙は、災害時に円滑な支援活動ができるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする

⑥ 5 災害応援協定関係

この協定成立を証するため、本書3通を作成し、3者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 佐久市中込3056番地
佐久市長 柳 田 清 二

乙 佐久市跡部65-1
長野LP協会佐久支部
支部長寺 島 繁

丙 長野市中御所1-16-13天馬ビル4F
一般社団法人長野県LPガス協会
会 長小 林 芳 夫

5-21 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）と長野県石油商業組合佐久支部（以下「丙」という。）は地震、風水害、その他災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この規定は、佐久市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、以って市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供
- （3）乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4）乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- （5）乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- （6）乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号の協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号の規定により乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。なお、甲が負担する費用は、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る請負契約を締結するものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。甲は費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（事故等）

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙、丙は、この協定を円滑に推進するために、連絡窓口は甲においては、経済部商工振興課、乙及び丙においては丙の事務局とし、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

（緊急連絡網の整備）

第10条 乙は、災害時に円滑な支援活動ができるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第11条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（防災意識の向上）

第12条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

（市民への周知）

第13条 甲、乙及び丙は協力して、この規定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

（協議）

第14条 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
この協定成立を証するため、本書3通を作成し、3者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 26 年 12 月 25 日

甲 佐久市
市 長 柳 田 清 二

乙 長野県石油商業組合
理事長 渡 邊 一 正

丙 長野県石油商業組合 佐久支部
支部長 中 澤 信 一

5-22 災害時等における放送の要請等に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム佐久平（以下「乙」という。）と佐久ケーブルテレビ株式会社（以下「丙」という。）は、災害・防災情報等（以下「災害情報」という。）の提供及び放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙及び丙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙及び丙に放送を行うことを求めることができるものとする。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙及び丙に対し放送を行うことを求めるときにも準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害時の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段をとることができない場合に、乙及び丙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

4 甲は、前各項に定めるもののほか、乙による放送が困難等緊急やむを得ない状況が生じた場合は、甲が設置した陸上移動局（以下「緊急用無線放送設備」という。）により、乙の所有する放送設備の一部を用いて放送をすることができる。この場合、乙は放送中の番組があるときはそれを中断するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙及び丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 放送事項
- （3） その他必要な事項

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は他の手段をもって行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（臨時災害放送局）

第4条 甲は、乙が行うラジオ放送が住民への災害情報の伝達に有効と判断される場合は、乙に対し、臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）の開設及び運営を委託することができる。

2 乙は、甲から委託を受けた場合は、速やかに臨災局を開設するものとする。

（災害情報の提供）

第5条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙及び丙に対し、速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第6条 乙及び丙は、前条の情報を受けたときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定するものとする。また、放送にあたっては乙及び丙相互の連携を図り、市民に対し効果的に情報が伝わるよう努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲から要請を受けた放送を実施するときは、放送の概要を相互に連絡し、必要に応じ人員、設備面の支援を行うなど緊密に連携するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条に規定する放送に関して甲から乙及び丙に支払う経費は、各々の放送委託料の範囲内とする。ただし、臨災局等の委託に関する経費の額は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（連絡責任者等）

第8条 第3条に掲げる放送要請及び放送の円滑な実施を図るため、甲は、企画部広報広聴課、情報統計課とし、乙及び丙は、各事務局に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者の配置及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（適用）

第11条 この協定書の発効は、平成27年1月19日とする。

この協定の締結を証するため、本書を3部作成し、甲乙丙署名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成27年1月19日

甲 佐久市中込 3056 番地
佐久市
副市長 小 池 茂 見

乙 佐久市佐久平駅東 1 番地 1
株式会社 エフエム佐久平
代表取締役 井 上 隆

丙 佐久市中込 2336 番地 1
佐久ケーブルテレビ 株式会社
代表取締役社長 柳 田 清 二

5-23 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

佐久市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県警備業協会（以下「乙」という。）とは佐久市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において交通及び地域安全の確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を迅速かつ円滑に行い、もって市民生活の早期安定等を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定により甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害時等における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保等に関する業務
- （2）被災地における防火・防犯の安全パトロール
- （3）避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務
- （4）被災状況等の情報提供業務
- （5）その他甲において必要と認める安全確保のための業務

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し前条に規定する業務の遂行において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、要請を受けた業務（以下「要請業務」という。）を実施する。

2 前項の規定による要請業務の実施は、乙が、乙の会員である警備事業者（以下「警備事業者」という。）の従業員のうち、要請業務に対する専門的知識及び技能を有するもの（以下「警備員」という。）に従事させることにより行うものとする。

3 甲は、乙又は要請業務に従事する警備事業者に対し、必要な情報等を提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請業務の実施状況について、文書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 要請業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、別紙「警備料金の単価内訳表」に基づき算定する。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲は、要請業務に際し、乙又は警備事業者に生じた損害については、補償しないものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 要請業務中に第三者に対して損害を与えたときは、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(出動可能人員等の把握)

第11条 乙は、警備事業者ごとの出動可能人員等を地域別に把握し、毎年甲に通知するものとする。

2 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害時には、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第12条 この協定及び実施細目に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐 久 市
市 長 柳 田 清 二

乙 長野市中御所1丁目5番1号
一般社団法人長野県警備業協会
会 長 竹 花 長 雅

⑥ 5 災害応援協定関係

(別紙)

警備料金の単価内訳表

1 昼間（実働 8 時間当たり）の単価

(単位：円)

警備別項目	交通誘導警備 (※ 1)		施設警備 (※ 2)		
	交通誘導 警備員 A	交通誘導 警備員 B	警備員 A	警備員 B	警備員 C
一般管理費 (法定福利費、労務管理費等)	ア(基準単価)×0.23				
現場管理費 (安全管理費、宿舍費等)	ア(基準単価)×0.18				
合計 (警備員 1 名当たりの単価)	ア(基準単価)×1.41				

※ 1 国土交通省土地・建設産業局が毎年発表する「公共工事設計労務単価」に定める単価のうち、長野県の「交通誘導警備員 A」及び「交通誘導警備員 B」を適用する。

※ 2 国土交通省官庁営繕部が毎年実施している、建築保全業務労務単価の実態調査に基づいて決定し公表する単価のうち、隣接する新潟県の「警備員 A」、「警備員 B」及び「警備員 C」の日割基礎単価を適用する。

◎応援派遣を必要とする場合は、宿泊・交通費の実費（広域派遣費）を別途積算するものとする。

2 正規の勤務時間が夜間（22:00～5:00）の場合の 1 時間当たりの加算額（3 に該当する場合を除く）

$$\text{ア} \div 8 \times 100 \text{ 分の } 25$$

3 時間外（正規の勤務時間を超えて業務を行う場合）の 1 時間当たりの支給額

$$\text{ア} \div 8 \times 100 \text{ 分の } 25 \text{（夜間（22:00～5:00）に及ぶ場合は、2 で定めた加算額を加える）}$$

5-24 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定

銀河連邦を構成する秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町及び宮城県角田市（以下「銀河連邦市町という。」）は、相互の行政域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合において、被災自治体の要請にこたえ、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）児童生徒の受入
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）地元企業・団体等への被災地支援の呼び掛け
- （9）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する銀河連邦市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された銀河連邦市町は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した銀河連邦市町の負担とする。ただし、銀河連邦市町間の協議によっては、この限りではない。

2 応援を要請した銀河連邦市町が、前項に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、応援を要請した銀河連邦市町から申出があった場合は、応援を要請された銀河連邦市町は、一時、立替支出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 銀河連邦市町は、第2条の規定による要請を確実かつ円滑に行うために、防災担当課長等をもって、連絡責任者に充てるものとする。

（体制の整備）

第6条 銀河連邦市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、銀河連邦市町相互で協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

銀河連邦

秋田県熊代市長 齊藤 滋宣

岩手県大船渡市長 戸田 公明

神奈川県相模原市長 加山 俊夫

長野県佐久市長 柳田 清二

鹿児島県肝付町長 永野 和行

北海道大樹町長 酒森 正人

宮城県角田市長 大友 喜助

5-25 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、佐久市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- 1) 別表に掲げる資機材
- 2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続き）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、資機材名・数量・規格・搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタルおよび運搬等に係わる適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲が過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修繕費または時価相当額を甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（訓練）

第11条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この規定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年1月20日

甲 長野県佐久市中込 3056 番地
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県下伊那郡松川町上片桐 3322 番地
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支部
支部長 原 茂

別 表（第 4 条－1 関係）

No.	資機材名	No.	資機材名
1	発電機（2～3KVA）	18	ツイントイレ
2	発電機（10～25KVA）	19	本水洗トイレ
3	インバーター発電機	20	簡易水洗トイレ
4	室内用電圧調整器	21	会議用テーブル
5	トランス昇圧・降圧	22	折イス
6	水中ポンプ	23	ホワイトボード（脚付）
7	エンジンポンプ	24	くず入れ
8	コードリール（屋内用）	25	コピー機
9	コードリール（屋外用）	26	レーザープリンター
10	投光機（500W・1 Kw）	27	ノートパソコン
11	投光機（2 灯式）	28	衛星電話
12	投光機（4 灯式）	29	コードレス電話
13	投光機（バルーン型）	30	ブルーヒーター
14	軽トラック	31	石油ストーブ
15	組立ハウス	32	ファンヒーター
16	コンテナハウス（3 坪クラス）	33	テレビ
17	コンテナハウス（4 坪クラス）	34	扇風機

⑥ 5 災害応援協定関係

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支部
支部長 様

佐久市長 ⑥

資機材レンタル要請書

「災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書」第 5 条の規定により、下記のとおり資機材のレンタルを要請します。

なお、資機材のレンタルを実施したときは、協定書第 6 条第 2 項に規定する実施報告書（様式第 2 号）の提出をお願いします。

記

1. レンタルを要請する資機材

搬入希望日	資機材名（規格等）	数量	搬入希望場所	備考

2. その他必要な事項

以上

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

佐久市長 様

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支
部 支部長 ㊞

資機材レンタル実施状況報告書

「災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書」第 6 条の規定により、下記のとおり資機材のレンタルの実施状況について報告します。

記

1. レンタルを実施した資機材

搬入日	資機材名（規格等）	数量	搬入場所	備考

2. その他必要な事項

以上

5-26 佐久長聖高等学校 指定避難所に関する防災協定書

佐久市（以下「甲」という。）と学校法人聖啓学園（以下「乙」という。）は、乙が所有する佐久長聖高等学校（以下「高等学校」という。）の施設を指定避難所に指定することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する高等学校の施設の一部を、指定避難所に指定することについて、必要な事項を定める。

（指定避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、高等学校の施設のうち指定避難所として利用できる範囲を、市民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（指定避難所の開設）

第3条 甲は、危機事案発生時において指定避難所を開設する必要がある場合、甲が指定した場所に指定避難所を開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、前条に基づき指定避難所を開設する場合、事前に乙に対しその旨を通知するものとする。

2 甲は、指定避難所の開設に緊急を要するとき、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を指定避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が指定避難所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣する。

（運営管理）

第5条 指定避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う指定避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 指定避難所の開設期間は、危機事案の状況により、甲乙協議のうえ決定する。

（指定避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙が早期に通常の教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該指定避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、指定避難所を閉鎖する場合、乙に対しその旨を通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第9条 指定避難所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合、速やかに相手先へ報告するものとする。

(疑義の決定)

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 12 月 22 日

甲	長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地 佐久市 佐久市長 柳田 清二
乙	長野県佐久市岩村田 9 5 1 番地 学校法人 聖啓学園 理事長 イチカワドイル徳恵

5-27 災害時における福祉避難所等及び人的支援に関する協定

佐久市（以下「甲」という。）と学校法人 佐久学園（以下「乙」という）は、乙が所有する佐久大学（以下「大学」という。）の施設を指定避難所及び福祉避難所（以下「避難所」という。）に指定すること並びに人的支援に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

この協定書は、甲が乙の管理する大学の施設の一部を避難所に指定すること及び人的支援について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（避難所として利用できる施設の周知）

甲は、大学の施設のうち避難所として利用できる旨を、市民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

第3条（避難所の開設及び人的支援の要請）

甲は、避難所を開設する必要が生じた場合、甲が指定した場所に避難所を開設及び人的支援の要請をすることができる。

第4条（開設及び要請通知等）

甲は、前条に基づき避難所を開設及び人的支援の要請をする場合、事前に乙に対しその旨を文書により通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設及び人的支援の要請に緊急を要するとき、前項の規定にかかわらず事前に乙へ文書による通知をせずに、口頭による通知で施設を避難所として開設すること及び人的支援を受けることができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設及び人的支援を要請する旨の文書の通知を行うものとする。

3 乙は、甲が避難所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣する。

第5条（人的支援の要請内容）

人的支援の要請内容は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者への介護、看護
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

第6条（運営管理）

避難所の管理運営は、甲及び乙の責任において行うものとする。

第7条（費用負担及び補償）

乙の人的支援は無償とする。

2 甲が行う避難所の管理運営及び乙がやむを得ず要した経費については、甲が負担するものとする。

3 甲は乙が避難所で人的支援をした者が、支援に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償し、補償内容については甲乙協議するものとする。

第8条（開設及び人的支援期間）

避難所の開設期間及び人的支援期間は、避難所が閉鎖するまでの間で、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は乙が早期に通常教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、避難所を閉鎖する場合、乙に対しその旨を通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第9条（連絡責任者）

避難所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合、速やかに相手先へ報告するものとする。

第10条（疑義の決定）

この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年2月16日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県佐久市岩村田2384番地
学校法人 佐久学園
理事長 盛岡 正博

5-28 災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定

第1条（趣旨）

佐久市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、佐久市内に地震、風水害その他による災害が発生、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資をレンタル等にて確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が佐久市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

ただし、災害対策本部設置前であっても甲が必要と認める場合は、甲乙協議の上発動するものとする。

第3条（福祉用具等物資供給の協力要請）

災害時等において、甲が福祉用具等の物資を必要とするとき、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

第4条（福祉用具等物資供給の協力実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条（福祉用具等物資の内容）

甲が乙に要請する災害時等の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、下記表に最新の物資を定めるものとする。

福祉用具等物資の内容	聴覚関連用品、介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品等

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

第6条（福祉用具等物資供給の要請手続）

甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

第7条（引渡し及び返却）

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

また、福祉用具等物資の使用後は速やかに甲から乙へ連絡し、乙が確認して引き取るものとする。

第8条（福祉用具等物資の適合確認）

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第9条（福祉用具等物資の運搬）

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第10条（車両の通行）

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

第11条（配慮事項）

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

第12条（損害の負担）

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第13条（費用）

第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時等直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第14条（情報連絡体制の確認）

甲及び乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告し、また、最新カタログを併せて送付するものとする。

第15条（平常時の防災活動への協力）

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- （1） 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- （2） その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第16条（有効期間）

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第17条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

⑥ 5 災害応援協定関係

平成 30 年 2 月 16 日

- 甲 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二
- 乙 東京都港区浜松町 2 丁目 7 番 1 5 号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

5-29 災害時等における水質検査業務に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）、佐久圏域水道水質検査協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人上田薬剤師会（以下「丙」という。）は、災害時等における水質検査業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の要請）

第1条 甲は、災害時等における市民の飲料水等の確保のため、井戸水等の水質検査業務が必要となった場合は、乙又は丙に当該業務を要請することができるものとする。

2 乙又は丙は、どちらか一方が災害等により、水道法（昭和32年法律第177号）に定める定期又は臨時の水質検査ができない場合は、互いに水質検査を要請することができるものとする。

3 丙は、甲又は乙からの検査業務の要請があった場合において、検査体制に支障が生じたときは、一般社団法人長野県薬剤師会（松本市）、一般社団法人長野市薬剤師会（長野市）及び一般社団法人上伊那薬剤師会（伊那市）の各検査センターとの広域体制で対応するものとする。

（業務の内容）

第2条 乙又は丙が行う業務の内容は、水質検査を要請する者が指定する検体の水質検査とする。

（経費の負担）

第3条 水質検査に要した経費は、当該業務を要請した者が負担するものとする。ただし、当該経費による負担額については、その都度、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙いずれからでも何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年11月21日

甲 佐久市
副市長 小池 茂見

乙 佐久圏域水道水質検査協議会
会長 柳田 清二

丙 一般社団法人上田薬剤師会
会長 飯島 康典

5-30 災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県トラック協会佐久地区輸送協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり、物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の緊急・救援輸送並びに管理、保管、荷さばき及び搬出（以下「物資の緊急・救援輸送、保管等」という。）の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急・救援輸送、保管等に関する要請）

第2条 甲は、物資の緊急・救援輸送を実施する上で、トラック事業者等物流専門家並びに作業員の派遣、荷役機械及び資機材の手配その他乙の応援（以下「物流専門家の派遣等」という。）を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）応援を必要とする物流専門家の派遣等に関する数量
- （3）物資積み込み場所及び積み下ろし場所
- （4）応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）派遣先（災害対策本部、物資輸送拠点等）
- （6）輸送品目（品名及び量）
- （7）その他参考となる事項

2 甲は、物資の管理、保管、荷さばき及び搬出（以下「物資の管理等」という。）を実施する上で、物流専門家の派遣等を必要と認めるときは、乙に対し、前項に掲げる事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前2項の規定による甲の要請があったときは、通常業務に優先し、物流専門家の派遣等を可能な限り行うものとする。

4 甲は、乙の行う緊急・救援輸送に使用される事業用トラック、貨物自動車等事業用自動車（以下「トラック等」という。）に対して、緊急車両の指定その他円滑な輸送に必要な措置が講じられるよう努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、物資の緊急・救援輸送、保管等を行なった場合には、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

- （1）応援に従事した物流専門家の派遣等に関する数量
- （2）走行距離及び地点
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 緊急・救援輸送に要した費用（運賃、料金及び有料道路通行料、駐車場使用料金等の実費負担額）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、トラック等に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 物資の管理等に要した費用の対象は、保管料、荷役料及び実費負担額（パレットの使用料等の費用をいう。）とする。ただし、保管料及び荷役料は、災害発生直近における標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 物流専門家の派遣等に要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

5 前4項の規定により甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、一括して請求するものとする。

6 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し運賃等を支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(事故等)

第5条 乙が提供したトラック等が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかにトラック等を交換して緊急・救援輸送を継続するよう努めるものとする。

2 事故の発生等により物資の管理等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他のトラック等の提供その他の措置により物資の管理等を継続するよう努めるものとする。

3 乙は、物資の緊急・救援輸送、保管等に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(使用者及び第三者に対する責任)

第6条 乙は、トラック等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、トラック等の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙は、フォークリフト、クレーン及びコンベア等事業用荷役機械（以下「フォークリフト等」という。）の稼動に際し、乙の責に帰する理由により、フォークリフト等の使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、その責に帰する理由により、使用中のトラック等及びフォークリフト等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

(補償)

第8条 第2条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したことに関し、その者の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、次に掲げる場合を除き、その損害補償については、甲乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることが出来る場合

(相互手配)

第9条 甲の特別な要請がある場合は、乙は、第2条の規定にかかわらず、相互に物資の緊急・救援輸送、保管等を実施することができる。

(連絡体制)

第10条 この協定に基づく物資の緊急・救援輸送、保管等及び物流専門家の派遣等に当たり必要な連絡調整は、原則として甲において実施する。

⑥ 5 災害応援協定関係

(情報提供)

第 11 条 甲乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第 12 条 甲の、この協定に基づく緊急・救援輸送、物資の保管等に関する担当課は、生活環境課とし、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲乙は、毎年、連絡責任者を相互に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに、甲乙いずれかの者がこの協定を終了する旨の意思表示を、書面をもってしない限り、引き続き 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の改定)

第 14 条 この協定は、甲乙いずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(実施細目)

第 15 条 指示命令系統の統一方法、物流専門家の職務内容、第三者の協力体制等、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議の上別に定める。

(準用)

第 16 条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」等を準用するものとする。

(協議)

第 17 条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 31 年 2 月 19 日

甲 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県佐久市瀬戸 1 0 2 6 番地 4
公益社団法人 長野県トラック協会
佐久地区輸送協議会
会長 早川 多津男

5-31 災害に係る情報発信等に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害に係る情報発信等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が住民に対して必要な情報を迅速に発信し、かつ、甲の機能低下を軽減させるため、必要な事項を定めるものとする。

（協定における取組）

第2条 この協定における取組の内容は次の中から、甲乙協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。ただし、以下に記載のない事項についても、甲乙協議の上、決定した取組を実施するものとする。

（1）乙は、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する。

（2）甲は、予め避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなど、広く一般に周知する。

（3）甲は、避難勧告等の緊急情報、市内の被害状況、必要救援物資に関する情報等を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、広く一般に周知する。

（4）甲が、避難所における避難者の名簿を公開する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成する。

（費用）

第3条 前条に基づく取組は特段の合意がない限り無償で行い、対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、広く一般に周知することができる。ただし、乙は、協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 この協定締結の事実及び内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について別途協議の上、決定するものとする。

（担当部署及び連絡責任者）

第6条 甲の、この協定に基づく情報発信等に関する担当課は、広報広聴課とし、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、窓口となる連絡先及び担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかの者がこの協定を終了する旨の意思表示を、書面をもってしない限り、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月4日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳 田 清 二

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

5-32 災害時における要配慮者等の避難所確保に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と佐久市ホテル旅館組合（以下「乙」という。）は、次のとおり、要配慮者等の避難所確保に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、浅間山噴火等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、分散避難の一環として、甲から乙に対して行う、乳幼児や妊産婦、障がい者、独居の高齢者等の要配慮者及び観光客等の帰宅困難者（以下「要配慮者等」という。）の避難所確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対して、被災した要配慮者等及び指定避難所・指定緊急避難場所へ避難した要配慮者等の臨時宿泊施設（避難所）として確保を要請することができるものとし、乙は、甲の要請があったときは、利用可能な施設の範囲内において、優先的に応じることとする。

2 感染症が流行している状況下において、甲が乙に対して前項の要請をした場合には、乙は、要配慮者等が密接しないよう努めるものとする。

3 乙は、避難した要配慮者等に対して災害情報提供を行うものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条第1項の要請をするときは、乙に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

- （1）受け入れを要請する要配慮者等の住所、氏名、連絡先、健康状態等
- （2）前号に規定する要配慮者等の身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- （3）受け入れ要請期間
- （4）その他必要と認める事項

（費用の負担）

第4条 第2条の要請に要した費用は、甲が負担するものとし、要配慮者等1人あたりの費用については、以下の価格を基準に甲乙協議の上決定するものとする。

- （1）1泊3食付き 7,000円（消費税・入湯税別）
- （2）1泊2食付き（朝・夕） 6,500円（消費税・入湯税別）
- （3）1泊1食付き（朝） 5,200円（消費税・入湯税別）
- （4）素泊まり 4,500円（消費税・入湯税別）

2 甲は、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、請求の日から起算して30日以内に、乙に対して支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（事故等）

第5条 乙が提供した臨時宿泊施設が損壊その他の理由により避難所の確保ができなくなったときは、乙は、速やかに代替の臨時宿泊施設を用意し、避難所の確保を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、要配慮者等の避難所の確保に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(損害賠償)

第6条 甲は、その責に帰する理由により、臨時宿泊施設を損傷したときは、次に掲げる場合を除き、その損害補償について甲乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 支援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は支援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が要配慮者等又は第三者の行為によるものであって、当該要配慮者等又は当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(補償)

第7条 第2条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したことに関し、その者の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、次に掲げる場合を除き、その損害補償については、甲乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(担当部署及び連絡責任者)

第8条 甲は、この協定に基づく要配慮者等の受け入れに関する担当課を観光課とし、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲乙は、毎年、連絡責任者を相互に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかの者がこの協定を終了する旨の意思表示を、書面をもってしない限り、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月25日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳 田 清 二

乙 長野県佐久市中込1-22-3
佐久市ホテル旅館組合
組合長 清 水 秀 三 郎

5-33 災害時における被災者支援に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会佐久支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲の要請に基づき、被災者支援のために行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、行政書士業務相談とは、次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書等申請書類に関する相談・申請支援業務
- （2）自動車登録申請書類及び登録抹消等の申請に関する相談
- （3）相続関係書類等に関する相談
- （4）仮設住宅の申込み等に関する相談
- （5）災害給付金等の申請に関する相談
- （6）行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する相談
- （7）許認可申請書類等に関する相談
- （8）権利義務・事実証明関係書類等に関する相談
- （9）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（業務相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- （1）災害により被害を受けた佐久市内在住者（企業その他団体を含む。）
- （2）災害により佐久市外から同市内に避難した者
- （3）前2号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（業務相談の要請）

第4条 甲は、災害時において、乙に対して行政書士業務相談の実施を要請することができる。
2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により行い、後日速やかに書面をもって送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、長野県行政書士会と協力し、行政書士業務相談に従事する者を選定し、甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。

（支援行政書士）

第6条 乙は、必要と認めた場合は、長野県行政書士会他支部等に所属する行政書士に対して、被災者支援の協力を求め、協力に応じた他支部等の会員（次項において「支援行政書士」という。）に行政書士業務相談の実務を依頼することができるものとする。
2 前項の規定により行政書士業務相談を行う支援行政書士については、この協定の規定を適用し、乙の会員とみなす。

（相談場所等の調整及び広報）

第7条 甲は、行政書士業務相談を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(報告)

第8条 乙は甲に対し、行政書士業務相談の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

(費用負担)

第9条 行政書士業務相談は無償とし、相談者からは負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し行政書士業務相談に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時において、行政書士業務相談を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第11条 甲の、この協定に基づく担当課は総務課とし、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、毎年、連絡責任者を相互に連絡するものとする。

(その他支援)

第12条 甲の要請がある場合は、乙は、第2条の規定にかかわらず、避難所等への物資の配布等を実施することができる。

(損害補償)

第13条 この協定に基づく業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 行政書士業務相談における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐久市個人情報保護条例（平成17年佐久市条例第16号）の規定を遵守するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間の満

了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみ

なし、以降この例によるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月19日

- 甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田清二
- 乙 長野県佐久市野沢212番地1
長野県行政書士会佐久支部
支部長 佐藤 佳苗

5-34 災害時における相談業務に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。
2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により行うことができる。
3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとする。
2 被災者相談業務を実施する場合に、甲乙協議の上、長野県災害支援活動士業連絡会（長野県弁護士会・長野県司法書士会・関東信越税理士会長野県支部連合会・長野県土地家屋調査士会・長野県行政書士会・一般社団法人長野県不動産鑑定士協会・一般社団法人長野県中小企業診断協会・長野県社会保険労務士会（令和2年12月10日現在8団体で構成））と連携して業務を行う必要があり、
あると判断した場合には、乙が調整を行うものとする。
3 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。
2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

2 甲及び乙は、毎年、連絡責任者を相互に連絡するものとする。

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間の満

了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみ

なし、以降この例によるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、
その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月10日

甲 長野県佐久市中込 3056 番地
佐久市
佐久市長 柳田清二

乙 長野県長野市妻科432番地
長野県弁護士会
会 長 中 嶋 知 文

5-35 の 1 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

佐久市（以下「甲」という。）と長野県建設業協会佐久支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模災害発生時における甲が実施する応急対策業務（以下「応急対策業務」という）に関して、乙に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第 2 条 応急対策業務は、甲が管理する公共施設における被災箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第 3 条 甲は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第 4 条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（連絡体制）

第 5 条 甲と乙は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 甲は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第 6 条 甲は、第 3 条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、乙に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 甲は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 乙は、第 1 項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、乙は長野県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第 7 条 乙から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、甲が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、甲は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

（業務の報告）

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに甲及び乙に報告するものとする。

（請負契約）

第10条 甲と会員とは、市財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

（損害補償）

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年2月21日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県佐久市野沢325番地2
長野県建設業協会 佐久支部
支部長 唐澤 正幸

5-35 の 2 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

佐久市（以下「甲」という。）と長野県建設業協会南佐久支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模災害発生時における甲が実施する応急対策業務（以下「応急対策業務」という）に関して、乙に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第 2 条 応急対策業務は、甲が管理する公共施設における被災箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第 3 条 甲は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第 4 条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（連絡体制）

第 5 条 甲と乙は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 甲は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第 6 条 甲は、第 3 条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、乙に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 甲は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 乙は、第 1 項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、乙は長野県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第 7 条 乙から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、甲が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、甲は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

（業務の報告）

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに甲及び乙に報告するものとする。

（請負契約）

第10条 甲と会員とは、市財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

（損害補償）

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年2月21日

甲 佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県佐久市臼田1989番地
長野県建設業協会 南佐久支部
支部長 北原 裕一

5-36 災害時における応援協定に関する協定

佐久市（以下「甲」という。）と一般財団法人日本笑顔プロジェクト（以下「乙」という。）は、佐久市内において地震、風水害、浅間山火山災害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て重機等を活用した被災者又は被災地域の復旧支援等が迅速かつ円滑に行われ、もって、被災者の早期生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（応援協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時において円滑な被災地支援が行えるよう、乙に対して次に掲げる事項について、応援協力を要請することができるものとする。

- （1）障害物除去等の作業
- （2）乙が所有する重機等の提供及びオペレーターの派遣
- （3）応援協力従事中に覚知した災害等の情報提供
- （4）その他、甲乙協議の上、必要と認める事項

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な範囲において協力する。

（要請手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条の規定により応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、第2条に規定する応援協力の要請に基づき、構成員が災害時に応援協力の業務に従事することを想定し、平時から労働者災害補償保険等の任意保険に加入するものとする。

2 乙の現場活動により生じた重機等の損傷についての補償及び応援協力の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に規定する応援協力で要した費用は、甲乙協議の上、定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により乙が実施した応援協力に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（費用等の請求）

第7条 乙は、前条に規定する費用及び第5条に規定する賠償（以下「費用等」という）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第8条 甲は、前条の規定により費用等の請求があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(平常時の防災活動等への協力)

第9条 乙は、甲の平常時における防災・減災活動に対し協力するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月20日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田清二

乙 上高井郡小布施町雁田676番地
一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代表理事 林 映 寿

5-37 災害時における相互協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社上田支社佐久営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「佐久市区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、佐久市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時等の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

（1）甲の救援活動に必要な活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

（2）乙の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

（3）乙の災害復旧活動に必要な物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）の用に供するための甲が所有する施設等の提供

（4）市有地内において災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）の協力

（5）その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点について予め定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

3 乙は、第1項第3号の前進基地について、乙が必要とする場合には予め甲と協議を行い、その候補となる敷地並びに施設の情報を共有する。

4 乙は、第1項第4号の保安伐採について、その位置や範囲の候補を甲に提案し、双方で実施について協議を行うとともに、甲は、協議内容に基づき保安伐採に係る業務を実施するものとする。

（情報管理の徹底）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第5条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第6条 損害賠償については、次のとおりとする。

（1）甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の施設等を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。

(2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 期間満了1か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第8条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲 佐久市 総務部 危機管理課

乙 中部電力パワーグリッド株式会社 上田支社 佐久営業所 契約課

2023年7月1日以降は、中部電力パワーグリッド株式会社

上田支社 佐久営業所 総務グループとする。

(疑義等の解決)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第10条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和5年6月28日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田清二

乙 長野県佐久市跡部167番地1
中部電力パワーグリッド株式会社
上田支社 佐久営業所長 上條 和宏

5-38 災害時における相互協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「佐久市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、佐久市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

（1） 甲の救援活動に必要なとなる拠点への電気通信設備の提供

（2） 乙の災害復旧に必要なとなる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

（3） その他被災地域の復旧又は救援活動に必要なと認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要な乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲又は乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲又は乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからでも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

令和5年7月6日

甲 長野県佐久市中込3056
佐久市長柳田 清二

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 茂谷 浩子

5-39 長野県立武道館の避難所等施設使用に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及び佐久市（以下「乙」という。）、シンコースポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体（以下、「丙」という。）は、佐久市内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき（以下「災害時等」という。）における、長野県立武道館の災害対策基本法（以下「法」という）第49条の4第1項に基づく指定緊急避難場所及び法第49条の7第1項に基づく指定避難所（以下両者を「避難所等」という。）としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、乙が長野県立武道館の全部または一部を避難所等として使用することについて、長野県財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）（以下「規則」という）及び「行政財産目的外使用許可事務取扱について」（昭和52年3月25日付け51管第185号通知）（以下「通知」という）に定めのあるもののほか、必要事項を定めることを目的とする。

（避難所等の使用）

第2条 乙は、災害時等において必要が生じた場合、長野県立武道館を避難所等として使用することができる。

（開設の申請）

第3条 乙は、前条に基づき長野県立武道館を避難所等として使用する際は、（丙を経由して）甲へ行政財産使用許可申請書（規則様式第210号）を提出するものとする。

2 乙は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で甲へ申請することにより、長野県立武道館を避難所等として使用することができるものとする。この場合において、乙は、開設後速やかに（丙を経由して）甲に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

（避難所等の管理運営）

第4条 避難所等の管理運営は、乙の職員を派遣するなど、乙の責任において行うものとする。また、乙は甲及び丙の求めに応じて使用状況を報告するものとする。

2 丙は、丙の事業運営に支障のない範囲で、避難所等の管理運営に協力するものとする。

（費用の扱い）

第5条 乙は、次の各号に定める費用を負担するものとする。

- 一 避難所等の管理運営に係る人件費、光熱水費、消耗品費及びその他必要な費用
- 二 避難所等の管理運営によって長野県立武道館に生じた損害

（施設使用に当たっての留意事項）

第6条 乙は、長野県立武道館を使用するに当たり、次の各号に留意しなければならない。

- 一 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- 二 使用を終了するときは、原状に復すること。

（使用期間）

第7条 避難所等の使用期間は、災害発生の日から3か月以内とする。

2 前項にかかわらず、第3条第2項による使用の場合は、避難所等の使用期間は30日以内とする。

3 避難所等の使用期間は、災害の状況により甲乙協議の上、期間を延長することができる。

4 使用期間の延長を協議する場合、乙は（丙を経由して）甲に行政財産使用許可申請書（規則様式第210号）を提出するものとする。

5 乙は、避難所等の早期終了に努めるものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(避難所等の終了)

第8条 乙は、長野県立武道館の避難所等としての使用を終了する際は、(丙を経由して)甲に行政財産目的外使用廃止届(通知付表6)を提出するとともに、その施設及び付随する物品を原状に復し、甲及び丙の確認を受けるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定書の有効期限は毎年度末までとする。ただし、甲乙丙に異議がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めない条項については、甲乙丙が互いに信義を重んじ、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年(2024年)9月10日

長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿部 守一 ⑨

佐久市中込3056番地
佐久市長 柳田 清二 ⑨

指定管理者 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1-1
シンコースポーツ・NTTファシリティーズ
共同事業体
代表団体 シンコースポーツ株式会社
代表取締役 石崎 健太 ⑨

5-40 さやか星小学校 指定避難所に関する防災協定書

佐久市（以下「甲」という。）と学校法人西軽井沢学園（以下「乙」という。）は、乙が所有するさやか星小学校（以下「本小学校」という。）の施設を指定避難所に指定することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する本小学校の施設の一部を、指定避難所に指定することについて、必要な事項を定める。

（指定避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、本小学校の施設のうち乙が事前同意した指定避難所として利用できる範囲（以下「指定避難所利用区画」という。）を、市民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（指定避難所の開設）

第3条 甲は、危機事案発生時において指定避難所を開設する必要がある場合、甲が事前に指定した指定避難所利用区画に指定避難所を開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、前条に基づき指定避難所を開設する場合、事前に乙に対しその旨を通知するものとする。

2 甲は、指定避難所の開設に緊急を要するとき、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を指定避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が指定避難所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣する。

（運営管理）

第5条 指定避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う指定避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 指定避難所の開設期間は、危機事案の状況により、甲乙協議のうえ決定する。

（指定避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙が早期に通常の教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該指定避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、指定避難所を閉鎖する場合、乙に対しその旨を通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第9条 指定避難所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合、速やかに相手先へ報告するものとする。

（疑義の決定）

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年3月10日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県北佐久郡御代田町塩野3180番地558
学校法人西軽井沢学園
理事長 奥田 健次

5-41 災害時における防災活動協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、災害時における防災活動協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、物資の供給や避難場所の提供など防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

（1）カインズ佐久平店において、避難してきた車避難者に対し、食糧、生活物資等を可能な範囲で提供すること。

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるものを可能な範囲で提供すること。

（3）カインズ佐久平店の駐車場の一部を、一時駐車場所として車避難者に提供すること。

（4）避難してきた車避難者に対し、カインズ佐久平店の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ、モバイル充電設備等を可能な範囲で提供すること。

（5）避難してきた車避難者に対し、カインズ佐久平店の設備が使用可能な場合、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める事項について、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請は、別に定めた様式により、原則、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲が乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、乙は、前条について、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（車避難者に対する責任）

第4条 乙は、甲からの要請に基づきカインズ佐久平店の駐車場を開放したことにより発生した避難者が起因する事故等については、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

（駐車場及び設備の原状回復）

第5条 甲は、協定書第2条第1項第3号に基づく協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備について、速やかに協力要請時前の状態に回復しなければならない。

（費用の負担）

第6条 第2条第1項第1号及び第2号の規定により負担した代金及び運搬に要した費用並びに使用施設の原状復帰に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項により甲が乙より供給を受けた物資の価格は、災害発生の直前における乙の小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定により決定した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、支払請求書を受理した日から30日以内に乙へ支払うものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定するものとする。

2 前項の規定により指定した連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方へ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年3月28日

長野県佐久市中込3056番地

甲 佐久市

佐久市長 柳田 清二

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

乙 株式会社カインズ

代表取締役CEO 高家 正行

5-42 災害時におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローン減災士協会長野支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるドローン（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、佐久市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、または発生するおそれがある場合における被災現場等での支援活動、復旧活動および平時における防災啓発事業等への協力（以下「支援活動等」という。）に関し、ドローンを使用して実施する支援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動等の内容）

第 2 条 前条の支援活動等の内容は、次の各号に定めるところによる。

- （1）物資の運搬
- （2）避難誘導支援
- （3）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練等への協力
- （4）航空画像及び画像情報の収集による被災状況の調査
- （5）収集したデータ情報の処理、加工、提供
- （6）ドローン利活用のための人材育成への協力
- （7）前各号に規定するもののほか、甲が乙と協議のうえ、決定した事項

（支援活動等の要請）

第 3 条 甲は、乙による支援活動等が必要となったときは、支援活動等要請書（様式第 1 号）により協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（航空法等における許可等）

第 4 条 乙は、支援活動等を実施するにあたり、航空法その他関係法令を遵守し、必要な飛行許可又は承認の手続を行うものとする。

- 2 災害時において、航空法第 132 条の 92 の規定に基づき手続が行われる場合には、甲が当該規定の適用に必要な要請その他甲の権限に属する手続を行うものとする。
- 3 前項の規定が適用されない場合又は通常の運用において必要となる場合には、乙が、必要な飛行許可又は承認の手続を行うものとする。

（空域の安全確保）

第 5 条 乙は、支援活動等の実施に当たり、有人航空機、消防防災ヘリコプター、警察航空機その他の航空機の運航に支障を及ぼさないよう、甲及び関係機関と連携し、安全な空域の確保に努めるものとする。

- 2 甲は、必要に応じて消防機関、警察その他関係機関との空域調整を行うものとする。

（安全の確保）

第 6 条 乙は、支援活動等の実施に当たり安全の確保を最優先とし、気象条件、周囲の状況その他の事情により安全な飛行が確保できないと判断した場合は、飛行を中止し、又は中断することができる。

- 2 乙は、前項により飛行を中止又は中断したときは、速やかに甲へ報告するものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(支援活動等の実施)

第7条 乙は、第3条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に乙の構成員を派遣する。

2 乙は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。

3 乙は、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努める。

4 乙は、支援活動等が完了した場合、支援活動等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

5 甲及び乙は、第3条及び前項の規定により、要請または報告した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により通知し、その後速やかに文書により通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が支援活動等の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故の報告)

第9条 乙は、支援活動等にあたり事故があったときは、甲に対して文書により報告し、甲及び乙が協議の上、適切な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 支援活動等の実施に伴い甲又は乙に損害が生じた場合の負担については、その原因及び責任の所在を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙の負担とする。

2 乙は、支援活動等にあたり、必要な損害賠償保険等に加入しているドローンを使用するものとする。

3 乙の保有するドローンが協力活動中に破損、紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該ドローンについて機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ損害の生じた原因が甲の故意、指示又は重大な過失によるものが明らかである場合は、この限りではない。

4 乙は、支援活動等の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

5 甲及び乙両者は、損害賠償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づき、乙が実施する支援活動等に従事した者が、活動に従事したことに関し、その者の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、次に掲げる事項を除き、その損害賠償については、甲乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 支援活動等に従事する者の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は支援活動等に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(機密保持及び情報提供)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。支援活動等が終了又は解除されたのちについても同様とする。また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(情報交換)

第 13 条 甲及び乙は、平時から防災に関する情報交換を行うとともに相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(支援技術の維持向上)

第 14 条 乙は、平時より支援活動に必要な技術の維持、向上に努め、甲は可能な範囲で乙の活動の支援を行うものとする。

(著作権の譲渡)

第 15 条 乙は、第 2 条の措置により収集した映像及び画像等のデータに関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条に規定する著作権をいう。）は、甲へ成果品として提供する際に無償譲渡する。

2 乙は、支援活動等により撮影した映像等を、甲の許可なく第三者へ公開してはならない。

(連絡先等の報告)

第 16 条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

2 乙は、自らの保有するドローンの運用に関する緊急時対応マニュアル並びに航空法第 11 章に規定する登録番号及び技能証明書の内容を甲に通知するものとする。

3 本条の規定による通知は、各年度当初及び通知の内容に変更があった場合において、同様とする。

(協議)

第 17 条 この協定書に定めがない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 18 条 本協定は、令和 8 年 3 月 27 日から 1 年間効力を有するものとする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに、甲乙いずれかの者がこの協定を終了する旨の意思表示を、書面をもってしない限り、引き続き 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 27 日

甲 長野県佐久市中込 3056 番地
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県小諸市大字加増 578 番地
(千曲運輸株式会社内)
一般社団法人ドローン減災士協会長野支部
支部長 中嶋 剛登

5-43 災害時における応急対策の協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と TDK 株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり災害時における応急対策の協力に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が佐久市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）が発生した場合において、乙が甲の要請に応じて提供する協力の内容ならびに当該協力にかかる甲および乙の役割等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、次条にしたがって甲からの要請があった場合、事業活動に支障ないと自らが判断する範囲において、以下の各号に定める協力事項（以下、これらを総称して「本件協力」という。）を実施するものとする。

- (1) TDK 株式会社 浅間テクノ工場（以下「ATF」という。）に設置された受水槽に貯蔵された水の排出（以下「本件排水」という。）。
 - (2) TDK 株式会社 千曲川テクノ工場（以下「CTF」という。）に保管されている EV 軽トラックおよびポータブルエナジーストレージシステム（以下、総称して「本件電源」という。）の甲の指定場所までの運搬（乙は当該運搬に先立ち合理的に可能な範囲で本件電源の充電を行うものとする。以下、当該運搬を指して「本件電源提供」という。）。
 - (3) 災害発生時の一時的な避難場所または自衛隊等の前進基地等のために使用する ATF および CTF の敷地および施設（以下、総称して「本件施設等」という。）のうち、乙が別途指定する区域の貸与。
- 2 甲は、災害時における本件協力の円滑な実施に備えるため、乙に対して甲が実施する防災訓練への参加および協力を要請することができ、乙は合理的な範囲で当該訓練に参加および協力するものとする。なお、当該訓練の実施時期および乙による協力内容その他の詳細は別途甲乙間で協議して決定するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、佐久市内で災害が発生し、乙に本件協力の提供を求める場合は、乙に対し、その旨および次に掲げる事項を書面または電子メールにより通知するものとする。ただし、緊急時は電話または口頭による要請を可能とし、事後に速やかに当該要請の内容をまとめた書面等を提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 支援の種類
- (3) 要請する本件協力の具体的な内容及び必要量
- (4) 本件協力の提供を希望する期間

（有効期間）

第4条 本協定は令和8年3月27日から1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲または乙から書面による変更または終了の申し出のないときは、本協定は同一条件でさらに1カ年継続するものとし、その後もこの例による。

（変更）

第5条 本協定について変更の必要が生じた場合は、別途両当事者の書面による合意により行うものとする。

(確認事項)

第6条 甲および乙は、乙による本件協力の提供にかかる条件として、次の各号に掲げる事項を確認し、合意する。

- (1) 本件協力は、災害時においてのみ限定的かつ一時的に無償で提供されるものであり、本件協力に関して甲は乙に対して金銭その他の対価を供与しないこと。
- (2) 本件排水に関して、乙が担当するのは水の排出作業までであり、本件排水にかかる水に関して、被災者その他の者に対する供給を行う判断を行う主体は甲であること。
- (3) 本件排水にかかる水を飲用に適する水として提供することについては甲の責任において判断するものとし、乙は当該判断について一切の責任を負わず、これに起因して乙が何らかの損害を被った場合にはこれを甲が補償すること。
- (4) 本件電源提供に関して、乙が担当するのは甲の指定する施設まで本件電源を運搬することまでであり、その後の本件電源の使用についての責任は甲にあること。

(費用の負担)

第7条 前条第1号にかかわらず、本件施設等の使用に伴う電気・ガス・水道等の費用については、次のとおりとする。

- (1) 使用開始時および使用終了時に、甲乙双方の立会いのもと、公共サービス（電気、ガス、水道等をいう。以下同じ。）のメーター数値を確認し、記録するものとする。
- (2) 公共サービスの単価は、該当する本件施設等において各公共サービス事業者が適用する供給約款等に基づく単価（実費）とする。
- (3) 本件施設等を使用した期間における公共サービスの料金は、甲が全額負担するものとする。乙は、使用終了後、当該期間の使用量および単価の根拠となる明細書を甲に提出し、甲はその内容を確認の上、これを支払うものとする。
- (4) その他、費用負担に関して必要な事項が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(原状回復義務等)

第8条 甲は、本件施設等の使用終了後、本件施設等を原状に回復する責任を負うものとする。ただし、災害により被災した部分については、この限りではない。

- 2 甲は、乙による本件電源提供を受けた後、別途甲乙間で協議の上決定する期日までに、本件電源を CTF に返却するものとする。別途甲乙間で合意した場合を除き、当該返却にかかる費用は甲が負担するものとする。
- 3 甲は、本件電源が乙による運搬後前項に基づく返却までの間に滅失、毀損または変質等した場合、乙と協議の上、甲の負担において補修し、または代品を確保し、またこれに加えて乙に生じた損害を賠償する。ただし、当該滅失、毀損または変質等が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(利用者責任)

第9条 乙は、本件施設等内で発生した事故や損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 乙は、本件施設等の安全管理に関する情報を事前に甲に提供するものとし、甲は当該情報に基づき適切な安全対策を講じるものとする。

(安全管理)

第10条 甲は、本件施設等を使用する際、乙から提供された安全指示を厳格に遵守し、事故防止に努めるものとする。また、甲は、万が一事故が発生した場合は、速やかに乙に報告する義務を負うものとする。

⑥ 5 災害応援協定関係

(施設管理)

第 11 条 甲は、本件施設等を使用する際、乙から提供された使用指示を遵守し、本件施設等の滅失、毀損または変質等を未然に防ぐよう努めるものとする。また、施設使用中に滅失、毀損または変質等が発生した場合は、速やかに乙に報告する義務を負うものとする。

(連絡責任者および情報の共有)

第 12 条 甲および乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整および指示を行う連絡責任者を予め指定し、相手方へ通知するものとする。

2 甲および乙は、前項の規定により指定した連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方へ通知するものとする。

3 乙は、甲に対して、平時より連絡責任者を通じて、本件排水にかかる受水槽の清掃記録、水質検査結果その他甲が本件排水にかかる水を飲用に適する水として提供することについて迅速に判断するために必要な情報を共有するよう努めるものとする。

(法令遵守)

第 13 条 甲および乙は、本件協力に関して適用されるすべての法令を遵守する義務を負うものとする。また、法令に関する情報を積極的に共有し、法令違反を防止するために適切な措置を講じるものとする。

(紛争解決)

第 14 条 甲乙の間で紛争が発生した場合は、まず双方の誠意ある協議により解決を図るものとする。協議によって解決できない場合は、第三者機関による調停または仲裁を利用し、法的手続に進む前に紛争の解決を試みるものとする。

(その他)

第 15 条 本協定に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、双方の合意に基づき決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、両者記名押印または署名のうえ各 1 通を保管する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
TDK株式会社

長野県佐久市中込 3056 番地
甲： 佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙： 浅間テクノ工場
工場長 吉田 誠

千曲川テクノ工場
工場長 宮木 陽輔

6 食料・飲料水等供給関係

6-1 佐久市防災備蓄倉庫備蓄状況

(危機管理課調) (令和8年3月1日現在)

《応急対応資機材等》

品 名	現有数	品 名	現有数
土のう袋	9,000 枚	ガソリン携行缶 (10ℓ)	79 個
吸水土のう (アクアブロック)	600 枚	ラジオ	10 個
大型土のう袋 (1 t 用)	780 枚	消火用バケツ	322 個
ブルーシート	592 枚	ウォータータンク	10 個
コードリール	35 台		

《照明・発電機等》

品 名	現有数	品 名	現有数
発電機付投光器	3 台	インバータ発電機	39 台
バルーン投光器 (LED 含)	14 基	LPG 発電機	5 台
LED 型投光器	3 基	小型発電機一式	7 台
LED パイプライト	142 本	充電器 (発電機バッテリー用)	4 台
LED ランタン	140 個	懐中電灯	123 台

《避難所用資機材等》

品 名	現有数	品 名	現有数
屋外テント	8 基	毛布	7,653 枚
プライバシーテント (トイレ・更衣室・授乳室)	79 基	アルミ製コンテナワゴン	29 台
間仕切り (居室)・衝立	1,131 部屋	ジェットヒーター	10 基
簡易ベッド (段ボールベッド他)	284 台	LPG ガスストーブ	25 台
敷きマット	2,337 枚	かまどセット	4 個

《衛生関連用品等》

品 名	現有数	品 名	現有数
マスク	27,760 枚	下水道直結式トイレ	10 基
非接触式温度計	61 個	簡易トイレ	76 基
ゴム手袋	2,068 枚	携帯トイレ	6,999 袋
手指消毒噴霧ボトル	30 個	トイレットペーパー	900 個
アルコール消毒液	12 缶	紙おむつ (大人用)	168 枚
消毒スタンド	35 台	紙おむつ (子ども用)	986 枚
ケース付歯ブラシ	295 本	生理用品	768 枚

《非常用食料・飲料水》

品 名	現有数	品 名	現有数
非常用食料 (アルファ米・フリーズドライご 飯・レトルトご飯・麺類・パン等 主食)	10,075 食	非常用食料 (クッキー等主食以外)	1,740 食
		液状ミルク	24ℓ
		飲料水	5,705ℓ

⑥ 6 食料・飲料水等供給関係

《備蓄品保管場所》

- ・本庁舎
- ・佐久市防災備蓄倉庫
- ・佐久消防署訓練棟水防庫
- ・臼田支所
- ・佐久市消防センター
- ・浅科支所
- ・浅科保健センター
- ・望月支所
- ・旧春日小学校校舎
- ・市内公立小中学校（21校）
- ・社会体育館（旧臼田小学校第2体育館・切原体育館・田口体育館）

6－2 給水用器具類配備状況

（1）佐久水道企業団

（環境政策課調）

区 分	規格等	数 量
給水車	タンクローリー型 2 t 車（2 t 積み）	2 台
	タンクローリー型 3 t 車（3 t 積み）	1 台
	トラック 1.5 t 車（1 t 積み）	1 台
給水タンク	0.5 t 入り	20 槽
	1.0 t 入り	5 槽
給水袋	6 リットル入り	5,600 枚
貯水槽	駒場公園内 100 t	1 基
	市民交流ひろば内 60 t	1 基

（2）佐久市簡易給水施設給水事業

（臼田支所経済建設環境係調）

区 分	規格等	数 量
手持ちポリタンク	20 リットル入り	10 個

7 保健衛生・感染症予防関係

7-1 一般廃棄物処理施設

(生活環境課調)

処理場名	所在地	管理者	処理能力
佐久平クリーンセンター	上平尾 2033	佐久市・北佐久郡環境施設組合長	110 t / 日
佐久市宇とう南沢処理場	中込 2865-1	佐久市長	埋立容量 241,920m ³
佐久市うな沢第2最終処分場	横根 970	佐久市長	埋立容量 148,000m ³
川西粗大ごみ処分場	望月 2179-18	川西保健衛生施設組合組合長	埋立容量 39,000m ³

7-2 一般廃棄物処理業者

(生活環境課調)

(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者

業 者 名	住 所	電話番号
(株)ミキ産業	田口 5017-5	82-8123
(株)インテック	軽井沢町大字長倉 957-2	45-0722
東信塵芥収集企業組合	岩村田 2222-1	68-0391
浅間清掃(有)	鍛冶屋 331-1	62-2025
直富商事(株)	長野市大字大豆島 3397-6	026-222-1880
(株)平元商店	臼田 1094-1	82-2262
(株)光和建设	中込 2598	62-1494
イー・ステージ(株)	小諸市大字平原 309-1	25-8880
(株)雫田建設工業	岩村田 1337-2	67-2227
佐久総合資源センター協同組合	瀬戸 1204-2	62-5217
(有)小松環境保全工業	春日 2390-2	52-2545
春山商店	春日 3288-1	53-7667
(有)望月広衛社	望月 979-1	53-4870
佐久浄設工業(有)	田口 6434	82-2653
吉澤輸送	田口 2476-2	82-3943
(株)アドヴァンシーク	東御市滋野乙 628-5	0268-36-2547
(社)佐久シルバー人材センター	取出町 183	62-1786
協友工業(株)	前山 136-2	62-8211
(有)エンジニアリングウッド	御馬寄 1132	66-7850
(有)長野県環境サービス	望月 2084	53-8051
(株)浅科衛生センター	八幡 867-1	58-2018
東京理工器(株)	上田市殿城 874-1	0268-24-1770
(株)トーシン	南牧村大字海尻 2446-2	96-2544
(株)あずさ環境保全	松本市波田 2019	0263-92-3225

⑥ 7 保健衛生・感染症予防関係

(2) 一般廃棄物処理許可業者

業 者 名	住 所	電話番号
イー・ステージ(株)	小諸市大字平原 309-1	25-8880
(株)光和建设	中込 2598	62-1494
(株)平元商店	臼田 1094-1	82-2262
(有)エンジニアリングウッド	御馬寄 1132	58-0182
蓼科高原農場(有)	北佐久郡立科町芦田 2000-1	0267-51-5211
東海電設(株)	横根 1181-1	67-0486

7-3 し尿処理施設

(生活環境課調)

処理場名	所在地	管理者	処理能力
佐久平環境衛生センター	鍛冶屋 477	佐久環境衛生組合組合長	145.3 キロ リットル/日
川西衛生センター	東御市下之城 1400-2	川西保健衛生施設組合組合長	25 キロ リットル/日
浅麓汚泥再生処理 センター	小諸市甲 1845	浅麓環境施設組合組合長	123 キロ リットル/日

7-4 し尿くみ取り業者

(生活環境課調)

業者連絡先	担当区域
浅間清掃(有) (62-2025)	岩村田北1丁目 佐久平駅(北・東・南) 長土呂 岩村田 猿久保 小田井 横根 常田 平塚 根々井(大塚団地を除く) 塚原(赤岩を除く) 鳴瀬 今井 三河田 横和 野沢 原 鍛冶屋 取出町の一部(相生町) 跡部 三塚 桜井 前山の一部(前山南) 中込(石神・権現堂を除く) 瀬戸 平賀(北耕地を除く) 太田部 常和 内山 香坂 新子田 志賀 安原の一部(紅雲台) 別荘地(草笛ランド・長峰・荒船)
千曲清掃(有) (62-3488)	伴野(相浜を除く) 根岸 東立科 小宮山(弥生が丘を除く) 前山の一部(前山北中・美笹) 平賀の一部(北耕地) 別荘地(東立科・美笹)
佐久浄設工業(有) (82-2653)	清川 田口の一部(大奈良・田口原・上中込) 下越 三分 湯原 上小田切 中小田切 北川 下小田切 勝間 臼田 高柳 大沢 伴野の一部(相浜) 前山の一部(泉団地)
(有)東信環境衛生社 (82-3651)	田口(大奈良・田口原・上中込を除く) 入沢 岩水 上平尾 下平尾 塚原の一部(赤岩) 根々井の一部(大塚団地) 取出町の一部(上・下) 本新町 小宮山の一部(弥生が丘) 中込の一部(石神・権現堂) 安原(紅雲台を除く)
(有)望月広衛社 (53-4870)	望月 印内 茂田井 布施 春日 協和
浅科衛生センター (58-2018)	塩名田 御馬寄 甲 八幡 蓬田 桑山 矢島

8 医療・助産・救護関係

8－1 救急指定医療機関

(健康づくり推進課調)

保健 医療圏	病院 診療所 の別	名 称	開設者	所在地	電話番号	告示年月日	備 考
佐久	病院	浅間総合病院	佐久市	岩村田 1862-1	67-2295	H29.3.13	
		川西 赤十字病院	日赤	望月 318	53-3011	H29.1.30	
		佐久総合病院	厚生連	臼田 197	82-3131	H29.1.30	
		金澤病院	医療法人	岩村田 807	67-2048	H27.5.28	
		くろさわ病院	社会医療 法人	中込 1-17-8	64-1711	H29.3.27	
		雨宮病院	医療法人	下小田 切 73	82-5311	H27.3.26	
		佐久総合病院 佐久医療セン ター	厚生連	中込 3400- 28	62-8181	H29.2.27	災害拠点病院

8-2 医療機関等

(1) 医療

(健康づくり推進課調)

名 称	所在地	電話番号	診療科目	病床数	地区
安紀内科クリニック	野沢 236-1	63-1201	内、消		佐久
佐久市立国保浅間総合病院	岩村田 1862-1	67-2295	内、循内、糖内、外、整、脳形、精、小、皮、泌、産、眼、耳、リハ、放、病理診断科、歯、歯口、麻、血管外科、大腸外科	199	佐久
あさまコスモスクリニック	長土呂 1198	66-7701	内、腎、循内、透		佐久
医療法人雨宮病院	下小田切 73	82-5311	外、整、形、胃、内、リハ、リウ、皮、泌、放、アレ	54	臼田
いまいレディースクリニック	岩村田 2015-1	66-7050	産・婦		佐久
おおくら皮フ科	佐久平駅北 18-4	65-9915	皮		佐久
岡田医院	協和 6981	53-2123	内、外、小、整		望月
荻原医院	岩村田 1055-2	67-2051	内科一般		佐久
医療法人三世会金澤病院	岩村田 807	67-2048	内、消、循、外、整、皮、リハ、放、泌、糖内、リウ	82	佐久
川西赤十字病院	望月 318	53-3011	内、消、循、小(休診)、外、整、眼、リウ、リハ、泌	84	望月
社会医療法人恵仁会くろさわ病院	中込 1-17-8	64-1711	内、整、婦、皮、形、外、リハ、リウ、泌	83	佐久
こすも内科クリニック	平賀 1927-1	88-7211	内、呼内、消内、		佐久
医療法人小林内科クリニック	佐久平駅北 19-1	66-0500	内、循内、呼内、胃内		佐久
小松耳鼻咽喉科クリニック	岩村田 1311-9	66-6300	耳		佐久
小山医院	野沢 194-1	62-2133	内、小、麻		佐久
こやまクリニック	蓬田 232-1	58-2233	小、内		浅科
医療法人社団斎藤産婦人科医院	中込 1985-1	62-0823	婦・産		佐久
坂戸クリニック	中込 3827-23	63-6323	内、胃		佐久
佐久総合病院 佐久医療センター	中込 3400-28	62-8181	内、呼内、循内、消内、内視、血、糖内、腎、リ膠、腫、感内、緩、心内、移植内科、外、呼外、心臓、消外、乳、小外、肛外、整、脳、形、移植外科、歯口、精、小、皮、泌、産、婦、眼、耳、アレ、リハ、放射	450	佐久

名 称	所在地	電話番号	診療科目	病床数	地区
			線診断科、放射線治療科、 麻、救急科、病理診断科、 臨床検査科		
佐久インター アイクリニック	佐久市岩村田 3631-1	65-7608	眼		佐久
佐久心臓血圧 クリニック	岩村田 2080-1	67-0022	循内、内、心臓		佐久
佐久総合病院	臼田 197	82-3131	内、呼内、循内、消内、 血、代内、腎、神内、心 内、精、小、麻、泌、女性 泌尿器科、眼、耳、リハ、 歯口、歯、矯正歯、外、呼 外、心臓、消外、乳、小 外、肛外、整、脳、形、 皮、アレ、放射線診療科、 病理診断科、臨床検査科、 リ膠、感内、東内、ペイン クリニック外科	275	臼田
佐久平エンゼル クリニック	長土呂 1210-1	67-5816	生殖医療、婦、皮、美		佐久
佐久平こころの クリニック	佐久平駅南 14-6	68-8556	精、心内		佐久
佐久平整形外科 クリニック	岩村田 1311-7	66-7150	整、リハ		佐久
佐久平泌尿器科 クリニック	岩村田 1350-5	65-7700	泌、内		佐久
佐久平ファミリー クリニック 内科・消化器科	岩村田 1315-1	88-7200	内、消、呼、小、アレ		佐久
佐久平みゆき眼科	佐久平駅南 11-10	68-5422	眼		佐久
佐久平よつば クリニック	佐久平駅北 27-1	66-0428	形、美容皮膚科、内		佐久
佐久中央医院	中込 3119-2	63-1001	小、内、アレ		佐久
佐久長土呂 クリニック	長土呂 803-26	68-7899	内、小、消内、リハ		佐久
さくらこども クリニック	佐久平駅北 18-1	78-3232	小		佐久
さとう泌尿器科 クリニック	岩村田 1801-1	68-2233	泌		佐久
しのはら形成・皮ふ クリニック	岩村田 2104-1	67-8825	形、皮		佐久
しのはら消化器内科 クリニック	瀬戸字下原 3514	63-1107	消、内		佐久
関口小児科医院	中込 1-25-2	62-7151	小		佐久
関口内科クリニック	中込 405	63-5100	内、胃、内視		佐久

⑥ 8 医療・助産・救護関係

名 称	所在地	電話番号	診療科目	病床数	地区
相馬医院	野沢 194-7	62-0365	内、小		佐久
相馬北医院	野沢 258-2	62-1541	内		佐久
田尾内科	小田井 820-25	67-6611	内、呼内、感内、ア		佐久
高橋医院	望月 133-8	53-2366	内、外、消、こう、皮、呼、循		望月
たかみ耳鼻咽喉科クリニック	長土呂 425-1	67-8733	耳		佐久
田嶋クリニック	臼田 1652-1	81-5151	内、消内、呼内、アレ		臼田
たむらペインクリニック	臼田伊勢宮 2292-1	82-3981	麻、内		臼田
つかばらクリニック	塚原 1894-1	64-1670	内、皮		佐久
つつみハートクリニック	臼田 476-1	82-0223	内、循、呼、消、アレ		臼田
医療法人優和会 角田医院分院	岩村田 3162-36	68-0550	内、小、呼内、糖内、アレ、小児整形外科		佐久
てらおかクリニック	甲 1062-2	51-5222	内、リハ		浅科
都甲クリニック	三塚 191-36	64-1050	内、外、肛、リハ、消内、内内		佐久
中澤眼科クリニック	中込 3639-32	62-0157	眼	6	佐久
ながうら整形外科クリニック	小田井 755-3	67-8055	整、リハ、リウ		佐久
ねむの木公園クリニック	佐久平駅北 12-3	67-8866	心内、精、神		佐久
医療法人保永会 野澤医院	平賀 5340	62-0272	内、外、小、皮、リハ、胃、放		佐久
のざわ整形外科	岩村田 2193-1	88-6025	整、リウ、リハ		佐久
博愛こばやし眼科	取出町 127-3	63-1300	眼	3	佐久
博愛こばやし眼科 佐久平駅前院	佐久平駅南 6 番地 4 Leafyビル 1F・東	78-3936	眼		佐久
はせがわ皮ふ科クリニック	岩村田 1801-2	78-3116	皮、小児皮膚科、アレ、外		佐久
フルタクリニック	中込 3611-208	63-0202	内、循内、呼内、アレ、心臓		佐久
ほしまち診療所	臼田中央 2178	88-8090	内		臼田
増田医院	岩村田 2381-12	66-0303	内、外、胃、乳、内分泌外		佐久
まつぎきクリニック	猿久保 335-13	66-6677	内、外、小、ア、整		佐久
三木クリニック	岩村田 2103-4	77-7376	内、脳神経内科、心内		佐久
みさと皮フ科クリニック	臼田 1114-6	78-3132	皮		臼田
医療法人 水嶋クリニック	原 567-8	63-5353	内、小、整、心内、皮、婦		佐久
みついくクリニック	新子田 866	66-6806	内、外、整、皮、消		佐久

名 称	所在地	電話番号	診療科目	病床数	地区
みらい・そだち クリニック	中込 3232-1	77-7660	心内、精		佐久
柳澤クリニック分院	佐久平駅北 21-4	78-3355	内、整、リハ		佐久
ゆずの木 ホームクリニック	長土呂 806-5	050- 1809- 0731	内・[緩和ケア内科]		佐久
りすさん こどもクリニック	岩村田 5502-1	88-7711	小・[小児アレルギー]		佐久
わかば内科 クリニック	中込 3284-2	67-6655	内、循内、呼内、消内、 糖、アレ		佐久
A C T内視鏡 クリニック	佐久平駅北 2-1	66-7140	[内視鏡内科]・[消化器内 科]・内		佐久
A Y A 乳腺クリニック	臼田 1208-10	77-7565	[乳腺外科]・{甲状腺内 科}・外		臼田
S O A R Aスキンケ アクリニック	佐久平駅北 2-1-2F	68-1212	[美容皮膚科]・形・皮		佐久

(診療所)

名 称	所在地	電話番号	診療科目	病床数	地区
浅科診療所	塩名田 570	58-2100	内、整		浅科

(歯科)

医療機関名	所在地	電話番号
宮島歯科医院	野沢 127-4	62-0228
大塚歯科クリニック	原 55-43	63-4618
竹内歯科医院	岩村田 574	67-2244
依田歯科医院	平賀 1106-1	62-0003
ももい歯科クリニック	安原 1101-7	88-6380
塩川歯科医院	岩村田 1206	67-3207
医療法人社団正誠会 新海歯科医院	野沢 314-1	62-6220
土屋歯科医院	岩村田 3162-30	68-0432
医療法人社団かえで会 あべ歯科医院	岩村田 636-6	68-1400
中央歯科医院	中込 3113-3	63-0288
宮島医院歯科	野沢 250-3	63-0033
雫田歯科医院	岩村田 1174-2	68-2100
医療法人 P l u S D しずくだ歯科クリニック	長土呂 900-20	78-5404
小宮山歯科医院	中込 1-29-3	63-0070
おぎはら歯科医院	取出町 126-5	62-0551
御影歯科医院	中込 3030-4	62-7557
なかむら歯科	岩村田 1929-1	68-2118
臼田歯科医院	原 133-2	62-0638
関口歯科医院	中込 1-25-2	62-7277
甘利歯科医院	平塚 146	67-2302
檜山歯科医院	長土呂 423-6	68-6480
木次大介歯科医院	中込 1826-3	64-1182

⑥ 8 医療・助産・救護関係

医療機関名	所在地	電話番号
きつぎ矯正小児歯科	佐久平駅南 14-5 TM 浅間ビル 2F	67-7822
医療法人伸成会 高見澤歯科医院	猿久保 232-20	66-1880
たけがみ歯科	塚原 383-18	68-7970
ばーる歯科	岩村田 5033-19	66-0648
医療法人社団一英会 佐久平センター歯科	岩村田 1349-25	66-7890
のむら歯科医院	三塚 74-1	64-5551
あるが歯科医院	跡部 58-4	88-6410
たじま歯科医院	岩村田 1773-2	68-8225
浅間口歯科クリニック	佐久平駅北 20-5	67-8241
デンタルクリニック夏帆	岩村田 3162-13	68-1377
いわま歯科クリニック	岩村田 354-3	66-7897
藤野歯科医院	岩村田 1822-1	66-7618
佐久平デンタルクリニック	佐久平駅南 11-10 イオンモール佐久平店	66-0000
医療法人おぎむら おぎむら歯科・矯正歯科医院	佐久平駅東 13-6	67-0112
佐久黒岩歯科医院	臼田 1191-5	82-5055
塩谷歯科医院	田口 4471-1	82-1182
高見澤歯科医院	下越 244-4	82-7265
木本歯科	臼田 140-3	82-1177
きくち歯科医院	臼田 2291-2	82-7557
つちや歯科クリニック	中小田切 58-1	81-4881
医療法人社団英誠会 コスモ歯科矯正クリニック	臼田 622-18	82-0022
田中歯科医院	望月 356-1	53-4682
武重歯科医院	望月 900-1	53-4182
宮澤歯科医院	協和 2541-2	53-2515
医療法人土屋歯科クリニック	布施 808-1	54-2317
松井歯科医院	望月 186	53-8241
みらい歯科クリニック	長土呂 1236-6	88-7710
きくち歯科クリニック	中込 3639-52	88-7775
りんどう歯科	岩村田 3634-6	88-8241
雪入歯科	岩村田 5502 番 21 の 2 フォレストモール佐久平 C2	78-3353
TAKAMIZAWA Dental Office	岩村田 1502-3	77-7985
A' S デンタルクリニック 佐久平	佐久平駅南 7 番地 5 2001 ビル-C	88-6486

(2) 助産師

(健康づくり推進課調)

氏 名	所在地	電話番号	備 考
佐口美代子	下越 224-1	82-7498	長野県助産師会佐久地区会員
柳沢明子	内山 2528-2	090-7807-3057	長野県助産師会佐久地区会員
吉川加良子	岩村田 1041-10 TYK マンション 302 号室	090-9651-8776	長野県助産師会佐久地区会員

8-3 救助資機材等の整備状況

(消防署調)

分類	品名	佐久署	北部署	川西署
一般救助器具	かぎ付はしご	有	有	有
	三連はしご	有	有	有
	金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	有		
	救命索発射銃	有	有	有
	サバイバースリング又は救助用縛帯	有	有	有
	平担架	有		
	ロープ	有	有	有
	カラビナ	有	有	有
	滑車	有	有	有
重量物 排除用器具	油圧ジャッキ	有	有	有
	油圧スプレッダー	有	有	有
	可搬式ウインチ	有	有	有
	ワイヤロープ	有	有	有
	マット型空気ジャッキ一式	有	有	有
切断用器具	油圧切断機	有	有	有
	エンジンカッター	有	有	有
	チェーンソー	有	有	有
切断用器具	鉄線カッター	有	有	有
	空気鋸	有		
破壊用器具	万能斧	有	有	有
	ハンマー	有	有	有
	削岩機	有		
	ハンマドリル	有		
測定用器具	可燃性ガス測定器	有	有	有
	有毒ガス測定器	有	有	有
	酸素濃度測定器	有	有	有
	放射線測定器	有	有	
呼吸保護用器具	空気呼吸器	有	有	有
隊員保護具	皮手袋	有	有	有
	安全帯	有	有	有
	耐電手袋	有	有	有
	耐電衣	有		有
	耐電ズボン	有		有
	耐電長靴	有	有	有
	防毒衣	有	有	
	耐熱服	有		
	救命胴衣	有	有	有
	救命浮環	有	有	有
	救命ボート	有	有	有
	船外機		有	有
山岳救助用器具	バスケット型担架	有	有	有
その他器具	投光器一式	有	有	有
	携帯拡声器	有	有	有

⑥ 8 医療・助産・救護関係

分類	品名	佐久署	北部署	川西署
その他器具	携帯無線機	有	有	有
	応急処置用セット	有	有	有
	緩降機	有	有	有
	ロープ登降機	有	有	

8-4 災害用医薬品等の備蓄状況（県分）

（健康づくり推進課調）

（1）備蓄場所

名 称	電話番号	所在地	備考
鍋林(株) 東信営業所	0267-25-8131	小諸市大字西原字金山 646-10	医薬品
中日本メディカルリンク (株) 佐久営業所	0267-68-8810	佐久市猿久保 127-6	災害用衛生材料

（2）備蓄品目一覧表（普通地域）

薬効別	成分名	単 位	最低備蓄数量
〈内服薬〉			
睡眠導入剤	ゾルピデム酒石酸塩	5mg 錠	800
解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	200mg 錠	3,500
	ロキソプロフェンナトリウム	60mg 錠	5,000
抗不安剤	ジアゼパム	2mg 錠	400
消化器用剤（鎮痙剤）	ブチルスコポラミン臭化物	10mg 錠	200
消化器用剤（PPI）	オメプラゾール	10mg 錠	100
消化器用剤（制吐剤）	ドンペリドン	10mg 錠 (OD 可)	200
消化器用剤（止瀉剤）	ロペラミド塩酸塩	1mg カプセル	300
消化器用剤（下剤）	酸化マグネシウム	330mg 錠	400
抗菌剤、抗生物質	レボフロキサシン	500mg 錠	900
	アモキシシリン	250mg カプセル 又は錠	600
	セフカペンピボキシル塩酸塩	100mg 錠	1,000
抗ウィルス剤	オセルタミビルリン酸塩	75mg カプセル	800
循環器用剤（降圧剤） 冠血管拡張剤	アムロジピン	5mg 錠	1,000
	ニトログリセリン	0.3mg 舌下錠	200
抗ヒスタミン剤	ロラタジン	10mg 錠	1,000
ホルモン剤	プレドニゾロン	5mg 錠	150
糖尿病用剤	シタグリブチン	25mg 錠	400
抗パーキンソン剤	レボドパ／カルビドパ	100mg/10mg 配合錠	100
〈注射薬〉			
局所麻酔剤	キシロカイン塩酸塩	1% 10mL シリンジ	70
交感神経刺激剤	エピネフリン	1mg	100
利尿剤	フロセミド	20mg	20
副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	1.65mg	50
消化器用剤（鎮痙剤）	ブチルスコポラミン臭化物	20mg	40
抗生物質	セフトリアキソンナトリウム	1g	100
輸液	低張性電解質液（維持液・3号液）	500mL	200
生理食塩水	生理食塩水	100mL	200

⑥ 8 医療・助産・救護関係

薬効別	成分名	単 位	最低備蓄数量
〈外用薬〉			
局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩	ゼリー 2% 30mL	10
抗生物質（外皮用剤） 熱傷治療剤	ゲンタマイシン硫酸塩	軟膏 0.1% 10g	50
	ジメチルイソプロピルアズレン	軟膏 0.033% 500g	5
消炎鎮痛剤（貼付剤）	ロキソプロフェンナトリウム	貼付剤 100mg	5,000
消炎鎮痛剤（坐薬）	ジクロフェナクナトリウム	12.5mg	300
	アセトアミノフェン（小児用）	100mg	40
消毒剤	クロルヘキシジングルコン酸塩	5% 500mL	10
	エチルアルコール	70% 500mL	40
	塩化ベンザルコニウム等 手指消毒剤	速乾式等 1L	10
	ポピドンヨード	10% 250mL	40
	次亜塩素酸ナトリウム	6% 1.8L	5
含嗽剤	ポピドンヨード	7% 30mL	50
合成抗菌剤（点眼剤）	レボフロキサシン	点眼剤 1.5% 5mL	30
洗浄用生理食塩水	生理食塩水	500mL	100
皮膚保護剤	白色ワセリン	500g	3

品名	規格	最低備蓄数量
〈衛生材料〉		
絆創膏（粘着性伸縮包帯を含む）	巾 12～50mm×長さ 9m 程度	700
救急絆創膏（ドレッシング材を含む）	パッド吸収部サイズ 4×6cm 以下	10,000
滅菌ガーゼ	30cm×30cm	20
	7.5cm×10cm	600
カット綿	3～5cm 四方 500g	50
清浄綿（酒精綿）	エタノール 80%又はイソプロパノール 70%含浸	8,000
三角巾	大	50
伸縮包帯	巾 5～10cm×長さ 5m 程度	300
伸縮ネット包帯	巾 10～50mm×長さ 20m 程度	300
プラスチック スプリント材	腕用（M）副木	30
	足用（L）副木	30
マスク	サージカルマスク（ひも、耳かけ問わず）	2,000
ディスポ手袋（滅菌品）	（双）プラスチック、ラテックス又はニトリル	200
ディスポ手袋（未滅菌品）	（枚）プラスチック、ラテックス又はニトリル	2,000
輸液セット	針（21～23G、翼状針・留置針含む）付き 輸液セットと針は別でも可	1,300
小児用ディスポ針	針（24G より細いもの、翼状針・留置針含む）	500
ディスポーザブル注射器	1mL	1,000
	10mL	1,000
	20mL	1,000
ディスポーザブル注射針	18G	500
	22G	1,000
ディスポーザブル翼状針	21～23G	1,000
使い捨て舌圧子	滅菌済	300
使い捨てピンセット	滅菌済	150

8－5 応急手当指導員・普及員の講習内容

(危機管理課調)

(1) 応急手当指導員講習Ⅰ

項 目		時 間 (分)	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合 計 時 間		480	

(注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止含む）を意味する。

2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

(2) 応急手当普及員講習Ⅰ

項 目		時 間 (分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合 計 時 間		1,440	

(注) 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法を意味する。

4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

(3) 応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時 間 (分)	
指導要領	指導技法	60	
	救命に必要な応急手当の指導要領	180	
合 計 時 間		240	

(注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法を意味する。

2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

9 建設機材等調達関係

9-1 土木工事用車両（保有車両5台以上）

（土木課調）

（東地区）

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロ ー ダ ー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未満	
(株)井出工業	志賀 3704	67-2348		13	2		2		7	1
(株)神津土建	志賀 5462	67-0666		5			1	2	5	
(有)高橋工業	香坂 3156-5	67-4354		5	1		1		4	
(株)花里組	志賀 2464-3	67-4108		5	2		2		3	
(有)安原組	志賀 6219-5	67-2458		3			1		2	

（浅間地区）

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロ ー ダ ー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未満	
(株)OST	岩村田 3162-40	67-8000	1	3	1		1		4	1
小林建設工業 (株)	岩村田 1296-3	67-4063		5	1		1		4	
(株)佐久総合	塚原 2361	68-2340		13	1		2	1	5	2
(株)零田建設 工業	岩村田 1337-2	67-2227		7	1		1		3	
(株)武蔵	猿久保 586-3	68-2260		11	1		1		5	
(株)田中住建	長土呂 819-2	67-4736		1	1		1		2	
(株)千曲設備	横和 23	68-3041		3					2	
(有)フジヨシ エステート	岩村田 250-1	68-4235		7			1	1	2	
丸井造園建設 (株)	岩村田 2215-2	67-2112		4			1		2	
(株)森角建材 店	岩村田 3162—10	67-3334		2	2		1		5	1

⑥ 9 建設機材等調達関係

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レ ー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロ ー ダ ー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未満	
(株)山浦土木	岩村田 383	68-2320		3			1	1	1	1

(野沢地区)

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レ ー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロ ー ダ ー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未満	
(株)浅沼建設	大沢 1190-1	62-1098		4	1		1		2	
(株)安土倍組	跡部 2	64-1333		4			1		4	
伊坂建設(株)	伴野 972-8	62-8000		2			1		2	1
(株)オー ク サ・マ テ ッ ク ス	野沢 94-1	62-2345		2	8		1			
(株)原工務店	伴野 1468-1	62-0282		2			1		2	
(株)平林組	高柳 28-2	62-3765		6			1		6	

(中込地区)

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レ ー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロ ー ダ ー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未満	
(株)井出組	中込 487-10	62-3324	1	7			2	1	3	1
(株)木下組	中込 308-5	62-0343		2	4		1		3	
(株)光和建設	中込 2598	62-1494	2	10	1	1	4	4	10	1
須江建設工業 (株)	中込 1797-5	63-0501		5			1		4	
高重建設工業 (株)	平賀 2168-1	62-0468	1	8	2		1	1	6	1
田中建設(株)	平賀 3517-4	62-1167		2	1		1		1	

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロー ダー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未満	
(株)中沢組	中込 1160-ロ	62-3411		4			1		3	
(株)不動	瀬戸 553-1	63-3551		4			1		4	
(有)平和建設	内山 6478-4	63-4441		3			1		3	

(臼田地区)

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロー ダー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未満	
(株)青柳	臼田 1335-1	82-2533		15			3	6	5	1
(株)小沢組	北川 459-4	82-2610		2			1		2	
小澤工業(株)	北川 514-1	82-4534		2			1		2	
(株)川村建設	北川 603-1	82-6040		4	1		1		3	
(株)木次工務店	平林 1141-1	86-2434	1	4			1	1	4	1
木下建工(株)	臼田 623-1	82-2213		3			2		4	
(有)佐久 ハマネツ	臼田 1698	82-3665		6			1		1	
(株)三協建設	三分 369-3	82-3470		6			1		3	
(株)志摩建設	清川 255-1	82-3094		7			1		3	
高邦組	下越 154	82-3679		4			1		2	
日建興業(株)	臼田 2084-3	82-2391		4	1		1		3	1
(株) 丸山工務店	田口 2421	82-2253		8	1		1	1	5	
(株)マルユウ	下越 132-5	82-1250		7			1		5	
(株)柳澤組	田口 4893	82-2711		4			1		2	1

⑥ 9 建設機材等調達関係

(浅科地区)

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レ ー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロ ー ダ ー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未 満	
(株)技建チー ム	甲 1375-1	58-2459		3	1		1		3	1
佐久企業	御馬寄 554	58-2873		9			1	2	4	1

(望月地区)

種 類 社 名 等			ブル ドー ザー	バ ッ ク ホ ー	トラクター ショベル		積 載 型 ク レ ー ン	ダンプ トラック (台)		セル フ ロ ー ダ ー
社 名	住 所	電話番号			ホイ ール 式	クロ ー ラ 式		5 t 以上	5 t 未 満	
鹿曲建設(株)	協和 2621	53-2176		3	1				1	
(有) 工藤工務所	望月 1373-1	53-2523		6	1		1		3	
(株) 小林工務店	協和 7197- 1	53-2510		2			1		3	
(株)竹花組	望月 30-1	53-2345	3	10	6		2	2	4	
(有)双葉工業	望月 828-2	53-4067		6	1				2	
(株)森屋建設	望月 315-7	53-2206	1	9	2		1		4	1

10 情報通信関係

10－1 佐久市防災行政無線配置状況

1 総括表

(1) 同報系

(危機管理課調)

地区名	周 波 数	子 局 数	導入年度	備 考
佐久	58.25MHz (デジタル 方式)	・親局 1 (中継局 2) ・屋外子局 182	平成 20 年度～ 平成 21 年度	
臼田		・屋外子局 41	令和元年度	
浅科		・屋外子局 27	令和 2 年度	
望月		・屋外子局 58	平成 23 年度	

(2) 水防系

(耕地林務課調)

地区名	周 波 数	トーン信号	台数	導入年度等
佐久	71.79MHz		固定局 3 基地局 2 陸上移動局 1	昭和 49 年

2 屋外拡声子局等設置場所一覧表（同報系総括表の内訳）

番号	管理 番号	屋外子局目標物または施設等名称	所在地（設置場所）	備 考
1	親局	広報佐久	中込 3056	佐久市役所
2	中継局	佐久望月中継	望月 1807-4	
3	中継局	佐久あらふね中継	内山 352	
4	浅間 1	聖原公園	長土呂 31-5	
5	浅間 2	長土呂北菱池記念碑	長土呂 860-1	
6	浅間 3	信電工(株)	長土呂 1040-1	
7	浅間 4	長土呂西	長土呂 1767-2	
8	浅間 5	佐久平交流センター	佐久平駅南 4-1	
9	浅間 6	長土呂公会場	長土呂 1402-2	
10	浅間 7	市宮城ヶ丘団地	長土呂 590-1	
11	浅間 8	久保田公園	岩村田北 1-18-1	
12	浅間 9	住吉	岩村田 1062-2	
13	浅間 10	西本町公会場	岩村田 5039-2	
14	浅間 11	荒宿公会場	岩村田 430	
15	浅間 12	浅間会館	岩村田 543-1	
16	浅間 13	老人ホーム佐久福寿園	岩村田 4213	
17	浅間 14	佐久長聖中グラウンド	岩村田 3960-11	
18	浅間 15	市営花園団地	岩村田 3334-89	
19	浅間 16	岩村田小学校	岩村田 2641-2	
20	浅間 17	相生町公会場	岩村田 2130-8	
21	浅間 18	子ども未来館	岩村田 1931-1	
22	浅間 19	浅間総合病院	岩村田 1877-2	
23	浅間 20	相生町西	岩村田 1738-2	
24	浅間 21	一本柳公園	岩村田 2275-1	
25	浅間 22	猿久保公会場	猿久保 373-1	
26	浅間 23	猿久保南	猿久保 669	
27	浅間 24	猿久保東区公会場	猿久保 864-1	
28	浅間 25	猿久保中央	猿久保 436-5	
29	浅間 26	荒宿北	岩村田 3752	
30	浅間 27	上の城	岩村田 2566-42	
31	浅間 28	浅間総合病院南	岩村田 1855-1	
32	浅間 29	佐久平浅間小学校	長土呂 1717	
33	浅間 30	長土呂ひだまりの丘住宅団地	長土呂 996-28	
34	浅間 31	佐久平総合技術高校	岩村田 991-1	
35	浅間 32	市民創錬センター	猿久保 165-1	
36	浅間 33	平塚砂田橋西	岩村田 1601-7	
37	浅間 34	西屋敷集会所	小田井 333-3	
38	浅間 35	西屋敷南	小田井 131-7	
39	浅間 36	荒田集会所	小田井 1206-9	
40	浅間 37	皎月原公園	小田井 836-25	
41	浅間 38	横根北	横根 163-1	
42	浅間 39	横根区公会場	横根 513	
43	浅間 40	横根区島原集会所	横根 744	
44	浅間 41	J A 平根支所	上平尾 1015-7	

番号	管理 番号	屋外子局目標物または施設等名称	所在地（設置場所）	備 考
45	浅間 42	下平尾伴助集会場	下平尾 2250-1	
46	浅間 43	下平尾公民館	下平尾 1156-2	
47	浅間 44	下平尾	下平尾 457	
48	浅間 45	市営赤岩団地	長土呂 1937-2	
49	浅間 46	赤岩公会場	塚原 361	
50	浅間 47	常田公民館	常田 211-1	
51	浅間 48	常田西	常田 438-6 先	
52	浅間 49	上塚原西	塚原 1551-3	
53	浅間 50	上塚原コミュニティーセンター	塚原 1311-5	
54	浅間 51	常田入口交差点	塚原 984-9	
55	浅間 52	下塚原公会場	塚原 1885-2	
56	浅間 53	根々井塚原消防器具置場	塚原 2380	
57	浅間 54	平塚公会場	塚原 756-2	
58	浅間 55	中佐都小学校	塚原 808	
59	浅間 56	市営大塚団地	根々井 1066-1	
60	浅間 57	根々井公会場	根々井 810-1	
61	浅間 58	根々井団地	根々井 220-42	
62	浅間 59	ねねいふたば保育園	根々井 197-1	
63	浅間 60	大和田公会場	鳴瀬 1875-1	
64	浅間 61	大和田団地	鳴瀬 1670-38	
65	浅間 62	落合公会場	鳴瀬 3647	
66	浅間 63	北岩尾公民館北	鳴瀬 854-1	
67	浅間 64	北岩尾落合処理場	鳴瀬 3381-10	
68	浅間 65	南岩尾公会場	鳴瀬 1066-2	
69	浅間 66	今井公会場	今井 413-1	
70	浅間 67	三河田	三河田 2-1	
71	浅間 68	横和公会場	横和 362	
72	浅間 69	横和東住宅団地	横和 211-30	
73	浅間 70	市営白山団地	三河田 516-3	
74	浅間 71	県立武道館	猿久保 167-8	
75	野沢 1	野沢西住宅団地南	野沢 597-4	
76	野沢 2	野沢体育センター	野沢 339-1	
77	野沢 3	城山公園北市営駐車場	原 565-9	
78	野沢 4	南部交番東	原 538-1	
79	野沢 5	原区公会場	原 17-3	
80	野沢 6	野沢原水防庫	原 370-17	
81	野沢 7	鍛冶屋公会場	鍛冶屋 278-1	
82	野沢 8	鍛冶屋川原団地	鍛冶屋 344-1	
83	野沢 9	高柳公会場	高柳 63-7	
84	野沢 10	野沢小学校	取出町 472-3	
85	野沢 11	取出町公民館	取出町 200-5	
86	野沢 12	取出町ふれあい公園	取出町 301-1	
87	野沢 13	本新町公会場	本新町 135-2	
88	野沢 14	跡部老人憩いの家	跡部 7-5	
89	野沢 15	跡部北交差点（R141）東	跡部 354-3	

⑥ 10 情報通信関係

番号	管理 番号	屋外子局目標物または施設等名称	所在地（設置場所）	備 考
90	野沢 16	泉野区集会所	三塚 226-23	
91	野沢 17	上桜井公会場	桜井 76-1	
92	野沢 18	中桜井公会場	桜井 666-1	
93	野沢 19	下桜井公会場	桜井 442	
94	野沢 20	北桜井公会場	桜井 780-3	
95	野沢 21	今岡公民館	伴野 1383	
96	野沢 22	岸野小学校	伴野 1725	
97	野沢 23	下県佐久橋南	伴野 1965-7	
98	野沢 24	宮川団地集会場	伴野 2143-3	
99	野沢 25	相浜公民館	伴野 2311-1	
100	野沢 26	杳沢公民館西	根岸 3113-1	
101	野沢 27	杳沢火の見	根岸 3085-2	
102	野沢 28	糠尾公民館	根岸 1887-1	
103	野沢 29	日向公民館区民広場	根岸 1369	
104	野沢 30	竹田公会場	根岸 321-3 先 N 地	
105	野沢 31	下平公民館	伴野 824-1	
106	野沢 32	熊久保火の見	伴野 25-1	
107	野沢 33	平井公民館	根岸 3694	
108	野沢 34	平井南	根岸 3419-3	
109	野沢 35	五本木	地番なし (根岸 4294-4 先)	
110	野沢 36	うぐいすの森	東立科 1409	
111	野沢 37	東立科下	東立科 256	
112	野沢 38	東立科上	東立科 85-3	
113	野沢 39	小宮山会館	小宮山 246	
114	野沢 40	弥生ヶ丘団地公園	小宮山 320-149	
115	野沢 41	前山南区公会場	前山 553-1	
116	野沢 42	洞源区公会場	前山 323-1	
117	野沢 43	市営泉団地	前山 113-8	
118	野沢 44	美笹下	地番なし (小宮山 1507-1 先)	
119	野沢 45	美笹上	前山 1905-1318	
120	野沢 46	佐久の泉共同作業センター	前山 38-1	
121	野沢 47	地家公会場	大沢 556-7	
122	野沢 48	大沢下町公民館	大沢 876-2	
123	野沢 49	大沢地区社会体育館	大沢 789-1	
124	野沢 50	大地堂公会場	大沢 2067-1	
125	野沢 51	大沢新田公会場	大沢 3717-2	
126	中込 1	佐久市役所	中込 3065-1	
127	中込 2	中込小学校	中込 496-6	
128	中込 3	橋場公園	中込 3-18	
129	中込 4	石神班消防詰所	中込 574-1	
130	中込 5	北中込駅前公園	中込 3215-11	
131	中込 6	佐久市総合体育館	中込 2939	
132	中込 7	佐太夫町公園	中込 1-9	

番号	管理 番号	屋外子局目標物または施設等名称	所在地（設置場所）	備 考
133	中込 8	三家公会場	中込 2371-3	
134	中込 9	中込南区市民農園	中込 3734-145	
135	中込 10	冷間市営住宅	中込 2505-16	
136	中込 11	杉の木公会場	中込 1152-2	
137	中込 12	北町第2集会場	中込 3679-99	
138	中込 13	皇大神社	中込 2802-1	
139	中込 14	横町公園	中込 1-26	
140	中込 15	平賀中宿公会場	平賀 622-6	
141	中込 16	常和集会所	常和 2826-3	
142	中込 17	常和公民館	常和 1729	
143	中込 18	平賀上宿公会場	平賀 5142	
144	中込 19	西耕地公民館	瀬戸 1721-1	
145	中込 20	瀬戸公民館	瀬戸 1896-1	
146	中込 21	北耕地公民館	瀬戸 2866-1	
147	中込 22	平賀新町公会場	平賀 1741	
148	中込 23	太田部公会場	太田部 234	
149	中込 24	荒家公会場	平賀 1156-1	
150	中込 25	アヴェニュー佐久平	平賀 2666-305	
151	中込 26	高見澤電機	瀬戸 400-4	
152	中込 27	佐久こまば学園	瀬戸 70-2	
153	中込 28	堀内硝子佐久工場	瀬戸 553-21	
154	中込 29	瀬戸コミプラ	瀬戸 1773	
155	中込 30	樋村団地集会所	平賀 2414-1	
156	中込 31	佐久陸上競技場	平賀 3011	
157	中込 32	松井公民館	内山 7980-2	
158	中込 33	内山長野通信	内山 5941-1	
159	中込 34	内山集会所	内山 5206-3	
160	中込 35	朮水集会所	内山 4282-3	
161	中込 36	中村公民館	内山 3466-2	
162	中込 37	相立公民館	内山 2573	
163	中込 38	苦水公民館	内山 1473	
164	中込 39	大月班機器置場	内山 738	
165	中込 40	黒田公民館	内山 167-1	
166	中込 41	館が沢	内山 16-217	
167	中込 42	荒船	内山 352-1	
168	中込 43	苦水所沢下	内山 1932-1	
169	中込 44	苦水所沢上	内山 1987-60	
170	東 1	東児童館	新子田 897-1	
171	東 2	ヴィアーレ佐久	新子田 75-3	
172	東 3	駒場区公会場	新子田 1700-164	
173	東 5	安原公民館	安原 381-1	
174	東 6	安原区原集会所	安原 990-1 先	
175	東 7	紅雲台区公会場	安原 1424-228	
176	東 8	香坂西地公民館	香坂 2812-1	
177	東 9	東地公民館	香坂 1128-1	

⑥ 10 情報通信関係

番号	管理 番号	屋外子局目標物または施設等名称	所在地（設置場所）	備 考
178	東 10	伊勢林公民館	新子田 1844-5	
179	東 11	湯川台住宅団地	安原 1367-47	
180	東 12	東小学校	志賀 6128-1	
181	東 13	志賀下宿公民館	志賀 5894-5	
182	東 14	志賀中宿公民館	志賀 3461-5	
183	東 15	志賀上宿農業生活改善センター	志賀 3670-6	
184	東 16	駒込公民館	志賀 1245-2	
185	東 17	五十貫班消防詰所	志賀 5442	
186	臼田 1	臼田支所	臼田 89-3	
187	臼田 2	岳見	臼田 1206-1	
188	臼田 3	美里	臼田 1278-1	
189	臼田 4	下の宮	臼田 2073-1	
190	臼田 5	住吉	臼田 572	
191	臼田 6	旧臼田小	臼田 307-1	
192	臼田 7	旭ヶ丘	臼田 2480-1	
193	臼田 8	下小田切	下小田切 8-6	
194	臼田 9	稲荷山	勝間 83 地先	
195	臼田 10	滝	湯原 1247-3	
196	臼田 11	泉ヶ丘	下小田切 445-3	
197	臼田 12	緑ヶ丘	北川 396-12	
198	臼田 13	北川会館	北川 525-27	
199	臼田 14	若葉台	北川 557-52	
200	臼田 15	北川	北川 367-1	
201	臼田 16	湯原	湯原 731	
202	臼田 17	旧切原小	中小田切 101-6	
203	臼田 18	上小田切	上小田切 304	
204	臼田 19	上小田切西	市上小田切 832-1	
205	臼田 20	湯原新田	湯原 2674-1	
206	臼田 21	上中込	田口 6350-1	
207	臼田 22	あいとぴあ	下越 16-5	
208	臼田 23	臼田駅前	下越 115-40	
209	臼田 24	下越第二	下越 774-1	
210	臼田 25	三条	入澤 519-イ	
211	臼田 26	十日町	入澤 898	
212	臼田 27	岩水	平林 950-イ	
213	臼田 28	岩水 2	平林 1128-3	
214	臼田 29	さやか星小	入澤 231-4	
215	臼田 30	入沢	入澤 1557	
216	臼田 31	入沢上	入澤 3015	
217	臼田 32	本郷	下越 519	
218	臼田 33	三分	三分 525-1	
219	臼田 34	下町	田口 2886-1	
220	臼田 35	中町	田口 2623-4	
221	臼田 36	宮代	田口 2502-2	

番号	管理 番号	屋外子局目標物または施設等名称	所在地（設置場所）	備 考
222	臼田 37	丸山	田口 947-1	
223	臼田 38	丸山上	田口 628	
224	臼田 39	原	田口 4838	
225	臼田 40	清川	清川 388-7	
226	臼田 41	清川 2	清川 254-1	
227	浅科 1	塩名田北	塩名田 391-2	
228	浅科 2	塩名田	塩名田 1338	
229	浅科 3	舟久保	塩名田 793-9	
230	浅科 4	塩名田南	塩名田 1131-1	
231	浅科 5	庄ノ上	御馬寄 925-32	
232	浅科 6	療育支援センター	御馬寄 1359-4	
233	浅科 7	御馬寄	御馬寄 173	
234	浅科 8	駒寄	御馬寄 587-39	
235	浅科 9	上原	甲 37-1	
236	浅科 10	上原南	甲 342	
237	浅科 11	上原大池	矢嶋 1904-1 地先	
238	浅科 12	中原	甲 1176-4	
239	浅科 13	中原南	甲 932-12	
240	浅科 14	下原北	甲 1611-4	
241	浅科 15	下原	甲 1359-3	
242	浅科 16	入の沢	桑山 585-1	
243	浅科 17	桑山	桑山 728-2	
244	浅科 18	蓬田	蓬田 761-9	
245	浅科 19	宮本	蓬田 106-2	
246	浅科 20	中町	蓬田 206	
247	浅科 21	八幡	八幡 503-9	
248	浅科 22	八幡南	甲 1071-1	
249	浅科 23	大平	八幡 700-43	
250	浅科 24	御牧原北	八幡 1124-3	
251	浅科 25	御牧原南	蓬田 1300-7	
252	浅科 26	矢嶋	矢島 451-1	
253	浅科 27	鶴沼	矢島 108	
254	望月 1	佐久市望月支所	望月 263	
255	望月 2	古宮	望月 1130-29	
256	望月 3	御桐谷西	望月 471-14	
257	望月 4	本牧体育館	望月 775-1	
258	望月 5	茂田井公民館	茂田井 2136-2	
259	望月 6	茂田井北	茂田井 3260-1 先	
260	望月 7	観音寺公民館	茂田井 3726-1	
261	望月 8	印内公民館	印内 244-1	
262	望月 9	印内原公民館	印内 566-10	
263	望月 10	御牧原公民館	布施 8-250	
264	望月 11	百沢公民館	布施 162-4	
265	望月 12	牧布施公民館	布施 505	
266	望月 13	布施温泉公園	布施 742-4	

⑥ 10 情報通信関係

番号	管理 番号	屋外子局目標物または施設等名称	所在地（設置場所）	備 考
267	望月 14	布施地域コミュニティーセンター	布施 1700-5	
268	望月 15	式部公民館	布施 2682-2	
269	望月 16	抜井公民館	布施 3535-1	
270	望月 17	中居創作館	布施 4231-1	
271	望月 18	雁村公民館	布施 4934-2	
272	望月 19	大木	布施 5678-1 先	
273	望月 20	藤巻	布施 4558-2	
274	望月 21	一の原山びこセンター	布施 5317-223	
275	望月 22	長者原公民館	布施 5316-1	
276	望月 23	東長者原公民館	布施 2477-52	
277	望月 24	中石堂	布施 2475-170	
278	望月 25	下之宮公民館	春日 624-8	
279	望月 26	善郷寺公民館	春日 730-45	
280	望月 27	高橋	春日 445-1 先	
281	望月 28	御鹿の郷地域ふれあいセンター	春日 2714-1	
282	望月 29	向反公民館	春日 1277-1	
283	望月 30	竹之城公民館	春日 1783	
284	望月 31	新田公民館	春日 2403-1	
285	望月 32	湯沢公民館	春日 2253-15	
286	望月 33	新町公民館	春日 3311-6	
287	望月 34	茂沢公民館	春日 3580-2	
288	望月 35	入新町公民館	春日 3913-1	
289	望月 36	協東	協和 2361-1	
290	望月 37	川西消防署	協和 132-2	
291	望月 38	三井公民館	協和 244-1	
292	望月 39	小平公民館	協和 1319-1	
293	望月 40	小平上	協和 1515-3	
294	望月 41	協西鳶岩	協和 3235 先	
295	望月 42	協西公民館	協和 3347-3	
296	望月 43	大谷地合の沢地区農業生活改善施設	協和 3597-156	
297	望月 44	大谷地土林集会所	協和 4388-3	
298	望月 45	大谷地公民館	協和 3151-1	
299	望月 46	高呂吹上	協和 3024-5	
300	望月 47	高呂竹之花	協和 2860-2	
301	望月 48	高呂区農業生活改善センター	協和 2612-1	
302	望月 49	望月児童館	協和 5270-1	
303	望月 50	比田井公民館	協和 6683-1	
304	望月 51	比田井入口	春日 146-1	
305	望月 52	天神公民館	協和 8554	
306	望月 53	片倉北	協和 7210-2	
307	望月 54	片倉中	協和 7261-2	
308	望月 55	片倉南	協和 7462	
309	望月 56	片倉下谷田	協和 8088-1	
310	望月 57	片倉上谷田	協和 8390-3	
311	望月 58	西長者原公民館	協和 8524-117	

10-2 長野県防災行政無線電話番号

佐久（危機管理課調）

無線局番号	内線番号	配 置 場 所	備 考
331	76	総務部危機管理課（FAX専用）	
	61	総務部危機管理課（宿直室）	
	79	総務部危機管理課	*宿直室切替

（参考）

無線局番号	内線番号	配 置 場 所	備 考
233	216	佐久地域振興局総務管理課	
	271	佐久保健福祉事務所総務課	
	211	佐久建設事務所総務課	
321	79	小諸市総務部危機管理課	
322	79	佐久穂町総務課	
311	79	小海町総務課	
312	79	川上村総務課	
313	79	南牧村総務課	
342	79	南相木村住民課	
343	79	北相木村総務企画課	
341	79	軽井沢町総務課	
323	79	御代田町総務課	
352	79	立科町総務課	
371	79	東御市総務課	
334	79	佐久広域連合消防本部	

10－3 防災相互通信用無線局

(4 6 6 MHz 帯の防災相互波)

(危機管理課調)

北信	東信	中信	南信
免 許 人	免 許 人	免 許 人	免 許 人
北信地域 ○中野市 ○飯山市 ○木島平村 長野地域 総務省 (信越総合通信 局) ○長野市 ○須坂市 ○千曲市 ○坂城町 ○小布施町 ○高山村 ○飯綱町	上小地域 上田市 ○小諸市 ○長和町 ○東御市 ○青木村 佐久地域 ○佐久穂町 ○川上村 南牧村 ○軽井沢町 ○御代田町	大北地域 池田町 ○小谷村 松本地域 長野県 (消防防災航空センター) 松本市 ○山形村 ○朝日村 木曽地域 塩尻市 木曽町	諏訪地域 茅野市 ○下諏訪町 ○富士見町 ○原村 上伊那地域 ○伊那市 ○駒ヶ根市 ○辰野町 ○宮田村 飯伊地域 ○飯田市 ○松川町 ○高森町 阿南町 ○阿智村 平谷村 売木村 天龍村 ○泰阜村 喬木村 ○豊丘村

○印の免許人には、基地局あり。

(1 5 8 MHz 帯の防災相互波)

東 信	
免許人	
佐久地域 佐久広域連合 消防本部 佐久消防署 北部消防署 ○軽井沢消防署 ○御代田消防署 ○小諸消防署 川西消防署 ○南部消防署 御代田町 御代田消防署 ○小海町 南相木村	上小地域 長野県 小諸ガス管理事務所 上田地域広域連合 ○消防本部 (上田中央消防署) 上田東北消防署 上田南部消防署 川西消防署 ○丸子消防署 ○真田消防署 依田窪南部消防署 東御消防署 中部電力パワーグリッド(株) 上田営業所

東 信
免許人
北相木村 立科町 日本赤十字社 川西赤十字病院 東京電力(株) 千曲川送電所

○印の免許人には、基地局あり。

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

⑥ 10 情報通信関係

10－4 災害時優先電話

(危機管理課調) (令和8年1月現在)

災害時優先電話契約市有施設 (通信事業者：N T T 東日本(株))

施設名	施設名	施設名	施設名
本庁舎 (3回線)	大沢保育園	泉児童館	望月中学校
臼田支所	中佐都保育園	東児童館	中込公民館
浅科支所	高瀬保育園	岸野小学校	中央図書館
望月支所	平根保育園	浅科小学校	文化財事務所
浅科保健センター	東保育園	岩村田小学校	浅間体育センター
中込出張所	切原保育園	佐久平浅間小学校	野沢体育センター
春日出張所	青沼保育園	高瀬小学校	大沢地区社会体育館
中央隣保館	田口保育園	泉小学校	勤労者体育館
うな沢第2最終処分場	あさしな保育園	臼田小学校	内山地区社会体育館
岩村田保育園	中込児童館	望月小学校	東地区社会体育館
中込第一保育園	佐久城山児童館	野沢中学校	浅間総合病院 (5回線)
中込第二保育園	中佐都児童館	中込中学校	鳴瀬診療所
泉保育園	野沢児童館	臼田中学校	平尾診療所

10-5 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所

（危機管理課調）（令和8年3月現在）

番号	避難所名	住所
001	浅間体育センター	佐久市岩村田 1340-3
002	荒田集会所	佐久市小田井 1201
003	上平尾集会所	佐久市上平尾 793-1
004	生涯学習センター（野沢会館）	佐久市取出町 183
005	野沢体育センター	佐久市野沢 339-1
006	野沢集会所	佐久市野沢 130-1
007	岸野集会所	佐久市根岸 2031
008	大沢地区社会体育館	佐久市大沢 789-1
009	佐久市総合体育館※	佐久市中込 2939
010	佐久市勤労者体育館	佐久市中込 3384-1
011	農村婦人の家	佐久市瀬戸 1201-1
012	常和集会所	佐久市常和 2826-3
013	内山地区社会体育館	佐久市内山 5201
014	内山集会所	佐久市内山 5899-1
015	東地区社会体育館	佐久市新子田 1382-1
016	香坂集会所	佐久市香坂 3113
017	東会館	佐久市志賀 6059-1
018	馬坂特農館	群馬県甘楽郡南牧村羽沢 842-1
019	広川原健康相談室	佐久市田口 147-1
020	丸山公民館	佐久市田口 914-1
021	宮代公会場	佐久市田口 2502-2
022	川原宿集会場	佐久市田口 2584
023	下町公会場	佐久市田口 2886-1
024	大奈良公民館	佐久市田口 4527
025	原区公民館	佐久市田口 4831-1
026	下越区公会堂	佐久市下越 175-7
027	上中込公会場	佐久市田口 6350-3
028	清川公民館	佐久市清川 388-3
029	赤谷公会場	佐久市入澤 2495
030	入澤集会所	佐久市入澤 1586-1
031	十日町公会場	佐久市入澤 1080-1
032	岩水公民館	佐久市平林 1109-イ
033	三条公会場	佐久市入澤 519-1
034	臼田館	佐久市臼田 140- 1
035	勝間地域公民館	佐久市勝間 73-18
036	横山公民館	佐久市下小田切 1-2
037	美里区公会場	佐久市臼田 1278-8
038	諏訪町公民館	佐久市臼田 1825-3
039	滝公会場	佐久市湯原 1247-3
040	湯原公会場	佐久市湯原 731
041	湯原新田公会場	佐久市湯原 2673
042	上小田切公会場	佐久市上小田切 300-1

⑥ 10 情報通信関係

番号	避難所名	住所
043	北川本郷公会場	佐久市北川 235
044	千曲台公会場	佐久市北川 525-27
045	旧浅科会館	佐久市塩名田 1338
046	塩名田区生きがい支援センター	佐久市塩名田 456-1
047	浅科多目的屋内運動場	佐久市塩名田 1155-1
048	浅科診療所	佐久市塩名田 570
049	上原公会場	佐久市甲 2165-3
050	あさしな保育園	佐久市御馬寄 715-1
051	あさしな児童館	佐久市御馬寄 715-2
052	桑山公会場	佐久市桑山 728-2
053	入の沢公会場	佐久市桑山 585-1
054	茂田井公民館	佐久市茂田井 2136-2
055	観音寺公民館	佐久市茂田井 3726-1
056	印内公民館	佐久市印内 244-1
057	百沢公民館	佐久市布施 162-4
058	布施地域コミュニティセンター	佐久市布施 1701-1
059	抜井公民館	佐久市布施 3535-1
060	雁村公民館	佐久市布施 4934-1
061	長者原公民館	佐久市布施 5314
062	御鹿の郷地域ふれあいセンター	佐久市春日 2714-1
063	善郷寺公民館	佐久市春日 730-45
064	新田公民館	佐久市春日 2403-1
065	新町公民館	佐久市春日 3311-6
066	入新町公民館	佐久市春日 3913-1
067	比田井公民館	佐久市協和 6683
068	高呂公民館	佐久市協和 2611-1
069	大谷地公民館	佐久市協和 3151-1
070	協西公民館	佐久市協和 3348
071	小平公民館	佐久市協和 1320-1
072	桜ヶ丘地域ふれあいセンター	佐久市協和 5254-1
073	岩村田小学校	佐久市岩村田 2641-2
074	浅間中学校※	佐久市岩村田 1361
075	平根小学校	佐久市上平尾 936
076	中佐都小学校	佐久市塚原 808
077	高瀬小学校	佐久市鳴瀬 1350-1
078	野沢小学校	佐久市取出町 472-3
079	泉小学校	佐久市三塚 273-1
080	野沢中学校	佐久市野沢 335-1
081	岸野小学校	佐久市伴野 1725
082	中込小学校	佐久市中込 491
083	佐久城山小学校	佐久市平賀 5325-1
084	中込中学校※	佐久市平賀 2313
085	東中学校	佐久市新子田 1396-1
086	東小学校	佐久市志賀 6128-1

番号	避難所名	住所
087	田口体育館（旧田口小学校）	佐久市田口 3000-1
088	臼田中学校	佐久市下越 286-1
089	さやか星小学校	佐久市入澤 152-1
090	旧臼田小学校第2体育館	佐久市臼田 282-2
091	コスモホール※	佐久市下小田切 124-1
092	切原体育館（旧切原小学校）	佐久市中小田切 100-1
093	臼田学園※	佐久市北川 557-102
094	浅科小学校	佐久市甲 2003-1
095	浅科中学校	佐久市八幡 150
096	駒の里ふれあいセンター※	佐久市望月 303
097	布施体育館（旧布施小学校）	佐久市布施 2151-3
098	春日体育館（旧春日小学校）	佐久市春日 2823
099	望月中学校	佐久市協和 6925
100	望月小学校	佐久市協和 5229
101	佐久平浅間小学校※	佐久市長土呂 1717
102	佐久平交流センター	佐久市佐久平駅南 4 - 1
103	佐久市創錬センター	佐久市猿久保 165」
104	県立岩村田高等学校	佐久市岩村田 1248 - 1
105	県立野沢南高等学校	佐久市原 86 - 1
106	県立野沢北高等学校	佐久市野沢 449 - 2
107	県立長野西高等学校望月サテライト校	佐久市望月 276 - 1
108	佐久大学	佐久市岩村田 2384
109	佐久長聖高等学校	佐久市岩村田 951
110	長野県立武道館	佐久市猿久保 165-1
111	平尾温泉みはらしの湯	佐久市下平尾 2682
112	道の駅ヘルシーテラス佐久南	佐久市伴野 7-1
113	長野県立佐久平総合技術高等学校(臼田キャンパス)	佐久市臼田 751
114	佐久市立臼田小学校	佐久市下小田切 165-1
115	佐久市療育支援センター	佐久市御馬寄 1359-4
116	佐久市交流文化館浅科	佐久市八幡 229
117	佐久市総合福祉センターあいとぴあ臼田	佐久市下越 16-5
118	佐久市臼田健康サポートセンターうすだ健康館	佐久市臼田 2175-1
119	佐久市臼田総合運動公園宿泊棟	佐久市臼田 3110-1

※2回線あり

10-6 報道機関

(広報広聴課調)

名称	所在地	電話番号	F A X
朝日新聞社 佐久支局	佐久市中込 2962-17	62-1171	62-1172 (自)
毎日新聞社 佐久通信部	佐久市岩村田 1298-2 メゾンエトワール 3C	68-9533	68-9533 (自)
読売新聞社 佐久通信部	佐久市下平尾 539-4 マンションMOR I 302 号 室	67-7223	67-7226 (自)
中日新聞社 長野支局	長野市中御所岡田町 64-5	026-228-1456	026-228-0587
産経新聞社 長野支局	長野市北石堂町 1182 ベイユビル 3F	026-223-1212	026-291-5318 (自)
信濃毎日新聞社 佐久支社	佐久市瀬戸 1203-1	62-2141	62-2533 (自)
NHK 小諸報道室	小諸市甲 3961-18	22-0586	23-6361 (自)
信越放送 上田放送局	上田市中央 1-6-27	0268-24-2141	0268-27-8239
長野放送 上田支局	上田市天神 2-1-22	0268-24-3215	0268-24-3200 (自)
佐久ケーブルテレビ	佐久市中込 2336-1	63-4500	63-4550
テレビ信州 上田支局	上田市中央 2-8-11 伊藤ビル 4 F	0268-27-3393	
長野朝日放送 上田支局	上田市天神 1-8-2	0268-28-0010	0268-26-3456
望月有線放送 農業協同組合	佐久市望月 471-5	53-2447	54-2463
佐久市民新聞	小諸市御影新田 2666-6	0267-23-7007	0267-23-5665 (自)
エフエム佐久平	佐久市佐久平駅東 1-1	65-8888	65-8880

11 交通・輸送関係

11-1 災害対策用物資輸送拠点及びヘリポート

物資輸送拠点

(危機管理課調)

No	所在地		名称	施設管理者 又は占有者	備考
	地区	住所			
1	佐久	猿久保 55	長野県佐久創造館 (多目的体育館)	長野県 佐久創造館館長	68-2811 ヘリポート有
2		平賀 3011	佐久総合運動公園	佐久市長	ヘリポート有
3	臼田	臼田 89-6	消防センター	佐久市長	
4	浅科	塩名田 1151-1	浅科総合グラウンド (多目的屋内運動場)	佐久市長	58-0444 ヘリポート有
5	望月	望月 1669-2	望月総合グラウンド (総合体育館)	佐久市長	53-6060 ヘリポート有

拠点ヘリポート

No	所在地		名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ 長さ×幅
	地区	住所			大型	中型	小型	
1	佐久	下平尾 2620-1 ほか	平尾山公園 一般駐車場※	佐久市長	○			80×40
2		鳴瀬 505-1	千曲川スポーツ 交流広場	佐久市長	○			90×90 220×70
3	臼田	臼田 3124	臼田総合運動 公園多目的広場	佐久市長	○			120×240
4	浅科	塩名田 1151-1	浅科総合 グラウンド	佐久市長		○		110×96
5	望月	望月 1669-2	望月総合 グラウンド	佐久市長	○			150×150

※使用時の連絡：東日本高速道路(株)長野管理事務所 (68-8861)

⑥ 11 交通・輸送関係

ヘリポート

No	所在地		名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ 長さ×幅
	地区	住所			大型	中型	小型	
1	佐久	安原 1493-1	佐久市営 グラウンド	佐久市長	○			100×100
2		猿久保 55	駒場公園 多目的広場※	佐久市長		○		90×60
3		平賀 3011	佐久総合運動 公園※	佐久市長			○	80×50
4		志賀 5951-1	志賀小学校 跡地	佐久市長			○	80×50
5		桜井 669	桜井小学校 跡地	佐久市長			○	80×60
6		内山 5206-4	内山小学校 跡地	佐久市長		○		90×90
7		伴野 7-1	道の駅ヘルシ ーテラス佐久 南	J A 佐久浅間			○	50×35
8	臼田	臼田 271-2	旧臼田小学校 グラウンド	佐久市長	○			100×122
9		下越 286-1	臼田中学校 グラウンド	臼田 中学校長	○			100×130
10	浅科	八幡 1110-1	御牧原台地 グラウンド	佐久市長		○		90×90
11		甲 2003-1	浅科小学校 グラウンド	浅科 小学校長		○		90×90
12		八幡 150	浅科中学校 グラウンド	浅科 中学校長		○		100×90
13	望月	協和 6925	望月中学校 グラウンド	望月 中学校長	○			100×100
14		布施 2151-3	旧布施小学校 グラウンド	佐久市長			○	70×70
15		春日 2823	旧春日小学校 グラウンド	佐久市長		○		90×90
16		協和 5229	望月小学校 グラウンド	望月 小学校長		○		70×100
17		望月 276-1	望月高等学校 グラウンド	望月 高等学校長		○		90×70

※夜間照明設備あり

11-2 緊急通行車両標章・確認証明書受領車両

(危機管理課調)

No	車両番号	所管課	車種		用途	有効期限
1	長野 800 さ 7020	土木課	小型 特種	トヨタ プロボックス	防災・ 復旧活動	R13. 2. 3
2	長野 300 も 7167	公園緑地課	普通 乗用	スズキ エスクード	防災・ 復旧活動	R13. 2. 3
3	長野 300 め 4781	財政課	普通 乗用	トヨタ ハイエース 10人乗	人員・ 物資輸送	R13. 2. 3
4	長野 400 た 3708	財政課	小型 貨物	いすゞ エルフ 2tトラック	人員・ 物資輸送	R13. 2. 3
5	長野 580 つ 2466	財政課	軽乗用	三菱 電気自動車・ 青パト登録	人員・ 物資輸送	R13. 2. 3
6	長野 480 こ 5006	臼田支所	軽貨物	三菱・青パト登録	人員・ 物資輸送	R13. 2. 3
7	長野 480 ね 5831	臼田支所	軽貨物	スズキ	防災・ 復旧活動	R13. 2. 3
8	長野 580 せ 8183	浅科支所	軽乗用	スバル・青パト登 録	人員・ 物資輸送	R13. 2. 3
9	長野 500 ね 5609	浅科支所	小型 乗用	トヨタ	防災・ 復旧活動	R13. 2. 3
10	長野 480 こ 5008	望月支所	軽貨物	三菱・青パト登録	人員・ 物資輸送	R13. 2. 3
11	長野 300 と 6127	望月支所	普通 乗用	スバル	防災・ 復旧活動	R13. 2. 3

【緊急通行車両の手続きに関する留意事項】

災害対策法施行令等の改正により、災害応急対策に使用する車両は、平時から「緊急通行車両確認申出」を行うことで、標章および確認証明書の交付を受けることが可能となった。これに伴い、従来の「事前届出」制度は令和5年9月1日をもって新規受付が停止されている。

今後、掲載車両の廃車や入れ替え等により、新たに緊急通行車両を選定した場合は、手続き漏れのないよう速やかに車両の所管課において所定の書類を整え、長野県警察本部交通規制課管理係へ「確認申出」を行い、標章等の交付を受けるものとする。

なお、交付される標章および確認証明書の有効期限は、交付の日から5年間である。有効期限が経過する前に、再度「確認申出」の手続きを行う必要があるため、各所管課において失効することのないよう適切に管理・運用すること。

12 災害に関するデータ・知識

12-1 過去の災害記録

1 旧佐久市

(土木課、耕地林務課、農政課調)

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
S 49. 9. 1	水害 (台風 16 号)	志賀川、香坂川、滑津川、田子川、湯川、大沢上町、地家用水、志賀小北、安原、安養寺入口	志賀、香坂、中込、平賀、岩村田、大沢各地域が豪雨のため氾濫、溢水した。	床上浸水 34 戸 床下浸水 283 戸 橋梁流失決壊 11 箇所 河川（護岸）流失決壊 129 箇所 道路流失決壊 65 箇所 農地冠水 56ha
S 55. 7. 8	水害 (集中豪雨)	片貝川	大沢下町屋 豪雨による溢水	床下浸水 1 戸 農地冠水 0. 25ha
S 56. 7. 3	水害 (集中豪雨)	片貝川	大沢下町屋	河川（護岸）決壊 1 箇所
S 56. 7. 16	水害 (集中豪雨)		大沢下町屋、五本木、平井、南岩尾	床下浸水 1 戸
S 56. 8. 22 ～23	水害 (台風 15 号)		西屋敷、長土呂、上平尾	床下浸水 2 戸 農地冠水 0. 38ha
S 57. 5. 25	水害 (雷雨)		五本木、平井	床下浸水 4 戸 農地冠水 0. 02ha
S 57. 6. 20	水害 (集中豪雨)		相浜、五本木、平井、梶尾	床下浸水 164 戸 農地冠水 8ha 土砂崩壊 1 箇所
S 57. 8. 1 ～2	風水害 (台風 10 号)	湯川、志賀川、片貝川、滑津川	市内全域	被害総額 2, 581, 007 千円 床上浸水 6 戸 床下浸水 251 戸 農作物関係 628. 8ha 364, 302 千円 耕地関係 532 箇所 665, 457 千円 林業関係 1, 205, 224 千円 公共土木関係 337, 060 千円

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
S 57. 9. 12	水害 (台風 18 号)	湯川、香坂川、 志賀川、前川、 千曲川、片貝 川、熊久保川、 石突川、大沢 川、滑津川、田 子川	市内全域	被害総額 777,487 千円 農作物関係 18.8ha 5,098 千円 耕地関係 532 箇所 201,185 千円 林業関係 153,800 千円 公共土木関係 413,974 千円
S 58. 8. 14 ～18	水害 (台風 5 号・ 6 号)	千曲川、平賀用 水	野沢、平賀、 駒込	被害総額 120,538 千円 農林水産関係 6 箇所 1,000 千円 耕地関係 41 箇所 80,078 千円 林業関係 29 箇所 17,230 千円 公共土木関係 26 箇所 22,230 千円
S 58. 9. 28	水害 (台風 10 号)		市内全域	被害総額 234,603 千円 耕地関係 108 箇所 63,327 千円 林業関係 32 箇所 18,041 千円 公共土木関係 94 箇所 153,235 千円
S 60. 6. 30 ～7. 1	水害 (台風 6 号)		市内全域	被害総額 421,491 千円 防疫用資材 30 千円 床下浸水 53 戸 農作物関係 17,475 千円 耕地関係 151 箇所 97,006 千円 林道関係 49 箇所 27,925 千円 公共土木関係 82 箇所 279,055 千円
S 60. 8. 17	水害 (雷雨)		平塚、根々 井、下桜井、 常和北	床下浸水 4 戸
S 60. 9. 6	水害 (雷雨)		相生町、上の 城、西本町	床上浸水 2 戸 床下浸水 17 戸
S 61. 6. 2	水害 (雷雨)		三家、石神、 前林、佐太夫 町	床下浸水 13 戸

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
S 61. 9. 3	風水害 (台風 10 号)		市内全域	被害総額 109,195 千円 床上浸水 1 戸 床下浸水 3 戸 耕地関係 8 箇所 46,360 千円 林道関係 32 箇所 16,235 千円 公共土木関係 32 箇所 46,600 千円
S 62. 7. 14	水害 (雷雨)		中込新町	床下浸水 7 戸
S 62. 7. 14	水害 (雷雨)		中込新町	床下浸水 7 戸
S 62. 8. 13	水害 (雷雨)		市内全域	床下浸水 22 戸
S 62. 8. 15	水害 (雷雨)		平賀、中込新町	床下浸水 9 戸
S 62. 8. 18	水害 (雷雨)		長土呂、中込新町	床下浸水 4 戸
S 62. 8. 23	水害 (雷雨)		大沢新田	床下浸水 1 戸
S 62. 9. 10	水害 (集中豪雨)		市内全域	床上浸水 4 戸 床下浸水 47 戸
S 62. 9. 11	水害 (集中豪雨)		荒家	床上浸水 1 戸
S 63. 8. 7	水害 (雷雨)		長土呂	床下浸水 2 戸
S 63. 9. 8	水害 (雷雨)		長土呂	床下浸水 3 戸
H1. 8. 23	水害 (雷雨)		荒宿	床下浸水 4 戸
H1. 8. 24	水害 (雷雨)		野沢本町	床上浸水 1 戸
H3. 7. 12	水害 (集中豪雨)		荒家	床下浸水 4 戸
H3. 9. 19	風水害 (台風 10 号)		岩村田荒宿	道路崩壊
H4. 5. 20	水害 (集中豪雨)		花園町	床下浸水 4 戸
H4. 7. 15	水害 (集中豪雨)		市内全域	床下浸水 8 戸 耕地関係 8 箇所 4,530 千円
H5. 7. 5	水害 (集中豪雨)	スーパー林道妙義荒船線	香坂	道路崩壊
H6. 8. 19	水害 (集中豪雨)		荒家	床下浸水 3 戸

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
H6. 8. 20	水害 (集中豪雨)		荒家	床下浸水 3 戸
H6. 9. 8	水害 (集中豪雨)		岩村田、中込、平賀	床下浸水 29 戸
H7. 7. 8	水害 (集中豪雨)		横根、上平尾、前山南、東地、安原、日向	床下浸水 3 戸 耕地関係 9 箇所 10,060 千円 林道関係 7 箇所 9,700 千円
H7. 8. 23	水害 (集中豪雨)		岩村田、小田井、平根、中佐都	一部破損 1 箇所 床上浸水 1 戸 床下浸水 39 戸 農作物関係 32.4ha 128,200 千円 耕地関係 31 箇所 27,610 千円 林道関係 1 箇所 4,500 千円 公共土木関係 38 箇所 14,130 千円
H7. 9. 17	風水害 (台風 12 号)		市内全域	床下浸水 1 戸 耕地関係 7 箇所 4,300 千円 土木関係 8 箇所 14,930 千円
H8. 7. 19	水害 (雷雨)		小田井、安原、上平尾、横根、大沢、香坂東地	床上浸水 1 戸 耕地関係 1 ヶ所 11,800 千円
H8. 7. 31	水害 (集中豪雨)		小田井西屋敷、小田井下宿	床下浸水 16 戸 耕地関係 4 ヶ所 2,600 千円
H9. 7. 20	水害 (台風 7 号)		下県西、志賀、内山	耕地関係 1 ヶ所 299 千円 公共土木関係 2 ヶ所 100 千円
H9. 7. 26	水害 (台風 9 号)		岩村田	公共土木関係 1 ヶ所 1,000 千円

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
H10.1.15 ～16	降雪			床下浸水 1 戸 その他 駐輪場倒壊 2 ヶ所 約 98.7m ² 7,570 千円 駐輪場屋根損壊 1 ヶ所 約 30.0m ² 100 千円 雨樋破損 4 ヶ所 約 65.0m 1,600 千円 体育館床 1 ヶ所 約 10.0m ² 150 千円 屋根損壊 1 ヶ所 約 66.0m 800 千円 倒木 2 ヶ所 2 本 600 千円 駐車場屋根倒壊 1 ヶ所 約 80.0m ² 300 千円 街灯支柱折れ 2 本 280 千円 除雪 市道 76 路線 約 111.22km 5,120 千円 別荘地（東山、美笹） 1,000 千円	
H10.7.30	水害（雷雨）		岩村田	床下浸水 9 戸	
H10.9.16	風水害 （台風 5 号）	宇藤 沢 川、 南沢 川	市内全域	被害総額 416,564 千円 床上浸水 3 戸 床下浸水 57 戸 農作物関係 133.5Ha 12,226 千円 林道関係 11 路線 23 ヶ所 11,600 千円 耕地関係 119 ヶ所 274,567 千円 公共土木関係 25 ヶ所 3 河川 7 路線 81,750 千円 その他 8 ヶ所 36,421 千円	災害対策本 部設置日時 平成 10 年 9 月 16 日 8 時 20 分 閉鎖日時 平成 10 年 9 月 16 日 17 時 40 分
H11.5.10	水害 （雷雨）		岩村田	床下浸水 1 ヶ所 農作物関係（降雹）1.6ha 公共土木施設関係 用水溢水 1 ヶ所 その他 床下浸水（浅間中） 1 ヶ所	

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
H11. 8. 14	水害 (熱帯低気圧)		市内全域	被害総額 2,829,187 千円 床下浸水 274 ヶ所 床上浸水 8 ヶ所 半壊 2 ヶ所 公共土木関係 264 ヶ所 1,949,790 千円 農業関係 541 ヶ所 685,933 千円 農作物関係 2.46ha 1,540 千円 林業関係 109 ヶ所 110,700 千円 その他 3 ヶ所 81,224 千円	災害対策本部 設置日時 平成 11 年 8 月 14 日 19 時 閉鎖日時 平成 11 年 8 月 16 日 12 時
H11. 9. 15 ～18	水害 (台風 16 号)		大和田	床下浸水 1 ヶ所	
H12. 7. 4	風水害 (突風)		市内全域	一部損壊 43 ヶ所 床下浸水 3 ヶ所 農業関係 8 ヶ所 1,570 千円 林道関係 6 ヶ所 3,500 千円	
H12. 8. 2	水害 (雷雨)		岩村田	床下浸水 20 ヶ所	
H12. 8. 7	水害		三家、 平賀下宿	床下浸水 4 ヶ所	
H12. 8. 10	水害 (雷雨)		内山	床下浸水 3 ヶ所	
H12. 8. 26	水害 (雷雨)		岩村田	床下浸水 1 ヶ所	
H12. 9. 17	水害		平井、沓沢、 竹田、熊久 保、大沢、小 宮山、中込、 前山北中、糠 尾、常田、岩 村田、西耕 地、佐太夫町	床下浸水 104 ヶ所 農業関係 農業用施設 56 ヶ所 農地 181 ヶ所 林道関係 2 ヶ所 公共土木関係 道路関係 33 ヶ所 河川関係 13 ヶ所 その他 1 ヶ所	
H13. 6. 10	風水害 (降雹、降 雨、突風)		小田井、平 根、岸野、大 沢、前山、野 沢、平賀、内 山	被害総額 70,236 千円 家屋一部損壊 10 戸 床下浸水 5 戸 農作物関係 19.53ha 68,621 千円 公共土木関係 8 ヶ所 1,600 千円 落雷 1 ヶ所 15 千円	

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
H13. 7. 22	水害 (集中豪雨)		岩村田、安原、横根、上平尾、常田	被害総額 593 千円 床下浸水 15 戸 農業関係 農地 4 ヶ所 513 千円 その他 (倒木) 2 ヶ所 80 千円	
H13. 8. 21	風水害 (台風 11 号)		常和	自主避難 1 戸	
H13. 9. 10	風水害 (台風 15 号)		市内全域	被害総額 775,982 千円 自主避難 4 戸 床上浸水 1 戸 床下浸水 35 戸 農業関係 275,440 千円 農地 80 ヶ所 農業施設 160 ヶ所 農作物 1.47ha その他 3 ヶ所 林道関係 21 路線 70 ヶ所 43,832 千円 公共土木関係 456,710 千円 道路 61 ヶ所 河川 62 ヶ所 橋梁 1 ヶ所 その他 3 ヶ所	災害対策本部 設置日時 平成 13 年 9 月 10 日 12 時 閉鎖日時 平成 13 年 9 月 10 日 16 時 50 分
H14. 8. 4	集中豪雨		市内全域	床上浸水 2 棟 床下浸水 21 戸 農業関係 5,738 千円 農地 20 ヶ所 農業施設 4 ヶ所 土木関係 道路 9 ヶ所	
H14. 10. 1	風水害 (台風 21 号)		市内全域	土木関係 道路 1 ヶ所 倒木 5 ヶ所 農業関係 倒木 1 ヶ所 林道関係 林道 (倒木含む) 13 ヶ所	

2 旧臼田町

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
H10.9.16	風水害 (台風5号)		田口	被害総額 4,766 千円 公共土木関係 2 ケ所	
H11.8.14	水害 (熱帯低気圧)		町内全域	被害総額 121,413 千円 公共土木関係 42 ケ所 (繰越額 27,275 千円)	
H12.9.17	水害		岩水	被害総額 2,520 千円 公共土木関係 1 ケ所	
H13.9.10	風水害 (台風15号)		町内全域	被害総額 57,991 千円 公共土木関係 15 ケ所 (繰越額 8,120 千円)	
H14.10.1	風水害 (台風21号)		田口、湯原	被害総額 5,265 千円 公共土木関係 2 ケ所	
H16.10.20	風水害 (台風23号)		町内全域	被害総額 13,925 千円 公共土木関係 6 ケ所	

3 旧浅科村

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
S34.7.6	集中豪雨		村内全域	被害総額 400,000 千円 農地流出、埋没、冠水 376ha 農地、土地等災害 38 ケ所	
S34.8.14	台風7号		村内全域	被害総額 240,000 千円 家屋の倒壊 15 戸等	
S34.9.11	降雹		村内全域	被害総額 300,000 千円 水稻の被害 430ha	
S34.9.26	台風15号 (伊勢湾台風)		村内全域	被害総額不明 家屋の倒壊 4 戸	
S43.6.22	降雹		村内全域	被害総額 12,700 千円 桑、野菜、果樹の被害	
S50.6.9	降雹		村内全域	被害総額 43,476 千円 桑、野菜、果樹の被害	
S57.8.1	台風10号		村内全域	被害総額 48,000 千円 農地、土木等災害 39 ケ所	
S57.9.12	台風18号		村内全域	被害総額 159,000 千円 農地、土木等災害 39 ケ所	
S58.9.28	台風10号		村内全域	被害総額 55,000 千円 農地、土木等災害 39 ケ所	
S60.6.30	台風6号		村内全域	被害総額 213,900 千円 農地、土木等災害 18 ケ所	
H11.8.14	水害 (熱帯低気圧)		村内全域	最大雨量 143.5mm/日 被害総額 46,000 千円	

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
				避難世帯数 5 世帯 避難人数 15 人 住家の被害 床下 17 戸 公共土木関係 3 ヶ所 5,000 千円 農業関係 16 ヶ所 27,000 千円 その他 12 ヶ所 14,000 千円	
H12. 7. 4	水 害 (雷雨・降雹)		村内全域	最大雨量 39mm/h 住家の被害 床下 7 戸 降雹被害総額 40,699 千円 (農作物被害) 公共土木等関係 13 ヶ所 20,000 千円	
H12. 8. 26	水 害・停電 (雷雨)		御馬寄、 中原	降雨量 39.5mm 住家の被害 床下 3 戸 停電による下水マンホールポンプ停止	
H12. 9. 11 ～12	水害 (豪雨)			農地災害 1 ヶ所	
H12. 9. 17	水 害 (集中豪雨)		村内全域	住家の被害 床下 88 戸農業関係 40 ヶ所 2,162 千円 林務関係 8 ヶ所 公共土木関係 39 ヶ所 その他 2 ヶ所	
H13. 9. 10	水 害 (台風 15 号)		村内全域	住家の被害 床下 7 戸 農業関係 10 ヶ所 公共土木関係 3 ヶ所	
H14. 10. 1	水 害 (台風 21 号)		塩名田	住家の被害 床下 2 戸	
H6. 10. 20	水 害 (台風 23 号)		村内全域	農地関係 9 ヶ所 7,500 千円 農業用施設関係 3 ヶ所 2,320 千円 公共土木関係 8 ヶ所 6,850 千円 林道関係 2 ヶ所 千曲川警戒水位に達する 住家の被害 床下 3 世帯	

4 旧望月町

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
S 34. 7. 6	集中豪雨		本牧～布施	被害総額不明 住家の被害 全壊 3 戸 半壊 9 戸 床上 126 戸 床下 638 戸	16:30 頃から 約 3 時間雷を 伴 う 豪 雨 (救 助 費) 旧本牧町 396, 745 円 旧布施村 185, 815 円
S 34. 7. 6	集中豪雨	城光 院裏 山		被害総額不明 建物の被害 全壊 1 件	大雨による 傾斜地の表 土が崩落、 墓地等に被 害
S 34. 9. 25	台 風 15 号 (伊勢湾台風)		町内全域	被害総額 380 万円 農作物 その他被害総額 不明 住家の被害 全壊 23 戸 半壊 74 戸	(救助費) 1, 749, 885 円
S 43	梅雨	御牧 原		被害総額不明 建物の被害 半壊 1 件	長 雨 に よ り、急傾斜 農 地 が 崩 落、人家を 押しつぶし た。
S 47. 9. 16 ～17	台風 20 号		町内全域	被害総額 2, 102 万円	(救助費) 118, 620 円
S 56. 7. 13 ～14	集中豪雨		高呂～入布施	被害総額 500 万円 住家の被害 床下 1 戸	
S 56. 8. 23	台風 15 号		町内全域	被害総額 4 億円余 住家の被害 床下 31 戸	総雨量 141. 5mm 時間雨量 27mm
S 56. 8. 23	台風 15 号	新田		被害総額不明 建物の被害 床下 1 件	神の尾用水 が越流し、 農地・人家 に浸水し、 水路も崩壊 した。
S 56. 8. 23	台風 15 号	入片 倉		被害総額不明 建物の被害 床下 13 件	谷田用水に 造成地の表 土が流入し、 用水が越流し、人

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
					家に被害が及んだ。
S 57. 8. 1	台風 10 号		町内全域	被害総額 5 億円余 住家の被害 床下 3 戸	総雨量 84. 5mm 時間雨量 11. 5mm 風致木多
S 57. 9. 12	台風 18 号		町内全域	被害総額 5 億円余 住家の被害 床下 34 戸	総雨量 168mm 時間雨量 11mm
S 57. 9. 12	台風 18 号	中居 (東)		被害総額不明	大雨により 路肩が崩壊 し、土砂が 人家にまで 及んだ。
S 57. 9. 12	台風 18 号	協西		被害総額不明 住家の被害 床下 3 件	茂田井用水 が越流して 道路の冠 水、人家へ の被害が発 生した。
S 58. 9. 28	台風 10 号		町内全域	被害総額 3. 5 億円余 人的被害 死者 1 名 住家の被害 床下 14 戸	総雨量 182mm 時間雨量 17mm
S 60. 6. 30 ～7. 1	台風 6 号		町内全域	被害総額 6 億円弱 住家の被害 床上 1 戸 床下 1 戸	総雨量 125mm 時間雨量 14. 5mm
S 60. 7. 1	台風 6 号	土林		被害総額不明	大雨により ダンプ道路 の路肩が崩 壊し、土砂 が水路・道 路を遮断し た。
H3. 8. 30 ～8. 31	台風 14 号		町内全域	被害総額 2 億円弱	総雨量 85mm 時間雨量 15. 5mm

5 佐久市

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
H18.5.20	水害 (豪雨災害)		東、浅間、野沢、中込、臼田、望月	農地関係 5 箇所 農業施設関係 17 箇所	
H18.7.17	水害 (停滞前線)		浅間、野沢、中込、東、臼田、浅科、望月	農地関係 87 箇所 農業施設関係 132 箇所 林業施設関係 25 箇所	被害総額 (H18 年度計) 76,601 千円
H19.9.6	水害 (台風 9 号)		浅間、野沢、中込、東、臼田、浅科、望月	農地関係 273 箇所 農業施設関係 284 箇所 公共土木関係 79 箇所 林業施設関係 101 箇所	被害総額 1,011,953 千円 農道橋 4 橋 松井橋外 3 橋
H20.7.26 ～7.27	水害 (豪雨災害)		浅間、中込、東、望月	農地関係 22 箇所 農業施設関係 19 箇所 林業施設関係 2 箇所	
H20.8.30	水害 (豪雨災害)		中込、野沢、東、浅科、臼田、望月	農地関係 21 箇所 農業施設関係 8 箇所	被害総額 (H20 年度計) 46,342 千円
H21.6.22	水害 (豪雨災害)		浅間、中込、臼田	農地関係 7 箇所 農業施設関係 30 箇所	
H21.8.8	水害 (豪雨災害)		望月	農地関係 2 箇所 農業施設関係 1 箇所	
H22.7.1	水害 (豪雨災害)		浅間、野沢、中込、東、臼田、浅科、望月	人的被害 死者 1 名 公共土木関係 78 箇所 農地関係 225 箇所 農業施設関係 176 箇所 林業施設関係 16 箇所	
H22.8.25 ～8.26	水害 (豪雨災害)		浅間、中込、東、浅科、望月	農地関係 6 箇所 農業施設関係 13 箇所	被害総額 (H22 年度計) 106,176 千円
H23.5.30	水害 (台風 2 号)		野沢、中込、臼田、浅科、望月	農地関係 2 箇所 農業施設関係 4 箇所	
H23.7.13	水害 (豪雨災害)		望月	農地関係 1 箇所	
H23.8.7	水害 (豪雨災害)		野沢、臼田、浅科	農地関係 21 箇所 農業施設関係 13 箇所	
H23.8.14	水害 (豪雨災害)		浅間、野沢、東、浅科、望月	農地関係 8 箇所 農業施設関係 7 箇所	

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
H23. 9. 21	水害 (台風 15 号)		浅間、野沢、 中込、臼田、 浅科、望月	農地関係 17 箇所 農業施設関係 23 箇所	被害総額 (H23年度計) 42,896 千円
H24. 6. 19	水害 (台風 4 号)		中込、野沢、 東、浅科、 望月	農地関係 1 箇所 農業施設関係 6 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	
H24. 7. 9	水害 (豪雨災害)		臼田	農地関係 1 箇所 農業施設関係 0 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	
H 24. 7. 28 ～7. 29	水害 (豪雨災害)		浅間、野沢、 東、望月	農地関係 6 箇所 農業施設関係 6 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 5 箇所	
H24. 8. 14	水害 (豪雨災害)		臼田、望月	農地関係 2 箇所 農業施設関係 1 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	
H24. 9. 30	水害 (台風 17 号)		中込、野沢、 東、臼田、 浅科、望月	農地関係 4 箇所 農業施設関係 4 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 5 箇所	被害総額 (H 24 年度 計) 20,078 千円
H25. 4. 21	雪害		浅間、中込、 野沢、東、 臼田、浅科、 望月	農地関係 箇所 農業施設関係 5 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	
H 25. 9. 15 ～9. 16	水害 (台風 18 号)		浅間、中込、 野沢、東、 臼田、浅科、 望月	農地関係 309 箇所 農業施設関係 420 箇所 公共土木関係 245 箇所 林業施設関係 70 箇所	
H 25. 10. 15 ～10. 16	水害 (台風 26 号)		浅間、中込、 野沢、東、 望月	農地関係 0 箇所 農業施設関係 10 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	
H 25. 10. 26	水害 (台風 27 号)		中込、東	農地関係 箇所 農業施設関係 箇所 公共土木関係 2 箇所 林業施設関係 箇所	
H 26. 2. 14 ～2. 15	雪害		佐久市全域	農地関係 箇所 農業施設関係 1,798 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	被害総額 (H 25 年度 計) 1,719,417 千円
H 26. 10. 5 ～10. 6	水害 (台風 18 号)		野沢、東、 臼田、望月	農地関係 0 箇所 農業施設関係 3 箇所	被害総額

年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況	備考
				公共土木関係 箇所 林業施設関係 1 箇所	(H26 年度計) 2,268 千円
H27.8.2	水害 (豪雨災害)		浅科、望月	農地関係 2 箇所 農業施設関係 2 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	
H27.8.5	水害 (豪雨災害)		浅間、浅科、望月	農地関係 6 箇所 農業施設関係 6 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 1 箇所	
H27.9.10	水害 (豪雨災害)		浅科、望月	農地関係 4 箇所 農業施設関係 2 箇所 公共土木関係 箇所 林業施設関係 箇所	
H27.9.11	水害 (豪雨災害)		望月	農地関係 箇所 農業施設関係 箇所 公共土木関係 6 箇所 林業施設関係 箇所	被害総額 (H27 年度計) 17,874 千円
R 元.10.12	水害 (台風 19 号)		浅間、中込、野沢、東、白田、浅科、望月	人的被害 死者 2 名 軽傷 18 名 農地関係 1,880 箇所 農業施設関係 1,476 箇所 公共土木関係 351 路線 林業施設関係 598 箇所 住宅被害 床上浸水 134 軒 床下浸水 947 軒 1 級河川 (26 河川) 200 箇所	被害総額 約 13,385,749 千円 (R2.8.31 現在)
R6.1.1	地震 (能登半島地震)		浅間	住家の被害 一部破損 1 件	佐久市内最大震度 4 観測
R6.8.7	水害 (豪雨災害)		浅間	住家の被害 床下浸水 1 件 建物の被害 床上浸水 3 件	

12-2 台風の大きさと強さの分類

(危機管理課調)

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速(10 分間平均)をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「強風域(平均風速 15m/S 以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性がある範囲)」の半径で、台風の「強さ」は「最大風速(10 分間平均した値)」で区分しています。

さらに、強風域の内側で平均風速 25m/S 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性がある範囲を暴風域と呼びます。

強さの階級分け

階級	最大風速 (10 分間平均した値)
強い	33m/S (64 ノット) 以上～44m/S (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/S (85 ノット) 以上～54m/S (105 ノット) 未満
猛烈な	54m/S (105 ノット) 以上

大きさの階級分け

階級	風速 15m/S 以上の半径
大型 (大きい)	500km 以上～800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

12-3 気象庁震度階級関連解説表

(危機管理課調) (平成 21 年 3 月)

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋 コンクリート 建 造 物		地盤の状況	斜面等の状況
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。		

（注1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注4） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注5） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも軽微なひび割れがみられることがある。

（注6） 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

（注7） 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

（注8） 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

留意事項

気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

- 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

12-4 浅間山噴火活動の主な記録

(危機管理課調)

年	月 日	記 事
685 年 (天武天皇 14)		噴火
1108 年 (天仁元)	9 月 5 日	大噴火 広範囲の降灰砂、田畑大被害。追分火砕流及び舞台溶岩流が火口外に流出。噴出物約 30 億トン。
1281 年 (弘安 4)	7 月 3 日	噴火
1427 年 (応永 34)	7 月	噴火
1527 年 (大永 7)		噴火
1528 年 (享禄元)		噴火
1532 年 (享禄 4)	1 月 14 日	噴火 噴石は火口から 8km にわたって落下、直径 25m 以上の「七尋石」が残っている。降灰は 120km に及びその後の雨とともに積雪が融解流下し、山麓の道路、人家に被害。このあと同年中 (天文元年) 更に噴火。
1596 年 (慶長元)	5、8 月	噴火 噴石のため死者多数。
1598 年 (慶長 3)		噴火
1604 年 (慶長 9)		噴火
1605 年 (慶長 10)		噴火
1609 年 (慶長 14)		噴火
1644 年 (正保元)		噴火
1645 年 (正保 2)	2、5 月	噴火
1647 年 (正保 4)	2、3 月	噴火
1648 年 (慶安元)	3 月	噴火 1m 以上の積雪を融解、追分を流失、夏にも噴火。
1649 年 (慶安 2)		噴火
1651 年 (慶安 4)		噴火
1652 年 (承応元)		噴火 噴石のため山麓焼ける。
1655 年 (明暦元)		噴火
1656 年 (明暦 2)		噴火
1657 年 (明暦 3)		噴火
1658 年 (万治元)		噴火 鳴動
1659 年 (万治 2)		噴火 鳴動 降砂
1660 年 (万治 3)		噴火
1661 年 (寛文元)		噴火 年間数回
1704 年 (宝永元)		噴火
1706 年 (宝永 3)		噴火
1708 年 (宝永 5)		噴火 江戸に降砂
1709 年 (宝永 6)		噴火 広範囲に降灰
1710 年 (宝永 7)		噴火
1711 年 (正徳元)		噴火 降灰
1717 年 (享保 2)		噴火
1718 年 (享保 3)		噴火 鳴動

年	月 日	記 事
1720 年 (享保 5)		噴火
1721 年 (享保 6)		噴火 噴石のため登山者 15 名死亡、重傷 1 名。
1722 年 (享保 7)		噴火
1723 年 (享保 8)		噴火
1728 年 (享保 13)		噴火
1729 年 (享保 14)		噴火 降灰
1731 年 (享保 16)		噴火
1732 年 (享保 17)		噴火
1733 年 (享保 18)		噴火 噴石
1754 年 (宝暦 4)		噴火 夏から秋に数回、降灰のため作物被害。
1776 年 (安永 5)		噴火 降灰
1777 年 (安永 6)		噴火 数度にわたり噴火。
1783 年 (天明 3)		大噴火 5 月 9 日から 8 月 5 日ころまで約 90 日間活動。特に 7 月 28 日には江戸で戸障子振動し降灰あり。8 月 2 日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。8 月 3 日には牙山にも噴石落下、山麓まで山火事、銚子にまで降灰。8 月 4 日は関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになり、北麓に吾妻火砕流を流出。8 月 5 日の午前の大爆発と共に鎌原火砕流が発生、北麓に流下、下流では泥流に变じ吾妻川を塞ぎ、次いで決壊、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原火砕流発生直後に鬼押出溶岩が北側斜面を流下。死者 1,151 名、流失家屋 1,061 戸、焼失家屋 51 戸、倒壊家屋 130 戸余、噴出物総量 $4.5 \times 10^8 \text{m}^3$ 。
1803 年 (享和 3)		噴火 7 月 4 日降灰、11 月 7 日噴石のため分去茶屋倒壊。11 月 20 日江戸に降灰。
1815 年 (文化 12)	2 月	噴火
1869 年 (明治 2)		噴火 春から秋にたびたび噴火。
1875 年 (明治 8)	6 月	噴火 降灰
1879 年 (明治 12)	9 月	噴火
1889 年 (明治 22)	12 月	噴火 噴石のため山火事。鳴動。
1890 年 (明治 23)		噴火
1891 年 (明治 24)		噴火
1892 年 (明治 25)		噴火
1894 年 (明治 27)		噴火 4~6 月に数回噴火、降灰、爆発音。

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年	月 日	記 事
1899 年（明治 32）		噴火 3、7、8 月に噴火、8 月 7 日爆発音・降灰が関東北部まで。
1900 年（明治 33）		噴火 1～4 月噴火、爆発音大、空振、噴石、降灰広範囲。8、11、12 月に噴火、降灰、鳴動。
1901 年（明治 34）	4～8 月、10 月	噴火 降灰
1902 年（明治 35）		噴火 鳴動 降灰
1904 年（明治 37）	8 月	噴火 降灰
1905 年（明治 38）	10 月	鳴動
1906 年（明治 39）	4、5 月	噴火 鳴動
1907 年（明治 40）	1、3、8 月	噴火 鳴動 降灰
1908 年（明治 41）	2、8、9 月	噴火 鳴動または降灰。
1909 年（明治 42）		噴火 1 月 29 日空振のため山麓で小被害。4 月噴煙多量、関東地方北部に降灰。5 月 31 日爆発音 80km まで、降灰広範囲。7 月 7 日関東北部に降灰。8、11 月鳴動、12 月 7 日空振のため山麓で家屋、窓ガラス被害。東京でも家屋振動、降灰は太平洋岸、鳴響は仙台付近及び美濃東部に及ぶ。山林焼失する。
1910 年（明治 43）		噴火 2、5、7、10、11 月に鳴動または降灰など。12 月 2、15、16、25 日には爆発音 100km 以上に及ぶ。
1911 年（明治 44）		噴火 1～4 月活発に活動、爆発音大、降灰広範囲で、しばしば関東北・中部に及ぶ。特に爆発音は 1 月 18 日には東方 100～150km 以上、4 月 3、4 日には富山県まで。5 月 8 日噴石多量、死者 1 名、負傷者 2 名、空振による家屋の被害、爆発音 240km に及ぶ。7～9 月時々噴火、8 月 15 日死者多数。12 月 22 日、12 月 3 日爆発音 100km 以上に及ぶ。
1912 年 （明治 45～大正元）		噴火 1、2、4、7 月時々噴火、爆発音、降灰。10 月連続して噴火し、火口底浅くなる。12 月噴火続き、火口底さらに浅くなり火口縁と同じくらいになる。
1913 年（大正 2）		噴火 2、4～11 月活発に噴火、爆発音大、降石、降灰広範囲。特に 5 月 29 日登山者、死者 1 名、負傷 1 名。6 月 17 日には降灰は東方太平洋まで、爆発音の外聴域出現。
1914 年（大正 3）		噴火 1～6 月、11～12 月活発に噴火、爆発音大（東京でも聞こえる）、降灰広範囲。特に 3 月 3 日空振強く山麓で戸障子はずれる。
1915 年（大正 4）		活動衰えたが、5、6、8 月に山頂赤く見える。

年	月 日	記 事
1916 年（大正 5）	5～10 月	弱い噴火
1917 年（大正 6）	5、7 月	弱い噴火
1919 年（大正 8）	3、5、7、8 月	噴火 3 月 14 日噴火、噴石、降灰砂。5、7、8 月に弱い噴火。
1920 年（大正 9）	12 月	噴火 連続的に噴石活動、噴煙多量、12 月 14 日噴石のため峰の茶屋焼失、軽石多量噴出。12 月 22 日山火事 200ha 以上。
1921 年（大正 10）		噴火 1～6 月噴火活発、1 月 18 日、6 月 4 日に空振のため山麓で戸障子破損。その他鳴動、降灰。
1922 年（大正 11）		噴火 1～3 月噴火、噴石、降灰。 特に 1 月 14 日爆発音が東京でも聞こえ、山麓で空振のため戸障子破損。
1927 年（昭和 2）		噴火 9～12 月噴火、4 月頃から噴煙の増加が始まり、9 月から鳴動、10 月には爆発音大、降灰もあった。
1928 年（昭和 3）		噴火 2 月 23 日爆発音大、山麓で空振のため戸障子破損、噴石広範囲で分去茶屋焼失、屋根の破損多数。3 月は数回噴火し、鳴動、降灰など。7 月も数回噴火し、鳴動、降灰。
1929 年（昭和 4）		噴火 9 月 5 日山頂有感地震。9 月 18 日直径 30～60cm の噴石が 3km も飛び、山林焼失。山麓で空振のため戸障子破損。爆発音の外聴域出現。4、10、11 月にも 1 回ずつ噴火。
1931 年（昭和 6）		噴火 3 月、6～7 月に 1 回～数回の噴火、降灰。8 月は活発に活動し噴石、降灰など。特に 20 日に死者 3 名、爆発音の外聴域出現。9 月前半に数回噴火、降灰、噴石。10、12 月数回噴火し、特に 12 月 8 日には空振のため山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現、関東南部まで降灰。
1932 年（昭和 7）		噴火 2～7 月毎月十数回～数十回噴火。爆発音大、降灰広範囲の噴火もあった。9 月にも数回噴火、鳴動、降灰。
1934 年（昭和 9）		噴火 1、2、6 月に 1 回～2 回噴火、降灰。11 月鳴動。
1935 年（昭和 10）		噴火 1、2 月に 1 回ずつ噴火。4 月に数回噴火し特に 20 日は爆発音、空振が大きく山麓で戸障子はずれガラス破損。5 月も活発でしばしば山火事発生。6～11 月も毎月数回噴火、農作物被害。

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年	月 日	記 事
1936 年（昭和 11）		噴火 2～4 月、7～11 月に毎月数回～十数回の噴火。特に 7 月 22 日には爆発音の外聴域出現。7 月 29 日及び 10 月 17 日には登山者それぞれ 1 名死亡。
1937 年（昭和 12）		噴火 2～7 月に毎月数回噴火。3 月 18 日爆発音、空振大きく山麓で戸障子被害、降灰は関東中部に及ぶ。
1938 年（昭和 13）		噴火 3～12 月に毎月数回～数十回噴火。5 月 21 日に爆発音の外聴域出現、山麓でガラス破損。6 月 7 日降灰多量。噴出物総量 $2 \times 10^5 \text{m}^3$ 。7 月 16 日登山者遭難若干名、農作物被害。9 月 20 日に山麓でガラス破損。10 月 4 日、12 月 11 日、12 月 28 日に爆発音大きく可聴域大。9 月 26 日 13 時 43 分噴煙高度 8,200 m。
1939 年（昭和 14）		噴火 全月数回噴火。2 月 2 日、2 月 15 日には爆発音は大きく可聴域大。
1940 年（昭和 15）		噴火 2、4～6、9～11 月に毎月数回、12 月から噴火回数増加。
1941 年（昭和 16）		噴火 全月十数回～数十回噴火。4 月 1 日爆発音の可聴域大、山麓でガラス破損多数。7 月 9 日死者 1 名、負傷者 1 名。
1942 年（昭和 17）		噴火 全月数回～数十回噴火。5 月には可聴域大、山火事など。
1944 年（昭和 19）		噴火 6～12 月に毎月数回～数十回噴火。
1945 年（昭和 20）		噴火 1～8、10～11 月に数回～数十回噴火。
1946 年（昭和 21）		噴火 10 月に 1 回噴火。
1947 年（昭和 22）		噴火 6、7、8 月に 1 回ずつ噴火。8 月 14 日 12 時 17 分の噴火では噴石、降灰、山火事、噴煙高度 12,000 m、登山者 11 名死亡。
1949 年（昭和 24）		噴火 3、4、7～10 月噴火。8 月 15 日負傷者 4、特に 9 月活発、9 月 3、21 日は爆発音の外聴域出現。
1950 年（昭和 25）		噴火 9 月 23 日 04 時 37 分の噴火で登山者 1 名死亡、6 名負傷、山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現。10、12 月にも 1 回ずつ噴火、噴石、降灰。
1951 年（昭和 26）		噴火 2～6 月に 1 回～数回の噴火。

年	月 日	記 事
1952 年（昭和 27）		噴火 6 月に 3 回噴火、降灰。
1953 年（昭和 28）		噴火 12 月に 6 回噴火、降灰。
1954 年（昭和 29）		噴火 1～7 月毎月数十回、8 月以後 10 月を除き毎月数回噴火。6 月 24 日関東南部に達する降灰。9 月 6 日かなりの範囲に噴石、降灰。
1955 年（昭和 30）		噴火 1～6 月毎月 1 回～数十回噴火。6 月 11 日爆発音の外聴域出現。
1958 年（昭和 33）		噴火 10～12 月活発に噴火。11 月 10 日 22 時 50 分爆発、爆発音の可聴域大、多量の噴石、火砕流、降灰、噴出物総量 $3.6 \times 10^5 \text{m}^3$ 、空振による山麓のガラス・戸障子の被害広範囲、爆発地震の震度 II（追分）。
1959 年（昭和 34）		噴火 3～8 月毎月 1 回～十数回噴火し時々降灰。4 月 14 日は噴石のため山腹に多数の山火事、関東南部まで降灰。
1961 年（昭和 36）		噴火 8～11 月に毎月 1 回から数十回噴火。8 月 18 日に 23 か月ぶりに噴火、かなりの範囲に噴石、降灰、行方不明 1 名、耕地、牧草に被害、噴出物総量 $7 \times 10^4 \text{m}^3$ 。
1965 年（昭和 40）		噴火 5 月に弱い噴火、黒煙のみ確認。その後、約 4 年間地震活動の活発な状態続く。
1973 年（昭和 48）		噴火 2 月 1 日に 11 年 3 か月ぶり（1965 年 5 月の弱い噴火を除く）に大きな噴火をして 5 月 24 日まで活動。2 月 1 日空振により山麓でガラス戸破損。小規模の火砕流が 3 回発生。
1982 年（昭和 57）	4 月 26 日	噴火 02 時 25 分に 9 年ぶりに中噴火。活動は 4 時間余り続いたが、06 時 40 分頃おさまる。降灰は浅間山周辺から埼玉県・東京都・千葉県一帯。総量は約 7 万トン。
	10 月 2 日	微噴火 09 時 58 分微噴火。群馬県長野原町の浅間牧場及び浅間園付近に微量の降灰。
1983 年（昭和 58）	4 月 8 日	爆発 01 時 59 分中爆発。山頂方面で電光と火柱。山腹

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

年	月 日	記 事
		に山火事。周辺地域に火山礫。関東北部と福島県の一部まで降灰。
1990 年（平成 2）	7 月 20 日	微噴火 東側山麓に微量の降灰。
1999 年（平成 11）	8 月 8～10 日	地震多発
2000 年（平成 12）	9 月 18～22 日	地震多発
2003 年（平成 15）	2 月 6 日	微噴火 山頂火口周辺部に少量の火山灰を噴出。
2004 年（平成 16）	9 月 1 日	噴火 9 月 1 日に 21 年ぶりに大きな爆発音と空振を伴い爆発・活動再開。山頂の北東 6km まで最大 3cm の火山礫が降下、北東の群馬県・福島県（最遠は相馬市）の一部で降灰。 9 月 14～18 日 小噴火が続き、南東の軽井沢町で降灰多量、群馬県・東京都・神奈川県・千葉県（最遠は勝浦市）の一部でも降灰。河口底に新しい溶岩出現。 9 月 23 日 中程度の爆発音と空振を伴う爆発。軽井沢町追分・御代田町御代田で爆発地震震度 1。山頂の北北東 4km に最大 3cm の火山礫降下、群馬県、新潟県・山形県（最遠は東根市）の一部で降灰。 9 月 29 日 弱い爆発音と空振を伴う爆発。軽井沢町追分・御代田町御代田で爆発地震震度 1。山頂の北 4km に最大 4cm の火山礫降下、北から北北東の群馬県嬬恋村・長野原町・草津町等の一部で降灰。 11 月 14 日 大きな爆発音と中程度の空振を伴い爆発。山頂の東 4km に 4～5cm の火山礫（最大 7.5cm）が降下、長野県・群馬県・栃木県の一部で降灰。

2008 年の噴火リスト

通し 番号	噴火日時		噴火表現	火口縁上の 噴煙の高さ(m)	流向	備考
1	2008 年 8 月 10 日	02 時 37 分頃	ごく小規模な噴火	400	南東	
2	2008 年 8 月 11 日	20 時 05 分頃	ごく小規模な噴火	200	南	
3	2008 年 8 月 14 日	07 時 59 分頃	ごく小規模な噴火	400	南東	

2009 年の噴火リスト

通し 番号	噴火日時		噴火表現	火口縁上の 噴煙の高さ(m)	流向	備考
1	2009 年 2 月 2 日	01 時 51 分頃 ～ 08 時 00 分頃	小噴火	2,000	南東	火口から約 1 キロメートルに弾道を描いて飛散する大きな噴石が飛散。降灰は関東地方南部まで確認。
2	2009 年 2 月 9 日	06 時 34 分頃～ 10 時 15 分頃	ごく小規模な噴火	400	東	軽井沢町の一部の地域で微量の降灰を確認。
3	2009 年 2 月 9 日 ～ 2009 年 2 月 12 日	9 日 11 時 30 分頃～ 12 日 08 時頃	小噴火	9 日 17 時 10 分頃 高さ：1000m 流向：北東 10 日 04 時 50 分頃 高さ：1400m 流向：南東 11 日 02 時 50 分頃 高さ：1000m 流向：東		軽井沢町の一部の地域で微量の降灰を確認。
4	2009 年 2 月 12 日	16 時 51 分頃	ごく小規模な噴火	300	南東	
5		18 時 07 分頃	ごく小規模な噴火	400	南東	
6		21 時 02 分頃～ 22 時 12 分頃	ごく小規模な噴火	500	南東	
7	2009 年 2 月 16 日	13 時 00 分頃 ～14 時 00 分頃	ごく小規模な噴火	400	東	
8	2009 年 2 月 16 日	16 時 35 分頃	ごく小規模な噴火	雲のため不明		東京大学浅間火山観測所で微量の降灰を確認。
9	2009 年 2 月 17 日	18 時 33 分頃	ごく小規模な噴火	400	東	
10	2009 年 3 月 15 日	23 時 48 分頃	ごく小規模な噴火	200	東	
11	2009 年 4 月 14 日	07 時 32 分頃	ごく小規模な噴火	400	北東	
12	2009 年 4 月 30 日	20 時 02 分頃	ごく小規模な噴火	500	北東	
13	2009 年 5 月 3 日	03 時 20 分頃	ごく小規模な噴火	400	北東	

⑥ 12 災害に関するデータ・知識

通し 番号	噴火日時		噴火表現	火口縁上の 噴煙の高さ(m)	流向	備考
14	2009 年 5 月 27 日	01 時 41 分頃	ごく小規模な 噴火	600	直上	

2015 年の噴火リスト

通し 番号	噴火日時		噴火表現	火口縁上の 噴煙の高さ(m)	流向	備考
1	2015 年 6 月 16 日	08 時 50 分頃	ごく小規模な 噴火	不明		
2	2015 年 6 月 19 日	17 時 00 分頃	ごく小規模な 噴火	不明		

2019 年の噴火リスト

通し 番号	噴火日時		噴火レベル	火口縁上の 噴煙の高さ(m)	流向	備考
1	2019 年 8 月 7 日	22 時 08 分頃	3 (入山規制)	1800 以上	北	
2	2019 年 8 月 25 日	19 時 28 分頃	2 (火口周辺規制)	600	北東	

12-5 佐久市災害対策本部等設置の記録

(平成 17 年度以降)

時期	災害名	設置日時	閉鎖日時
平成 18 年	7 月大雨災害	平成 18 年 7 月 19 日 5 時	平成 18 年 7 月 20 日 8 時 30 分
平成 19 年	台風 9 号災害	平成 19 年 9 月 6 日 22 時	平成 19 年 9 月 7 日 17 時
平成 26 年	2 月大雪災害	平成 26 年 2 月 15 日 7 時 50 分	平成 26 年 3 月 3 日 9 時 40 分
令和元年	令和元年東日本 台風(台風第 19 号) 災害	令和元年 10 月 11 日 10 時	令和元年 11 月 2 日 0 時(災害復 旧・復興推進本部移行)

12-6 気象観測所及び雨量・水位観測所（佐久市関係）

1 国関係の観測所

(1) 気象官署（危機管理課調）

名称	水系	所在地	観測開始	備考
長野地方気象台	信濃川	長野市箱清水 1-8-18	明 22. 1. 1	気象観測・予報
軽井沢特別地域 気象観測所	信濃川	北佐久郡軽井沢町追分 1151-2	大 14. 1. 1	気象観測・予報

(2) 地域気象・地域雨量観測所

観測所名	水系	所在地	観測開始	観測種別
佐久	信濃川 (湯川)	佐久市中込 3047-1	昭 53. 12. 1	地域気象（気象台）
望月	信濃川 (鹿曲川)	佐久市春日竹之城 1864-1		地域雨量(国交省・千曲川)
塩名田	信濃川 (千曲川)	佐久市御馬寄		地域雨量(国交省・千曲川)

2 県関係の観測所

(1) 雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	位置	備考
臼田	信濃川	千曲川	佐久市臼田（佐久建設事務所）	テレメーター
平	信濃川	片貝川	佐久市臼田 3113-1	テレメーター
春日	信濃川	鹿曲川	佐久市春日 2714-1	テレメーター
初谷	信濃川	滑津川	佐久市内山字神房 66-1	テレメーター
佐久建設	信濃川	千曲川	佐久市跡部字砂田 65-1（佐久合同庁舎）	テレメーター
望月牧場	信濃川	鹿曲川	佐久市協和コトメキ 3490-28 （協和財産区）	テレメーター
駒込	信濃川	志賀川	佐久市志賀駒形 872 先	テレメーター
上平尾	信濃川	湯川	佐久市上平尾塚畑 808-6	テレメーター

(2) 水位観測所

観測所名	河川名	位置	備考
下越	千曲川	佐久市下越 (臼田橋・量水標位置)	テレメーター (佐久建設事務所)
塩名田	千曲川	佐久市御馬寄	テレメーター (佐久建設事務所→国交省所属データ受信)
塩名田	千曲川	佐久市御馬寄	自記テレメーター (国交省千曲川河川事務所)

3 電力会社関係の観測箇所

東京電力（松本電力所）

観測所名	水系名	所在地	観測の種類	電力会社名
今井観測所	信濃川	佐久市今井	気象	東京電力(株) (松本電力所)
島川原発所布施川水位計	布施川	佐久市布施 (栗の木橋)	水位	東京電力(株) 千曲川総合制御所

4 市関係観測所

(1) 雨量観測所

観測所名	観測者	電話番号	位置	備考(観測機器)
佐久消防署	消防職員	62-0119	佐久市中込 2947	自動
香坂ダム	耕地林務課職員	62-2111	香坂	テレメーター
大河原峠	耕地林務課職員	62-2111	大河原峠	自記
宮代公会場	危機管理課職員	62-2111	田口 2502-2	テレメーター
入沢集会所	危機管理課職員	62-2111	入澤 1586-1	テレメーター
上小田切西区公会場	危機管理課職員	62-2111	上小田切 832-1	テレメーター
美笹	危機管理課職員	62-2111	前山 1905-1311	テレメーター
長者原公民館	危機管理課職員	62-2111	布施 5316-1	テレメーター
協西公民館	危機管理課職員	62-2111	協和 3347-3	テレメーター
菅原配水池	危機管理課職員	62-2111	協和 3450-15	テレメーター
香坂東地排水池	危機管理課職員	62-2111	香坂 589 - 1	テレメーター
志賀中宿公会場	危機管理課職員	62-2111	志賀 3461 - 5	テレメーター
内山苦水	危機管理課職員	62-2111	内山 1926 - 1	テレメーター
常和農業集落排水処理施設	危機管理課職員	62-2111	常和 2826 - 1	テレメーター
大沢地区社会体育館	危機管理課職員	62-2111	大沢 789 - 1	テレメーター
前山グラウンド	危機管理課職員	62-2111	前山 719 - 1	テレメーター
佐久平駅	危機管理課職員	62-2111	佐久平駅東 23	テレメーター

(2) 水位観測所

観測所名	観測者	電話番号	位置	備考(観測方法)
野沢橋 (千曲川)	消防職員	62-0119	佐久市野沢 (野沢橋橋脚)	目視
鍛冶屋 (千曲川)	消防職員	62-0119	佐久市鍛冶屋 (千曲川内)	目視
松井橋 (滑津川)	消防職員	62-0119	佐久市内山 (松井橋橋脚)	目視
鼻顔橋 (湯川)	消防職員	62-0119	佐久市岩村田 (鼻顔橋橋脚)	目視

13 防災関係機関及び組織関係

13-1 防災関係機関

1 県及びその現地機関

機関名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
長野県庁	交換室 守衛（夜間）	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	380-8570
危機管理防災課 ・消防課	危機管理係・ 防災係	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7184	380-8570
佐久地域振興局	総務管理課	佐久市跡部 65-1	63-3133	385-8533
佐久保健福祉事務所	総務課	佐久市跡部 65-1	63-3162	385-8533
佐久建設事務所		佐久市臼田 2015	82-3101	384-0301
佐久農業改良 普及センター		佐久市跡部 65-1	63-3167	385-8533
佐久児童相談所		佐久市岩村田 3152-1	67-3437	385-0022
佐久家畜保健衛生所		佐久市瀬戸 1111-179	62-4123	385-0035
水産試験場佐久支場		佐久市高柳 282	62-0162	385-0042
佐久技術専門校		佐久市高柳 346-4	62-0549	385-0042
佐久創造館		佐久市猿久保 55	68-2811	385-0011
長野県立武道館		佐久市猿久保 165-1	78-5370	385-0011
岩村田高等学校		佐久市岩村田 1248-1	67-2439	385-0022
佐久平総合技術高等学 校（浅間キャンパス）		佐久市岩村田 991	67-4010	385-0022
野沢北高等学校		佐久市野沢 449-2	62-0020	385-0053
野沢南高等学校		佐久市原 86-1	62-0064	385-0052
佐久平総合技術高等学 校（臼田キャンパス）		佐久市臼田 751	82-2035	384-0301
小諸労働基準監督署		小諸市三和 1-6-22	22-1760	384-0017
長野西高等学校 望月サテライト校		佐久市望月 276-1	53-2100	384-2202
長野県 望月少年自然の家		佐久市協和 3489-67	54-2405	384-2202
東信教育事務所	総務課	小諸市与良町 6-5-5	0267-31-0250	384-0006

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

2 警察関係

機関名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
長野県警察本部	通信指令室 (総合当直)	長野市大字南長野字幅 下 692-2	026-233-0110	380-8510
警備第二課	災害対策室	長野市大字南長野字幅 下 692-2	026-233-0110	380-8510
佐久警察署	警備課	佐久市岩村田 1156-2	68-0110	385-0022
望月警部交番		佐久市協和 131-1	53-0110	384-2204
臼田警部交番		佐久市臼田 2010	82-0110	384-0301
南部交番		佐久市原 569-2	62-0249	385-0052
中央交番		佐久市中込 2948-7	62-7066	385-0051
佐久平駅前交番		佐久市佐久平駅南 1-2	68-1571	385-0029
岸野駐在所		佐久市伴野 1729-3	62-8902	385-0061
内山駐在所		佐久市内山 5203	62-5170	385-0031
田口駐在所		佐久市田口 3076-3	82-5469	384-0412
入澤駐在所		佐久市入澤三条 487-4	82-6865	384-0621
浅科駐在所		佐久市甲 1949-5	58-2104	384-2104
高速道路交通警察隊 佐久分駐隊		佐久市岩村田 116	68-9383	385-0022

3 指定地方行政機関及びその現地機関

機関名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
関東財務局 長野財務事務所	総務課	長野市旭町 1108	026-234-5123	380-0846
中部森林管理局	企画調整室	長野市栗田 715-5	026-236-2517	380-8575
東信森林管理署	総務課	佐久市臼田 1822	82-2036	384-0301
南佐久北部森林組合		南佐久郡佐久穂町海瀬 2766-3	86-4202	384-0503
関東農政局 長野拠点		長野市旭町 1108 長野第二合同庁舎	026-234-5112	380-0846
北陸信越運輸局 長野運輸支局	総務課	長野市西和田 1-35-4	026-243-4384	381-0037
長野地方气象台	防災管理官	長野市箱清水 1-8-18	026-232-3773	380-0801
信越総合通信局	総務課	長野市旭町 1108	026-234-9962	380-8795
関東地方整備局 長野営繕事務所	総務課	長野市旭町 1108 長野第二合同庁舎	026-235-3481	380-0846
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	防災情報課	長野市鶴賀字峰村 74	026-227-7611	380-0903
関東地方整備局長野国 道事務所		長野市鶴賀字中堰 145	026-264-7001	380-0902

4 自衛隊関係

機関名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
陸上自衛隊 第12旅団司令部	第三部	群馬県北群馬郡 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011	370-3594
陸上自衛隊 第13普通科連隊	第三科	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766	390-0844
自衛隊 長野地方協力本部	総務課	長野市旭町 1108	026-233-2108	380-0846
上田地域事務所		上田市 2-2-13 上田法務合同庁舎 1 階	0268-22-5267	386-0025

5 指定公共機関及びその現地機関

機関名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
東日本旅客鉄道 (株)長野支社	安全対策室	長野市大字栗田源田窪 992-6	026-226-7555	380-0921
新幹線佐久平駅		佐久市佐久平駅東 1-1	68-8162	385-0028
小海線統括センター		佐久市中込 2021-2	050-2016- 1600	385-0051
日本貨物鉄道(株) 長野支社	企画係	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7555	380-0927
N T T 東日本(株) 長野支店	設備部 災害対策室	長野市新田町 1137-5	026-225-4389	380-8519
N T T 東日本(株)長野 支店東信 T S C		東御市鞍掛上河原 83-1	0268-71-6113	385-0053
(株)エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ長野支店		長野市上千歳町 1112-1	026-291-7185	380-8536
日本銀行松本支店	総務課	松本市丸の内 3-1	0263-34-3500	390-0873
日本銀行長野事務所		長野市岡田 178-8 八十二銀行本店内	026-227-1296	380-0936
東日本高速道路 (株)関東支社 長野管理事務所		佐久市岩村田 116	68-8861	385-0022
日本赤十字社 長野県支部	事業推進課	長野市南県町 1074	026-226-2073	380-0836
日本放送協会 長野放送局	企画総務担当	長野市稲葉 210-2	026-291-5200	380-8502
日本通運(株) 長野支店	安全衛生課	長野市中御所 3-2-15	026-229-0202	380-0826
日本通運(株) 上田支店		東御市鞍掛 57	0268-62-1500	389-0502
中部電力(株) 長野支店	総務部総務課	長野市柳町 18	026-232-9060	380-0805
佐久営業所		佐久市跡部 167-1	0120-984-503	385-0054

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

機関名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
東京電力リニューアブルパワー(株) 千曲川事務所	総務課	小諸市田町 2-3-2	0267-22-2250	384-0802
日本郵便(株)信越支社	総務人事部 総務担当	長野市栗田 801	0120-232-886	380-8797
佐久郵便局	総務課	佐久市中込 3734-12	64-8602	385-8799

6 指定地方公共機関及びその現地機関

機関名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
長野都市ガス(株) 東信支店		佐久市岩村田 1718-3	68-5252	385-0022
千曲バス(株)	総務課	佐久市野沢 20	62-0081	385-0053
(公社)長野県トラック 協会 佐久地区輸送協 議会		佐久市瀬戸 1026-4	64-6320	385-0035
信越放送(株)	本 社	長野市問御所町 1200	026-237-0500	380-8521
信越放送(株) 上田放送局		上田市天神 1-8-37	0268-24-2141	386-0025
(株)長野放送	本 社	長野市大字中御所字岡田 131-7	026-227-3000	380-8633
(株)長野放送 上田支局		上田市天神 2-1-22 0AU ビル 3F	0268-24-3215	386-0025
(株)テレビ信州	本 社	長野市若里 1-1-1	026-227-5511	380-8555
(株)テレビ信州 上田支局		上田市中心 2-8-11 伊藤ビル 4F	0268-27-3393	386-0012
長野朝日放送(株)	本 社	長野市長瀬 4-5	026-223-1000	380-8550
長野朝日放送(株) 上田支局		上田市天神 1-8-2 田沢倉庫 3F	0268-28-0010	386-0025
長野エフエム放送(株)	本 社	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400	390-8520
長野県情報 ネットワーク協会		長野市南長野北石堂 1177-3 J Aビル内	026-236-2028	380-0826
(一社)長野県 L P ガス協会		長野市中御所 1-16-13 天馬ビル 4 階	026-229-8734	380-0935
しなの鉄道(株)	総務課	上田市常田 1-3-39	0268-21-4700	386-0018
佐久市土地改良区		佐久市中込 3056	62-7324	385-0051
佐久平土地改良区		佐久市跡部 101 (佐久水道企業団 1 F)	62-0471	385-0043
五郎兵衛用水 土地改良区		佐久市甲 2165-1	88-6209	384-2104
御牧ヶ原台地 土地改良区		東御市御牧原南部 1451	0268-67-2648	389-0403

7 公共団体等

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
佐久市文化事業団	佐久市下小田切 124-1	82-3962	384-0303	佐久
佐久市消防団	佐久市中込 2947 (佐久消防署内)	64-4119	385-0051	佐久
J A佐久浅間本所	佐久市猿久保 882	68-1112	385-8585	佐久
J A佐久浅間 御代田支所	北佐久郡御代田町馬瀬口 1791-1	32-3377	389-0207	佐久
佐久商工会議所	佐久市中込 2976-4	62-2520	385-0051	佐久
佐久市区長会	佐久市中込 3056 (総務課内)	62-2111	385-8501	佐久
佐久医師会	佐久市原 569-7	62-0442	385-0052	佐久
佐久歯科医師会	佐久市瀬戸 1209-1	62-8815	385-0035	佐久
佐久薬剤師会	佐久市原 399-29	62-8805	385-0052	佐久
佐久市社会福祉協議会	佐久市下越 16-5	88-8341	385-0414	佐久
佐久市赤十字奉仕団	佐久市下越 16-5 (社会福祉協議会内)	88-8341	385-0414	佐久
佐久市建設業協会	佐久市野沢 325-2	82-3505	385-0053	佐久
佐久森林組合	小諸市平原 967-1	0267-22-8501	384-0092	佐久
上小漁業協同組合	上田市常田 1-2-16	0268-22-0813	386-0018	佐久
佐久漁業協同組合	佐久市跡部 17-1	62-0764	385-0054	佐久
佐久青年会議所	佐久市中込 2976-4	62-2656	385-0051	佐久
佐久市衛生委員会	佐久市中込 3056 (生活環境課内)	62-2111	385-8501	佐久
佐久交通安全協会	佐久市岩村田 1156-2 (佐久警察署内)	68-4578	385-0022	佐久
佐久市防犯協会	佐久市中込 3056 (総務課内)	62-2111	385-8501	佐久
佐久市観光協会	佐久市中込 3056 (観光課内)	62-2111 3285	385-8501	佐久
佐久市交通指導員会	佐久市中込 3056 (生活環境課内)	62-2111	385-8501	佐久
(株)エフエム佐久平	佐久市佐久平駅東 1-1 プラザ佐久内	65-8888	385-0028	佐久
佐久ケーブルテレビ (株)	佐久市中込 2336-1	63-4500	385-0051	佐久
佐久市観光協会 臼田支部	佐久市臼田 89-3 (臼田支所内)	82-3111	384-0301	臼田
臼田町商工会	佐久市臼田 2207-1	82-2154	384-0301	臼田
J A佐久浅間 佐久うすだ支所	佐久市臼田 620-1	82-2111	384-0301	臼田
J A佐久浅間 佐久総合病院支所	佐久市臼田 197	82-6800	384-0301	臼田
南佐久交通安全協会 臼田支部	佐久市臼田 2010 (佐久警察署臼田警部交番内)	82-4658	384-0301	臼田

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
東信農業共済組合	佐久市塩名田 390	58-2580	384-2102	浅科
J A 佐久浅間 望月支所浅科店	佐久市甲 1359-3	58-2141	384-2104	浅科
浅科商工会	佐久市甲 1190-1	58-0220	384-2104	浅科
川西交通安全協会 浅科支部 望月支部	佐久市協和 131-1 (佐久警察署川西庁舎内)	53-1121	384-2204	浅科 望月
J A 佐久浅間 望月支所	佐久市協和 2361-1	53-3001	384-2204	望月
佐久市望月商工会	佐久市望月 195-1	53-5442	384-2202	望月
佐久市観光協会 望月支部	佐久市望月 263 (望月支所内)	53-3111	384-2202	望月

8 市及びその現地機関（広域連合及び一部事務組合含む）

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
佐久市役所	佐久市中込 3056	62-2111	385-8501	佐久
佐久消防署	佐久市中込 2947	62-0119	385-0051	佐久
浅間出張所	佐久市岩村田 543	67-2505	385-0022	佐久
野沢出張所	佐久市取出町 183	62-0271	385-0043	佐久
中込出張所	佐久市平賀 5324	62-0059	385-0034	佐久
東出張所	佐久市志賀 6059-1	67-3534	385-0006	佐久
野沢公民館（生涯学習センター） （野沢会館）	佐久市取出町 183	62-0665	385-0043	佐久
佐久平交流センター	佐久市佐久平駅南 4-1	67-7451	385-0029	佐久
中央公民館 （市民創縁センター）	佐久市猿久保 165-1	66-0551	385-0011	佐久
浅間公民館（浅間会館）	佐久市岩村田 543	67-2110	385-0022	佐久
中込公民館（中込会館）	佐久市中込 1-17-8	62-0504	385-0051	佐久
東公民館（東会館）	佐久市志賀 6059-1	67-2545	385-0005	佐久
浅間中学校	佐久市岩村田 1361	67-2410	385-0022	佐久
野沢中学校	佐久市野沢 335-1	62-0360	385-0053	佐久
中込中学校	佐久市平賀 2313	62-0725	385-0034	佐久
東中学校	佐久市新子田 1396-1	67-2392	385-0007	佐久
岩村田小学校	佐久市岩村田 2641-2	67-3309	385-0022	佐久
佐久平浅間小学校	佐久市長土呂 1717	66-1717	385-0021	佐久
平根小学校	佐久市上平尾 936	67-3539	385-0002	佐久
中佐都小学校	佐久市塚原 808	67-3418	385-0025	佐久
高瀬小学校	佐久市鳴瀬 1350-1	67-2459	385-0016	佐久
野沢小学校	佐久市取出町 472-3	62-0109	385-0043	佐久
岸野小学校	佐久市伴野 1725	62-0384	385-0061	佐久
泉小学校	佐久市三塚 273-1	62-0394	385-0055	佐久
中込小学校	佐久市中込 491	62-0065	385-0051	佐久
佐久城山小学校	佐久市平賀 5325-1	62-0356	385-0034	佐久
東小学校	佐久市志賀 6128-1	68-6829	385-0006	佐久
学校給食南部センター	佐久市原 563-1	62-0617	385-0052	佐久
学校給食北部センター	佐久市長土呂 64-22	67-5694	385-0021	佐久

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
岩村田保育園	佐久市岩村田 5088	67-2281	385-0022	佐久
中込第一保育園	佐久市中込 3-24-5	62-0644	385-0051	佐久
中込第二保育園	佐久市中込 1790	62-0432	385-0051	佐久
城山保育園	佐久市平賀 4195	78-3691	385-0034	佐久
泉保育園	佐久市三塚 300-2	62-1259	385-0055	佐久
大沢保育園	佐久市大沢 789-1	62-1128	385-0045	佐久
中佐都保育園	佐久市塚原 787-1	67-3419	385-0025	佐久
高瀬保育園	佐久市鳴瀬 1371	67-2155	385-0016	佐久
平根保育園	佐久市上平尾 847-3	67-2094	385-0002	佐久
東保育園	佐久市新子田 880-2	67-2271	385-0007	佐久
野沢児童館	佐久市原 270-24	62-6662	385-0052	佐久
岩村田児童館	佐久市岩村田 2957-1	67-8633	385-0022	佐久
中込児童館	佐久市中込 484-1	62-7234	385-0051	佐久
東児童館	佐久市新子田 897-1	65-8238	385-0007	佐久
佐久城山児童館	佐久市平賀 5332-2	63-9500	385-0034	佐久
中佐都児童館	佐久市塚原 815-1	65-8565	385-0025	佐久
岸野児童館	佐久市伴野 1474-2	63-0511	385-0061	佐久
平根児童館	佐久市上平尾 953-7	67-2030	385-0002	佐久
高瀬児童館	佐久市鳴瀬 1378-1	68-8113	385-0016	佐久
泉児童館	佐久市三塚 282-3	62-3508	385-0022	佐久
小田井児童館	佐久市小田井 923-16	65-7151	385-0009	佐久
佐久市総合体育館	佐久市中込 2939	62-2020	385-0051	佐久
佐久市勤労者体育館	佐久市中込 3384-1	67-3791	385-0051	佐久
東地区社会体育館	佐久市新子田 1382-1	67-2695	385-0007	佐久
大沢地区社会体育館	佐久市大沢 789-1	62-0141	385-0045	佐久
浅間体育センター	佐久市岩村田 1340-3	68-7408	385-0022	佐久
内山地区社会体育館	佐久市内山 5201	62-0483	385-0031	佐久
野沢体育センター	佐久市野沢 339-1	63-7889	385-0053	佐久
佐久市営グラウンド	佐久市安原 1493-1		385-0004	佐久
佐久市教育委員会 文化財事務所	佐久市中込 2913	63-5321	385-0051	佐久
中央図書館	佐久市猿久保 44-1	67-2111	385-0011	佐久
サングリモ中込図書館	中込 1-19-2	63-3793	385-0051	佐久
近代美術館	佐久市猿久保 35-5	67-1055	385-0011	佐久
旧中込学校・資料館	佐久市中込 1877	62-7845	385-0051	佐久
ワークテラス佐久	佐久市中込 2336-1	64-5556	385-0051	佐久
佐久総合運動公園	平賀 3011	63-7101	385-0034	佐久
市民活動サポートセンター	佐久市取出町 183	64-6362	385-0043	佐久
子ども未来館	佐久市岩村田 1931-1	67-2001	385-0022	佐久
保健センター	佐久市中込 3045-1	62-2111	385-8501	佐久
市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田 1862-1	67-2295	385-0022	佐久
鳴瀬診療所	佐久市鳴瀬 1274-3	67-3487	385-0016	佐久
佐久の泉共同作業センター	佐久市前山 38-1	63-4048	385-0046	佐久
野沢共同作業センター	佐久市取出町 485-3	63-7385	385-0043	佐久

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
障害者自立生活支援センター	佐久市取出町 183	64-0212	385-0043	佐久
老人福祉センター長寿閣	佐久市猿久保 248-1	67-5575	385-0011	佐久
福祉総合センター	佐久市猿久保 249-2	67-2463	385-0011	佐久
特養シルバーランドみつい	佐久市新子田 866	66-6800	385-0007	佐久
特養シルバーランドきしの	佐久市根岸 113-1	64-6635	385-0062	佐久
うな沢第2最終処分場	佐久市横根 970	67-1555	385-0001	佐久
中央隣保館	佐久市瀬戸 1177-2	62-0991	385-0035	佐久
農村婦人の家	佐久市瀬戸 1201-1	-	385-0035	佐久
農村環境改善センター	佐久市伴野 1802-3	-	385-0061	佐久
佐久市土地開発公社	佐久市取出町 183	62-8667	385-0043	佐久
佐久市振興公社	佐久市取出町 183	62-0214	385-0043	佐久
佐久広域連合事務局	佐久市取出町 183	62-7721	385-0043	佐久
駒場公園管理事務所	佐久市猿久保 55	68-1399	385-0011	佐久
平尾山公園センターハウス	佐久市下平尾 2681	67-8100	385-0003	佐久
平根発電所	佐久市横根 1263-7	67-3441	385-0001	佐久
プラザ佐久	佐久市佐久平駅東 1-1	68-7433	385-0021	佐久
岩村田共同作業センター	佐久市岩村田 1880-4	68-4974	385-0022	佐久
佐久水道企業団	佐久市跡部 101	62-1290	385-0054	佐久
浅麓水道企業団	佐久市岩村田 542	67-3512	385-0022	佐久
佐久市下水道管理センター	佐久市中込 1335	63-0101	385-0051	佐久
佐久市・北佐久郡環境施設組合 (佐久平クリーンセンター)	佐久市上平尾 2033	88-6461	385-0022	佐久
平尾診療所	佐久市上平尾 877-1	67-3492	385-0002	佐久
大沢財産区事務所	佐久市大沢 2 1 9 8 - 1	62-0209	385-0045	佐久
森泉山財産区事務所	北佐久郡御代田町大字豊 昇 1801	0267-32- 3215	389-0204	
浅麓環境施設組合	小諸市甲 1845	22-7710	384-0801	
佐久環境衛生組合	佐久穂町大字宿岩 306	0267-86- 7710	384-0612	
佐久市臼田支所	佐久市臼田 89-3	82-3111	384-0301	臼田
北部消防署	佐久市下小田切 544-1	82-0119	384-0304	臼田
臼田公民館 (あいとびあ臼田)	佐久市下越 16-5	82-2106	384-0414	臼田
臼田館	佐久市臼田 140-1		384-0301	臼田
下町公会場	佐久市田口 2886-1		384-0412	臼田
十日町公会場	佐久市入澤 1080-1		384-0621	臼田
切原会館	佐久市中小田切 94-1		384-0305	臼田
臼田図書館	佐久市下小田切 124-1	82-3932	384-0303	臼田
臼田人権文化センター	佐久市臼田 89-3	82-3111	384-0301	臼田
臼田学園	佐久市北川 557-102	82-2407	384-0304	臼田
佐久市堆肥製産センター	佐久市臼田 2915-4	82-8064	384-0301	臼田
臼田中学校	佐久市下越 286-1	82-2139	384-0414	臼田
臼田小学校	佐久市下小田切 165-1	82-1651	384-0303	臼田
旧臼田小学校第2体育館	佐久市臼田 264-3		384-0301	臼田

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
田口体育館 (旧田口小学校)	佐久市田口 3000-1		384-0412	臼田
切原体育館 (旧切原小学校)	佐久市中小田切 100-1		384-0305	臼田
田口保育園	佐久市田口 3117	82-2602	384-0412	臼田
切原保育園	佐久市中小田切 96-1	82-2180	384-0305	臼田
青沼保育園	佐久市入澤 232-2	82-3110	384-0621	臼田
学校給食臼田センター	佐久市下小田切 165-1	82-2547	384-0303	臼田
臼田体育センター	佐久市下越 284	82-4777	384-0414	臼田
佐久市社会福祉協議会 臼田支所	佐久市下越 16-5	82-4332	384-0414	臼田
臼田文化センター	佐久市下越 248-12	82-3634	384-0414	臼田
老人福祉センター	佐久市下小田切 11-3	82-4332	384-0303	臼田
臼田保健センター	佐久市下越 16-5	81-1277	384-0414	臼田
総合福祉センター あいとぴあ臼田	佐久市下越 16-5	81-5555	384-0414	臼田
あいとぴあ臼田 デイサービスセンター	佐久市下越 16-5	82-6730	384-0414	臼田
鎌倉彫記念館	佐久市下小田切 8-6	82-7095	384-0303	臼田
臼田児童館	佐久市臼田 559-1	82-1180	384-0301	臼田
下越児童館	佐久市下越 248-12	82-1212	384-0414	臼田
青沼児童館	佐久市入沢 233-2	82-1151	384-0621	臼田
田口児童館	佐久市田口 2955	82-7800	384-0412	臼田
切原児童館	佐久市湯原 30-4	82-7878	384-0307	臼田
コスモホール	佐久市下小田切 124-1	82-3962	384-0303	臼田
臼田総合運動公園	佐久市臼田 3110-1	82-7231	384-0301	臼田
うすだスタードーム	佐久市臼田 3113-1	82-0200	384-0301	臼田
五稜郭であいの館	佐久市田口 2975-1	82-0230	384-0412	臼田
稲荷山公園コスモタワー	佐久市勝間 108-1	-	384-0302	臼田
佐久広域救護施設清和寮	佐久市北川 557	82-2441	384-0304	臼田
社会福祉法人 J A 長野会 うすだコスモ苑	臼田字城下 86	82-2214	384-0301	臼田
川村吾蔵記念館	佐久市田口 3112	81-5353	384-0412	臼田
臼田共同作業センター	佐久市下越 16-5	82-6461	384-0414	臼田
佐久市浅科支所	佐久市甲 1359-3	58-2001	384-2104	浅科
あさしな保育園	佐久市御馬寄 715-1	51-5005	384-2103	浅科
あさしな児童館	佐久市御馬寄 715-2	58-1150	384-2103	浅科
浅科診療所	佐久市塩名田 570	58-2100	384-2102	浅科
塩名田区生きがいセンター	佐久市塩名田 456-1	58-3958	384-2102	浅科
浅科保健センター	佐久市塩名田 570	58-0335	384-2102	浅科
佐久市社会福祉協議会浅科支所	佐久市塩名田 570	58-0383	384-2102	浅科
グループホームしおなだ	佐久市塩名田 456-1	58-0173	384-2102	浅科
特養老人ホーム塩名田苑	佐久市塩名田 542-1	58-0223	384-2102	浅科
浅科中学校	佐久市八幡 150	58-2101	384-2106	浅科

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
浅科小学校	佐久市甲 2003-1	58-2102	384-2104	浅科
学校給食浅科センター	佐久市甲 2003-1	58-2103	384-2104	浅科
浅科図書館	佐久市八幡 229	58-4321	384-2106	浅科
交流文化館浅科	佐久市八幡 229	58-3304	384-2106	浅科
浅科多目的屋内運動場	佐久市塩名田 1155-1	58-0444	384-2102	浅科
浅科公民館（浅科会館）	佐久市甲 1359 - 3	58-3957	384-2104	浅科
浅科人権文化センター	佐久市甲 905-1	58-2039	384-2104	浅科
道の駅ほっとぱ〜く・浅科	佐久市甲 2177-1	58-0581	384-2104	浅科
五郎兵衛記念館	佐久市甲 14-1	58-3118	384-2104	浅科
療育支援センター	佐久市御馬寄 1359-4	58-1011	384-2103	浅科
浅科ふれあいホーム	佐久市塩名田 548-5	58-4436	384-2102	浅科
佐久市望月支所	佐久市望月 263	53-3111	384-2202	望月
川西消防署	佐久市協和 132-2	53-0119	384-2204	望月
春日出張所	佐久市春日 2714-1	53-2074	384-2205	望月
望月地域 コミュニティセンター	佐久市望月 143-1	-	384-2202	望月
布施地域 コミュニティセンター	佐久市布施 1701-1	-	384-2203	望月
御鹿の郷地域 ふれあいセンター	佐久市春日 2714-1	53-2074	384-2205	望月
桜ヶ丘地域 ふれあいセンター	佐久市協和 5254-1	-	384-2204	望月
協和財産区事務所	佐久市協和 5254-2	53-2021	384-2204	望月
春日財産区事務所	佐久市望月 263	53-3111	384-2202	望月
望月総合体育館	佐久市望月 1630-2	53-6060	384-2202	望月
望月図書館	佐久市望月 263	53-0230	384-2202	望月
望月公民館 （駒の里ふれあいセンター）	佐久市望月 303	53-2548	384-2202	望月
天来記念館	佐久市望月 305-2	53-4158	384-2202	望月
望月歴史民俗資料館	佐久市望月 247	54-2112	384-2202	望月
望月人権文化センター	佐久市望月 471-12	51-1135	384-2202	望月
観音峯活性化センター	佐久市茂田井 3393-10	53-0880	384-2206	望月
布施体育館 （旧布施小学校）	布施 2151-3	-	384-2203	望月
春日体育館 （旧春日小学校）	春日 2823	-	384-2205	望月
望月中学校	佐久市協和 6925	53-3101	384-2204	望月
望月小学校	佐久市協和 5229	53-2208	384-2204	望月
学校給食望月センター	佐久市協和 6925	53-8180	384-2204	望月
もちづき保育園	佐久市協和 7430-1	54-7430	384-2204	望月
望月児童館	佐久市協和 5267-2	53-1155	384-2204	望月
佐久市社会福祉協議会 望月支所	佐久市望月 263	51-1520	384-2202	望月

機関名	所在地	電話番号	郵便番号	備考
望月老人福祉センター	佐久市望月 1626-2	53-4033	384-2202	望月
望月総合支援センター	佐久市望月 317-2	51-1515	384-2202	望月
望月デイサービス センター（駒）	佐久市望月 317-2	51-1525	384-2202	望月
望月麦・大豆等 生産振興センター	佐久市望月 1600	-	384-2202	望月
布施出張診療所	佐久市布施 2151-3	53-2890	384-2203	望月
国民宿舎もちづき荘	佐久市春日 5921	52-2515	384-2205	望月
交流促進センターゆざわ荘	佐久市春日 5924-4	52-2515 (もちづき 荘)	384-2205	望月
布施温泉	佐久市布施 1228	53-0181	384-2203	望月
川西保健衛生施設組合 (事務局・衛生センター)	東御市下之城 1400-2	0268-67- 2110	389-0405	望月
川西保健衛生施設組合 (清掃センター)	佐久市望月 2114-4	53-5679	384-2202	望月
川西保健衛生施設組合 (粗大ごみ処分場)	佐久市印内 2179-18	54-2610	384-2201	望月
望月土づくりセンター	佐久市協和 3597-339	53-7910	384-2202	望月

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

13-2 消防施設状況

1 消防施設

(危機管理課調)

所 属 別		佐久消防署	北部消防署	川西消防署	
項目					
消 防 車 両	消防ポンプ自動車	0	0	1	
	水槽付消防ポンプ自動車	1	1	1	
	化学消防車	1	0	0	
	小型動力ポンプ付水槽車	1	0	1	
	はしご付き消防自動車	1	0	0	
	救助工作車	1	0	0	
	ポンプ付救助工作車	0	1	0	
	高規格救急車	3	2	2	
	指令車	1	1	1	
	防火広報車	2	1	1	
	資機材積載車	0	1	1	
消 防 水 利	防火水槽	40 m³未満	81	19	49
		40 m³以上	124	14	58
	消火栓	地上式	6	1	454
		地下式	1746	436	280

2 消防団施設状況総計表

(危機管理課調)

消防車両等	消防ポンプ自動車		14
	小型動力ポンプ付普通積載車		2
	小型動力ポンプ付軽積載車		48
	小型動力ポンプ（単独型）		63
	捜索車		1
	広報車		1
	連絡車		1
消防施設	警鐘楼		153
	詰所		74
	車庫及び器具置場		102
	水防倉庫		18
消防水利	防火水槽	40 m ³ 未満	149
		40 m ³ 以上	196
	消火栓	地上式	461
		地下式	2462

3 消防団の現有施設

所 属			消防車両区分	小型 動力 ポンプ	警鐘楼	詰所	器具 置場 /車庫
(浅間・東地区) 第一方面隊	(平根地区) 第1分団	1部	上平尾	軽積載車	1	1	1
			下平尾		1		1
			横根		1	1	
	(三井地区) 第2分団	2部	新子田	軽積載車	1	1	1
			伊勢林		1	1	1
			香坂西地	軽積載車	1	1	1
			香坂東地		1		1
			安原		1		1
	(志賀地区) 第3分団	3部	駒込		1		1
			五十貫			1	
			八重久保				1
			志賀上宿		1	1	
			志賀中宿	軽積載車	1	1	1
			志賀下宿		1	1	1
	(岩村田・小田井地区) 第4分団	4部	相生町 (砂田・下宿)		1	2	1
			稻荷町		1		1
			上ノ城		1	1	1
			猿久保		1		1
			花園・大和町		1		1
		5部	荒宿		1	1	
			住吉町	消防ポンプ自動車		1	
			長土呂	軽積載車	1	1	
			本町・西本町		1	1	1

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

所 属				消防車両区分	小型 動力 ポンプ	警鐘楼	詰所	器具 置場 /車庫
(浅間・東地区) 第一方面隊	(岩村田・小田井地区) 第4分団	6部	小田井下宿・荒田		1	1		1
			西屋敷		1	1	1	
	(中佐都地区) 第5分団	7部	赤岩	軽積載車	1	1		1
			上塚原		1	1		1
			上塚原農協前					1
			下塚原			1		1
			常田			1	1	
			根々井		1	1	1	
			根々井塚原	軽積載車	1	1	1	1
			平塚			1	1	
	(高瀬地区) 第6分団	8部	今井			1	1	
			大和田		1	1	1	
			落合	軽積載車	1	1	1	
			北岩尾			1		1
			三河田		1	1	1	
			南岩尾		1	1	1	
			横和		1	1	1	
(中込・野沢地区) 第二方面隊	(野沢地区) 第7分団	9部	取出町			1	1	
			取出町・相生					1
			本新町	軽積載車	1	1	1	
			野沢	消防ポンプ自動車		1	1	
		10部	鍛冶屋		1	1		1
			高柳					1

所 属				消防車両区分	小型 動力 ポンプ	警鐘楼	詰所	器具 置場 /車庫
(中 込・ 野沢 地 区) 第二 方面 隊	(野 沢 地 区) 第 7 分団	11 部	跡部		1	1		1
			上桜井・中桜井・ 下桜井	軽積載車	1	1	1	2
			三塚・泉野		1	1	1	
	(岸 野 地 区) 第 8 分団	12 部	相浜			1	1	
			今岡	軽積載車	1	1	1	
			熊久保			1		1
			下平			1	1	
		13 部	下県	消防ポンプ自動車		1	1	
			沓沢			1	1	
			五本木			1	1	
			竹田・糠尾	軽積載車	1	1	1	
			日向			1	1	
			平井	軽積載車	1	1	1	
			東立科			1		
	(前 山 地 区) 第 9 分団	14 部	小宮山		1	1		1
			前山南		1	1		1
			前山北中	消防ポンプ自動車		1	1	
		15 部	大沢新田			1	1	
			大地堂		1	1		1
			大沢上町	軽積載車	1	1	1	
			地家					1
			大沢下町					1
	(中込 地区) 第 10 分団	16 部	佐太夫町		1	1		1
			橋場	消防ポンプ自動車		1	1	

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

所 属				消防車両区分	小型 動力 ポンプ	警鐘楼	詰所	器具 置場 /車庫
(中 込・ 野沢 地区) 第二 方面 隊	(中 込地 区) 第 10 分 団	16 部	中込新町					1
			三家					1
		17 部	石神	軽積載車	1	1	1	
			権現堂			1		1
			杉ノ木		1	1	1	
			中込原		1			1
			三石・前林			1		1
	(平 賀地 区) 第 11 分 団	18 部	太田部		1	1	1	
			常和		1	1	1	
			平賀上宿		1	1		1
			平賀中宿	消防ポンプ自動車		1	1	
			平賀新町		1		1	
		19 部	瀬戸	軽積載車	1	1	1	
			西耕地			1	1	
			北耕地			1		1
			荒家			1		
	(内 山地 区) 第 12 分 団	20 部	朮水		1	1		1
			松井		1	1	1	
			本郷	消防ポンプ自動車		1	1	
		21 部	相立	軽積載車	1	1		1
			大月		1	1		1
			黒田		1	1		1
			中村			1		1
			苦水			1	1	

所 属				消防車両区分	小型 動力 ポンプ	警鐘楼	詰所	器具 置場 /車庫
(臼 田地 区) 第三 方面 隊	(臼 田地 区) 第 13 分団	22 部	稲荷			1		
			中央	軽積載車	1		1	
		23 部	住吉	軽積載車	1	1		1
		24 部	下荒	軽積載車	1	1	1	
	(切 原地 区) 第 14 分団	25 部	下小田切	軽積載車	1	1		1
			滝		1			1
		26 部	中小田切	消防ポンプ自動車		1	1	
			北川		1	1		1
		27 部	湯原	軽積載車	1	1		2
			湯原新田			1		1
		28 部	上小田切西	普通積載車	1	1		1
			上小田切			1		
	(田 口地 区) 第 15 分団	29 部	上中込		1			1
			清川		1	1		
			原	軽積載車	1	1	1	
		30 部	下町	消防ポンプ自動車		1	1	
			丸山		1			1
			宮代		1	1		1
		31 部	三分		1	1		1
			下越	消防ポンプ自動車	1	1	1	
			馬坂					1
	(青 沼地 区) 第 16 分団	32 部	入澤上				1	
			入澤下	軽積載車 (2)	2	1		2
			赤谷					1

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

所 属			消防車両区分	小型 動力 ポンプ	警鐘楼	詰所	器具 置場 /車庫
(臼 田地 区) 第三 方面 隊	(青 沼地 区) 第 16 分団	33 部	岩水	軽積載車	1	1	1
			三条		1		1
			青沼	消防ポンプ自動車		1	1
			十日町				1
(浅 科地 区) 第四 方面 隊	(中 津地 区) 第 17 分団	34 部	塩名田	軽積載車	1	1	1
			塩名田 (舟久保)		1		1
			御馬寄	軽積載車	1	1	1
			御馬寄 (駒寄)		1		1
	(甲 地 区) 第 18 分団	35 部	上原	軽積載車	1	1	1
			下原	軽積載車	1	1	1
			下原 2		1		
			中原	軽積載車	1	1	1
	(御 牧地 区) 第 19 分団	36 部	御牧原	軽積載車	1	1	1
			矢島	軽積載車	1	2	1
			八幡	軽積載車	1	1	1
			八幡 (入の沢)		1		1
(望 月地 区) 第五 方面 隊	(本 牧地 区) 第 20 分団	37 部	望月中央	消防ポンプ自動車		1	1
			望月下	軽積載車	1		1
		38 部	印内・印内原	軽積載車	1	2	1
			観音寺		1		1
	(布 施地 区) 第 21 分団	39 部	茂田井	軽積載車	1	1	1
			式部		1	1	1
			牧布施		1	1	1
			御牧原・百沢	軽積載車	1	2	2
			入布施	消防ポンプ自動車		1	1

所 属			消防車両区分	小型 動力 ポンプ	警鐘楼	詰所	器具 置場 /車庫
(望月地区) 第五方面隊	(布施地区) 第21分団	40部	大木	1	1		1
			雁村	1	1		1
			中居		1		1
			抜井	軽積載車	1	1	1
			長者原	1	1		1
			藤巻	軽積載車	1	1	1
	(春日地区) 第22分団	41部	下の宮	軽積載車	1	1	1
			高橋	1	1		1
			大西		1		
			向反	1			1
			堀端	軽積載車	1	1	1
		42部	新田	1	1		1
			竹の城	1	1		1
			湯沢	軽積載車	1	2	1
		43部	南春	軽積載車	1	1	1
			東春	1			1
	(協和地区) 第23分団	44部	片倉	普通積載車	1	1	1
			天神	1	1		1
			比田井	1	2		1
		45部	協東	1	1		1
			高呂	1	2		1
		46部	大谷地	1	2		1
			協西	軽積載車	1	2	2
		47部	小平・三井	軽積載車	1	2	2

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

合計	消防ポンプ自動車	14 台	113 台	153 箇所	74 箇所	102 箇所
	普通積載車	2 台				
	軽積載車	48 台				
	小型動力ポンプ	63 台				

- 1 詰所については、器具置場一体型を含む
- 2 器具置場については、独立型のみ

佐久市消防団組織図



⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

消防無線配置状況

佐久消防署

消防無線配置状況			
無線局区分	呼び出し名称	配置場所	実装周波数チャンネル
卓上型	消防佐久 1	佐久消防署庁舎内	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久指令 1	指令車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久化学 1	化学消防車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久水槽 1	小型動力ポンプ付水槽車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久救助 1	救助工作車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久救急 1	高規格救急車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久救急 2	高規格救急車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久救急 3	高規格救急車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久広報 1	防火広報車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	佐久広報 2	防火広報車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	佐久 30		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	佐久 31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	佐久 32		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	佐久 33		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	佐久 34		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	佐久 35		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	佐久 36		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8

北部消防署

消防無線配置状況			
無線局の区分	呼び出し名称	配置場所	実装周波数チャンネル
卓上型	消防北部 1	北部消防署庁舎内	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	北部指令 1	指令車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	北部タンク 1	水槽付消防ポンプ自動車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	北部ポンプ 1	ポンプ付救助工作車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	北部救急 1	高規格救急車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	北部救急 2	高規格救急車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	北部広報 1	防火広報車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	北部資材 1	資機材運搬車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 30		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 32		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 33		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 34		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 35		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 36		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 37		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 38		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 39		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 40		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	北部 41		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

川西消防署

消防無線配置状況			
無線局の区分	呼び出し名称	配置場所	実装周波数チャンネル
卓上型	消防川西 1	川西消防署庁舎内	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西指令 1	指令車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西タンク 1	水槽付ポンプ自動車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西ポンプ 1	消防ポンプ自動車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西水槽 1	小型動力ポンプ付水槽車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西資材 1	資機材運搬車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西救急 1	高規格救急車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西救急 2	高規格救急車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
車載型	川西広報 1	防火広報車	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 30		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 32		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 33		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 34		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 35		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 36		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 37		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
携帯型	川西 38		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8

13-3 自主防災組織の組織化状況

(令和8年1月現在)

地域名	No.	区名	結成年月日	地域名	No.	区名	結成年月日
浅間地域	1	長土呂	H 1 4 . 6 . 5	浅間地域	31	南岩尾	H 1 2 . 4 . 1
	2	住吉町	H 9 . 1 2 . 6		32	今 井	H 2 1 . 4 . 1
	3	本 町	H 3 0 . 4 . 1 7		33	三河田	H 8 . 1 . 1 7
	4	西本町	H 1 9 . 6 . 9		34	横 和	H 1 8 . 3 . 1
	5	荒 宿	H 1 0 . 3 . 2 2		35	白 山	H 1 . 4 . 1
	6	稲荷町	H 9 . 1 2 . 2 0	野沢地域	36	田 町	H 1 6 . 9 . 1
	7	大和町	H 1 8 . 9 . 5		37	野沢本町	H 7 . 8 . 2 6
	8	花園町	H 1 0 . 1 . 1		38	中小屋	H 8 . 4 . 1
	9	上の城	H 1 8 . 1 0 . 1 5		39	十二町	H 1 9 . 5 . 1
	10	相生町	H 1 0 . 2 . 1		40	原	H 1 0 . 2 . 1
	11	一本柳	H 8 . 4 . 1		41	鍛冶屋	H 7 . 8 . 2 3
	12	猿久保	H 1 7 . 4 . 1		42	高 柳	H 1 0 . 2 . 1
	13	猿久保東	H 1 8 . 6 . 1 4		43	取出町	H 8 . 4 . 1
	14	西屋敷	H 2 5 . 2 . 1		44	本新町	H 2 5 . 2 . 2 4
	15	小田井下宿	H 1 3 . 4 . 1		45	跡 部	H 1 6 . 1 . 2 5
	16	荒 田	H 2 2 . 4 . 1		46	三 塚	H 1 6 . 4 . 1
	17	横 根	H 2 0 . 4 . 1		47	泉 野	H 1 0 . 2 . 1
	18	上平尾	H 1 9 . 4 . 1		48	上桜井	H 8 . 7 . 1
	19	下平尾	H 1 0 . 3 . 1		49	中桜井	
	20	赤 岩	H 1 0 . 4 . 1		50	下桜井	
	21	常 田	H 1 9 . 1 2 . 1 0		51	北桜井	H 1 0 . 4 . 1
	22	平 塚	H 1 6 . 9 . 2 6		52	今 岡	
	23	根々井	H 1 4 . 4 . 1		53	下県東	H 1 5 . 4 . 7
	24	根々井塚原	H 2 0 . 4 . 1		54	下県西	
	25	上塚原	H 1 3 . 4 . 1		55	相 浜	H 9 . 8 . 1 0
	26	下塚原	H 1 0 . 1 . 1 5		56	平 井	H 1 0 . 2 . 1
	27	大 塚	H 1 0 . 3 . 1		57	沓 沢	H 1 0 . 4 . 1
	28	大和田	H 1 9 . 8 . 1		58	糠 尾	H 1 0 . 4 . 1
	29	落 合	H 1 9 . 6 . 1		59	日 向	H 9 . 3 . 1
	30	北岩尾	H 1 6 . 4 . 1		60	竹 田	H 2 0 . 1 0 . 1

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

地域名	No.	区名	結成年月日	地域名	No.	区名	結成年月日
野沢地域	61	下 平	H 1 0 . 1 . 1 5	中込地域	91	中込新町	H 2 1 . 7 . 1
	62	熊久保	H 1 0 . 1 . 1 9		92	西耕地	H 7 . 6 . 1
	63	東立科	H 1 0 . 4 . 1		93	瀬戸中	H 1 3 . 4 . 1
	64	小宮山	H 1 1 . 8 . 1		94	瀬戸東	H 1 3 . 4 . 1
	65	弥生が丘	H 1 1 . 7 . 2 6		95	瀬戸南	H 1 3 . 4 . 1
	66	前山北中	H 1 1 . 7 . 1		96	北耕地	H 1 1 . 7 . 1
	67	前山南	H 1 2 . 4 . 1		97	平賀新町	H 1 0 . 4 . 1 8
	68	洞 源	H 2 1 . 4 . 1		98	太田部	H 2 5 . 4 . 1
	69	美 笹			99	常和南	H 9 . 1 2 . 1
	70	泉			100	常和北	
	71	地 家	H 1 8 . 4 . 1 6		101	荒 家	H 1 1 . 8 . 1
	72	大沢下町	H 1 2 . 4 . 1		102	北 口	H 2 6 . 4 . 1
	73	大沢中町	H 8 . 4 . 1		103	平賀下宿	H 1 0 . 8 . 1
	74	大沢上町	H 1 0 . 4 . 1		104	平賀中宿	H 1 5 . 4 . 1
	75	大地堂	H 1 8 . 4 . 1		105	アヴェニュー	H 2 5 . 4 . 1
	76	大沢新田	H 1 8 . 6 . 3 0		106	平賀上宿	H 1 8 . 8 . 1
中込地域	77	杉の木	H 1 3 . 4 . 1	107	松 井	H 1 0 . 3 . 1	
	78	石 神	H 1 0 . 1 2 . 1	108	町 下	H 1 9 . 3 . 1	
	79	権現堂	H 8 . 4 . 1	109	町 中	H 1 9 . 3 . 1	
	80	中央区南町	H 1 3 . 7 . 1	110	町 上	H 1 9 . 3 . 1	
	81	中央区北町第一	H 1 2 . 9 . 1	111	朮 水	H 1 0 . 3 . 1	
	82	中央区北町第二	H 1 4 . 9 . 1	112	中 村	H 1 0 . 3 . 1	
	83	前 林	H 1 5 . 4 . 1	113	相 立	H 1 0 . 4 . 1	
	84	三 石	H 1 4 . 4 . 1	114	苦 水	H 1 0 . 4 . 1	
	85	三家第 1	H 1 6 . 4 . 1	115	大 月	H 1 0 . 4 . 1	
	86	三家第 2		116	黒 田	H 1 0 . 4 . 1	
	87	佐太夫町	H 1 1 . 1 0 . 1	東地域	117	東 地	H 1 0 . 4 . 1
	88	橋場南	H 1 5 . 9 . 2 2		118	西 地	H 1 0 . 9 . 1
	89	橋場西	H 2 1 . 4 . 1		119	安 原	H 1 1 . 9 . 1
	90	橋場東	H 1 9 . 1 1 . 1 2		120	紅雲台	H 8 . 4 . 2 1

地域名	No.	区名	結成年月日	地域名	No.	区名	結成年月日
東地域	121	伊勢林	H 9. 4. 1	臼田地域	151	上小田切	H 2 0. 1. 1 8
	122	駒 場	H 1 1. 7. 1		152	中小田切	H 2 1. 4. 1
	123	新子田	H 8. 4. 1		153	北川	H 2 1. 4. 1
	124	五十貫	H 1 1. 8. 1		154	横山	H 1 8. 4. 1
	125	志賀下宿	H 9. 8. 2 3		155	下小田切	H 2 0. 4. 1
	126	志賀中宿	H 1 0. 4. 1		156	泉ヶ丘	H 2 2. 4. 1
	127	志賀上宿	H 9. 8. 2 8		157	臼田勝間	H 2 1. 8. 2 5
	128	駒 込	H 1 5. 8. 1		158	城山	H 2 2. 4. 1
臼田地域	129	馬坂			159	城下	H 2 1. 4. 1
	130	広川原			160	宮本	H 2 1. 4. 1
	131	丸山	H 2 2. 3. 1 5		161	稲荷	H 2 0. 1 0. 1
	132	宮代	H 2 0. 4. 1		162	中央	H 1 8. 8. 1
	133	川原宿	H 2 0. 4. 1		163	臼田中町	H 2 0. 9. 1
	134	田口中町	H 2 1. 1 2. 1		164	住吉	H 2 1. 9. 1
	135	下町	H 2 0. 7. 1 9		165	伊勢	H 2 0. 9. 1
	136	清川	H 1 8. 8. 1		166	上荒	H 2 2. 1 0. 1
	137	大奈良	H 2 1. 7. 1		167	中荒	H 2 2. 1 0. 1
	138	原	H 2 0. 4. 1		168	下荒	H 2 2. 6. 1 4
	139	上中込	H 1 8. 9. 1		169	諏訪	H 2 0. 5. 2
	140	下越	H 2 0. 1 0. 1		170	美里	H 1 9. 4. 1
	141	竜岡	H 2 0. 9. 1		171	旭ヶ丘	H 2 0. 4. 1
	142	三分	H 2 0. 4. 1		172	平	H 1 8. 1. 1
	143	入沢	H 1 9. 4. 1	浅科地域	173	塩名田	H 1 9. 6. 7
	144	三条	H 1 9. 5. 1		174	御馬寄	H 2 0. 6. 2 2
	145	十日町	H 2 1. 4. 1		175	駒 寄	H 1 9. 4. 1
	146	岩水	H 2 1. 8. 1		176	上 原	H 1 9. 3. 2 5
	147	滝	H 2 1. 4. 1		177	中 原	H 1 9. 4. 1
	148	湯原	H 2 1. 4. 1		178	下 原	H 1 8. 9. 2 0
	149	湯原新田	H 2 1. 4. 1		179	八 幡	H 1 9. 3. 2 4
	150	上小田切西	H 2 1. 4. 1		180	御牧原	H 2 0. 8. 1 7

⑥ 13 防災関係機関及び組織関係

地域名	No.	区名	結成年月日	地域名	No.	区名	結成年月日
	181	矢 島	H 1 9 . 2 . 9		211	中石堂	H 2 1 . 3 . 2 0
望月地域	182	長坂・城下	H 1 9 . 9 . 2 2		212	下の宮	H 2 1 . 4 . 1
	183	東町	H 2 0 . 5 . 1		213	善郷寺	H 1 7 . 1 2 . 4
	184	八千代町	H 1 9 . 1 1 . 1		214	高橋	H 2 0 . 1 2 . 1
	185	神田町・末広町	H 1 9 . 1 2 . 1		215	北春	H 2 0 . 1 0 . 1
	186	金井町	H 2 0 . 1 . 1		216	上新	H 2 1 . 6 . 1 4
	187	栄町	H 1 9 . 9 . 1 6		217	金井	H 2 0 . 1 1 . 1
	188	昭明町	H 1 9 . 1 0 . 1		218	堀端	H 2 1 . 1 . 1
	189	本町・上本町	H 1 9 . 9 . 2 3		219	大西	H 2 1 . 2 . 2 7
	190	西町・県町	H 1 9 . 1 2 . 1 7		220	向反	H 2 1 . 8 . 1
	191	古宮	H 1 9 . 1 0 . 1		221	竹之城	H 2 1 . 8 . 1 5
	192	御桐谷町	H 2 0 . 1 . 3 1		222	新田	H 2 0 . 1 1 . 1
	193	吹上町	H 2 0 . 3 . 1 7		223	湯沢	H 2 0 . 9 . 1
	194	印内	H 2 1 . 6 . 1		224	新町	H 2 0 . 1 0 . 1 5
	195	印内原			225	宮之入	H 2 0 . 1 2 . 8
	196	茂田井	H 1 9 . 1 1 . 1 2		226	三明	H 2 1 . 7 . 1
	197	観音寺	H 1 9 . 1 0 . 1		227	茂沢	H 2 1 . 8 . 1
	198	御牧原	H 2 1 . 7 . 5		228	入新町	H 2 1 . 6 . 1
	199	百沢	H 2 1 . 3 . 2 0		229	岩下	H 2 1 . 3 . 1
	200	牧布施	H 2 0 . 3 . 2		230	入片倉	H 2 1 . 7 . 1
	201	入布施	H 2 0 . 3 . 1		231	片倉	H 2 1 . 6 . 1
	202	式部	H 2 1 . 4 . 2 6		232	西長者原	H 2 1 . 8 . 1
	203	抜井	H 2 1 . 1 . 1		233	比田井	H 2 1 . 4 . 1
	204	中居	H 2 0 . 3 . 9		234	天神	H 2 1 . 3 . 1 5
	205	雁村	H 2 1 . 6 . 1		235	協東	H 2 1 . 4 . 1
	206	大木	H 2 1 . 6 . 1		236	高呂	H 2 0 . 4 . 1
	207	藤巻	H 2 0 . 4 . 1		237	大谷地	H 2 1 . 4 . 1
	208	一の原	H 2 1 . 8 . 1 5		238	協西	H 2 1 . 3 . 2 0
	209	長者原	H 2 1 . 3 . 3 1		239	小平	H 2 1 . 3 . 3 0
	210	東長者原	H 2 0 . 1 . 2		240	三井	H 2 1 . 4 . 1

14 浅間山火山対策関係

14-1 浅間山火山防災協議会 設置要綱

(目的)

第1条 浅間山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に長野県、群馬県（以下「両県」という。）、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村（以下「周辺市町村」という。）が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

（1）浅間山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項

（2）両県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（3）周辺市町村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（4）防災訓練等の活動及び防災意識の啓発活動に関する事項

（5）前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

(組織)

第4条 協議会に会長を1名置く。会長は、別表1中の第1号に掲げる者の協議により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任することができる。

2 会長は、会務を総理する。また、会長が必要と認める場合には構成機関以外の者を協議会に出席させ、助言等を求めることができる。

3 協議会に副会長をおく。副会長は会長が指名し、任期は原則1年とする。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

5 協議会に監事をおく。監事は会長が指名し、任期は原則1年間とする。

6 監事は会計の状況及び会計を監査する。

7 協議会に幹事会を置き、連絡・協議事項について調整する。

8 幹事は協議会の構成機関の職員とし、別表2に掲げる者で構成する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときに招集し、議事進行は会長が務めるものとする。

2 協議会の出席者は第3条の別表1に掲げる者とする。ただし、噴火時等、臨時に開催する場合はこの限りではない。

⑥ 14 浅間山火山対策関係

3 協議会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

4 会議に付すべき議事のうち会長が必要と認めた議事は、協議会の構成員からの書面又は電磁的記録による意思表示により決議できるものとする。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、会議を招集する余裕がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに会議に報告をするものとする。

(コアグループ会議)

第7条 協議会に、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議は別表3に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の者を出席させ、助言等を求めることができる。

3 所掌事項に関する協議が必要とされる場合には、必要に応じコアグループ会議を開催するものとする。

(専門部会)

第8条 協議会に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を置く。

2 事務局は、長野県佐久地域振興局総務管理課及び群馬県総務部危機管理課に交互に置き、期間は1年とする。

3 事務局には事務局長を置き、前項に規定する課の長をもって充てる。

(予算及び予算の執行)

第11条 協議会の経理は協議会の議決を経て予算をもってこれを定め、決算はその認定に付する。

2 本会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

3 予算の執行は会長が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から適用する。

この要綱は、平成21年7月2日から適用する。

この要綱は、平成23年8月16日から適用する。

この要綱は、平成25年8月8日から適用する。

この要綱の名称を「浅間山火山防災対策連絡会議設置要綱」から「浅間山火山防災協議会設置要綱」に改める。

この要綱は、平成25年12月18日から適用する。

この要綱は、平成28年3月28日から適用する。

この要綱は、平成28年10月18日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和1年11月29日から適用する。

この要綱は、令和2年3月19日から適用する。

この要綱は、令和3年3月26日から適用する。

この要綱は、令和4年1月17日から適用する。

この要綱は、令和4年12月19日から適用する。

この要綱は、令和5年12月27日から適用する。

この要綱は、令和7年1月17日から適用する。

この要綱は、令和7年3月28日から適用する。

この要綱は、令和8年1月7日から適用する。

⑥ 14 浅間山火山対策関係

【別表 1】（第 3 条関係）

区分 (法第 4 条第 2 項中 該当する号)	所属	職名（氏名）	備考
都道府県（第 1 号）	長野県	知事	
	群馬県	知事	
市町村（第 1 号）	長野県小諸市	市長	
	長野県佐久市	市長	
	長野県北佐久郡軽井沢町	町長	
	長野県北佐久郡御代田町	町長	
	群馬県吾妻郡長野原町	町長	
	群馬県吾妻郡嬬恋村	村長	
地方気象台等 （第 2 号）	気象庁東京管区気象台	気象防災部長	
	気象庁前橋地方気象台	台長	
	気象庁長野地方気象台	台長	
地方整備局 （第 3 号）	国土交通省関東地方整備局	局長	
陸上自衛隊 （第 4 号）	陸上自衛隊第 1 2 旅団	旅団長	
	陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊	連隊長	
警察（第 5 号）	長野県警察本部	本部長	
	群馬県警察本部	本部長	
消防（第 6 号）	佐久広域連合消防本部	消防長	
	吾妻広域消防本部	消防長	
	高崎市等広域消防局	消防局長	
火山専門家 （第 7 号）	東京大学	名誉教授 荒牧 重雄	
	東京大学	名誉教授 武尾 実	
	（一社）全国治水砂防協会	理事 大野 宏之	
	日本大学	上席研究員 高橋 正樹	
その他（第 8 号）	群馬県高崎市	総務部長	
	群馬県安中市	総務部長	
	内閣府政策統括官（防災担当）	参事官（調査・企画担当）	
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長	
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	所長	
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	所長	
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長	
	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	署長	
	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	署長	
	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	所長	
	国土交通省国土地理院関東地方測量部	部長	
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	隊長	
	長野県警察小諸警察署	署長	
	長野県警察佐久警察署	署長	
	長野県警察軽井沢警察署	署長	
	群馬県警察本部警備部	危機管理対策統括官	
	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	隊長	
	群馬県警察長野原警察署	署長	
	群馬県警察高崎北警察署	署長	
	群馬県警察安中警察署	署長	
	(株)西部・プリンスホテルズワールドワイド鬼押し出し園	嬬恋総支配人	
	しなの鉄道(株)	代表取締役社長	

⑥ 14 浅間山火山対策関係

	(株)白糸ハイランドウェイ	代表取締役	
	東日本高速道路(株)関東支社長野管理事務所	所長	
	西武造園(株)	部長	
	東日本旅客鉄道(株)長野支社	安全企画ユニットリーダー	オブザーバー
	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	安全企画ユニットリーダー	オブザーバー
	浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長	オブザーバー
	佐久広域連合事務局	事務局長	オブザーバー

⑥ 14 浅間山火山対策関係

【別表 2】（第 4 条関係）

区分	【機関名】	役職名	備考
都道府県	長野県危機管理部	危機管理部長	
	長野県建設部砂防課	課長	
	長野県佐久地域振興局	局長	
	長野県佐久建設事務所	所長	
	群馬県	危機管理監	
	群馬県県土整備部砂防課	課長	
	群馬県吾妻行政県税事務所	所長	
	群馬県中之条土木事務所	所長	
	群馬県高崎行政県税事務所	所長	
	群馬県高崎土木事務所	所長	
	群馬県安中土木事務所	所長	
市町村	長野県小諸市	危機管理課長	
	長野県佐久市	危機管理課長	
	長野県北佐久郡軽井沢町	総合政策課長	
	長野県北佐久郡御代田町	総務課長	
	群馬県吾妻郡長野原町	総務課長	
	群馬県吾妻郡嬬恋村	総務課長	
地方気象台等	気象庁東京管区気象台	地震津波火山防災情報調整官	
	気象庁前橋地方気象台	防災管理官	
	気象庁長野地方気象台	防災管理官	
地方整備局等	国土交通省関東地方整備局	防災対策技術分析官	
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	副所長	
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	保全対策官	
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	副所長	
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 1 2 旅団司令部	第 3 部長	
	陸上自衛隊第 1 2 旅団第 1 3 普通科連隊	第 3 科長	
警 察	長野県警察本部警備第二課	課長	
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	副隊長	
	長野県警察小諸警察署	警備課長	
	長野県警察佐久警察署	警備課長	
	長野県警察軽井沢警察署	警備課長	
	群馬県警察本部警備第二課	課長	
	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	中隊長	
	群馬県警察長野原警察署	警備課長	
	群馬県警察高崎警察署	警備課長	
	群馬県警察安中警察署	警備課長	
消 防	佐久広域連合消防本部	警防課長	
	吾妻広域消防本部	警防課長	
	高崎市等広域消防局	警防課長	
その他	群馬県高崎市総務部	防災安全 1 課長	
	群馬県安中市総務部	危機管理課長	
	内閣府政策統括官（防災担当）	企画官（調査・企画担当）	
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長	
	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	統括事務管理官	
	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	統括事務管理官	
	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	国立公園管理官	

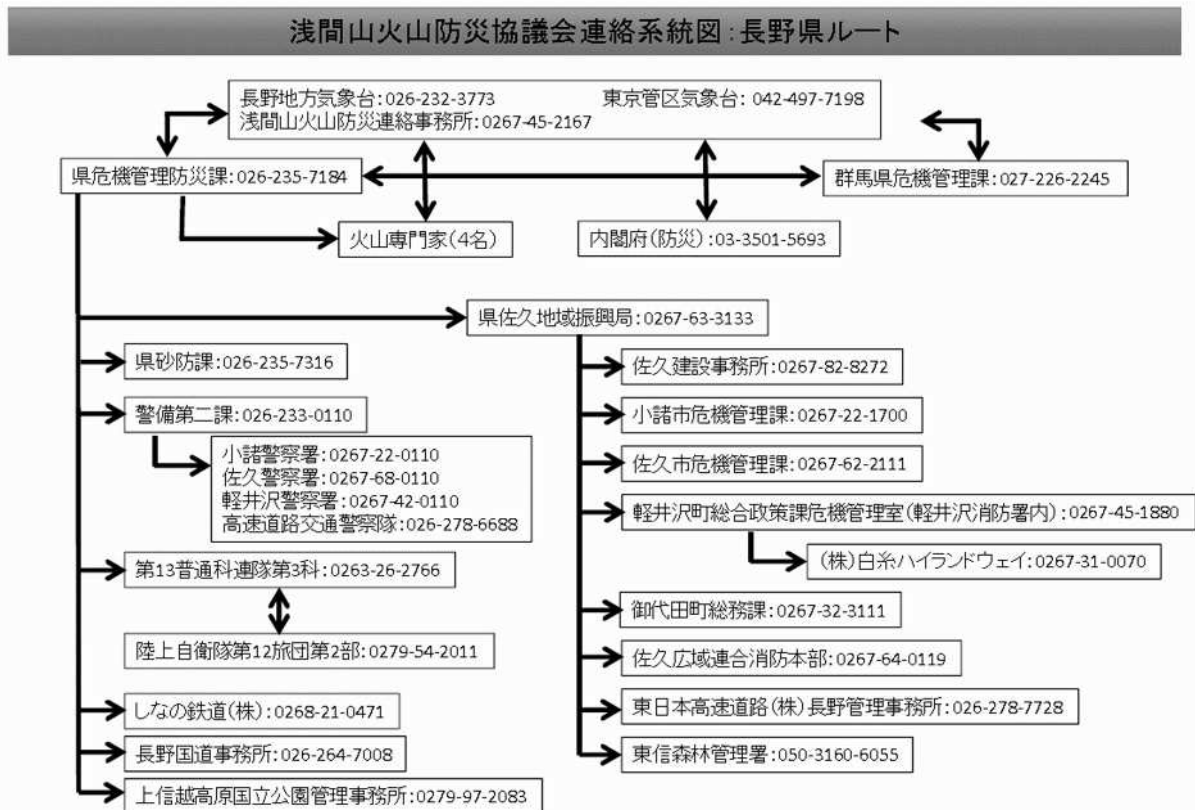
⑥ 14 浅間山火山対策関係

区分	【機関名】	役職名	備考
	国土交通省国土地理院関東地方測量部	防災課長	
	東日本高速道路(株)関東支社長野管理事務所	工務担当課長	
	(株)西部・プリンスホテルワールドワイド 鬼押出し園	アシスタントマネジャー	
	しなの鉄道(株)	運転課長	
	(株)白糸ハイランドウェイ	総務部主任	
	西武造園(株)	課長	
	東日本旅客鉄道(株)高崎支社鉄道事業部安全企画室ユニット	副長(チーフ)	オブザーバー
	東日本旅客鉄道(株)長野支社鉄道事業部安全企画室ユニット	副長	オブザーバー
	浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長	オブザーバー
	佐久広域連合事務局	庶務課長	オブザーバー

【別表3】（第7条関係）

	機 関 名
市町村	群馬県吾妻郡長野原町
	群馬県吾妻郡嬬恋村
	長野県小諸市
	長野県佐久市
	長野県北佐久郡軽井沢町
	長野県北佐久郡御代田町
群馬県	群馬県総務部危機管理課
	群馬県県土整備部砂防課
	群馬県吾妻行政県税事務所
長野県	長野県危機管理部危機管理防災課
	長野県建設部砂防課
	長野県佐久地域振興局
国	内閣府政策統括官（防災担当）
	国土交通省関東地方整備局防災室
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
	気象庁東京管区气象台
	気象庁前橋地方气象台
	気象庁長野地方气象台
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所
火山専門家	荒牧 重雄（東京大学名誉教授）
	武尾 実（東京大学名誉教授）
	大野 宏之（（一社）全国治水砂防協会理事長）
	高橋 正樹（日本大学上席研究員）

14-2 浅間山火山防災協議会関係機関連絡体制



※なお、浅間山火山防災協議会の会長・副会長からの連絡は、群馬県町村が連絡会議会長の場合には嬭恋村に連絡し、嬭恋村から群馬県関係機関に連絡すること。

長野県市町村が連絡会議会長の場合は、軽井沢町・小諸市に連絡し、軽井沢町・小諸市から長野県関係機関に連絡すること。

また、鬼押ハイウェイ、国道146号、チェリーパークライン（市道0106号）、村道鳥居峠車坂線、浅間山荘線（市道1717号）、白糸ハイランドウェイ、林道群馬坂線、町道浅間線等の交通規制を実施する際は、「噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」の別紙1-3道路の具体的な防災対応（レベル3・火口周辺警報）の対応機関が相互に連絡を取り実施すること。

14-3 浅間山の火山活動度レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の 状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。 【天明噴火（1783 年）の事例】 8 月 4 日～5 日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火（1783 年）の事例】 8 月 1 日～3 日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ・積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】 観測事例なし
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火（1783 年）の事例】 7 月 26 日～31 日：中噴火が断続的に発生 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし ・積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の 状況	住民等の行動及 び登山者・入山 者等への対応	想定される現象等
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・山頂火口から中噴火が発生し、4 km 以内に噴石や火砕流が到達。 【2004 年噴火の事例】 9 月 1 日：噴石が山頂火口から約 2.7km まで飛散 【その他の事例】 1973 年 2 月 1 日：噴石が山頂火口から約 2 km まで飛散、火砕流が約 1.5km まで、融雪型火山泥流が 2 km 付近まで到達 1958 年 11 月 10 日：噴石が山頂火口から約 3 km まで飛散、火砕流が約 3 km まで到達 中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004 年 8 月 31 日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973 年 2 月 1 日：地震急増
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・山頂火口から小噴火が発生し、2 km 以内に噴石や火砕流が到達。 【1982 年噴火の事例】 4 月 26 日：噴石が山頂火口から約 1 km に飛散、火砕流が約 1 km まで到達 ・小噴火の発生が予想される。 【2004 年噴火の事例】 7 月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口から 500m 以内に影響する程度の噴出の可能性あり

⑥ 14 浅間山火山対策関係

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4 km 以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね4 km をこえることがある）。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2 km 以内に噴石飛散させる噴火とする。

出典：気象庁HP 浅間山の噴火警戒レベル 令和3年12月

15 その他

15-1 災害対策本部の編制及び事務分掌

1 本部機構図



⑥ 15 その他

2 部長及び班長並びに班員

部名（◎部長）	班名	班長	班員
総務対策部 ◎総務部長	危機管理班	危機管理課長	危機管理係職員
	総務班	総務課長	総務課職員
	秘書班	秘書課長	秘書課職員
	財政班	財政課長	財政課職員
	税務班	税務課長	税務課職員
	収税班	収税課長	収税課職員
	選挙管理委員会・ 監査委員事務局班	選挙管理委員会 事務局長	選挙管理委員会事務局職員 監査委員事務局職員
企画対策部 ◎企画部長	企画班	企画課長	企画課職員
	広報広聴班	広報広聴課長	広報広聴課職員
	情報政策班	情報政策課長	情報政策課職員
	契約班	契約課長	契約課職員
	移住交流推進班	移住交流推進課長	移住交流推進課員
市民健康対策部 ◎市民健康部長	市民班	市民課長	市民課職員
	人権同和班	人権同和課長	人権同和課職員
	健康づくり推進班	健康づくり推進課長	健康づくり推進課職員
	国保医療班	国保医療課長	国保医療課職員
環境対策部 ◎環境対策部長	環境政策課	環境政策課長	環境政策課職員
	生活環境班	生活環境課長	生活環境課職員
	下水道班	下水道課長	下水道課職員
福祉対策部 ◎福祉部長	福祉班	福祉課長	福祉課職員
	子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課職員
	高齢者福祉班	高齢者福祉課長	高齢者福祉課職員
	臼田学園班	臼田学園園長	臼田学園職員
経済対策部 ◎経済部長	農政班	農政課長	農政課職員
	耕地林務班	耕地林務課長	耕地林務課職員
	商工振興班	商工振興課長	商工振興課職員
	観光班	観光課長	観光課職員
	農業委員会事務局班	農業委員会事務局長	農業委員会事務局職員
建設対策部 ◎建設部長	土木班	土木課長	土木課職員
	道路建設班	道路建設課長	道路建設課職員
	都市計画班	都市計画課長	都市計画課職員
	公園緑地班	公園緑地課長	公園緑地課職員
	建築住宅班	建築住宅課長	建築住宅課職員
会計対策部 ◎会計局長	会計班	会計課長	会計課職員
議会对策部 ◎議会事務局長	議会事務局班	議会事務局次長	議会事務局職員
学校教育対策部 ◎学校教育部長	学校教育班	学校教育課長	学校教育課職員
	教育施設班	教育施設課長	教育施設課職員
	学校給食班	学校給食課長	学校給食課職員
社会教育対策部 ◎社会教育部長	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課職員
	文化振興班	文化振興課長	文化振興課職員

部名（◎部長）	班名	班長	班員
社会教育対策部 ◎社会教育部長	スポーツ班	スポーツ課長	スポーツ課職員
	中央図書館班	中央図書館事務長	中央図書館職員
			サングリモ中込図書館職員
			臼田図書館職員
			浅科図書館職員
			望月図書館職員
近代美術館班	近代美術館班	近代美術館事務長	近代美術館職員
			近代美術館職員
病院対策部 ◎病院事務長	浅間総合病院班	浅間総合病院総務課長	浅間総合病院職員
臼田支部対策部 ◎臼田支所長	総務税務班	総務税務係長	総務税務係職員
	市民班 高齢者児童福祉班 健康づくり推進班	市民係長・高齢者児童福祉係長・健康づくり推進係長	市民係・高齢者児童福祉係・健康づくり推進係職員
	経済建設環境班	経済建設環境係長	経済建設環境係職員
	経済建設環境班	経済建設環境係長	経済建設環境係職員
浅科支部対策部 ◎浅科支所長	総務税務班	総務税務係長	総務税務係職員
	市民班 高齢者児童福祉班 健康づくり推進班	市民係長・高齢者児童福祉係長・健康づくり推進係長	市民係・高齢者児童福祉係・健康づくり推進係職員
	経済建設環境班	経済建設環境係長	経済建設環境係職員
	経済建設環境班	経済建設環境係長	経済建設環境係職員
望月支部対策部 ◎望月支所長	総務税務班	総務税務係長	総務税務係職員
	市民班 高齢者児童福祉班 健康づくり推進班	市民係長・高齢者児童福祉係長・健康づくり推進係長	市民係・高齢者児童福祉係・健康づくり推進係職員
	経済建設環境班	経済建設環境係長	経済建設環境係職員
	経済建設環境班	経済建設環境係長	経済建設環境係職員
消防対策部 ◎危機管理課専門幹	消防団班	危機管理課長補佐	消防団係職員

3 各部及び班の事務分掌

部名	班名	事務分掌
総務対策部	危機管理班	1 本部の設置、会議及び閉鎖に関する事。 2 災害に関する予報、警報等の伝達に関する事。 3 指令その他本部長命令に関する事。 4 避難指示等に関する事。 5 無線通信の総括に関する事。 6 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 7 被害情報の取りまとめ及び報告に関する事。 8 県への連絡及び被害報告に関する事。 9 災害救助法の事務、総括に関する事。 10 配備体制に関する事。
	総務班	1 本部及び部の庶務に関する事。 2 各部及び部内各班の連絡調整に関する事。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 職員の動員状況の把握に関する事。 5 出勤者の宿舎、給与及び給食に関する事。 6 他の市町村等からの応援職員の宿舎、手当及び給食に関する事。 7 区長会との連絡調整に関する事。 8 問合せへの対応に関する事。 9 防犯に関する事。
	秘書班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 見舞者及び災害視察者の対応に関する事。
	財政班	1 庁舎及びその付属施設利用者の安全確保に関する事。 2 庁舎及びその付属施設等の応急対策に関する事。 3 市有車両の確保及び配車に関する事。 4 ヘリポート及び車両置場の確保に関する事。 5 災害に係る予算措置に関する事。 6 市有財産の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
	税務班	1 被災者の避難所への誘導に関する事。 2 被災者の把握及び名簿の作成に関する事。 3 本部と被災者の連絡に関する事。 4 住家等（市有建物を除く）の被害状況の調査及び報告に関する事。 5 罹災証明に関する事。 6 被災者の市税に関する相談に関する事。
	収税班	1 税務班の応援 2 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
	選挙管理委員会・監査委員事務局班	1 総務班の応援 2 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。

部名	班名	事務分掌
企画対策部	企画班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 県及び他の市町村に対する応援要請に関する事。 5 自衛隊の派遣要請に関する事。 6 派遣自衛隊との連絡調整に関する事。 7 自衛隊が使用する災害応急対策用資機材の確保に関する事。 8 ふるさと納税に関する事。
	広報広聴班	1 災害の状況及び応急対策等に係る広報に関する事。 2 市ホームページにおける被災の状況及び応急対策等に係る広報に関する事。 3 報道機関との連絡及び対応に関する事。 4 写真、ビデオ等による災害の記録に関する事。 5 佐久市市民活動サポートセンターの利用者の安全確保に関する事。 6 佐久市市民活動サポートセンターの被害調査及び報告に関する事。 7 佐久市市民活動サポートセンターの応急対策に関する事。
	情報政策班	1 公共ネットワークの応急対策、安全確保及び被害状況の調査・報告に関する事。 2 佐久市公衆無線LANの開放に関する事。 3 携帯電話・スマートフォン等の充電に関する事。 4 停電時における本部等のシステム機能に関する事。
	契約班	1 救援物資（食料品等含む）及び災害対策用資機材の調達に関する事。 2 救援物資（食料品等含む）及び災害対策用資機材の供給に関する事。
	移住交流推進班	1 関係機関等との連絡調整に関する事。 2 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 3 外国人の安全確保に関する事。 4 所管施設の応急対策に関する事。 5 所管施設の被害調査及び報告に関する事。

⑥ 15 その他

部名	班名	事務分掌
市民健康対策部	市民班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 5 所管施設の応急対策に関する事。 6 収容避難者名簿作成及び安否確認リストに関する事。 7 遺体の処理、埋葬等に関する事。 8 被災者の安否問合せへの対応に関する事。 9 所管施設の被害調査及び報告に関する事。
	人権同和班	1 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 2 避難所の開設及び管理運営に関する事。 3 所管施設の応急対策に関する事。 4 所管施設の被害調査及び報告に関する事。
	健康づくり推進班	1 被災者の看護及び応急救護に関する事。 2 助産に関する事。 3 被災者の健康相談に関する事。 4 救急医薬品及び衛生材料の確保に関する事。 5 救護所の開設及び管理運営に関する事。 6 支援協定に基づく佐久医師会への救護班の派遣要請及び協力に関する事。 7 救護班の出動要請及び協力活動に関する事。 8 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。
	国保医療班	1 市民班の応援 2 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
環境対策部	環境政策班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 関係機関等との連絡調整に関する事。 5 防疫に関する事。 6 給水活動に関する事。 7 愛玩動物の救護に関する事。 8 食品衛生に関する事。 9 所管施設の安全確保及び施設の保全に関する事。 10 所管施設の応急対策に関する事。
	生活環境班	1 仮設トイレの確保・設置に関する事。 2 トラックの輸送等に関する事。 3 災害廃棄物の処理に関する事。 4 所管する廃棄物処理施設の応急対策に関する事。 5 所管施設の安全確保及び施設の保全に関する事。 6 被災者の消費生活相談に関する事。
	下水道班	1 関係機関等との連絡調整に関する事。 2 生活排水処理施設の被害調査及び応急復旧（計画の作成含む）に関する事。 3 所管施設の安全確保及び施設の保全に関する事。

部名	班名	事務分掌
福祉対策部	福祉班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 民生児童委員との連絡調整に関すること。 5 要配慮者の保護及び避難対策に関すること。 6 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 7 障がい者福祉施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関すること。 8 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 9 炊き出しに関すること。 10 社会福祉協議会との連絡調整及び協力要請に関すること。 11 日赤奉仕団との連絡調整及び協力要請に関すること。 12 ボランティア団体等との連絡調整及び協力要請に関すること。 13 障がい者福祉施設の被害調査及び報告に関すること。 14 災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
	子育て支援班	1 保育園児の安全確保に関すること。 2 所管施設の安全確保及び施設の保全に関すること。 3 所管施設の応急対策に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に関すること。 5 所管施設の被害調査及び報告に関すること。
	高齢者福祉班	1 要配慮者の保護及び避難対策に関すること。 2 高齢者福祉施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関すること。 3 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 4 被災者の健康相談に関すること。 5 所管施設の応急対策に関すること。 6 高齢者福祉施設の被害調査及び報告に関すること。 7 所管施設の被害調査及び報告に関すること。
	臼田学園班	1 所管施設利用者の安全確保及び施設の保全に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 所管施設の被害調査及び報告に関すること。

⑥ 15 その他

部名	班名	事務分掌
経済対策部	農政班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 関係機関等との連絡調整に関する事。 5 農畜産物の応急対策に関する事。 6 家畜伝染病の防疫に関する事。 7 死亡家畜の連絡に関する事。 8 農業者に対する罹災証明に関する事。 9 被災農業者に対する融資に関する事。 10 農畜産物の被害調査及び報告に関する事。
	耕地林務班	1 香坂ダムに関する事。 2 ため池に関する事。 3 林地、治山施設及び林業施設の応急対策に関する事。 4 農地及び農業用施設の応急対策に関する事。 5 死亡鳥獣の対応に関する事。 6 林地、治山施設及び林業施設の被害調査及び報告に関する事。 7 農地及び農業用施設の被害調査及び報告に関する事。
	商工振興班	1 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 2 所管施設の応急対策に関する事。 3 関係機関等との連絡調整に関する事。 4 商工業者に対する罹災証明に関する事。 5 被災商工業者に対する融資に関する事。 6 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 7 商工業関係の被害調査及び報告に関する事。
	観光班	1 観光客の安全確保に関する事。 2 観光施設の応急対策に関する事。 3 関係機関等との連絡調整に関する事。 4 観光施設の被害調査及び報告に関する事。
	農業委員会事務局班	1 耕地林務班の応援 2 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。

部名	班名	事務分掌
建設対策部	土木班	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 関係機関等の連絡調整に関する事。 5 水防対策に関する事。 6 地すべり、崖崩れ等の応急対策に関する事。 7 緊急輸送路の確保及び交通規制に関する事。 8 市道の雪害対策に関する事。 9 道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関する事。
	道路建設班 都市計画班	1 関係機関等との連絡調整に関する事。 2 水防対策に関する事。 3 地すべり、崖崩れ等の応急対策に関する事。 4 緊急輸送路の確保及び交通規制に関する事。 5 市道の雪害対策に関する事。 6 道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関する事。
	公園緑地班	1 公園施設の利用者の安全確保に関する事。 2 公園施設の応急対策に関する事。 3 公園施設の被害調査及び報告に関する事。
	建築住宅班	1 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事。 2 住宅の応急修理に関する事。 3 住宅建設資金等の融資の相談に関する事。 4 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。
会計対策部	会計班	1 災害義援金・支援金の受領及び配分に関する事。 2 部の庶務に関する事。 3 総務班の応援 4 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
議会対策部	議会事務局班	1 部の庶務に関する事。 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 議会への情報提供に関する事。 4 議会関係の視察等に関する事。

⑥ 15 その他

部名	班名	事務分掌
学校教育対策部	学校教育班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 児童及び生徒の安全確保に関すること。 5 所管施設の応急対策に関すること。 6 避難所の開設及び管理運営に関すること。 7 教職員の動員に関すること。 8 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 9 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 10 文教対策に関すること。
	教育施設班	1 学校施設整備全般に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 文教対策に関すること。 5 所管施設の被害調査及び報告に関すること。
	学校給食班	1 学校給食に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 学校給食センターにおいて炊き出しを実施する際の指示に関すること。 4 所管施設の被害調査及び報告に関すること。
社会教育対策部	生涯学習班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 5 所管施設の応急対策に関すること。 6 避難所の開設及び管理運営に関すること。 7 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。
	文化振興班	1 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 文化財の応急対策に関すること。 5 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 6 文化財の被害調査及び報告に関すること。
	スポーツ班	1 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 所管施設の被害調査及び報告に関すること。
	中央図書館班	1 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 所管施設の被害調査及び報告に関すること。

部名	班名	事務分掌
社会教育対策部	近代美術館班	1 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 2 所管施設の応急対策に関する事。 3 所管施設の被害調査及び報告に関する事。
病院対策部	浅間総合病院班	1 部の庶務に関する事。 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 病院施設の利用者の安全確保及び保全に関する事。 4 地域における救護活動に関する事。 5 病院施設の応急対策に関する事。 6 病院施設の被害調査及び報告に関する事。
白田・浅科・望月支部対策部	総務税務班	1 支部の庶務に関する事。 2 支部各班の連絡調整に関する事。 3 各班に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 災害に関する予報、警報等の伝達に関する事。 5 管内の被害情報の取りまとめ及び本部への報告に関する事。 6 支部職員の動員に関する事。 7 避難指示に関する事。 8 無線通信の総括に関する事。 9 災害情報の収集に関する事。 10 支所庁舎及びその付属施設利用者の安全確保に関する事。 11 外国人の安全確保に関する事。 12 支所庁舎及びその付属施設等の応急対策に関する事。 13 管内の被災者名簿の作成に関する事。 14 食料品等の必要品目、数量の把握及び被災者への調達供給に関する事。 15 罹災証明に関する事。 16 本庁各班と連携した対応に関する事。
	市民班 高齢者児童福祉班 健康づくり推進班	1 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 2 管内の社会福祉施設の利用者の安全確保及び施設の保全に関する事。 3 本庁各班と連携した対応に関する事。 4 要配慮者の保護に関する事。 5 被災者の相談窓口に関する事。 6 所管施設の応急対策に関する事。 7 被服、寝具その他生活必需品の必要品目、数量等の把握及び被災者への給与又は貸与に関する事。 8 炊き出しに関する事。 9 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 10 管内の社会福祉施設の被害調査及び報告に関する事。

⑥ 15 その他

部名	班名	事務分掌
白田・浅科・望月支部対策部	経済建設環境班	1 本庁各班と連携した対応に関する事。 2 観光客の安全確保に関する事。 3 水防対策に関する事。 4 地すべり、崖崩れ等の応急対策に関する事。 5 緊急輸送路の確保及び交通規制に関する事。 6 農業用施設並びに農畜産物の応急対策に関する事。 7 林地、治山施設及び林業施設の応急対策に関する事。 8 観光施設の応急対策に関する事。 9 家畜伝染病の防疫に関する事。 10 農地及び農業用施設並びに農畜産物の被害調査及び報告に関する事。 11 林地、治山施設及び林業施設の被害調査及び報告に関する事。 12 商工業関係の被害調査及び報告に関する事。 13 観光施設の被害調査及び報告に関する事。 14 道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関する事。
消防対策部	消防団班	1 消防活動及び水防活動に関する事。 2 消防団との連絡調整に関する事。 3 救急救助活動に関する事。 4 佐久広域連合消防本部及び消防署との連絡調整に関する事。 5 その他災害応急活動に関する事。 6 消防施設の応急対策に関する事。 7 長野県広域消防応援協定に基づく応援要請に関する事。 8 消防施設の被害調査及び報告に関する事。

4 災害対策本部等の標識

佐久市災害対策本部

佐久市
現地災害対策本部

5 本部長等の腕章

(本部長)

本部長
佐久市災害対策本部

(副本部長)

副本部長
佐久市災害対策本部

(本部長付)

本部長付
佐久市災害対策本部

(本部員)

本部員
佐久市災害対策本部

(班長)

班長
佐久市災害対策本部

(その他の職員)

佐久市
佐久市災害対策本部

⑥ 15 その他

15-2 災害救助基準（令和7年度災害救助事務取扱要領参照）

別表

災害救助基準（令和7年4月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 （ホテル・旅館の利用額は@10,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 7,089,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置 した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月） 冬季（10 月～3 月） の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

⑥ 15 その他

表（別表の被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上(1人増すごとに加算)
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った者（応急的処置）		1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）		1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者		当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内		輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者		1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円・中学生生徒 5,800 円・高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内（文房具及び通学用品）15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり大人（12 歳以上）232,200 円以内 小人（12 歳未満）185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等）1 体当たり、3,700 円以内（一時保存）○既存建物借上費： 通常の実費○既存建物以外：1 体当たり 5,900 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

⑥ 15 その他

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理・配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用、避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 まですに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

⑥ 15 その他

15-3 指定緊急避難場所・指定避難所・応急仮設住宅候補地

1 指定緊急避難場所

※想定される災害の種類に対する避難の適否（凡例：適＝○ 2階以上適＝△ 不適＝×）

地区名	番号	施設名	所在地	想定される災害の種類				施設の 面 積 (㎡)	収容 人員 (人)
				地震	洪水	土砂 災害	噴火に伴う 火山現象		
岩村田	1	岩村田児童館	岩村田 2957-1	○	○	○	○	遊戯室 120	80
	2	浅間体育センター	岩村田 1340-3	○	○	○	○	体育館 910	550
	3	浅間会館	岩村田 543	○	○	○	○	会議室等 650	400
	4	長土呂公会場	長土呂 1395-1	○	○	○	○	大広間 200	120
	5	市民交流ひろば	佐久平駅南 4-3 ほか	○	○	○	×	多目的 32,428	—
	6	佐久平浅間児童館	長土呂 1288-1	○	○	○	×	遊戯室 115	65
小田井	7	荒田集会所	小田井 1201	○	○	○	○	研修室 72	45
	8	小田井児童館	小田井 923-16	○	○	○	○	遊戯室 75	45
平根	9	平根保育園	上平尾 847-3	×	○	○	○	遊戯室 129	80
	10	平根児童館	上平尾 953-7	○	○	○	○	遊戯室 89	55
	11	上平尾集会所	上平尾 793-1	×	○	○	○	会議室 75	45
中佐都	12	中佐都保育園	塚原 787-1	×	○	○	○	遊戯室 137	80
	13	中佐都児童館	塚原 815-1	○	○	○	○	遊戯室 89	50
高瀬	14	高瀬保育園	鳴瀬 1371	×	○	×	○	遊戯室 133	80
	15	高瀬児童館	鳴瀬 1378-1	○	○	○	○	遊戯室 89	55
野沢	16	泉保育園	三塚 300-2	×	○	○	○	遊戯室 126	75
	17	こども・子育て支援拠点 施設（野沢児童館併設）	取出町 455-1	○	○	○	○	多目的ホール他 320	195
	18	野沢多目的広場	取出町 480-1	○	○	○	○	交流施設 168	100
	19	泉児童館	三塚 282-3	○	○	○	○	遊戯室 89	55
	20	生涯学習センター （野沢会館）	取出町 183	○	○	○	○	ホール 1,168	700
	21	野沢体育センター	野沢 339-1	○	○	○	○	体育館 1,008	610
岸野	22	岸野児童館	伴野 1474-2	○	○	○	○	遊戯室 89	55
	23	農村環境改善センター	伴野 1802-3	○	○	○	○	体育館 734	445
	24	岸野集会所	根岸 203-1	×	○	○	○	会議室 76	45
大沢	25	大沢保育園	大沢 789-1	○	○	×	○	遊戯室 133	80
	26	大沢地区社会体育館	大沢 789-1	○	○	×	○	体育館 720	435
中込	27	ワークテラス佐久	中込 2336-1	○	×	○	○	オープンラウンジ他 442	265
	28	中込認定こども園	中込 1-10-2	○	○	○	○	遊戯室 263	160
	29	中込児童館	中込 484-1	○	○	○	○	遊戯室 86	50
	30	佐久市勤労者体育館	中込 3384-1	○	○	○	○	体育館 720	435
	31	下水道管理センター	中込 1335	○	×	○	○	会議室 65	40
	32	中込会館 （恵仁会 中込施設内）	中込 1-17-8	○	○	○	○	会議室等 520	300

地区名	番号	施設名	所在地	想定される災害の種類				施設の 面 積 (㎡)	収容 人員 (人)
				地震	洪水	土砂 災害	噴火に伴う 火山現象		
平賀	33	城山保育園	平賀 4195	○	○	○	○	遊戯室 223	135
	34	佐久城山児童館	平賀 5332-2	○	○	○	○	遊戯室 89	55
	35	中央隣保館	瀬戸 1177-2	○	○	○	○	会議室 363	220
	36	佐久総合運動公園	平賀 3011	○	○	○	○	施設面積 97,414	—
内山	37	内山地区社会体育館	内山 5201	○	×	×	○	体育館 583	350
	38	内山集会所	内山 5899-1	×	○	×	○	会議室 133	80
三井	39	東保育園	新子田 880-2	×	○	○	○	遊戯室 139	85
	40	東児童館	新子田 897-1	○	○	○	○	遊戯室 92	55
	41	東地区社会体育館	新子田 1382-1	○	○	○	○	体育館 910	550
	42	香坂集会所	香坂 3113	×	○	×	○	会議室 76	45
	43	東地文化センター	香坂 630-1	○	○	○	○	施設面積 214	129
志賀	44	東会館	志賀 6059-1	○	○	○	○	会議室 338	200
田口	45	総合福祉センター あいとびあ白田	下越 16-5	○	×	○	○	ホール他 662	400
	46	白田体育センター	下越 284	○	×	○	○	体育館 952	575
	47	馬坂特農館	群馬県甘楽郡 南牧村 842-1	×	○	○	○	施設面積 46	30
	48	広川原健康相談室	田口 147-1	○	○	○	○	施設面積 40	25
	49	丸山公民館	田口 914-1	○	○	×	○	施設面積 182	110
	50	宮代公会場	田口 2502-2	○	○	○	○	施設面積 164	100
	51	川原宿集会場	田口 2584	○	×	○	○	施設面積 129	80
	52	中町公会場	田口 2623-4	○	○	○	○	施設面積 67	40
	53	下町公会場	田口 2886-1	×	○	×	○	施設面積 343	210
	54	大奈良公民館	田口 4527	○	○	○	○	施設面積 109	65
	55	原区公民館	田口 4831-1	○	○	○	○	施設面積 99	60
	56	下越公会堂	下越 175-7	×	×	○	○	施設面積 149	90
	57	上中込公会場	田口 6350-3	○	×	○	○	施設面積 113	70
	58	清川公民館	清川 388-3	×	○	×	○	施設面積 158	95
	59	田口児童館	田口 2955	○	○	○	○	施設面積 89	55
	60	龍岡城跡ガイダンス施設	田口 2975-1	○	○	○	○	多目的室他 170	100
	61	川村吾蔵記念館	田口 3112	○	○	○	○	多目的室他 90	55
青沼	62	赤谷公会場	入沢 2495	○	○	×	○	施設面積 50	30
	63	入澤集会所	入沢 1586-1	○	○	×	○	施設面積 291	175
	64	十日町公会場	入沢 1080-1	×	×	○	○	施設面積 190	115
	65	岩水公民館	平林 1109-イ	×	○	×	○	施設面積 76	45
	66	三条公会場	入澤 519-1	○	×	○	○	施設面積 252	150
	67	青沼児童館	入澤 233-2	○	○	○	○	施設面積 89	50

⑥ 15 その他

地区名	番号	施設名	所在地	想定される災害の種類				施設の 面 積 (㎡)	収容 人員 (人)
				地震	洪水	土砂 災害	噴火に伴う 火山現象		
臼田	68	勝間地域公民館	勝間 73-18	○	○	×	○	施設面積 193	115
	69	横山公民館	下小田切 1-2	×	○	○	○	施設面積 75	45
	70	美里区公会場	臼田 1278-8	○	○	○	○	施設面積 142	85
	71	下小田切公会場	下小田切 349-1	○	○	○	○	施設面積 229	140
	72	臼田児童館	臼田 559-1	○	○	○	○	遊戯室 90	55
	73	うすだ健康館	臼田 2175-1	○	○	○	○	ふれあい広場他 290	88
	74	諏訪町公民館	臼田 2073-4	○	○	○	○	施設面積 143	85
	75	臼田総合運動公園 宿泊棟	臼田 3110-1	○	○	○	○	施設面積 1,392	300
切原	76	滝公会場	湯原 1247-3	○	○	○	○	施設面積 70	40
	77	湯原公会場	湯原 731	○	○	×	○	施設面積 226	135
	78	湯原新田公会場	湯原 2673	×	○	×	○	施設面積 79	50
	79	上小田切公会場	上小田切 300-1	○	○	×	○	施設面積 82	50
	80	上小田切西公会場	上小田切 832-1	○	○	×	○	施設面積 84	50
	81	北川本郷公会場	北川 234-1	○	○	○	○	施設面積 80	45
	82	若葉集会所	北川 557-52	○	○	○	○	施設面積 162	100
	83	切原児童館	湯原 30-4	○	○	○	○	遊戯室 86	50
	84	千曲台公会場	北川 525-27	○	○	○	○	施設面積 297	180
中津	85	御馬寄 コミュニティセンター	御馬寄 173	○	○	×	○	施設面積 250	150
	86	駒寄公会場	御馬寄 587-39	○	○	○	○	施設面積 100	60
	87	塩名田区生きがいセンター	塩名田 456-1	○	○	×	○	施設面積 600	365
	88	庄ノ上生活改善センター	御馬寄 925-32	○	○	○	○	会議室他 164	100
	89	浅科多目的屋内運動場	塩名田 1155-1	○	○	○	○	アリーナ 1,000	610
甲	90	上原公会場	甲 2165-3	○	○	○	○	施設面積 150	90
	91	中原構造改善センター	甲 1176-4	○	○	○	○	施設面積 130	80
	92	下原公会場	甲 1351-5	○	○	○	○	施設面積 230	140
	93	あさしな保育園	御馬寄 715-1	○	○	○	○	遊戯室 246	150
	94	あさしな児童館	御馬寄 715-2	○	○	○	○	遊戯室 89	55
	95	道の駅ほっとば〜く・浅科	甲 2177-1	○	○	○	○	駐車場他 3,966	35
南御牧	96	桑山公会場	桑山 728-2	○	○	×	○	施設面積 100	60
	97	入の沢公会場	桑山 585-1	○	○	×	○	施設面積 70	40
	98	御牧原多目的集会場	八幡 1124-3	○	○	○	○	施設面積 200	120
	99	八幡コミュニティセンター	八幡 69-1	○	○	○	○	施設面積 147	70
	100	矢島老人憩いの家	矢島 392	×	×	○	○	施設面積 160	95
本牧	101	望月地域 コミュニティセンター	望月 143-1	○	○	○	○	施設面積 431	260
	102	望月人権文化センター	望月 471-12	○	○	○	○	施設面積 539	325

区名	番号	施設名	所在地	想定される災害の種類				施設の 面積 (㎡)	収容 人員 (人)
				地震	洪水	土砂 災害	噴火に伴う 火山現象		
本牧	103	佐久茂田井自治会館	茂田井 2136-2	○	○	○	○	施設面積 274	165
	104	観音寺公民館	茂田井 3726-1	○	○	○	○	施設面積 132	80
	105	観音峰活性化センター	茂田井 3393-1	○	○	○	○	施設面積 172	104
	106	印内コミュニティセンター	印内 179-1	○	○	×	○	施設面積 95	58
	107	印内公民館	印内 244-1	×	○	×	○	施設面積 151	90
	108	印内原公民館	印内 566-10	×	○	○	○	施設面積 119	70
布施	109	御牧原公民館	布施 8-142	×	○	○	○	施設面積 151	90
	110	百沢公民館	布施 162-4	○	○	×	○	施設面積 106	65
	111	牧布施公民館	布施 501	×	○	×	○	施設面積 134	80
	112	布施地域 コミュニティセンター	布施 1701-1	○	×	○	○	施設面積 357	215
	113	式部公民館	布施 2682-1	×	○	×	○	施設面積 149	90
	114	抜井公民館	布施 3535-1	○	×	×	○	施設面積 280	170
	115	中居創作館	布施 4231-1	×	○	○	○	施設面積 255	155
	116	雁村公民館	布施 4965-1	×	○	×	○	施設面積 140	85
	117	大木公民館	布施 5550-1	○	○	○	○	施設面積 111	65
	118	長者原公民館	布施 5316-1	○	○	○	○	施設面積 158	95
	119	藤巻公民館	布施 4677-3	×	○	○	○	施設面積 121	70
	120	布施温泉	布施 1228	○	○	×	○	大広間他 180	100
春日	121	御鹿の郷 地域ふれあいセンター	春日 2714-1	○	○	○	○	施設面積 1,188	720
	122	下之宮公民館	春日 624-2	○	○	○	○	施設面積 135	80
	123	善郷寺公民館	春日 730-45	○	○	○	○	施設面積 157	95
	124	高橋公民館	春日 446-1	○	○	○	○	施設面積 166	100
	125	向反公民館	春日 1277-1	×	○	○	○	施設面積 196	115
	126	新田公民館	春日 2403-1	×	○	×	○	施設面積 157	95
	127	竹之城公民館	春日 1872-2	○	○	×	○	施設面積 118	70
	128	湯沢公民館	春日 2253-15	×	○	×	○	施設面積 135	80
	129	新町公民館	春日 3311-6	×	○	○	○	施設面積 160	95
	130	入新町公民館	春日 3913-1	×	○	×	○	施設面積 190	115
	131	岩下公民館	春日 4602-3	×	○	×	○	施設面積 149	90
	132	入片倉公民館	春日 4850-2	×	○	×	○	施設面積 163	100
	133	茂沢公民館	春日 3580-2	○	○	×	○	施設面積 92	55
	134	宮之入公民館	春日 3440-4	○	○	×	○	施設面積 118	70
	135	三明公民館	春日 3541-7	×	○	×	○	施設面積 63	40
	136	もちづき荘	春日 5921	○	○	×	○	宴会場他 361	210
	137	ゆざわ荘	春日 5924-4	○	○	×	○	研究室他 188	110

⑥ 15 その他

地区名	番号	施設名	所在地	想定される災害の種類				施設の 面 積 (㎡)	収容 人員 (人)
				地 震	洪水	土砂 災害	噴火に伴う 火山現象		
協和	138	比田井公民館	協和 6683	×	○	○	○	施設面積 370	225
	139	片倉公民館	協和 7291-2	○	○	○	○	施設面積 229	140
	140	天神公民館	協和 8554	○	○	○	○	施設面積 152	90
	141	協東公民館	協和 2404-7	○	○	○	○	施設面積 199	120
	142	高呂公民館	協和 2611-1	○	○	×	○	施設面積 171	100
	143	大谷地公民館	協和 3151-1	×	○	×	○	施設面積 148	90
	144	協西公民館	協和 3347-3	○	○	×	○	施設面積 147	90
	145	小平公民館	協和 1320-1	×	○	×	○	施設面積 198	120
	146	三井公民館	協和 244-1	○	○	○	○	施設面積 202	120
	147	桜ヶ丘地域 ふれあいセンター	協和 5254-1	○	○	○	○	施設面積 742	450
	148	望月児童館	協和 5267-2	○	○	○	○	遊戯室 89	55
	149	もちづき保育園	協和 7430-1	○	○	○	○	遊戯室 207	125

※収容人員については、屋内施設の収容数の目安を表記してあります。

※令和 8 年 3 月 31 日指定解除予定の施設は削除、令和 8 年 4 月 1 日指定予定の施設は追加してあります。

2 指定避難所

地区名	番号	施設名	所在地	想定される災害の種類				施設の 面 積 (㎡)	収容 人員 (人)
				地 震	洪水	土砂 災害	噴火に伴う火 山現象		
岩村田	1	岩村田小学校	岩村田 2641-2	○	○	○	○	体育館他 10,936	1,132
	2	浅間中学校	岩村田 1361	○	○	○	○	体育館他 21,193	1,641
	3	佐久大学	岩村田 2384	○	○	○	○	体育館他 600	360
	4	佐久長聖高等学校	岩村田 951	○	○	○	○	体育館他 2,825	1,710
	5	佐久平交流センター	佐久平駅南 4-1	○	○	○	△	ホール 788	480
	6	佐久平浅間小学校	長土呂 1717	○	○	○	○	ホール他 12,904	1,228
	7	駒場公園	猿久保 55	○	○	○	○	多目的 10,500	—
	8	市民創練センター	猿久保 165-1	○	○	○	○	会議室他 788	490
	9	長野県立武道館	猿久保 165-1	○	○	○	○	ラウンジ他 1,440	870
	10	岩村田高等学校	岩村田 1248-1	○	○	○	○	屋内運動場他 23,905	1,670
平根	11	平根小学校	上平尾 936	○	○	×	○	体育館他 11,009	837
	12	平尾温泉 みはらしの湯	下平尾 2682	○	○	○	○	施設面積 426	250
中佐都	13	中佐都小学校	塚原 808	○	○	○	○	体育館他 9,368	731
高瀬	14	高瀬小学校	鳴瀬 1350-1	○	○	×	○	体育館他 11,432	747
野沢	15	野沢小学校	取出町 472-3	○	○	○	○	体育館他 11,825	1,023
	16	泉小学校	三塚 273-1	○	○	○	○	体育館他 12,184	1,041
	17	野沢中学校	野沢 335-1	○	○	○	○	体育館他 19,040	1,416
	18	野沢北高等学校	野沢 449-2	○	○	○	○	体育館他 13,296	1,640
	19	野沢南高等学校	原 86-1	○	○	○	○	体育館他 18,598	950
岸野	20	岸野小学校	伴野 1725	○	○	○	○	体育館他 8,784	690
	21	道の駅ヘルシーテラス佐久南	伴野 7-1	○	○	○	○	多目的室他 472	200
中込	22	中込小学校	中込 491	○	○	○	○	体育館他 12,087	924
	23	佐久市総合体育館	中込 2939	○	○	○	○	アリーナ 2,436	1,475
平賀	24	佐久城山小学校	平賀 5325-1	○	○	○	○	体育館他 10,428	828
	25	中込中学校	平賀 2313	○	△	○	○	体育館他 20,698	1,555
三井	26	東中学校	新子田 1396-1	○	○	○	○	体育館他 20,029	1,097
志賀	27	東小学校	志賀 6128-1	○	○	○	○	体育館他 13,225	932
田口	28	臼田中学校	下越 286-1	○	△	○	○	体育館他 18,844	1,378
青沼	29	さやか星小学校	入澤 152-1	○	○	○	○	体育館 612	370
臼田	30	佐久平総合技術高等学校 (臼田キャンパス)	臼田 751	○	○	○	○	体育館他 1,661	1,000
	31	旧臼田小学校第2体育館	臼田 264-3	○	○	○	○	体育館他 13,686	600
	32	コスモホール	下小田切 124-1	○	○	○	○	施設面積 5,803	3,500
	33	臼田小学校	下小田切 165-1	○	○	○	○	体育館他 10,146	1,122
切原	34	切原体育館	中小田切 111-1	○	○	○	○	体育館他 800	485

⑥ 15 その他

地区名	番号	施設名	所在地	想定される災害の種類				施設の 面 積 (㎡)	収容 人員 (人)
				地 震	洪水	土砂 災害	噴火に伴う火 山現象		
中津	35	療育支援センター	御馬寄 1359-4	○	○	○	○	施設面積 467	280
	36	浅科保健センター	塩名田 570	○	○	○	○	会議室他 894	540
甲	37	浅科小学校	甲 2003-1	○	○	○	○	体育館他 16,337	791
南御牧	38	浅科中学校	八幡 150	○	○	○	○	体育館他 20,237	1,058
	49	交流文化館浅科	八幡 229	○	○	○	○	施設面積 2,145	1,300
望月	40	胸の里ふれあいセンター	望月 303	○	○	○	○	施設面積 2,117	1,280
	41	長野西高等学校 (望月サテライト校)	望月 276-1	○	○	○	○	体育館他 11,902	510
布施	42	布施体育館	布施 2151-3	○	○	○	○	体育館 600	430
春日	43	春日体育館	春日 2823	○	○	○	○	体育館 607	430
協和	44	望月中学校	協和 6925	○	○	○	○	体育館他 14,003	935
	45	望月小学校	協和 5229	○	○	○	○	体育館他 10,416	902

※収容人員については、屋内施設の収容数の目安を表記してあります。

※令和 8 年 3 月 31 日指定解除予定の施設は削除、令和 8 年 4 月 1 日指定予定の施設は追加してあります。

3 応急仮設住宅候補地

番号	施設名	所在地	施設面積 (m^2)
1	市民交流ひろば	佐久平駅南 4-3	13,650
2	ミレニアムパーク	佐久平駅南 2-1	3,150
3	駒場公園	猿久保 55	8,800
4	旧前山小学校グラウンド	前山 727-1	4,500
5	旧大沢小学校グラウンド	大沢 789-2、977	2,000
6	佐久城山小学校グラウンド	平賀 5325-1	6,125
7	旧内山小学校グラウンド	内山 5206-4	3,900
8	旧志賀小学校グラウンド	志賀 5951-1	3,500
9	シルバーランドみついでグラウンド	新子田 650	4,000
10	コスモホールふるさと広場	下小田切 124-1	2,750
11	稲荷山公園	勝間 108-1	1,400
12	臼田総合運動公園多目的広場	臼田 3124	68,670
13	浅科小学校グラウンド	甲 2003-1	6,800
14	浅科中学校グラウンド	八幡 150	9,600
15	旧本牧小学校グラウンド	望月 775-1	7,225
16	旧布施小学校グラウンド	布施 2151-3	2,700
17	旧春日小学校グラウンド	春日 2796-1 他	4,550
18	佐久市営グラウンド	安原 1493-1	28,285

※災害時は、災害の状況により、上記候補地の中から安全な場所を選定します。

⑥ 15 その他

15-4 応急活動拠点

災害時のそれぞれの応急活動拠点として、次の施設について確保するように努める。

1 福祉避難所

施設区分	地域	施設の名称	電話番号	所在地	備 考
高齢者福祉施設	佐久	老人福祉センター 長寿閣	67-5575	猿久保 248- 1	障がい者、 高齢者等の 要配慮者の 福祉避難所 とする。
	佐久	特別養護老人ホーム シルバーランドみつ	66-6800	新子田 866	
	佐久	特別養護老人ホーム シルバーランドきしの	64-6635	根岸 113-1	
	臼田	臼田総合福祉センター あいとぴあ臼田	81-5555	下越 16- 5	
	浅科	佐久広域老人ホーム 塩名田苑	58-0223	塩名田 542- 1	
	望月	望月総合支援センター	51-1520	望月 617- 2	
	望月	望月老人福祉拠点施設 結いの家	53-8112	望月 326- 4	
	望月	養護老人ホーム 佐久良荘	53-2473	望月 285- 2	
障害支援施設	佐久	佐久の泉 共同作業センター	63-5332	前山 38-1	
	臼田	障害者支援施設 臼田学園	82-2407	北川 557-102	
	臼田	佐久広域救護施設 清和寮	82-2441	北川 557	
	望月	ワークハウス牧	53-6352	望月 1729- 6	
その他	佐久	佐久大学	68-6680	岩村田 2384	
	浅科	浅科保健センター	58-0335	塩名田 570	

2 医療

応急活動区分	地域	施設の名称	電話番号	所在地	備 考
医療	佐久	佐久市保健センター	62-3527	中込 3045- 1	医療・救 護活動の 拠点とす る。
	臼田	広川原健康相談室	-	田口 147- 1	
	浅科	浅科診療所	58-2100	塩名田 570	
	望月	布施診療所	53-2890	布施 2151-3	

3 ボランティア

応急活動区分	地域	施設の名称	電話番号	所在地	備 考
ボランティア	佐久	福祉総合センター	67-2463	猿久保 249- 2	災害ボランティアの活動拠点とする。

4 保健衛生

応急活動区分	地域	施設の名称	電話番号	所在地	備 考
保健衛生	佐久	平尾温泉みはらしの湯	68-0261	下平尾 2682	被災者の入浴施設とする。
	望月	国民宿舎もちづき荘	52-2515	春日 5921	
	望月	交流促進センター ゆざわ荘	52-2515 (もちづき荘)	春日 5924- 4	
	望月	布施温泉	53-0181	布施 1228	

⑥ 15 その他

15-5 「災害時の協力に係る協定」締結指定管理者制度適用施設一覧

(令和7年4月現在)

No.	施設名	住所等	指定管理者	指定 年月日	指定終了 年月日	所管課	避難所種別
1	布施地域コミュニティセンター	布施 1701-1	入布施区	R4. 4. 1	R9. 3. 31	望月支所 総務税務係	指定緊急避難場所
2	浅科保健センター	塩名田 570	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	健康づくり 推進課	指定避難所 福祉避難所
3	臼田共同作業センター	下越 16-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
4	岩村田共同作業センター	岩村田 1880-4	佐久市手をつなぐ 育成会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
5	野沢共同作業センター	取出町 485-3	特定非営利活動 法人つくし	R4. 11. 1	R9. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
6	中込共同作業センター	中込 1-19-2	特定非営利活動 法人 ピアほっとさく	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
7	佐久の泉共同作業センター	前山 38-1	特定非営利活動 法人 ウィズハートさく	R3. 4. 1	R8. 3. 31	福祉課	福祉避難所
8	浅科ふれあいホーム	塩名田 548-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
9	グループホーム しおなだ	塩名田 456	社会福祉法人からし 種の会	R3. 4. 1	R8. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
10	佐久市臼田総合福祉センター あいとぴあ臼田	下越 16-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	指定緊急避難場所 福祉避難所
11	佐久市望月老人福祉センター	望月 1626-2	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし
12	佐久市特別養護老人ホーム シルバーランド みつい	新子田 866	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部長野県済生会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	福祉避難所
13	佐久市特別養護老人ホーム シルバーランド きしの	根岸 113-1	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部長野県済生会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	福祉避難所
14	佐久市特別養護老人ホーム 結いの家	望月 326-4	社会福祉法人望月 悠玄福祉会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	福祉避難所
15	佐久市春日交流センター	春日 2813-1	社会福祉法人望月 悠玄福祉会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし
16	佐久市望月生きがいセンター	望月 405-4	公益社団法人 佐久シルバー人材センター	R4. 4. 1	R9. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし
17	あいとぴあ臼田 デイサービスセンター	下越 16-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし
18	望月デイサービスセンター 駒	望月 317-2	社会福祉法人望月 悠玄福祉会	R7. 4. 1	R11. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし

No.	施設名	住所等	指定管理者	指定 年月日	指定終了 年月日	所管課	避難所種別
19	佐久市望月総合 支援センター	望月 317-2	社会福祉法人望 月悠玄福祉会	R6. 4. 1	R11. 3. 31	高齢者 福祉課	福祉避難所
20	佐久高等職業訓 練校	高柳 354-2	佐久職業訓練協 会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	商工振興課	避難所等の 指定なし
21	野沢商店街 コミュニティセ ンター	原 446-7	のぞわ商店街振 興組合	R4. 4. 1	R9. 3. 31	商工振興課	避難所等の 指定なし
22	ワークテラス佐 久	中込 2336-1	株式会社M o S A K U	R5. 4. 1	R10. 3. 31	商工振興課	指定緊急避 難場所
23	プラザ佐久	佐久平駅東 1- 1	一般社団法人佐 久市振興公社	R7. 4. 1	R12. 3. 31	観光課	避難所等の 指定なし
24	佐久市国民宿舍 もちづき荘	春日 5921	一般社団法人佐 久市振興公社	R7. 4. 1	R9. 3. 31	観光課	指定緊急避 難場所
25	佐久市交流促進 センターゆざわ 荘	春日 5924-4	一般社団法人佐 久市振興公社	R7. 4. 1	R9. 3. 31	観光課	指定緊急避 難場所
26	佐久市布施温泉	布施 1228	一般社団法人佐 久市振興公社	R7. 4. 1	R12. 3. 31	観光課	指定緊急避 難場所
27	ほっとぱーく・ 浅科	甲 2177-1	有限会社ブラウ ンエッグファーム	R7. 4. 1	R12. 3. 31	観光課	指定緊急避 難場所
28	佐久市温水利用 型健康運動施設 (平尾温泉みは らしの湯)	下平尾 2682 (平尾山公園 内)	平尾温泉株式会 社	H27. 6. 3 0	R13. 3. 31	観光課	指定避難所
29	ヘルシーテラス 佐久南	佐久市伴野 7- 1	佐久浅間農業協 同組合	R4. 4. 1	R9. 3. 31	観光課	指定避難所
30	平尾山公園	下平尾 2681	佐久平尾山開発 株式会社	R5. 4. 1	R10. 3. 31	公園緑地課	避難所等の 指定なし
31	市民交流ひろば	佐久平駅南 4- 3	特定非営利活動 法人 さくのわ花物語	R6. 4. 1	R11. 3. 31	公園緑地課	指定緊急避 難場所
32	野沢多目的広場	取出町 480-1	一般社団法人十 色	R7. 4. 1	R9. 3. 31	公園緑地課	指定緊急避 難場所
33	佐久市総合体育 館	中込 2939	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所
34	佐久市勤労者体 育館	中込 3384-1	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避 難場所
35	東地区社会体育 館	新子田 1382-1	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避 難場所

⑥ 15 その他

No.	施設名	住所等	指定管理者	指定 年月日	指定終了 年月日	所管課	避難所種別
36	内山地区社会体育館	内山 5201	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
37	大沢地区社会体育館	大沢 789-1	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
38	浅間 体育センター	岩村田 1340-3	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
39	野沢 体育センター	野沢 339-1	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
40	臼田 体育センター	下越 284	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
41	臼田総合運動公園宿泊棟	臼田 3110-1	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
42	浅科多目的屋内運動場	塩名田 1155-1	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
43	布施体育館	布施 2151-3	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所
44	春日体育館	春日 2823	特定非営利活動 法人 佐久市スポーツ 協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所
45	佐久総合運動公園マレットゴルフ場	平賀 3011	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
46	佐久総合運動公園陸上競技場	平賀 3011	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
47	佐久総合運動公園野球場	平賀 3011	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
48	駒場公園	猿久保 55	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所

15-6 防災会議条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 182 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定により、佐久市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐久市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 佐久広域連合消防本部消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の職員及び自主防災組織（住民等が自主的に組織し、地域の防災活動を行う団体をいう。）を構成する者又は学識経験者のうちから、市長が委嘱する者

6 前項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

15-7 佐久市災害対策本部条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 183 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定により、佐久市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

15-8 佐久市水防協議会条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 191 号
改正 平成 24 年 12 月 21 日条例第 34 号

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条の規定により、佐久市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（会長の職務等）

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 3 条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても委員を免じ、又は解職することができる。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事及び書記）

第 5 条 協議会に幹事及び書記それぞれ若干人を置き、会長がこれを任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受けて、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

3 書記は、会長の命を受けて、所掌事務に従事する。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

⑥ 15 その他

15-9 佐久市防災行政同報無線通信施設条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 184 号
改正 令和 4 年 9 月 29 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 災害等緊急時の迅速かつ的確な情報の伝達及び広報活動を行うことにより、住民の福祉の増進に資するため、佐久市防災行政同報無線通信施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(名称、構成施設及び設置場所)

第 2 条 無線施設の名称、構成施設及び設置場所は、次のとおりとする。

名 称	構 成 施 設	設 置 場 所
佐久防災行政 同報無線局	佐久送信所	佐久市中込 3056 番地
	望月中継所	佐久市望月 1807 番地 5
	荒船中継所	佐久市内山 352 番地 1
	屋外拡声子局	市長が指定した位置
	戸別受信子局	市長が指定した位置

(業務)

第 3 条 無線施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡
- (2) 災害予防並びに気象予報及び警報の伝達
- (3) 広報及び公示事項の伝達
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項の伝達

(区域)

第 4 条 前条の業務を行う区域は、市内全域とする。

(受信機の貸与等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の臼田町防災行政無線通信施設設置条例（平成 11 年臼田町条例第 2 号）又は浅科村防災行政無線施設（同報無線）の設置及び管理に関する条例（平成 16 年浅科村条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。